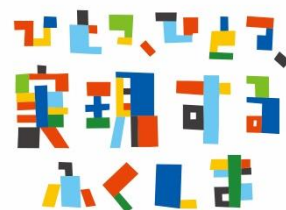


福島県

こどもまんなか

プラン

令和 7 年度 令和 11 年度
2025 >>> 2029



令和 7 年 4 月
福島県



〈目次〉

第1章 こどもの権利とこどもまんなか社会

1 こどもの権利	3
2 こども基本法とこどもまんなか社会	4
3 福島県のこども計画策定経緯	5

第2章 計画の基本的事項

1 計画の位置付け	9
2 こども関連計画との一体化	10
3 こども施策とその対象	12
4 計画の期間	14

第3章 計画の特徴

1 こどもの意見の反映	17
2 こどものライフステージを軸とした施策構成	18
3 「子育て当事者」の幸福度分析	19
4 「こども」の幸福度分析	22
5 「こどもまんなか」に向けた重点テーマ	24

第4章 計画の理念と基本方針

1 計画の基本理念	29
2 計画の基本方針	30
3 計画の基本構造・構成	34
4 計画の指標	35

第5章 計画の基本的施策

I こどもまんなかふくしまの実現に向けた重要施策

1 こども・若者の権利保障の推進	45
1-1 こどもの権利の尊重と普及啓発	45
1-2 こども・若者の意見表明と社会参画の推進	49
2 こども・若者の健やかな成長のための環境づくり	52
2-1 多様な遊びや体験活動の推進	52
2-2 青少年健全育成の推進	59



3	こどもまんなかまちづくり.....	60
4	こども・若者が活躍できる機会づくり.....	65
5	こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消.....	69
6	こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供.....	72
6-1	プレコンセプションケアの推進.....	72
6-2	慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援.....	74
7	こどもの貧困対策.....	75
8	援助を必要とするこどもや家庭への支援.....	79
8-1	障がい児支援・医療的ケア児等への支援.....	79
8-2	児童虐待防止対策の強化.....	85
8-3	社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援.....	90
8-4	ヤングケアラーへの支援.....	93
9	犯罪などの危険からこどもを守る取組.....	96
II こどもの育ちに応じた施策		
1	こどもの誕生前から幼児期まで.....	102
1-1	妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保.....	102
1-2	こどもの育ちの保障と遊びの充実.....	110
2	学童期・思春期.....	117
2-1	こどもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育の充実.....	117
2-2	こどもの居場所づくり.....	124
2-3	小児医療体制やこころのケアの充実.....	128
2-4	将来の自立に向けた情報提供や教育.....	132
2-5	いじめ防止と不登校のこどもへの支援.....	136
3	青年期.....	138
3-1	高等教育の修学支援やキャリア形成支援.....	138
3-2	就労支援、雇用と経済的基盤の安定.....	140
3-3	出会い・結婚の希望をかなえる支援の充実.....	145
3-4	悩みや不安を抱える若者やその家族への支援.....	151
III 家族をまるごと応援するための施策		
1	子育てや教育に関する経済的負担の軽減.....	152
2	地域ぐるみでの子育て支援と家庭教育支援.....	154
3	仕事と育児の両立、共働き・共育での推進.....	158
4	ひとり親家庭への支援.....	166
IV 東日本大震災からの復興		
1	震災からの復興に向けた取組の支援.....	170
2	こどもの安心を支えるための取組の推進.....	172



付録

1 こどもの権利条約条文(出典:日本ユニセフ協会抄訳)	179
2 こどもまんなか重点テーマと基本的施策との対応表	184
3 本計画と一体的に策定したこども施策に関する関連計画について定めた各法令・条例と基本的施策との対応表	185
4 指標一覧	186



第1章

こどもの権利と こどもまんなか 社会

～こども・若者の今とこれからの幸せのために～





1

こどもの権利

1989年11月20日、国連総会において「こどもの権利条約(児童の権利に関する条約)」が採択されました。この条約により、世界中すべてのこどもたちがもつ人権(権利)、すなわち「**こどもの権利**」が定められました。

こどもの権利条約は、こどもが守られる対象であるだけでなく、おとなと同じように、ひとりの人間として人権(権利)をもっている「権利の主体」だという考え方へ大きく転換させました。こどもにおとなと同様の、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めているというのが、こどもの権利条約の特徴です。

こどもの権利条約では、あらゆるこどもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な4つの「原則」が定められています。

①差別の禁止(差別されないこと)

➤すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況など、どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

②こどもの最善の利益(こどもにとって最もよいこと)

➤こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

③生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

➤すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

④こどもの意見の尊重(こどもが意味のある参加ができること)

➤こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

2 こども基本法とこどもまんなか社会

日本は、1994年にこどもの権利条約を批准しました。そして、この条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもや若者に関する取組(こども施策)を社会全体で総合的かつ強力に推進していくことを目的とした「こども基本法」が令和5年4月に施行されました。同法は「こども施策」について6つの基本理念を定めており、国や地方自治体はこの基本理念に則って施策を展開しています。

そして、国はこども施策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を示す「こども大綱」を定め、そこで国全体で取り組むべき目標として「こどもまんなか社会」の実現が掲げられました。

こどもまんなか社会とは

すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。

▼こども基本法の6つの基本理念

1 すべてのこどもは大切にされ、 基本的な人権を守られ、 差別されないこと	4 すべてのこどもは年齢や発達の 程度に応じて、意見が尊重され、 こどもの今とこれからにとって最も よいことが優先して考えられること
2 すべてのこどもは大事に育てられ、 生活が守られ、愛され、保護される 権利が守られ、平等に教育を受けら れること	5 子育ては家庭を基本としながら、 そのサポートが十分に行われ、家庭 で育つことが難しいこどもも、家庭 と同様の環境が確保されること
3 年齢や発達の程度により、自分に 直接関係することに意見を言えたり、 社会のさまざまな活動に参加 できること	6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを 感じられる社会をつくること



3

福島県のこども計画策定経緯

福島県では、子育て支援についての基本的な考え方を明らかにし、県民ひとりひとりがこどもに対する深い愛情と子育てに対する使命感を持ち、県民誰もが「子育てしやすい福島県」を実感できる社会を築くため、平成22年12月24日に「子育てしやすい福島県づくり条例」を制定し、本条例の第9条に基づく基本計画として「うつくしま子ども夢プラン」を策定しました。

さらに、この基本計画を子育て支援に関する各法令(次世代育成支援対策推進法等)の都道府県計画としても位置付けることで計画の施策を充実させていき、平成27年度からは「ふくしま新生子ども夢プラン」により、本県の子育て支援を推進してきました。

現行のふくしま新生子ども夢プランは、令和6年度を終期としていたことから、令和7年度以降に施行する新計画に向けた検討を行いました。特に重要な検討事項は、こども基本法第10条において「都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする」と規定されている「**都道府県こども計画**」の扱いでした。これまでの計画は、子育てや子育て世代が主に施策の対象となっており、こどもを施策の中心に据えることは計画の性格を大きく転換するものだったからです。

しかし、少子化が進み、こどもの数が少なくなっている現在、ひとりひとりのこどもを大切に支え、その健やかな成長を社会全体で見守る「こどもまんなか社会」は、次世代と県の未来を創るための重要なテーマであることから、その理念に共鳴・協調して、本県における「こどもまんなか」を実現させるため、「ふくしま新生子ども夢プラン」の性格を引き継ぎつつ、本県のこども計画と一体化させた新計画「**福島県こどもまんなかプラン**」を作成することとしました。

▼前計画「ふくしま新生子ども夢プラン」



参 考

★こども基本法第10条第4項では「都道府県こども計画は、(省略)都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる」とあり、新計画は当該規定にのっとり、各法令に定める計画との一体化を図っています。



第2章

計画の 基本的事項

～こども施策の総合的な推進に向けて～





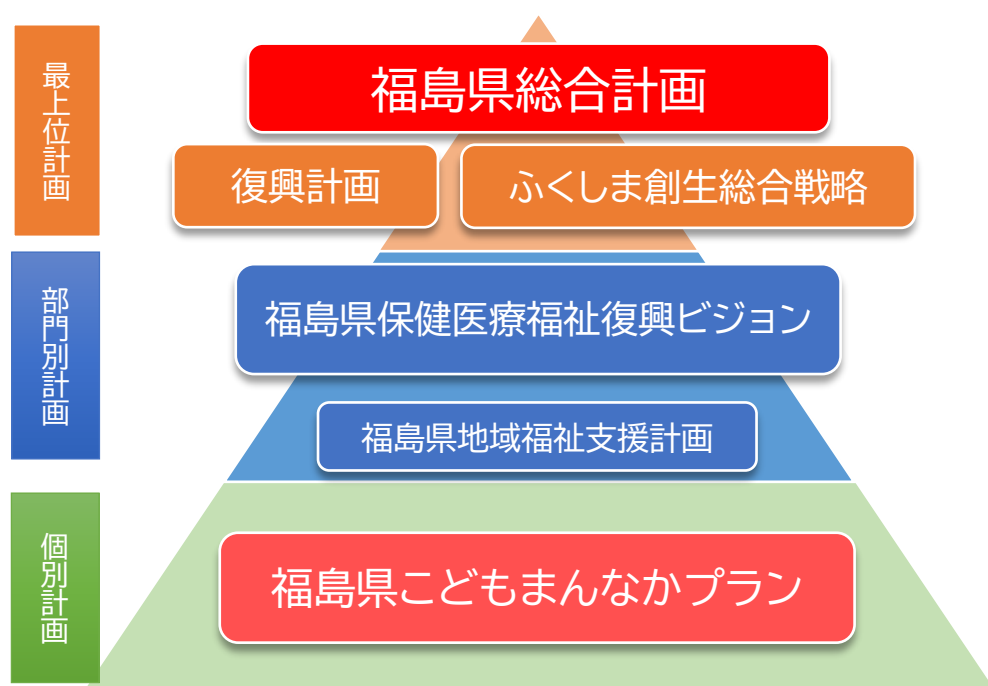
1 計画の位置付け

福島県では、県のあらゆる政策分野を網羅し、県づくりの指針や施策を示す最上位計画「**福島県総合計画**（以下「総合計画」という。）」を策定しています（現行計画の期間は令和4年度から令和12年度までの9年間）。この総合計画に掲げられた「県づくりの理念」や「みんなで創り上げるふくしまの将来の姿」を全部局が共有し、県の各計画はこれらの実現に向けて策定されます。

さらに、総合計画の描く県の将来を、保健・医療・福祉分野に焦点を当てて中長期的な施策の方針を具体的に整理した部門別計画「**福島県保健医療福祉復興ビジョン**」や、地域における高齢者、障がい者、児童の福祉等の各分野における共通的な事項を記載した「**福島県地域福祉支援計画**」が策定されており、本計画はその下で、こども施策・子育て支援施策全般について定めた個別計画として位置づけられます。

このように、本計画は、これら上位計画を指針とし、また他の部門別・個別計画との整合性を確保することで、本計画における施策を県政全体の理念や方針と連結・連動させ、部局横断の連携と施策の共創を図っています。

▼「福島県こどもまんなかプラン」の位置付け



2

こども関連計画との一体化

本計画は、こども基本法に基づく都道府県こども計画として、県のこども施策全般の方向性を示すものですが、こどもまんなか社会の実現に向けて着実に前進するためには、こども施策を総合的に進めていく必要があることから、こども施策に関連する各計画の性格を併せ持った計画であることが望まれます。

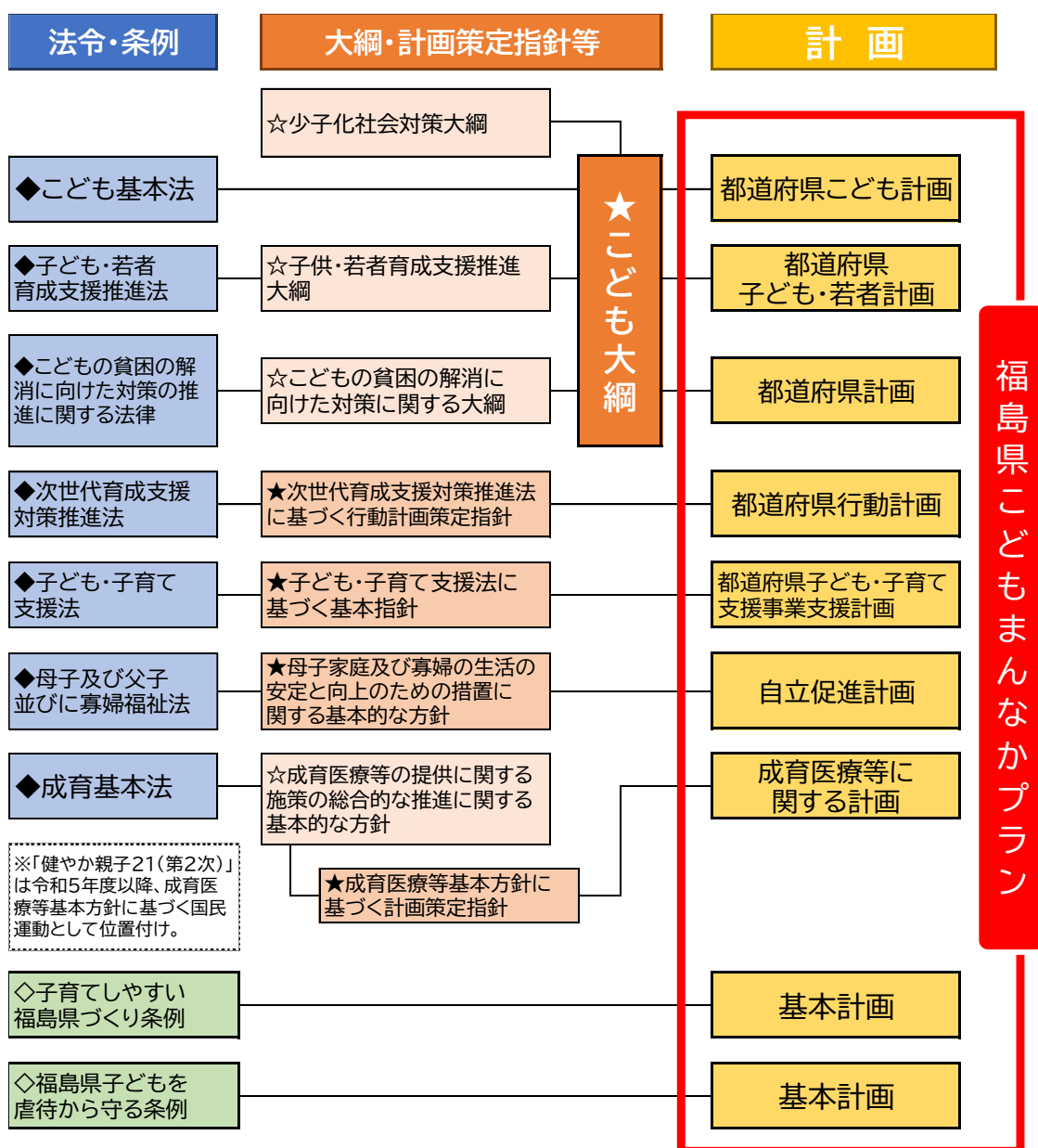
前計画「ふくしま新生子ども夢プラン」は、「子育てしやすい福島県づくり条例」に定める基本計画であるとともに、こどもや子育てに関する事項を定める複数の都道府県計画を併せた計画でした。そこで、本計画は前計画の性格を引き継ぐとともに、ここにこども基本法に基づく都道府県こども計画を併せ、さらに個別に策定されていた「福島県子ども・子育て支援事業支援計画」、そして「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（以下、「成育基本法」という。）に基づく「成育医療等に関する計画」も加えることで、こども・若者から子育て当事者までを一体的かつ網羅的に支援し、本県の「こどもまんなか」を前進させるための実効性の高い計画としました。

▼ 各分野のこども・子育て施策を一体とすることで、こどもまんなか実現を目指します。



本計画を作成するに当たっては、都道府県計画策定において参照すべき大綱や策定指針にのっとり、方針や施策の検討を進めました。本計画で一体となっている各法令・条例に基づくこども施策に関する関連計画について、法令・条例と大綱・計画策定指針等との関係は下図のとおりです。

▼「福島県こどもまんなかプラン」で一体的に策定される各法令・条例に基づく計画一覧



3

こども施策とその対象

(1) 「こども」の定義

こどもの定義について、こども基本法第2条では「心身の発達の過程にある者」とされ、「おとな(若者)になるまでがこども」であり、年齢による区分はされていません。これは、こどもがおとなとして社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、こどもによって様々であること、その時期も個人差があることから、年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものです。

こども大綱においてもこのことが考慮され、こどもを「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)、「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満)と区分する一方、青年期については施策によってはポスト青年期も対象に含めるとしており、こどもの範囲を非常に幅広く扱っています。

本計画においても、こどもを年齢で区分するのではなく、こどもが円滑な社会生活を送ることができるようになる＝おとなになる、と捉え、こどもが自立するそのときまで、成長を支えていきます。

(2) こども施策

こども計画とは「こども施策に関する計画」ですが、こども基本法ではこども施策を次のように定義しており、本計画におけるこども施策も同定義に基づきます。

ポイントは、こどもだけでなく、こどもをとりまく社会環境や、子育て当事者をはじめとする、こどもとその成長に関わるすべてが施策の対象であるとともに、その実施主体であるという点です。そのため、こども基本法第7条に国民の努力について規定されているとおり、県民ひとりひとりがこども施策について関心と理解を深めるとともに、官民協力のもと、地域一体となって施策を進めていく必要があります。

▼こども基本法における「こども施策」の定義

- | | |
|---|--|
| 1 | 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援 |
| 2 | 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援 |
| 3 | 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備 |



(3) こどもをとりまく世界とこども施策の範囲

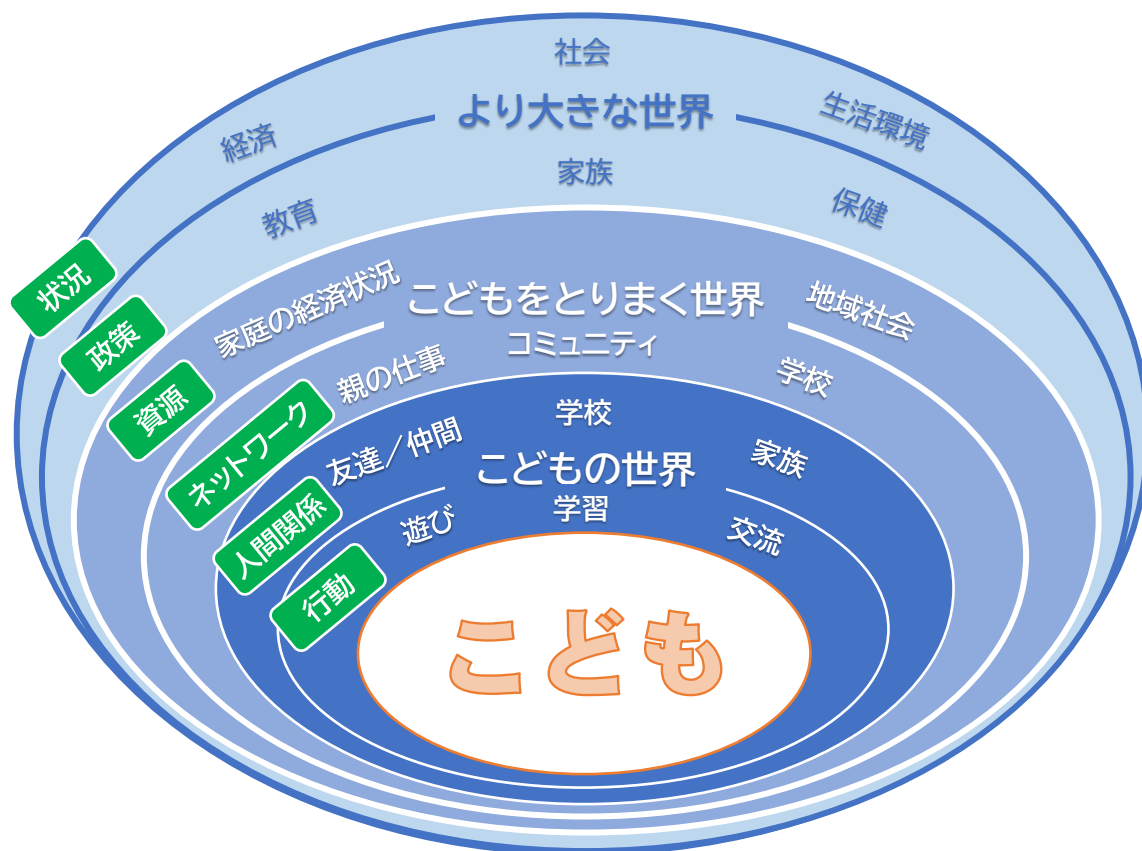
こどもまんなか社会とは、こどもが幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会であり、こども施策はその実現のための手段です。そしてこどもの幸せは、下に示したようなこども自身をとりまく世界からの影響を受けています。

そのため、こども施策が対象とする範囲は、こどもが生活する世界すべてに及んでおり、その世界がこどもの成長と幸せにとって最善の利益をもたらすものとなるよう改善していくことが、こども施策の主たる目標となります。

この広範にわたる領域すべてを国や地方自治体だけで改善していくことはできません。そのため、こどもを中心に置いた上で、こどもの生活する世界を改善していくという目標を社会全体で共有し、一体となって取組を進めていくことが、こどもまんなか社会の実現にとって不可欠です。

こうしたこどもまんなかの施策は、希望と活力に満ちた地域社会の創生へとつながり、こどもや若者、子育て当事者はもちろん、すべての人にとっての社会的価値が創造され、その幸福が高まることが期待されます。

▼こどもをとりまく世界とこども施策の範囲



※ユニセフ・イノチェンティ研究所(2020)「イノチェンティ レポートカード 16 子どもたちに影響する世界 先進国のこどもの幸福度を形作るものは何か」p. 8を基に作成

4

計画の期間

本計画は、一体として作成する計画に係る法令の定めに基づき※、令和7年度(2025年)から令和11年度(2029年)までの5カ年計画とします。なお、こどもの成育環境は社会情勢の変化等の影響を敏感に受けることから、計画期間中であっても柔軟に見直しを図っていきます。

※ たとえば、「次世代育成支援対策推進法」第9条に「都道府県は、…五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、…次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる」とあり、また「子ども・子育て支援法」第62条に「都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする…計画を定めるものとする」とある。

補 足

3の(1)で述べたとおり、こども大綱や本計画における「こども」は、年齢区分としては「青年」や「若者」も含む広い範囲を指しますが、特に「若者」を含む事柄については「こども・若者」と併記することとします。

なお、こどもの権利条約におけるこどもは「18歳未満」とされておりますが、「こどもの権利」の対象範囲については、こども基本法の理念に基づいて、年齢により区分しない(社会生活を送ることができるおとなになるまでとする)こととします。



第3章

計画の特徴

～「こどもまんなか」の重点テーマ～





1 こどもの意見の反映

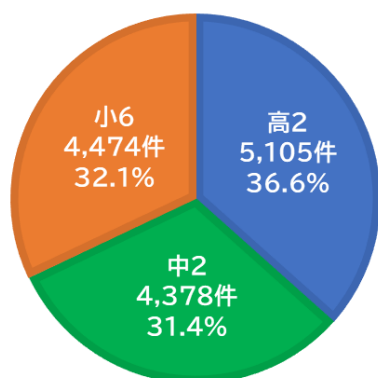
こどもの権利条約では、こどもを「権利の主体」として位置付け、おとなと同じひとりの人間としての人権を認めています。そして、こどもはこどもに関わる事柄について自ら意見を表す権利を持ち、おとなはこれを考慮することが求められています。このことを受けて、こども基本法では、こどもの意見表明や社会参加を重視する理念が掲げられるとともに、こどもやこどもの養育に係る者の意見をこども施策に反映させるよう、国や地方公共団体に義務づけました。

そこで本計画では、県内の小学6年生・中学2年生・高校2年生を対象とした「こどもまんなかアンケート」を実施し、こどもの幸福度をはじめ、それに関連すると考えられる自己肯定感や、こどもから見た自身の暮らしている地域や自身をとりまく環境等に対する評価等について調査しました。その結果を数値化した上で、こどもにとっての幸せには何がか関係しているのかを分析し、本計画において重点的に進めるべき施策や、その目指すべき方向性を検討しました。

また、調査の結果を「こどもまんなか指標」として計画の指標に組み込むことで、こどもたちの声を軸としたPDCAサイクルを形成し、こどもたちの声を基に計画の進行管理を行います。このように、本計画ではこどもの意見を大切にして、こどもたちとともに「こどもまんなか社会」へ進んでいく仕組みを構築しています。

さらに、アンケートでは拾いきれない個々の事情や背景を踏まえた詳細な意見は、必要に応じて、各施策の取組において、こどもをはじめ、子育て当事者やこども施策の関係者からヒアリングやワークショップ等の様々な手法により聴取しながら取組を進めることで、より「こどもの視点」に立った施策としていきます。

▼ 令和6年度調査では、計 13,957 人の児童・生徒にご回答いただきました。



▼ 令和6年度「県庁にみんなの声を届けよう！」プロジェクト



2 こどものライフステージを軸とした施策構成

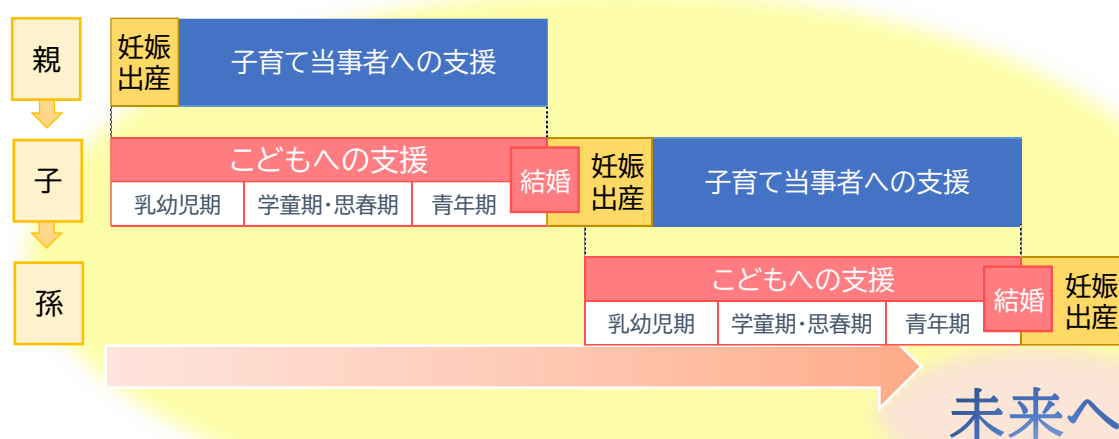
前計画は、子育て世代を中心に置いて構成されており、施策も主に子育て支援を軸とした分野別に整理されていきました。本計画では、こどもをまんやかに置き、こどもが生まれてから成長し、おとなになり、そして自らも親となって子育てをするまでのライフステージを軸とした施策の構成としました。このことで、こども・若者や子育て当事者の各成長過程に対応して行う施策をわかりやすく整理しました。

さらに、ひとりの人間がおとなになるまでのライフステージにおいて切れ目なく支援するというだけでなく、親から子へ、そしておとなになった子からさらにその子へと世代をつないでいくことを支援し、そして県民の未来をつむいでいくための計画にもなっています。

▼ こどものライフステージを軸とした施策構成

○こどものライフステージを通した事項	→	I こどもまんやかにふくしまの実現に向けた施策
○こどものライフステージ別に整理した事項	→	II こどもの育ちに応じた施策
○子育て当事者への支援に関する事項	→	III 家族をまるごと応援するための施策
○東日本大震災に関する事項	→	IV 東日本大震災からの復興

▼ ライフステージにも世代間にも切れ目なく、未来をつむぐ



3

「子育て当事者」の幸福度分析

(1) 結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査

こどもの世界において、家族は最も身近な存在であり、家庭は子育ての基盤です。そのため、こどもが幸せな状態(ウェルビーイング)で育っていくためには、子育て当事者である親も幸せな状態にあり、また子育てに伴う喜びを実感できなければなりません。

そこで、本計画の策定に当たって、結婚・子育てに関する県民のニーズを把握するとともに、結婚生活や子育てにおける県民の幸福度・生活満足度を調査するため、県内の20～49歳の男女を対象に「**結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査**」を実施しました。本調査により、結婚・子育てに関わる県民生活の実態や求められる施策を明らかとすることで、本計画の方針や施策の基礎とするとともに、子育て当事者にとって何が幸福につながるのかを分析しました。

(2) 子育て当事者の幸福度と関わる5つの要因

「結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」において、自身の幸福度を1～10点で評価してもらい、それと他の質問項目との相関関係を分析しました。その結果、子育て当事者(こどもを1人以上持っている回答者)の幸福度に影響する要因は次のとおりとなりました。

1 暮らしの安定

経済的な余裕があり、身体・精神が健康であること、自宅の居心地が良いこと、自分のことが好き(自己肯定感が高い)なこと等が影響しています。

2 生活への満足

自身の暮らしている地域における生活に満足していることが影響しています。また、生活満足度は地域の雰囲気がいよことをはじめ、こどもがいきいきと暮らせることや、新たな挑戦・成長の機会があること、若者・女性が活躍しやすい環境があること、学びたいことが学べる環境があることなど、こどもの成長やその将来に係わる要因との関係が確認されました。

3 円満な夫婦・カップル仲

夫婦・カップルの仲が良いことも幸福度と関係しています。また、夫婦・カップルの仲は配偶者・パートナーの家事・育児満足度が関わっており、特に女性は配偶者・パートナーの家事・育児時間の多寡が満足度に影響しています。

4 親から見たこどもの幸福度

親から見て、自身のこどもがどれくらい幸せと思うか評価していただいた結果と、親自身の幸福度との間に相関が見られました。ここから、自分のこどもの幸せと、自分自身の幸せが関係していることがわかりました。親が「自分のこどもは幸せ」と判断する要因としては、こどもが笑顔で生活していることや、こどもの個性を理解して関わってくれる人がいること、

将来子どもが幸せな暮らしを送ることに期待できることなどがあげられます。

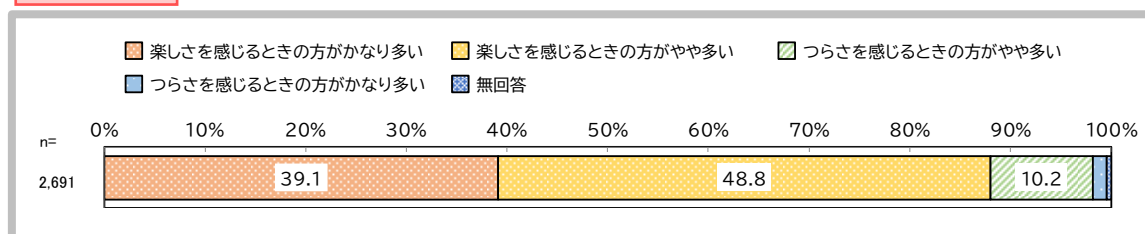
5 子育ての楽しさ

子育てに楽しさ・つらさのどちらを感じる人が多いかたずねた結果で、楽しさを感じる
ことの方が多いと答えた方ほど、自身の幸福度が高くなる傾向にあり、子育ての喜び・楽し
さが親自身の幸福と関係していることが確認されました。

▼子育ての楽しさに関する調査結果

子育てに楽しさ・つらさのどちらを感じる時の方が多いかたずねたところ、9割弱が楽し
さを感じる時の方が多いと回答しました。

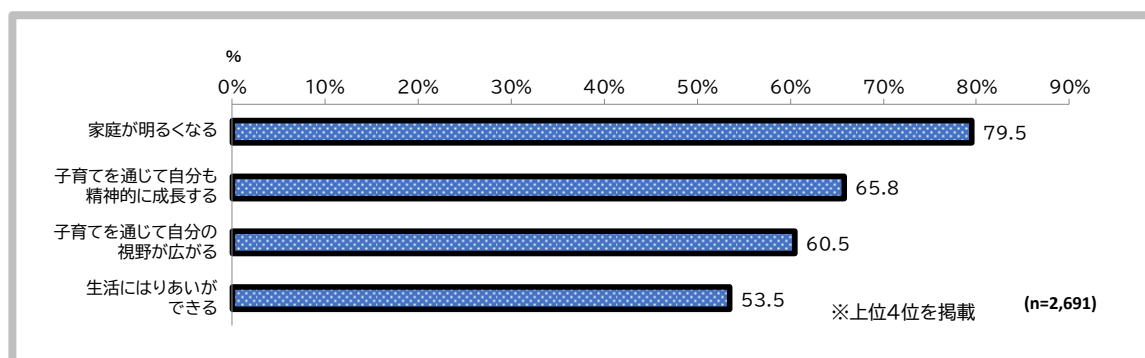
図表3-1 子育てに楽しさ・つらさのどちらを感じる時の方が多いか



【出典】福島県「令和6年度結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」

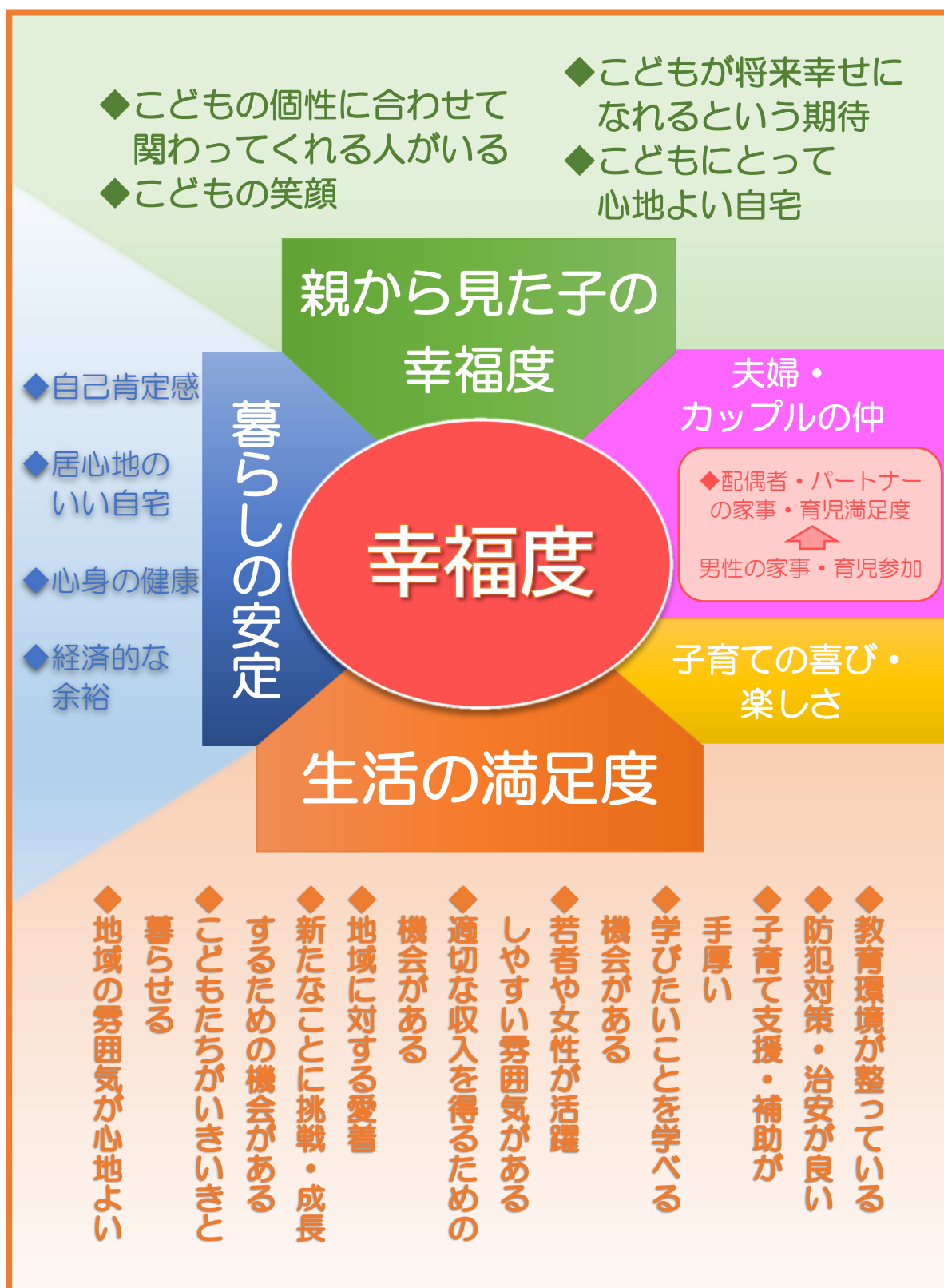
子育てをしていて良かったと思うことについてたずねたところ「家庭が明るくなる」が最も
多く、次いで「子育てを通じて自分も精神的に成長する」、「子育てを通じて自分の視野が広がる
」があげられました。

図表3-2 子育てをしていて良かったと思うこと(複数回答)



【出典】福島県「令和6年度結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」

▼子育て当事者の幸福度の概念図



4 「こども」の幸福度分析

「こどもまんなかアンケート」においても、こどもたちに自身の幸福度を1～10点で評価してもらい、それと他の質問項目との相関関係を分析しました。その結果、こどもの幸福度に影響している要因は次のとおりとなりました。

1 家族からの愛情

家族から愛されているという実感や、家が居心地のよい場所となっていること、家族と一緒に過ごす時間が十分にあること、また家族は自分が困っているときにサポートしてくれることなど、家族からの愛情を感じているこどもほど幸福度も高い傾向にありました。

2 意思の尊重

自身が関係する何らかの決定をする際に、自分の意思や意見を聞いてもらえ、大事に扱ってもらえているという実感が幸福度に影響していることが確認されました。このことは、こどもの意見を聴くことが、こどもの権利の保障やこども施策の推進のみならず、こどもの幸せにとっても重要であることを示唆しています。

3 学校生活の充実

こどもが多く時間を過ごす学校や、学校での生活が好きであり、学校に愛着があることと幸福度との関係が確認されました。

4 将来への希望

特に高校生については、自分の将来に明るい希望を持っていることや、社会に出ても生活できるという自信があることが、今の幸福にも影響していました。

5 心身の健康

心も体も健康であることと幸福度の関係が確認されました。

6 自己肯定感

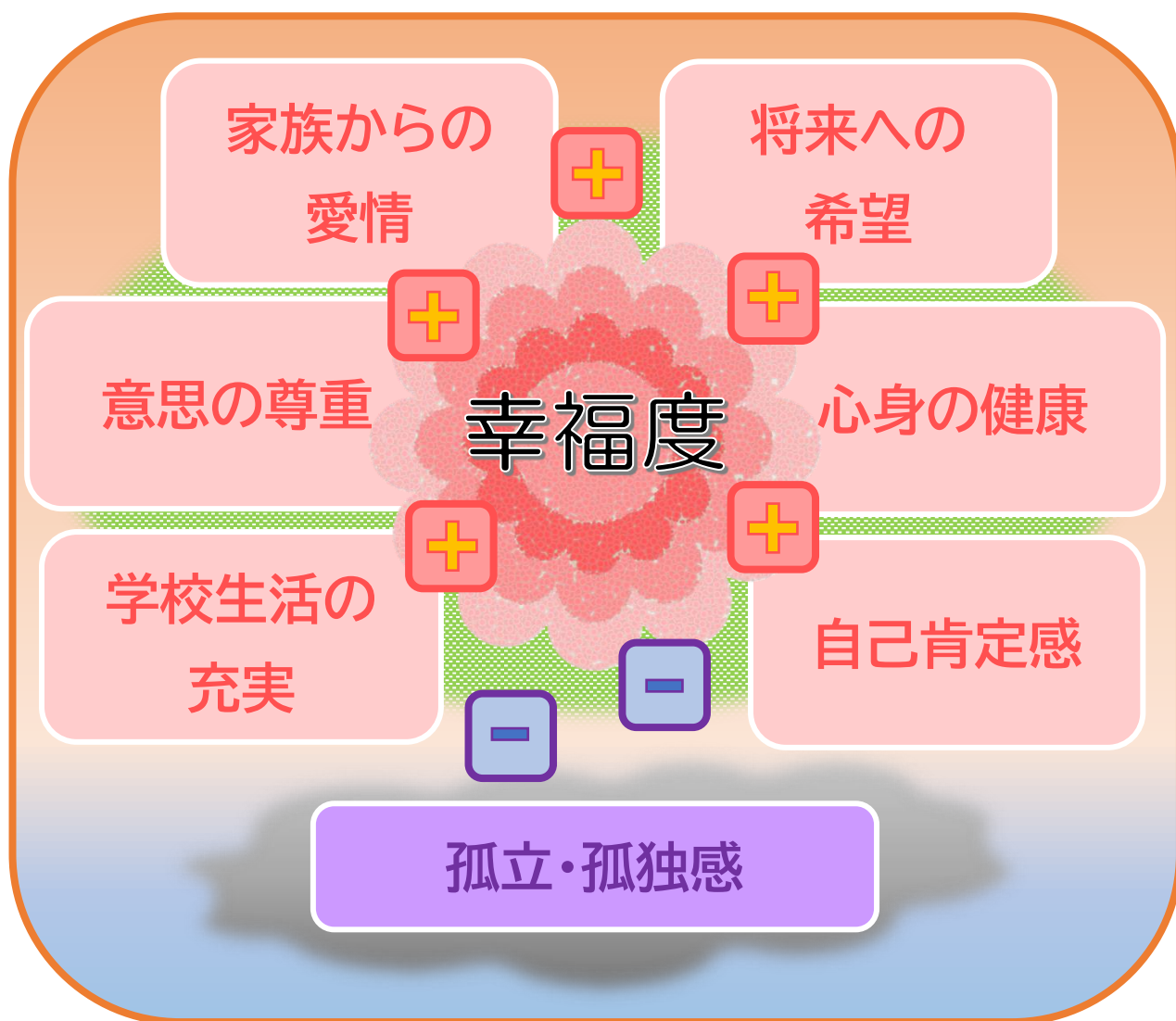
今の自分が好きであることや、自分らしさがあることなど、自己肯定感が高いことと幸福度との関係が確認されました。

7 孤立・孤独感

自分がひとりぼっちだ、孤独だと感じているこどもほど、幸福度が低い傾向にありました。



▼こどもの幸福度の概念図



5 「こどもまんなか」に向けた重点テーマ

これまでの分析結果から、こどもの幸せはこどもだけでなく、その最も身近な存在である家族からの愛情が深く影響しており、そして子育て当事者でもある親にとっても、こどもの幸せが自分自身の幸せにもつながっていることがわかりました。このことから、親子の幸福度は相互に影響し、高め合う相乗関係にあることが考えられます。

そこで、本計画のこどもまんなか社会実現に向けて重点的に推進していくテーマ(**こどもまんなか重点テーマ**)を下記のとおり整理しました。これらの重点テーマを基に、こどもや子育て当事者である親の幸せをともに支えていくため、地域社会全体でこども施策を展開します。

1 心身の健康

こどももおとなも、心と体が健康であることが幸福な生活の基盤となっています。そのため、心身の健康向上や地域医療の整備、母子保健の充実など、親子の健康を守る取組や、悩みや困りごとがあった場合に相談できる体制の整備等が重要となります。

2 将来への希望

自分がおとなになる、成長していくことにこども自身が幸せを感じるためには「自分の将来は明るく、希望がある」と思えることが重要です。こどもが夢や希望を描けるよう、様々な体験の場を設けるとともに、おとなになり、社会で自立できるという自信と自己肯定感や自己有用感を高めるために、こどもの社会参画の機会を広げていくことが重要です。

また、親にとっても、若者や女性が活躍できる地域であることや適切な収入が得られることなど、こどもが将来幸せに生活できるという期待が幸せにつながっていることから、新しいことにチャレンジできる機会や雇用の場の確保を進める必要があります。

3 家庭の愛情

家族から愛されている、家族に支えられているという実感は、こどもにとって大きな安心感をもたらします。特に年少のこどもにとっては、親といっしょに過ごす時間はかけがえないものであり、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)がとれた働き方ができる職場づくりを進めること等により、親子が一緒に過ごせる時間を確保することが重要です。

また、親がこどもに十分な愛情を注ぐためには、子育てが喜びや楽しさにあふれ、また配偶者・パートナーとの仲が円満であること等が大切です。そのため、子育てにおける負担や苦労を軽減するための支援や、アンコンシャス・バイアス等が原因で女性に偏る傾向にある家事・育児の負担を男性も分かち合えるよう、男性の家事・育児への参加を促す取り組みが重要となります。

また、虐待などの理由で家庭において愛情を受けることが難しくなったこどもには、家庭と同様の養育環境を確保するなど、愛情のなかで成長できるよう支援する必要があります。



4 地域・コミュニティにおける生活の満足感

暮らしている地域や属しているコミュニティの生活が満足できるものであることは、幸福な生活の基礎となります。そのため、子育てしやすく、子育てにやさしい「こどもまんなかのまちづくり」を進めるとともに、地域ぐるみでこどもを見守り、子育てを支えていく必要があります。またこどもにとっては、多様な遊びの場があること、生活時間の多くを占める保育所や学校等での生活が充実していること、そして自分が所属する地域社会やコミュニティのなかで、自分の意思が尊重されていると感じ、孤立・孤独感に苛まれることなく生活できることが重要です。

▼こどもまんなか重点テーマの概念図



▼こどもまんなか重点テーマのアイコン

第5章「計画の基本的施策」において、各施策の対応するテーマを下記のアイコンで表示しています。





第4章

計画の理念 と基本方針

～「こどもまんなか」は「家族まるごと」から～





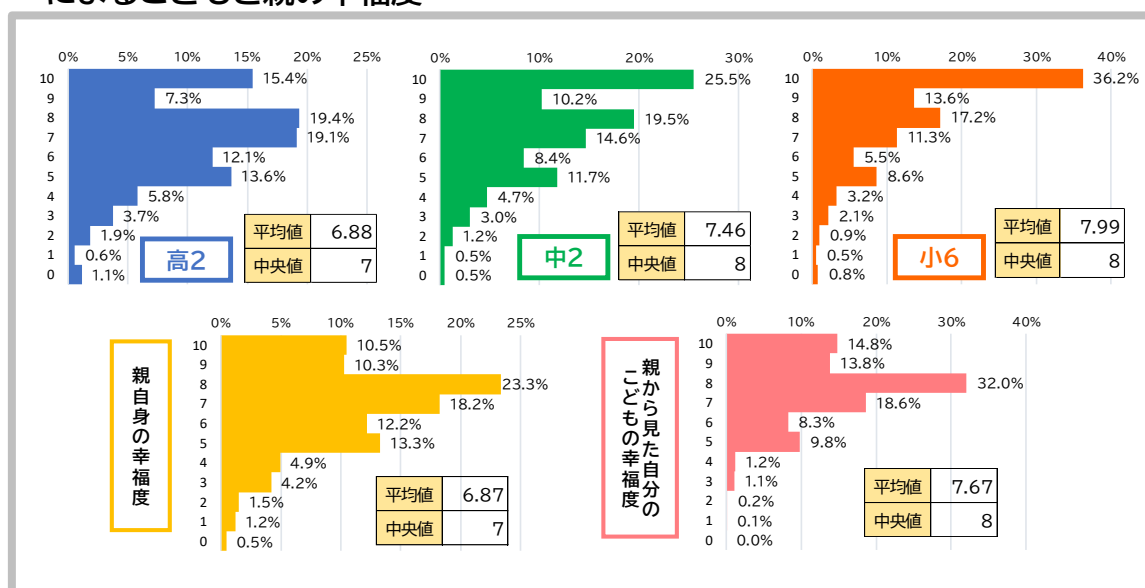
1 計画の基本理念

「こども まんなか ふくしま」の実現 ～こどもも親も幸せいっぱい！ 家族まるごと応援計画～

本計画は、国全体の方針として掲げられた「こどもまんなか社会」に向けて、福島県のこどもや子育て当事者の状況を踏まえつつ、本県独自の「こどもまんなか(こども まんなか ふくしま)」を実現することを計画全体の目標とします。

また、「こどもまんなか」という標語は、こどもだけを対象にする、大事にするという印象を持たれやすいですが、前章の分析により、こどもが幸せであるためには親も幸せである必要があること、こどもが幸せなら親も幸せになること、そして互いの幸せを互いに高め合っていく関係にあることが確認できました。そこで、親と子を分け隔てることなく、子の成長と子育てをともに応援していく、そうすることで親子の幸せを高めていき、こどもまんなか社会へと進んでいく、そのような計画にするという理念を「家族まるごと」の一言に込めました。

▼「こどもまんなかアンケート」と「結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」によるこどもと親の幸福度



※とても幸せ＝10点～とても不幸＝0点

2

計画の基本方針

計画の基本理念を達成するため、本計画は次の6つの基本方針を基にこども施策を実施していきます。

◆基本方針①

こども・若者を権利の主体として、今とこれからの最善の利益を図ります

こども・若者は、今を生きている存在であるとともに、未来を担う存在であり、生まれながらに権利の主体です。心身の発達過程にあっても、保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していき、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体となります。このことを踏まえ、こども・若者を多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図ります。また、こども・若者が夢や希望に応じて将来を切り開いていけるよう、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しします。

こども・若者の今とこれからの、その生まれ育った環境によって左右されることなく、一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、こどもの権利条約の精神にのっとり、思想・信条、人種、民族、国籍、障がいの有無、性的指向及びジェンダーアイデンティティ、生い立ち、成育環境、家庭環境等によって差別的取扱いを受けないようにし、また貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪や性暴力などの権利の侵害からこども・若者を守り、救済します。

◆基本方針②

こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていきます

こども・若者と対等な目線で、対話しながら、こども・若者の自己実現を後押しするとともに、地域の課題や未来について広く意見を求め、自分たちも共に支え合う社会の一員であるという意識を醸成します。また、こども・若者の最善の利益を実現する観点から、こども・若者や子育て当事者等の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重し、こども施策に反映させることで、こども施策の質を向上させていきます。



◆基本方針③

こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援していきます

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで、その時期には個人差があることに留意しつつ、それぞれのこども・若者の発達等の状況に応じて、その健やかな成長が図られるよう、良好な教育、医療、雇用等の社会環境を整備します。

また、こどもの成育過程において、心身の健やかな成育が図られることを保障される権利を尊重し、各ライフステージにおいて生じる心身の健康問題等に対応する成育医療等の提供を推進します。

「子育て」とは、乳幼児期だけのものではなく、こどもの誕生前から始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、安心してこどもを生み、育てることができる環境の整備を進めていきます。

また、子育て当事者が、こどもを生み、育てることを経済的理由で諦めることなく、どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持ち、身近な場所でサポートを受けこどもを育てながら、人生の幅を狭めずに夢を追いかけることができるよう取り組みます。

さらに、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合い、子育てに伴う喜びを実感できるよう、社会全体で子育て当事者を切れ目なく支えていきます。

◆基本方針④

良好な成育環境を確保し、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるよう取り組みます

貧困と格差は、こども・若者やその家族の幸せな状態を損ねることから、その解消を図ることを、良好な成育環境を確保するための前提とし、すべてのこども施策の基盤とします。

ひとり親家庭など貧困の状況にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進めることにより、こどもと親の健康で文化的な生活を保障するとともに、貧困の解消・貧困の連鎖の防止に取り組みます。

また、すべてのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が守られ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組みます。

こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出するものであるという認識の下、表出している課題に対するこども・若者への支援に加え、保護者への支援を始めとする成育環境や社会的養護に対応し、困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や個別のニーズに応じてきめ細かく包括的に支援するとともに、未然防止にも積極的に取り組みます。

こどもに対する虐待は、重大な人権の侵害であり、いかなる理由があろうとも、決して許されないことです。児童虐待予防のため、妊娠期から切れ目のない支援を行えるよう市町村が中心となる相談支援体制の整備を促進するとともに、安全確保が必要な場合には、警察等の関係機関と迅速に連携し、こどもの安全を守っていきます。また、心のケアが必要なこどもには、専門的な支援を行っていきます。

保護者による虐待などの理由により、こどもを家庭において養育することが困難又は適当ではない場合においては、養育環境の改善や家庭復帰を最大限に支援するとともに、できる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるよう、安定的、継続的な養育を提供します。



◆基本方針⑤

**それぞれの世代の視点に立って、結婚・出産・子育ての希望を
かなえる環境づくりに取り組みます**

若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、将来の見通しを持てるようにします。

結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを生み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことを少子化対策の基本とします。

また、共働き世帯が増加し、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援するため共働き・共育てを推進し、男女ともに、こどもと過ごす時間をつくることができ、仕事などで自己実現を図りつつ、相互に協力しながら子育てをすることができる、それを職場が応援し、地域社会全体で支えていけるよう取り組みます。

◆基本方針⑥

**県民誰もが「子育てしやすい福島県」を実感できるよう、地域社会
全体で子育てを支援します**

こどもの養育については家庭を基本として行われ、保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、家族が互いのきずなを確かめ合い、保護者とこどもが共に育ち合うことが重要であり、子育ての基盤となる家庭が円満となって、保護者が深い愛情をもってこどもを健やかに育てられるよう、こどもの養育に関し十分な支援を行います。

さらに、地域でこども・若者や子育て支援に取り組む団体や企業、地域社会、子育てに直接関わっていない方々も含めた県民ひとりひとりが、こどもをとりまく世界や子育ての現状に理解を深めながら、相互に連携・協力して、こどもが、家庭や地域の愛に包まれ、心身ともに健やかに育つよう、地域社会が一体となって子育てを支援していきます。

3

計画の基本構造・構成

◆基本理念◆

「こども まんなか ふくしま」の実現
～こどもも親も幸せいっぱい！家族まるごと応援計画～

◆基本方針◆

①こども・若者を権利の主体として、
今とこれからの最善の利益を図ります

④良好な成育環境を確保し、
すべてのこども・若者が幸せな状態で
成長できるよう取り組みます

②こどもや若者、子育て当事者の視点を
尊重し、その意見を聴き、
対話しながら、ともに進めていきます

⑤それぞれの世代の視点に立って、
結婚・出産・子育ての希望をかなえる
環境づくりに取り組みます

③こどもや若者、子育て当事者の
ライフステージに応じて切れ目なく
支援していきます

⑥県民誰もが「子育てしやすい福島
県」を実感できるよう、地域社会全体
で子育てを支援します

◆基本的施策◆

I こどもまんなかふくしまの実現に向けた重要施策

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 こども・若者の権利保障の推進 2 こども・若者の健やかな成長のための
環境づくり 3 こどもまんなかまちづくり 4 こども・若者が活躍できる機会づくり 5 こども・若者の可能性を広げていくための
ジェンダーギャップの解消 | <ol style="list-style-type: none"> 6 こどもや若者への切れ目のない
保健・医療の提供 7 こどもの貧困対策 8 援助を必要とするこどもや家庭への支援 9 犯罪などの危険からこどもを守る取組 |
|--|--|

II こどもの育ちに応じた施策

- 1 こどもの誕生前から幼児期まで 2 学童期・思春期 3 青年期

III 家族をまるごと応援するための施策

- 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 2 地域ぐるみでの子育て支援と家庭教育支援
- 3 仕事と育児の両立、共働き・共育ての推進
- 4 ひとり親家庭への支援

IV 東日本大震災からの復興

- 1 震災からの復興に向けた取組の支援
- 2 こどもの安心を支えるための取組の
推進

4 計画の指標

(1) 「こどもまんなか指標」と「子育て・子育て指標」

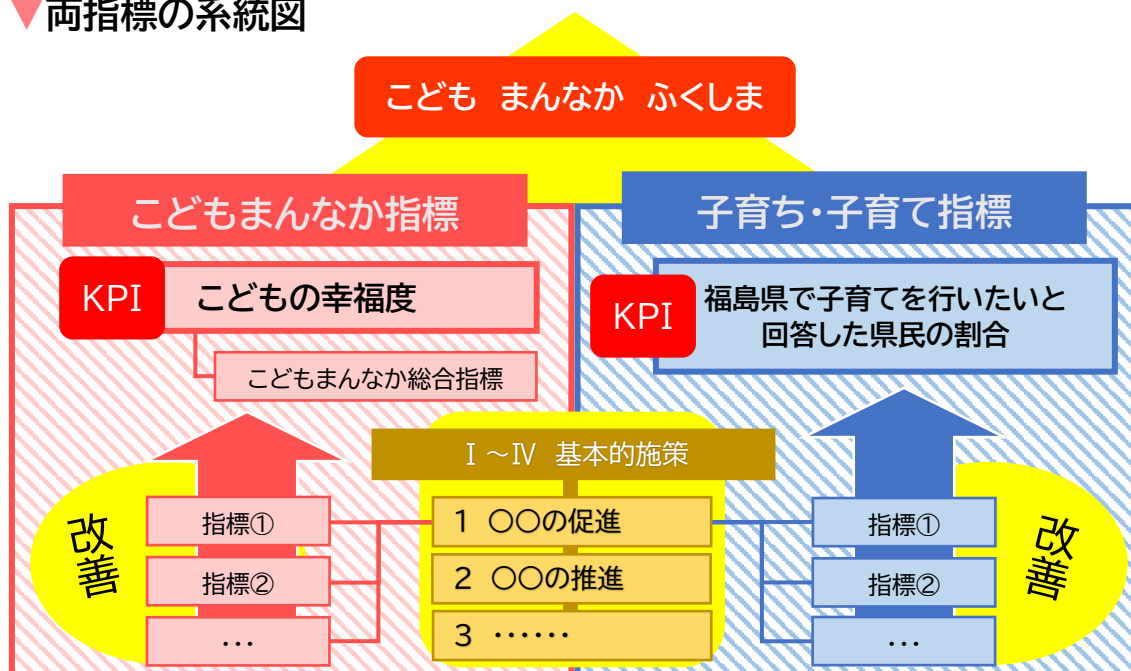
福島県が基本理念に掲げる「こどもまんなか」にどれだけ近づけているか客観的に把握し、また本計画の成果を測定して基本理念の達成を目的とした施策の改善へとつなげていくため、本計画では2つの系統の指標を設定します。

ひとつは、こどもまんなかアンケートを基に、こどもの視点から本計画の施策を評価してもらった結果を表した「**こどもまんなか指標**」で、「こどもの幸福度」を KPI(重要業績評価指標)とします。また、こどもの幸福度との相関関係が強い指標は「こどもまんなか総合指標」として特に動向を注視します。

もうひとつは、各種調査・統計等を基に、こどもの成長と子育てを支える環境、そしてその整備の進捗状況等を把握するために設定する「**子育て・子育て指標**」で、総合計画の政策指標でもある「福島県で子育てを行いたいと回答した県民の割合」を KPI とし、当該指標の改善を通して「子育てしやすい福島県」をつくっていきます。

両指標は関連する基本的施策の中項目毎に設定され、各施策により関連指標の改善を進めていき、その総合的な成果として KPI を向上させていくことで、こどもまんなかの実現を目指します。また、各指標はこども施策の企画・立案や点検・評価に際しての合理的根拠(エビデンス)となるデータとして活用することで、本県のこども施策における EBPM(証拠に基づく政策立案)を推進していきます。

▼両指標の系統図



▼両系統のKPI(重要業績評価指標)とこどもまんなか総合指標

◆こどもまんなか総合指標

指標名	現況値	各学年	
KPI こどもの幸福度	R6 小・中・高平均 7.44 点	高2	6.88
		中2	7.46
		小6	7.99
《家族からの愛情》 家族から愛されており、家では居心地よく安心して過ごせている	R6 小・中・高平均 4.46 点	高2	4.37
		中2	4.46
		小6	4.56
《意思の尊重》 家庭や学校などで何かを決めるとき、自分の意思や意見を聞いてもらえる・大事にあつかってくれる	R6 小・中・高平均 4.36 点	高2	4.29
		中2	4.36
		小6	4.42
《学校生活の充実》 通っている学校や学校生活が好き	R6 小・中・高平均 4.03 点	高2	3.88
		中2	4.05
		小6	4.18
《将来への希望》 将来に明るい希望をもっている	R6 小・中・高平均 3.64 点	高2	3.45
		中2	3.57
		小6	3.89
《心身の健康》 自分は心も体も健康であると思う	R6 小・中・高平均 4.00 点	高2	3.86
		中2	4.01
		小6	4.14
《自己肯定感》 今の自分が好きだ	R6 小・中・高平均 3.58 点	高2	3.43
		中2	3.60
		小6	3.73
《孤立・孤独感》 ひとりぼっちだ、孤独だと感じることもある	R6 小・中・高平均 2.09 点	高2	2.24
		中2	2.08
		小6	1.94

※「こどもの幸福度」は「10点＝とても幸せ～0点＝とても不幸」、その他は「5点＝あてはまる／そう思う～1点＝まったくあてはまらない／まったくそう思わない」で採点。

◆子育て・子育て指標

指標名	現況値	目標値
KPI 福島県で子育てを行いたいと回答した県民の割合(意識調査)	R6 58.4 %	R11 84.1 %



(2) 少子化・人口減少対策と指標

人口減少は、就業者の減少による人手不足や、消費者減少による消費市場の縮小などによる地域経済の活力低下を招き、また医療・介護といった社会保障など様々な分野で従来の水準維持が困難になるおそれがあるなど、地域社会の存続や維持にとって深刻な問題であり、全力をあげて対策に取り組まなければなりません。

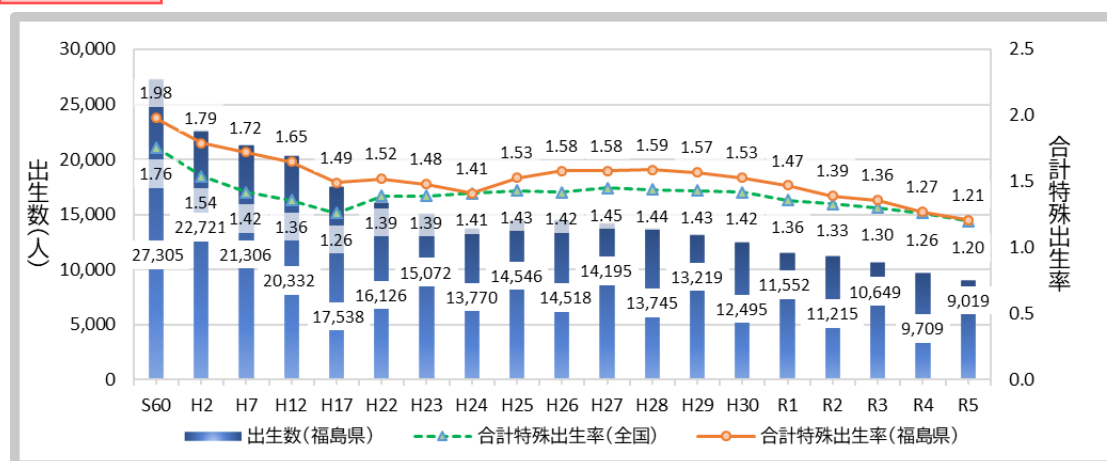
なかでも少子化は、地域の伝統的な文化や祭りなどの担い手とこれを受け継ぐ若者がいなくなることで、地域コミュニティが衰退し、町内会や自治会、消防団などの共助機能の維持も困難となるおそれがあります。特に、地域の文化の継承に大きな役割を有している小中学校が、こどもの減少により維持することが困難になれば、地域コミュニティの維持もより困難さを増します。

本県の少子化(出生数の減少)は若年層、特に若年女性が進学時や就職時に首都圏へ流出することも大きな要因となっており、出会い、結婚、出産、子育て等のライフステージに応じた支援はもちろんのこと、女性・若者にとっての魅力を高めながら、雇用の創出、移住・定住の促進等にも取り組む必要があります。

ただし、基本方針⑤に掲げたとおり、少子化対策の基本は「結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくもの」であることを前提に、「若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを生み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくこと」であり、こども・若者や子育て世代をまんやかに置き、その幸福を追求することで少子化・人口減少の流れを変えていくことを目指します。

また、少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている状況、健康上の理由など、結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていることが指摘されていることから、少子化による人口減少には本計画の施策を総合的に進めることで対策するものとし、基本的施策とは独立して「少子化・人口減少指標」を設定しました。

図表4-1 出生数と合計特殊出生率の推移



【出典】厚生労働省「人口動態統計」

◆少子化・人口減少指標

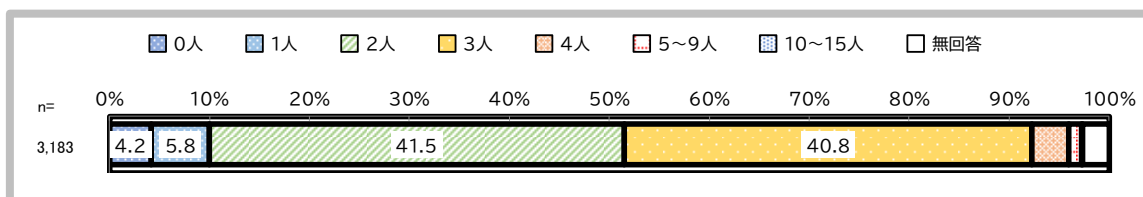
指標名	現況値	目標値
合計特殊出生率 ※目標値は県民の希望出生率に基づく	R5 1.21	R11 1.32
出生数	R5 9,019 人	毎年度 9,000 人
婚姻件数	R5 5,599 件	毎年度 5,800 件
50歳時未婚割合(男性)	R2 28.33 %	現状の把握・ 分析に用いる (目標値は設定しない)
50歳時未婚割合(女性)	R2 15.25 %	現状の把握・ 分析に用いる (目標値は設定しない)
平均初婚年齢(夫)	R5 30.8 歳	数値は毎年度 把握し分析する (目標値は設定しない)
平均初婚年齢(妻)	R5 29.3 歳	数値は毎年度 把握し分析する (目標値は設定しない)
有配偶出生率	R2 72.1 ‰	現状の把握・ 分析に用いる (目標値は設定しない)
人口の社会増減	R6 △ 6,683 人	R11 △ 694 人



▼少子化に関連する調査結果

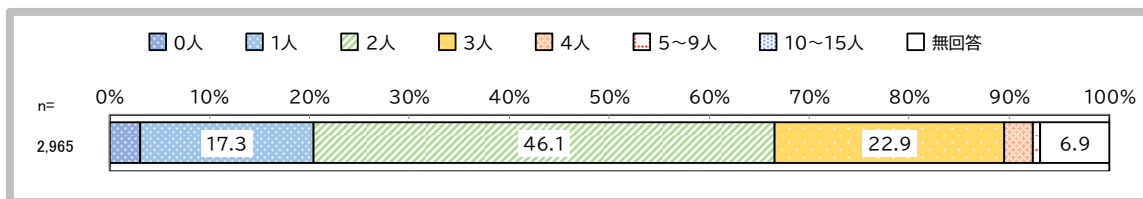
既婚の県民(配偶者・パートナーのいる方。事実婚を含む)に理想として持ちたいと考えているこどもの人数と、現在のこどもを含めて実際に予定しているこどもの人数をたずねたところ、理想も予定も「2人」が最も多くなりました。平均値を比べてみると、理想は2.40人、予定は2.09人で、理想と予定の間に0.31人のギャップがありました。

図表4-2 理想的なこどもの人数



【出典】 福島県「令和6年度結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」

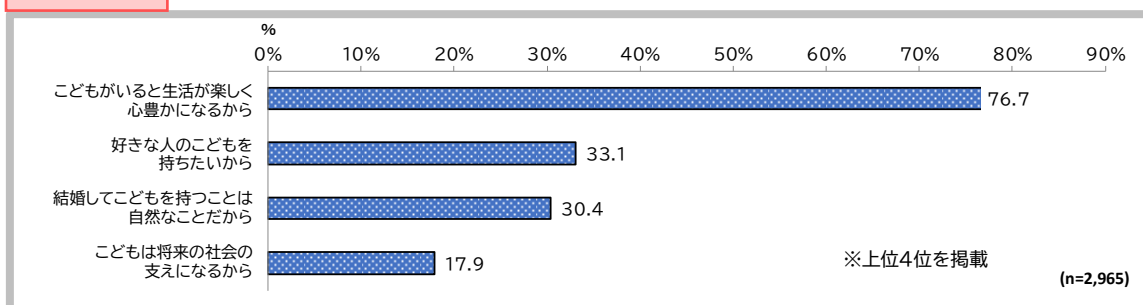
図表4-3 実際に持つ予定のこどもの人数



【出典】 福島県「令和6年度結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」

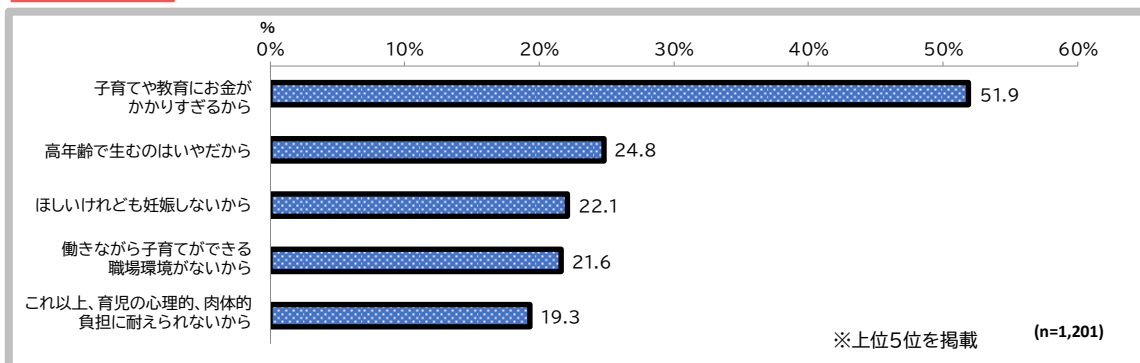
こどもを持ちたい理由としては、「こどもがいると生活が楽しく心豊かになるから」が最も高く、次いで「好きな人のこどもを持ちたいから」、「結婚してこどもを持つことは自然なことだから」が続いています。一方、こどもを持ちたくない・持てない理由としては「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も高く、なかでも学校教育や保育にかかる費用などが大きな経済的な負担となっています。また高齢や不妊、子育てと仕事の両立が難しいこと、育児の心理的・肉体的負担が重いことなどもこどもを持ちたくない・持てない理由にあげられています。

図表4-4 こどもを持ちたいと考える理由(複数回答)



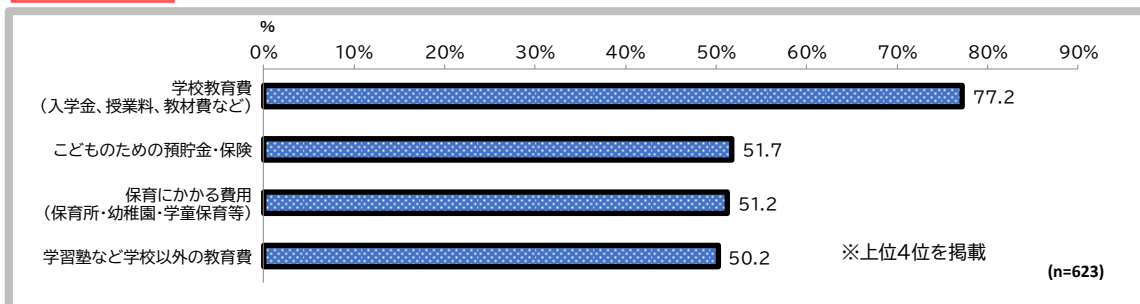
【出典】 福島県「令和6年度結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」

図表4-5 こどもを持ちたくない、または理想よりも予定の数が少ない理由(複数回答)



【出典】 福島県「令和6年度結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」

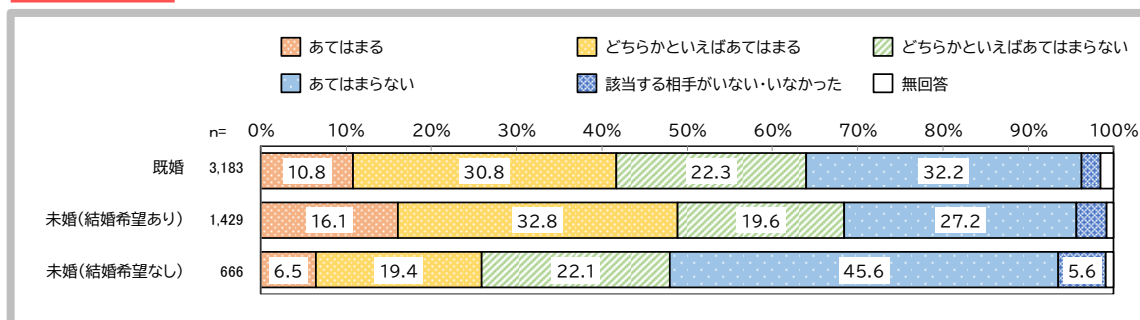
図表4-6 子育てや教育にかかる経済的な負担として大きなもの(複数回答)



【出典】 福島県「令和6年度結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」

両親のような夫婦関係をうらやましく思う・思っているかをたずね、既婚者と、結婚希望のある未婚者・ない未婚者とを分けて比較したところ、結婚希望のない未婚者の7割弱が思っていない・思っていなかったと答えており、既婚者や結婚希望のある未婚者との間に大きな差がありました。このことから、夫婦・カップル、そして家族全体の幸福を高めていくことが、少子化の流れを変えるため重要であることがうかがえます。

図表4-7 両親のような夫婦関係をうらやましく思う・思っていた

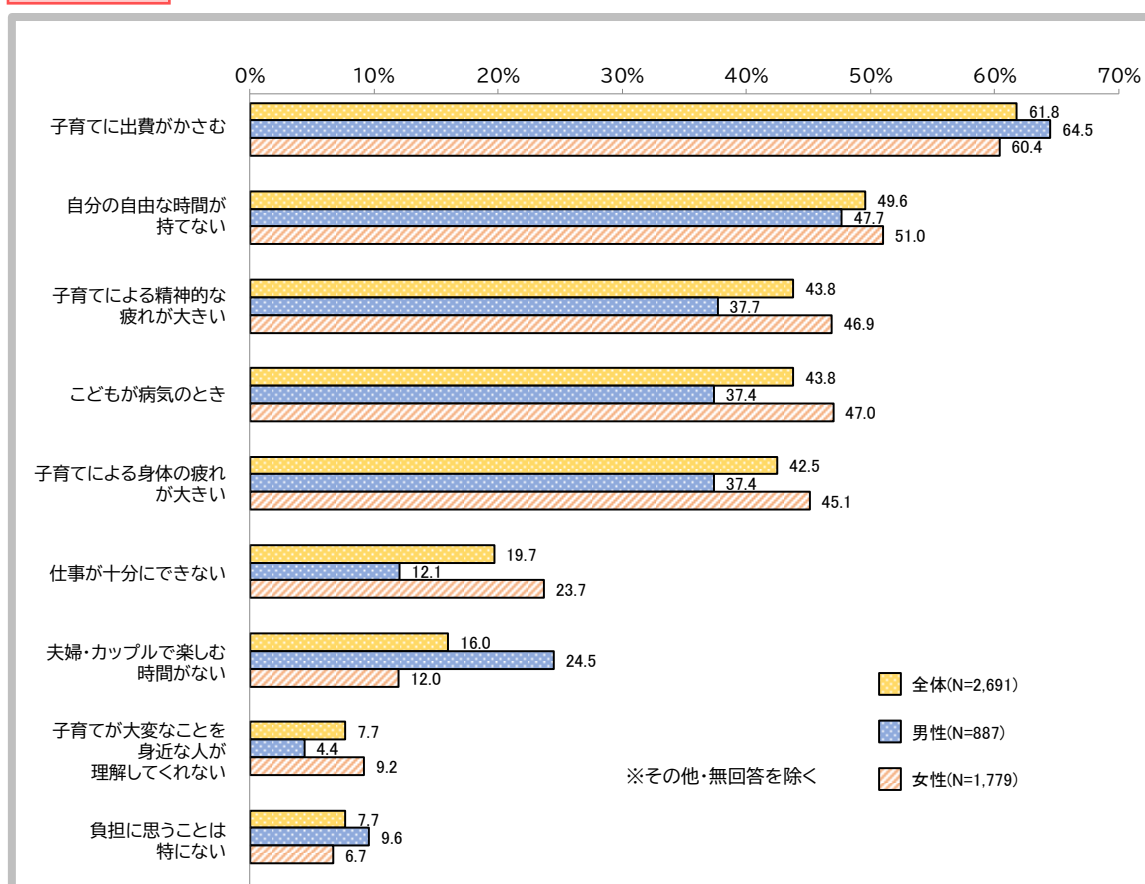


【出典】 福島県「令和6年度結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」

こどもを持ちたいという希望を妨げる大きな要因として、子育ての負担感があります。そこで、こどものいる県民に子育てをしていて負担に思うことをたずねたところ、「子育てに出費がかさむ」が最も多くなり、次いで「自分の自由な時間が持てない」、「子育てによる精神的な疲れが大きい」などの様々な要因があげられました。これらの負担を軽減するためには、子育てで当事者を支える施策を多様な分野で総合的に進めていく必要があります。

また、下図からは子育ての負担感に男女で差があり、特に女性に負担が偏っている傾向が見て取れることから、男女が共に子育てを分かち合える社会づくりが重要です。

図表4-8 子育てをしていて負担に思うこと(複数回答)



【出典】 福島県「令和6年度結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」



第5章

計画の 基本的施策



I こどもまんなかふくしまの実現に向けた重要施策

1 こども・若者の権利保障の推進

1-1 こどもの権利の尊重と普及啓発

■ 現状・課題・施策の方向

すべてのこども・若者には「こどもの権利条約」に掲げられている「こどもの権利」がありますが、こどもの権利については、当事者であるこども、またこどもを守るべきおとなや社会にも、十分に認知されているとは言えません。

こどもには、幸せに生き、成長する権利がありますが、いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等は、こどもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

こうしたこどもの権利侵害は絶対に許さないという意識を社会に浸透させるため、広く県内に人権尊重の意識を高める啓発活動を行うとともに、こどもが自らを守り、困難を抱える時に助けを求め、回復できるよう、こどもの意見表明権を保障する仕組みを整えるとともに、自らが権利の主体であることを学ぶための人権教育を進める必要があります。

■ 施策の展開



(1) こどもの権利尊重の普及啓発

- こどもの権利条約や児童福祉法の基本理念を普及させるため、毎年5月を「児童福祉月間」と定め、地域の小学校と連携した「こいのぼり掲揚式」の開催やポスターの配布などを通じて、広くこどもの権利尊重に関する啓発を行います。また、「児童福祉月間」のほか「子育て週間」などの機会に合わせ、保護者や地域の方々へ、こども・若者の権利保障の重要性について周知を図ります。【こども未来局】
- 学校においては、5月の「児童福祉月間」に合わせて、学校図書館で子どもの権利に関する図書や資料等の特集コーナーを設けたり、読み聞かせを行ったりできるように周知を図ります。【教育庁】

(2) 人権教育の推進

- 誰もが自らの個性を活かし、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生き抜き、複雑な社会の課題を解決しながらより良い社会を創造していくためには、人権を尊重し、他者との違いを新たな価値を創造するために重要なものとして受け止め、

多様な他者と連携・協働することが重要です。

誰一人取り残すことなく、すべてのこどもたちが、可能性を伸ばすことができるよう、こどもたちの状況に応じた教育機会の提供や支援を行うことで、多様な学びの場や交流及び共同学習の一層の充実・整備を着実に推進します。【教育庁】

(3) こどもが自ら助けを求められる環境の整備

- こどもの求めに応じてこどもの意見を代弁する「意見表明等支援員」を配置し、社会的養護下にあるこどもが日常生活の場面においても、生活の中で抱く悩みや不満等についてその意見が適切に表明され、その意見がこどもの最善の利益に反映されるものにします。【こども未来局】

■ 関連指標

◆こどもまんなか指標

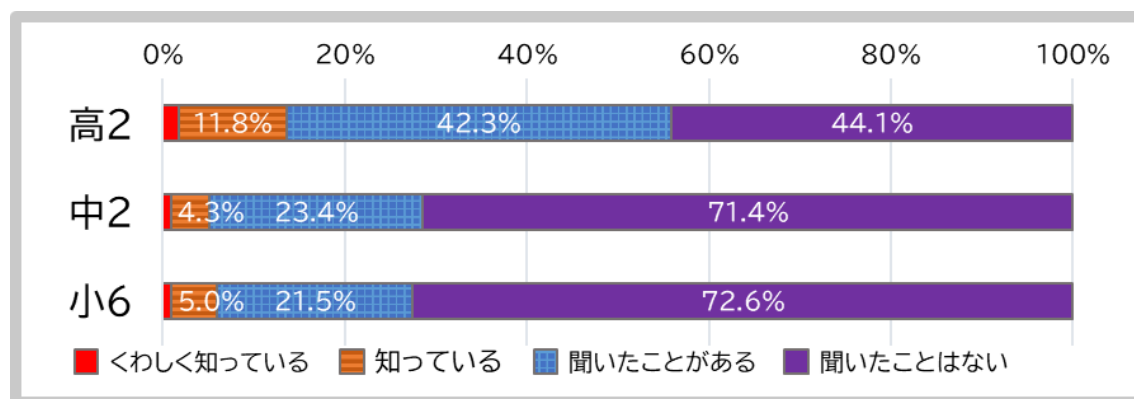
指標名	現況値	各学年	幸福 相関
「こどもの権利条約」を知っているこどもの割合	R6 小・中・高合算 8.51 %	高2	13.60 —
		中2	5.20 —
		小6	6.00 —
自分の「こどもの権利」は守られていると思う	R6 小・中・高平均 4.06 点	高2	3.98 —
		中2	4.01 —
		小6	4.18 —
社会で生きていくことにむずかしさを感じている人や、多くの人とちがう考えの人も、安心して暮らすことができる	R6 小・中・高平均 3.80 点	高2	3.63 —
		中2	3.83 —
		小6	3.94 —



■ 関連データ

こどもの権利条約を「知っている」と答えたこどもは高校生でも1割強程度で、小学生・中学生は「聞いたことはない」が7割を占めています。

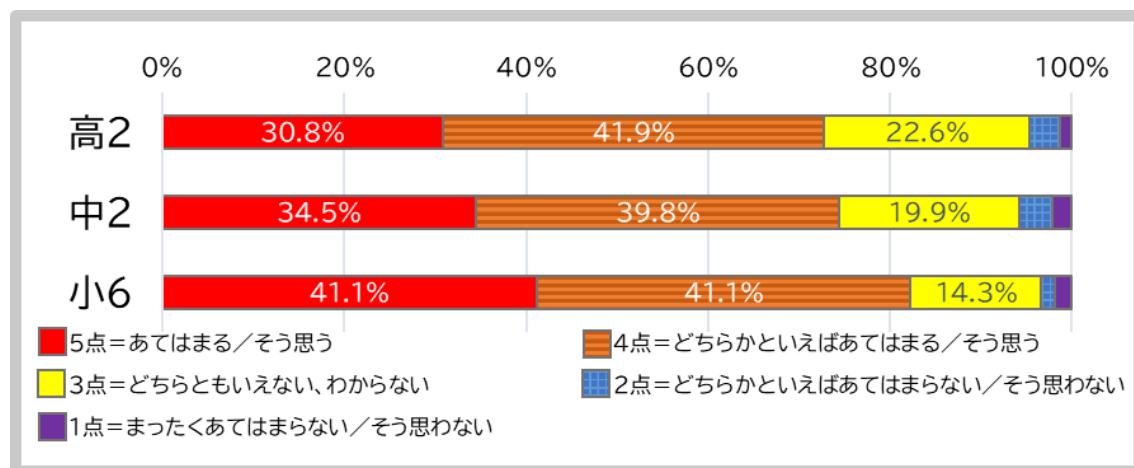
図表5-1 こどもの権利条約について知っているこどもの割合



【出典】 福島県「令和6年度こどもまんなかアンケート」

こどもの権利条約を「知っている」と答えたこどものうち、7割から8割が自身の「こどもの権利」は守られていると回答しています。

図表5-2 自分の「こどもの権利」は守られていると答えたこどもの割合

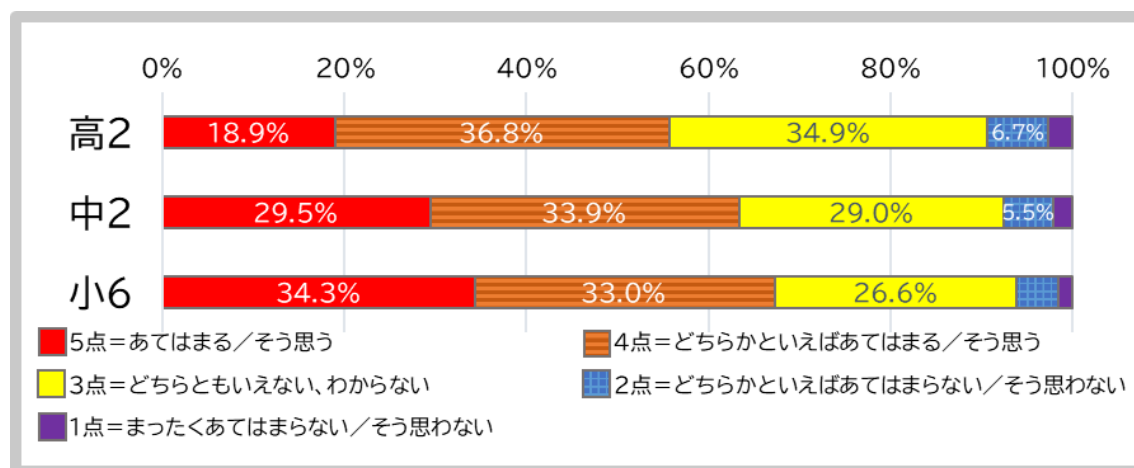


【出典】 福島県「令和6年度こどもまんなかアンケート」

多様な他者と共存できる社会だと考えるこどもは概ね5割程度いますが、年齢が上がるに従って肯定的な回答が減少していく傾向にあります。

図表5-3

社会で生きていくことにむずかしさを感じている人や、多くの人とちがう考えの人も、安心してくらすことができるかと答えたこどもの割合



【出典】 福島県「令和6年度こどもまんなかアンケート」

1-2 こども・若者の意見表明と社会参画の推進

■ 現状・課題・施策の方向

こどもの権利条約では、こどもは自由に自分の意見を表す権利を有すると定めており、こども基本法では、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢や発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会を確保されることが定められています。これらを実践することにより、こども・若者が、自らの意見が十分に聴かれ、また自らが参加することによって地域や社会に影響を与える経験を通して、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を向上させるよう取り組みます。

■ 施策の展開



(1) こども・若者の意見形成と表明の機会の設定

- こどもの権利条約とこども基本法の趣旨を踏まえ、こども・若者の意見形成を支援し、その意見を表明する機会を設定するなど、こどもの意識・立場に立って「こどもの視点」を重視した対応を推進するとともに、将来に夢や希望を抱くことができるよう支援します。
【全部局】
- こどもを含めた県民の意見が広く県政に反映されるよう、年齢要件を設けずにパブリックコメントや県民提案の募集を実施します。【総務部】
- こどもまんなか社会に向け、こどもとともに施策を進めていくため、県内の小学6年生・中学2年生・高校2年生を対象とした「こどもまんなかアンケート」により、こどもの幸福度やそれに関連する自己肯定感、自身の暮らしている地域や自身を取り巻く環境等に対する評価等を調査し、こどもの意見を基に本計画の PDCA サイクルを形成して進行管理を進めていきます。【こども未来局】
- 県内のこども・若者を対象に、本県の政策課題等をテーマとしたワークショップ等を開催し、こども・若者が自身や自身の暮らす地域の将来について考え、行動するきっかけを作るとともに、より詳細なこども・若者の意見を聴取し、県こども施策への反映を図るほか、県内市町村へこども・若者の意見を共有します。【こども未来局】
- 本県のこども施策や子育て支援に関する施策について審議する「福島県子ども・子育て会議」の公募委員に若者枠を設け、若者の意見を積極的に施策へ反映させていきます。
【こども未来局】

- 県内の子どもたちが福島県の未来について話し合い、班ごとにまとめた意見を知事や県庁職員に伝えるワークショップを開催します。【教育庁】

(2) こどもの社会参画の機会の設定

- 児童生徒が、自らの学校や地域での生活をよりよくするため、よりよい社会の形成に向け、教科等だけでなく、学校教育全体を通して、地域における諸課題を追究したり解決したりする学習に取り組み、地域の一員として生きる意識を高めます。

また、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えられるよう、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働できる「地域学校協働活動」を推進します。【教育庁】

■ 関連指標

◆こどもまんなか指標

指標名	現況値	各学年	幸福 相関
学校や県・市町村は、こどもや若者の声や意見をよく聴いて「こども施策」を進めている	R6 小・中・高平均 3.31 点	高2	3.11 —
		中2	3.30 —
		小6	3.52 —
家庭や学校などで何かを決めるとき、自分の意思や意見を聞いてもらえる・大事にあつてくれる【再掲】	R6 小・中・高平均 4.36 点	高2	4.29 ★
		中2	4.36 ★
		小6	4.42 ★

◆子育て・子育て指標

指標名	現況値	目標値
地域の課題を解決するための提言や、社会に貢献する何らかの活動を行った生徒の割合（高校在学中）	R5 36.3 %	毎年度 100 %

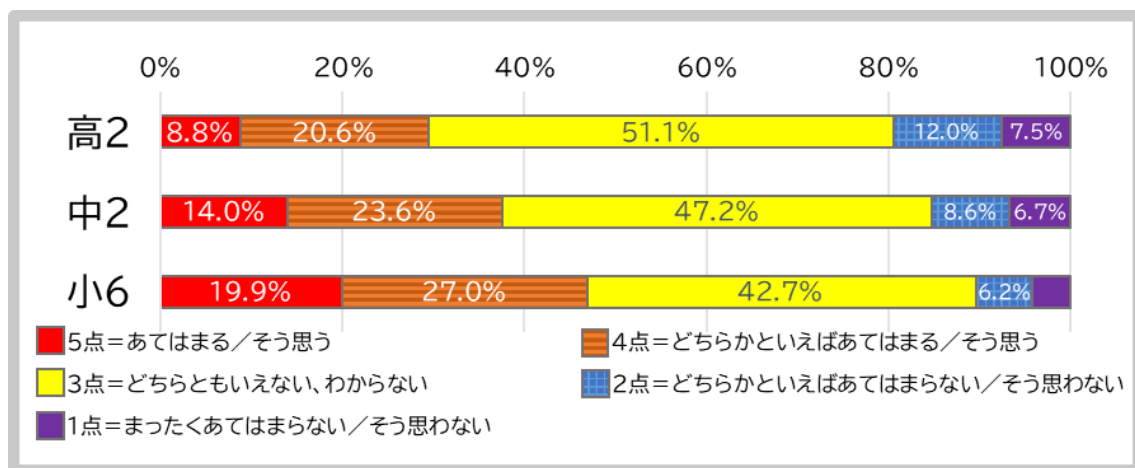


■ 関連データ

こども施策にこども・若者の声や意見が反映されていると思うこどもは、小学生では5割弱いるものの、年齢が上がるに従って減少し、高校生では3割程度となっています。一方、家庭や学校においては8割以上のこどもが自分の意思や意見を尊重してもらっていると答えています。

図表5-4

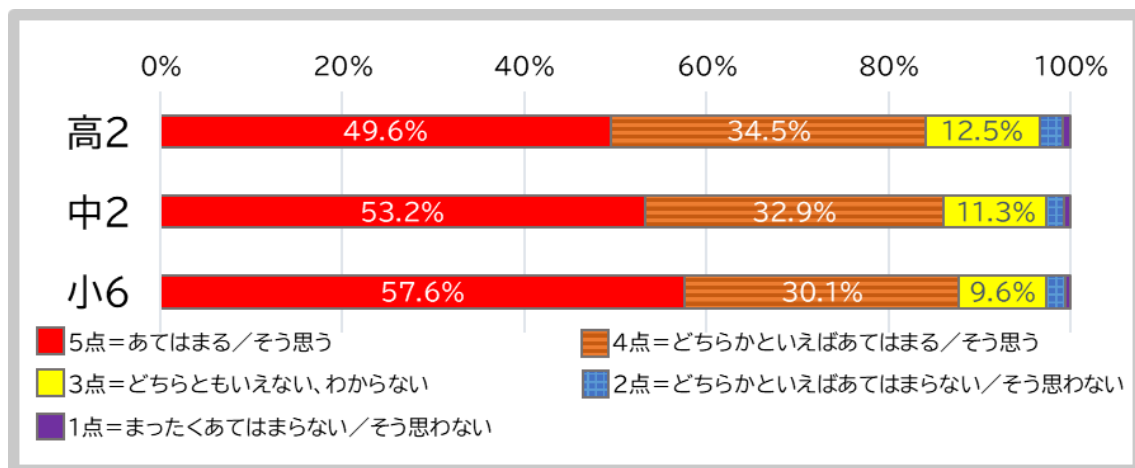
学校や県・市町村は、こどもや若者の声や意見をよく聞いて「こども施策」を進めていると答えたこどもの割合



【出典】 福島県「令和6年度こどもまんなかアンケート」

図表5-5

家庭や学校などで何かを決めるとき、自分の意思や意見を聞いてもらえる・大事にあつかってくれると答えたこどもの割合



【出典】 福島県「令和6年度こどもまんなかアンケート」

2 こども・若者の健やかな成長のための環境づくり

2-1 多様な遊びや体験活動の推進

■ 現状・課題・施策の方向

安心感をベースにした遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点です。

たとえば、こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、人格形成や自己実現を図る上で重要な創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの非認知能力（「社会情動的スキル」とも言う）や、言語や数量等の感覚などの認知的スキルを一体として育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、そして生涯にわたる幸せにつながっていきます。

こういった遊びや体験活動の重要性を認識したうえで、地域が連携・協働し、こども・若者の年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、地域資源を生かした遊びや体験の機会や場を計画的に創っていきます。特に、0歳～就学前における幼児教育においては「福島県幼児教育振興指針」に掲げる求めるこどもの姿「遊びを創り、たくましく、共に育つ子ども」を目指し、各種取組を推進していきます。

また、こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであるため、家庭、地域、学校・園等における取組を推進していきます。

■ 施策の展開



(1) 幼児教育・保育における遊びの質の向上

- 遊びは、こどもの健やかな育ちのためには欠かせないものであり、こども自身がもつ権利でもあることから、保育所や幼稚園、放課後児童クラブ、児童館など、日常的な場所における遊び環境の充実強化を推進します。【こども未来局】
- こどもたちが自然体験や集団での遊びなどを通して郷土愛を醸成し、また多様な人間関係を構築できるよう、保育施設の園庭等の環境改善を行った知見や効果をまとめた「ふくしますくすくスケール」を活用した保育施設等の園庭改善を推進するとともに、園庭開放等を通じて、地域の未就学児等が集い、異年齢の児童が交流する機会の創出を図ります。【こども未来局】
- 「福島県幼児教育振興指針」で示すように、幼児教育段階から非認知能力を育成するとともに、幼児教育で育まれた資質・能力の基礎を小学校以降の教育に効果的につなぐため、保育者向けの各種研修や各自治体・団体向けの架け橋プログラム推進のための幼小



連携研修の充実を図ります。【教育庁】

(2) 学校や地域における体験活動の推進

- 社会の変化に対応した教育の改革の推進を図るため、私立高等学校等が行う職業体験、ボランティア活動、伝統・文化体験、自然体験などの教育の質の向上に関する取組を支援します。【総務部】
- 地域や NPO、社会教育関係団体等と連携協働しながら、地域課題探究活動の推進により、失敗を克服する経験の少ないこどもたちに対し、様々な経験ができる機会の充実を図るとともに、郷土理解を促進することで、地域に親しみをもちながら、現在を力強く生き、将来につながる取組を推進します。【教育庁】
- 放課後や週末等において、安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して、学習や様々な体験・交流活動(地域の伝統継承等を含む。)を定期的・継続的に提供する「放課後子ども教室事業」の支援活動に取り組みます。【教育庁】

(3) 環境学習・自然体験等の推進

- 環境アドバイザー等派遣事業などを通じて、環境教育・学習機会の充実を図るとともに、豊かな自然環境の中における環境学習を推進します。さらに、せせらぎスクールにより、身近な河川での水生生物調査による水質調査に対して支援していきます。【生活環境部】
- 地域の将来を担うこどもや若者を対象に、農林水産業体験や農業水利施設等についての見学などの取組を支援し、農林水産業に対する理解の醸成を図ります。【農林水産部】
- 森林環境の重要性や林業の役割についての学習の場を提供するため、安全かつ利用しやすいフィールド及び付帯施設を整備します。【農林水産部】
- ふくしまの森林文化を継承するため、地域に根ざした森林文化を記録し公開するとともに、こどもを含む一般県民を対象とした体験イベントを開催します。【農林水産部】
- 「継続的な森林環境教育・学習・活動」の推進のため、ポータルサイトでの参考情報の発信や、森林環境教育の実践者を対象とした研修会の開催によりスキルアップを図るなど、活動支援に取り組みます。【農林水産部】
- 地域の森林資源を活用して、自然観察体験や林業体験などの森林環境学習を推進することにより、こどもの非認知能力を育み、森林への理解を深め、森林の恵みを学び、森林を守り育てる意識の醸成を図ります。【農林水産部】
- こどもたちが木材や木製品に触れる機会を創出し、木材への親しみや木の文化への理解を深める木育活動を推進します。【農林水産部】

- こどもたちの心身の健康の維持向上を図るとともに、社会に貢献する意識を高め、主体的にふくしまの未来を切り拓く、たくましいこどもの育成を図るため、自然体験活動をはじめとする体験型の活動を推進します。【教育庁】

(4) 運動習慣・体力向上・身体作り・スポーツ体験等の推進

- 県内のプロスポーツ 5 チーム(福島ユナイテッド FC、福島レッドホープス、福島ファイヤーボンズ、いわき FC、福島デンソーエアリービーズ)と連携し、選手等から直接、夢を持つことの大切さや身体を動かす楽しさ、スポーツマンシップを学ぶことができる課外授業やユースチーム等との交流大会、ホームゲームにおける選手との様々な交流イベントを実施することで、こどもたちの心と身体の充実を図ります。【企画調整部】
- 総合型地域スポーツクラブの設立・育成・定着を支援するなど、地域におけるスポーツ活動を推進します。【文化スポーツ局】
- 親同士の交流の場や子育て相談等の各種拠点としても機能し、地域における子育て支援の重要な社会資源となっている屋内遊び場を活用し、幼児期から身体を動かすことを楽しみながら運動習慣の定着を図ります。【こども未来局】
- 健康長寿県の実現に向けて、児童生徒自らが望ましい運動習慣や食習慣を確立し維持できるよう、自分手帳の活用等を通して自分の健康課題を認識し、その解決に向け積極的に取り組む自己マネジメント能力を育成します。【教育庁】
- ふくしまっ子児童期運動指針や県独自に開発した運動身体づくりプログラム、遊び力育成プログラムを広く普及し、生活の中で運動量を増やす取組等を進めるとともに、幼児期から体を動かすことを楽しみながら運動習慣の定着を図ります。【教育庁】

(5) 文化芸術体験機会の提供

- 青少年の感性や創造性を育むため、芸術家や文化団体等と連携し、ワークショップ等の参加・体験の機会を提供します。【文化スポーツ局】
- 放課後や週末等において、安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して、学習や様々な体験・交流活動(地域の伝統継承等を含む。)を定期的・継続的に提供する「放課後子ども教室事業」の支援活動に取り組みます。【教育庁／再掲】
- 福島県立博物館において、県内美術館・博物館、学校団体、未就学児関係団体、地域の団体やアーティストと連携し、多様な文化芸術体験と学びの機会を提供し、こどもが感性を育み社会に出会う場の創出に取り組みます。【教育庁】
- 福島県立美術館において、こどもを対象にした鑑賞プログラム、創造プログラムを充実させるとともに、県内美術館・博物館、学校と連携したアーティストとの制作活動などを推



進めます。【教育庁】

(6) 読書活動の推進

- 「福島県子ども読書活動推進計画」を基に、福島の未来をひらくすべてのこどもが読書の楽しさを実感し、生涯にわたって望ましい読書習慣が確立できるよう、こどもが読書に親しむ機会の充実や、こどもの読書環境の整備と充実、こどもの読書活動についての理解の促進を図ります。【教育庁】
- 福島県立図書館において、こどもの心を豊かに育む児童書を収集・提供するとともに、こどもに興味を持ってもらえるような絵本の展示や、おはなし会の開催など、こどもが本に親しむ機会を提供します。また、市町村立図書館や学校図書館への支援及び連携を進めることで地域におけるこどもの読書活動を推進します。【教育庁】

■ 関連指標

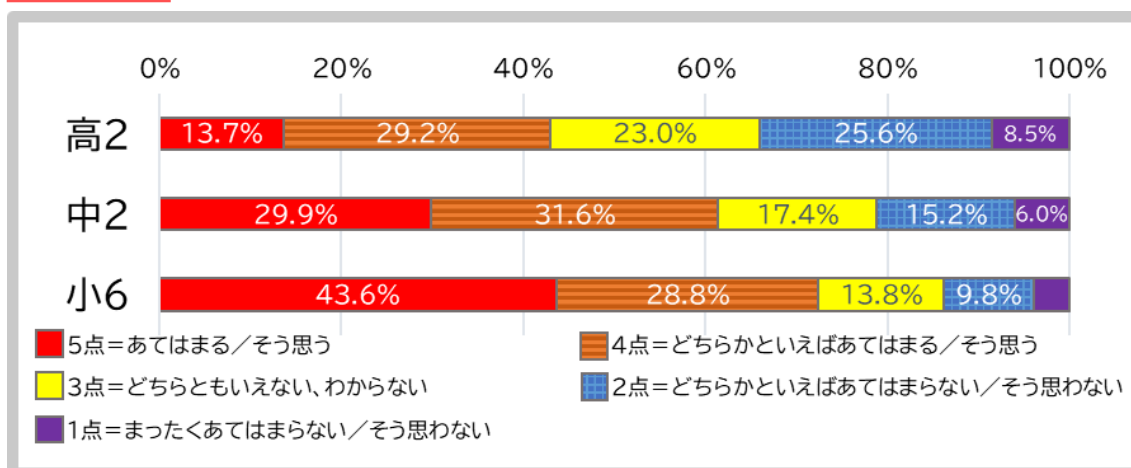
◆こどもまんなか指標

指標名	現況値	各学年	幸福 相関
遊ぶ場所や楽しい時間を過ごせる場所が十分にある	R6 小・中・高平均 3.59 点	高2	3.14 —
		中2	3.64 —
		小6	3.98 —
学校や地域の中で、地域の方々と一緒に学んだり、活動したりする機会が十分にある	R6 小・中・高平均 3.41 点	高2	3.18 —
		中2	3.40 —
		小6	3.64 —
自然環境のなかで過ごせる場所や自然体験ができる機会が十分にある	R6 小・中・高平均 3.93 点	高2	3.84 —
		中2	3.93 —
		小6	4.03 —
からだを動かしたり、スポーツをしたりする場所や機会が十分にある	R6 小・中・高平均 3.61 点	高2	3.33 —
		中2	3.68 —
		小6	3.82 —
文化を体験したり学んだりできる場所や機会が十分にある	R6 小・中・高平均 3.67 点	高2	3.58 —
		中2	3.67 —
		小6	3.77 —

■ 関連データ

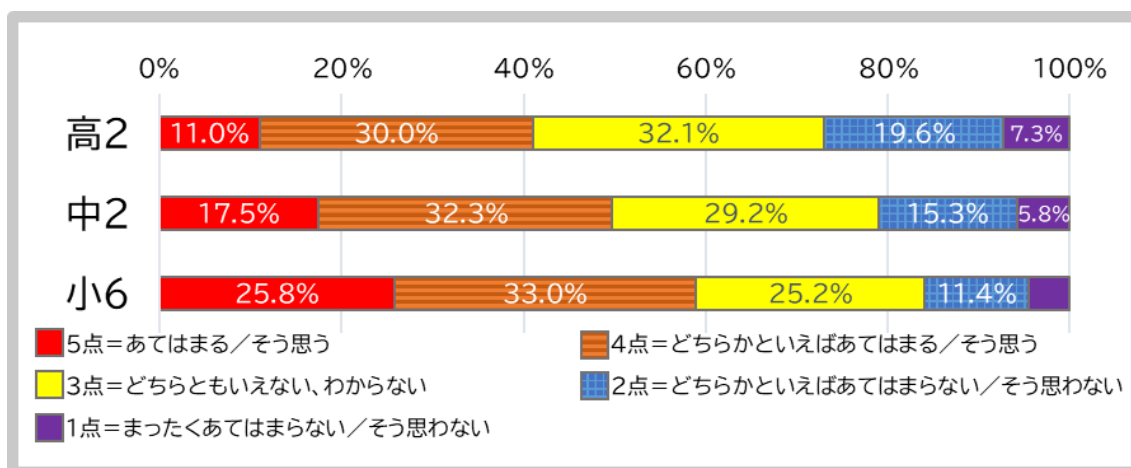
遊びや体験活動の機会・場所については、概ね半数以上のこどもが十分にあると答えていますが、年齢が上がるに従って、その割合は減少していく傾向にあります。

図表5-6 遊ぶ場所や楽しい時間を過ごせる場所が十分にあると答えたこどもの割合



【出典】 福島県「令和6年度こどもまんなかアンケート」

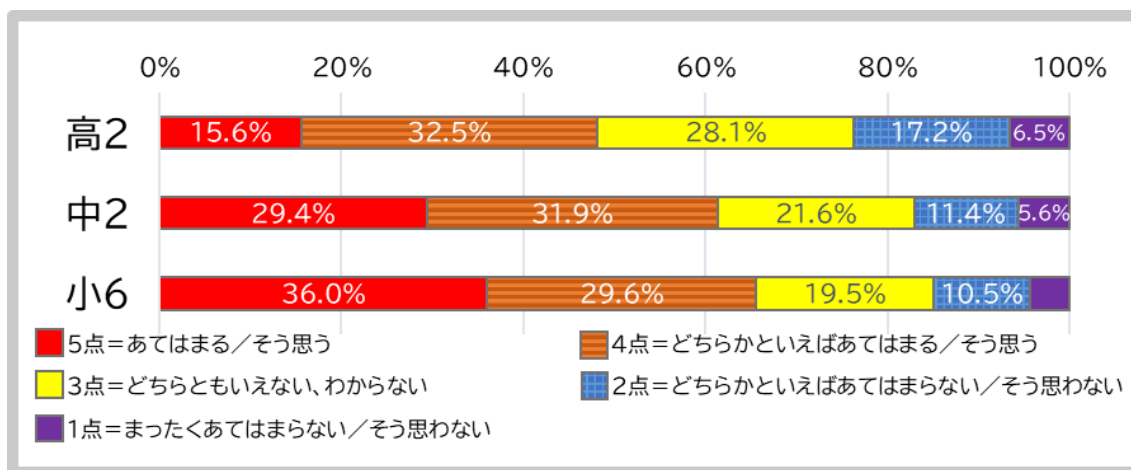
図表5-7 学校や地域の中で、地域の方々と一緒に学んだり、活動したりする機会が十分にあると答えたこどもの割合



【出典】 福島県「令和6年度こどもまんなかアンケート」

図表5-8

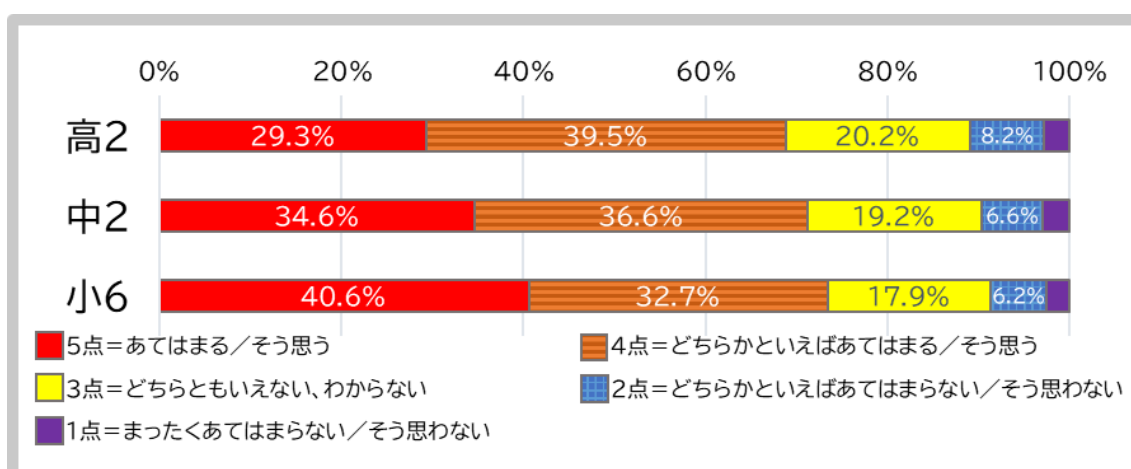
からだを動かしたり、スポーツをしたりするための公園・運動場や、地域のクラブ活動やスポーツイベントなど、自分がやりたいスポーツをする機会が十分にあると答えたこどもの割合



【出典】 福島県「令和6年度こどもまんなかアンケート」

図表5-9

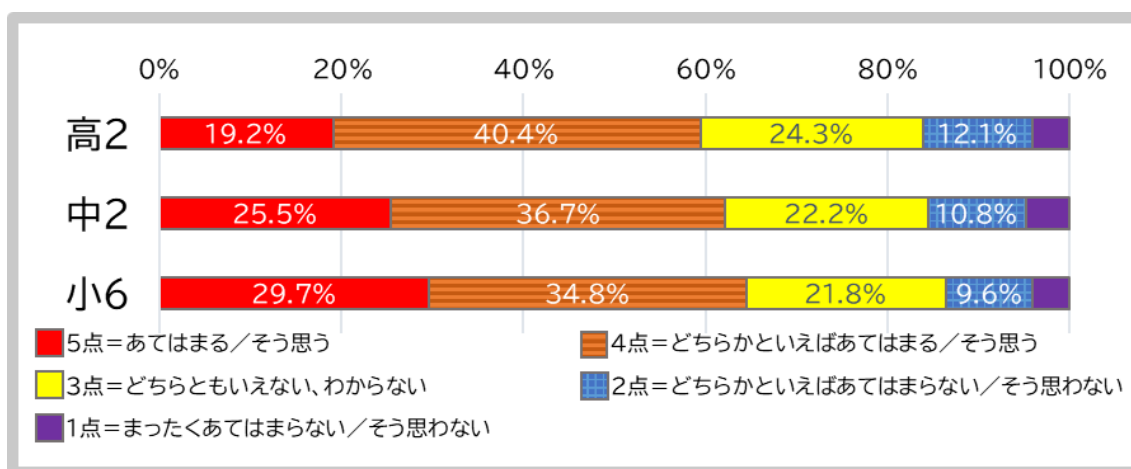
自然環境のなかで気持ちよく過ごせる場所や、自然体験ができる機会が十分にあると答えたこどもの割合



【出典】 福島県「令和6年度こどもまんなかアンケート」

図表5-10

美術館、コンサートホール、図書館など、文化を体験したり学んだりできる場所や機会が十分にあると答えたこどもの割合



【出典】 福島県「令和6年度こどもまんなかアンケート」

2-2 青少年健全育成の推進

■ 現状・課題・施策の方向

次世代を担う青少年が、豊かな人間性・社会性と想像力を身につけ、自ら考え、責任ある行動ができる人間に成長していくことは、県民すべての願いです。

そのためには、青少年ひとりひとりが本来持っている力を自然体験や伝統文化との関わり等により引き出し、チャレンジする意欲や想像力、行動力などを自ら養っていくことが重要であることから、家庭・学校・職場・地域及び行政機関等の連携を強化し、地域社会全体で青少年が健やかに成長できる環境づくりを進めていきます。

■ 施策の展開



(1) 青少年が健やかに成長できる環境づくり

- こどもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、青少年健全育成条例の適正な運用を図るとともに、家庭・学校・職場・地域と連携して青少年健全育成県民総ぐるみ運動を推進します。【こども未来局】
- 有害図書等に関する規則、わいせつな行為の禁止、深夜外出の制限など青少年の健全な育成を阻害する行為を規制するとともに、インターネット利用環境の整備などを定める県青少年健全育成条例の適正な運用・普及啓発に努めます。【こども未来局】
- 関係機関・団体・業界等と連携を図りながら青少年を取り巻く有害な社会環境の浄化意識の啓発や浄化活動を促進するとともに、業界の自主規制などの取組を支援します。【こども未来局】
- 少年センター、青少年育成市町村民会議をはじめ関係機関・団体、地域等と連携した非行防止活動や啓発活動を促進するとともに、関係業界の理解と協力を得て、非行を誘発させない環境づくりを進めます。【こども未来局】
- 福島県青少年育成県民会議と連携し、「少年の主張」福島県大会や「家庭の日」の作文、絵画等の作品コンクール等、青少年が自分自身の意見や考え方を発信できる機会の充実に努めます。【こども未来局】
- 福島県青少年育成県民会議と連携し、青少年をとりまく社会環境の変化や、本県の青少年が抱える様々な課題や困難について理解を深めるとともに、青少年と向き合う大人や親の心構えや姿勢などについて考えるためのセミナーを実施します。【こども未来局】

3 こどもまんなかまちづくり

■ 現状・課題・施策の方向

こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を進めるため、こどもや妊産婦、乳幼児連れ等、すべての人にとって生活しやすい環境の整備のほか、公共施設等におけるユニバーサルデザインやバリアフリー化を推進するとともに、通学路等の安全確保やこどもが遊べる場を整備します。また、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化していきます。

■ 施策の展開



(1) すべての人にとって生活しやすい環境の整備

- 高齢者、障がい者、こども、妊娠中の女性、外国人など、あらゆる特性を持つすべての人が生活・活動しやすい環境づくりを進めていくため、「思いやり」を具体的にシステム化して実現していくことを目指す「ふくしま型ユニバーサルデザイン」を推進します。【生活環境部】
- こどもや高齢者にも乗り降りが容易なノンステップバス等の低床型車両の導入や、鉄道事業者が実施する鉄道駅ホームへのエレベーター設置を推進します。【生活環境部】
- 不特定多数の人が利用する施設について、お年寄りや身体の不自由な人をはじめ、すべての人が安心して利用できるよう、段差解消、通路幅の確保、車椅子用トイレの整備など「人にやさしいまちづくり条例」の整備基準を満たしている建物に「やさしさマーク」を交付します。【保健福祉部】
- 公共施設や福祉施設の周辺の歩道等において、ユニバーサルデザインに基づいた段差の改善や歩道拡幅などを実施します。【土木部】
- 県立学校について、長寿命化計画に基づく計画的な維持管理に取り組み、施設の長寿命化を図るとともに、バリアフリー化を進める等、学びの環境を整備します。【教育庁】
- 「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、車いす使用者用駐車施設に「おもいやり駐車場利用制度」を導入し、妊産婦をはじめとした歩行が困難な方々のための駐車スペースの適正利用を図ります。【保健福祉部】
- こどもを含めたすべての人の熱中症対策の取組として、暑さをしのぐ「ふくしま涼み処」の運用を推進します。【生活環境部】



(2) 通学路等の安全性の確保

- 県内の交通事故多発地点等について道路環境を中心とした事故分析を行い、事故削減に向けた効果的かつ適切な施策を展開するなど、通学路等の安全の確保を推進します。
【生活環境部】
- 安心して通行できる歩行空間の確保に向け、学校関係者、警察、道路管理者が合同で実施する点検で危険箇所を把握し、対策が必要な通学児童の多い区間や危険な箇所等において、安全な歩行者空間の確保を推進します。また、福島県自転車活用推進計画に基づき、誰もが快適に自転車利用ができる良好な自転車走行環境づくりを推進します。【土木部】
- 最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制とハンプ等の物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン 30 プラス」として設定し、道路管理者と緊密に連携しながら、通学路、生活道路等における人優先の安全安心な通行空間の整備の更なる推進を図ります。また、通学路における自転車利用環境の安全確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進のため、道路管理者と緊密に連携しながら、自転車専用通行帯等の追加整備を含めた安全対策を推進します。【警察本部】
- チャイルドシートの正しい使用の推進を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、交通安全教室や街頭などにおいて広報啓発を推進します。【警察本部】
- 努力義務とされている自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用が、致命傷を回避し救命効果を著しく高めるという本来の目的を伝える取組を推進します。【警察本部】
- こどもが声かけ事案等の犯罪被害に遭わないまちづくりを進めるため、関係団体と連携して、街頭防犯カメラ設置の働きかけや優良防犯機器等の普及促進により、地域の防犯活動の活性化を図ります。【警察本部】

(3) こどもの遊び場づくり

- 親同士の交流の場や子育て相談等の各種拠点としても機能し、地域における子育て支援の重要な社会資源となっている屋内遊び場を活用し、幼児期から身体を動かすことを楽しみながら運動習慣の定着を図ります。【こども未来局／再掲】
- こどもや子育て当事者が安心・快適に公園を利用することができるよう、あづま総合運動公園をはじめとする県営都市公園について、利用者の目線で、施設の更新や維持管理を行うとともに、地域の賑わいを創出することにより、こどもや子育て当事者が親しむ場を提供します。【土木部】

(4) こどもと楽しく外出できる環境づくり

- 未就学児を乗せた自動車が優先して駐車できる「子育て応援駐車場」の設置を推進するなど、こどもと一緒に安心して気兼ねなく外出できる環境づくりを進めます。【こども未来局】
- 「子育て応援パスポート事業」に協賛する店舗から優待サービスを受けられる「ファミたんカード」を子育て世帯に配付し、子育て家庭を行政・企業等が一体となって、子育てを応援する気運の醸成を図ります。【こども未来局】
- 赤ちゃん連れでも外出しやすく、安心して子育てできる環境づくりを進めるため、外出先で泣いてしまう赤ちゃんやその父母を受け入れて応援するよう啓発する「WE ラブ赤ちゃんプロジェクト」を展開し、赤ちゃん歓迎の気運を醸成します。【こども未来局】
- 授乳室やおむつ替えスペースがある施設を「赤ちゃんほっとステーション」として認定登録し、子育て世帯に対して情報発信をしていきます。【こども未来局】

(5) 子育て世帯への住宅支援

- 新婚・子育て世帯が安心して子育てできる環境づくりに対応しながら、空き家対策を総合的かつ効果的に促進するため、空き家改修等を推進する市町村を支援します。【土木部】
- 多世代同居・近居による子育て環境や高齢者見守りの充実等を図るため、親世帯と子育て世帯が同居・近居するための住宅取得やリフォームを推進します。【土木部】
- 子育て世帯に対して県営住宅の優先入居を行います。【土木部】

▼ファミたんカード



▼WE ラブ赤ちゃんプロジェクト



■ 関連指標

◆こどもまんなか指標

指標名	現況値	各学年	幸福 相関
交通事故や犯罪に巻き込まれる心配や不安がなく、安全・安心に生活できる	R6 小・中・高平均 3.89 点	高2	3.79 —
		中2	3.92 —
		小6	3.95 —

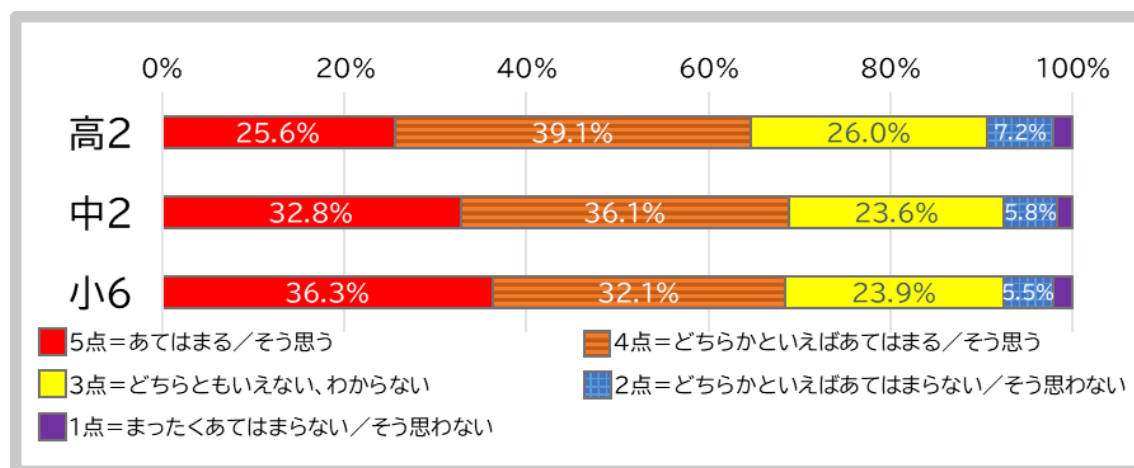
◆子育て・子育て指標

指標名	現況値	目標値
ユニバーサルデザインに配慮した歩道の整備率	R4 67.0 %	R11 68.8 %
子ども(中学生以下)の交通事故死傷者数	R6 200 人	R11 減少を目指す
通学路における安全対策の完了率	R4 55.0 %	R11 72.0 %
一人あたりの都市公園面積	R4 15.0 m ²	R11 15.1 m ²
ファミたんカード協賛店舗数	R5 3,994 店舗	毎年度 4,500 店舗

■ 関連データ

7割弱のこどもが、交通事故や犯罪の心配がなく、安全・安心に生活できていると答えています。

図表5-11 交通事故や犯罪にまきこまれる心配や不安がなく、安全・安心に生活できると答えたこどもの割合



【出典】 福島県「令和6年度こどもまんなかアンケート」

4 こども・若者が活躍できる機会づくり

■ 現状・課題・施策の方向

こども・若者が、それぞれの長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、福島県の未来を切り開いていけるよう支援します。

■ 施策の展開



(1) 学びの変革による学力向上

- 授業を中心に据えた「学びの変革」を実現するために、授業改善のポイントを示したチェックシート等の周知や指導主事による授業改善支援訪問等を充実させていきます。

また、全市町村教育委員会や外部専門家が参画した県学力向上対策会議を開催し、ふくしま学力調査等の分析結果によるエビデンスに基づいた学力向上策の検討及び具体的な取組を推進していきます。

さらに、小学校以降の学びの土台となる幼児期の教育に関し、実態調査を基に策定の「福島県幼児教育振興指針」に掲げる求めるこどもの姿「遊びを創り、たくましく、共に育つ子ども」を目指した保育者向けの各種研修を推進し、幼児教育の質の向上を図ります。

【教育庁】

- 成績上位層や学ぶ意欲の高い生徒を対象とした企画を実施し、資質・能力の伸長及び難関大学受験に対応できる学力の向上を図ります。また、各高等学校での理数教育や思考力等を育む取組等を支援することで学びの変革を推進し、本県高校生の進路実現につなげます。【教育庁】
- 1人1台端末の導入等を踏まえ、これまでの教育実践とICT、紙とデジタルの双方の良さを取り入れた「個別最適化された学び」、「協働的な学び」、「探究的な学び」を実現する取組を推進します。【教育庁】
- 今後、全国学力・学習状況調査やふくしま学力調査において、CBTによる実施が見込まれることから、児童生徒や教員のICTの活用を図った学びの変革に向けた推進はもちろんのこと、さらなる教育DXに向け、ネットワーク環境のさらなる整備に向けても、各市町村教育委員会と連携を図ります。【教育庁】

(2) 次世代を担う人材の育成

- 次世代を担う人材育成の促進を図るため、英語教育の強化、数理・データサイエンス・AI教育等の推進について取組を行う私立高等学校等に対し補助を行い支援します。【総務部】
- 県内の小・中学生と親世代に向けて『福島イノベーション・コースト構想の概要』、『地元企業の技術力』、『ものづくりの魅力』を伝え、構想及びものづくりへの興味・関心、地元企業への就職意欲を醸成することによって、将来イノベ構想を支えていく産業人材の育成の端緒とします。【企画調整部、商工労働部】
- 「ロボット・航空宇宙フェスタふくしま」などの展示会の開催を通じて、こどもたちの将来の夢を育むとともに、理科や算数・数学に対する興味・関心を高めるためのきっかけづくりに取り組みます。【商工労働部】
- 工業高校生等に対し、産業技術総合研究所 福島再生可能エネルギー研究所(FREA)やふくしま再生可能エネルギー産業フェア(REIF ふくしま)の見学などを通じ、再エネ・水素関連技術などカーボンニュートラルに関する取組を学ぶ機会を提供し、興味や関心の喚起、知見の習得を促します。【商工労働部】
- 県立テクノアカデミーにおいて、高校卒業者などを対象とした2年間の職業訓練を行い、産業の高度化やデジタル化、成長産業分野等を担う人材の育成に取り組み、社会性豊かで地域に貢献できる実践的な技術者を育成します。【商工労働部】
- STEAM 教育の充実、スーパーサイエンスハイスクール(SSH)や福島イノベーション・コースト構想による取組、海外研修を始めとした国際交流等の学校の実態に応じた取組によって、創造性あふれ、新たな価値を生み出す、地域や社会をけん引するリーダーを育成します。【教育庁】
- こどもたちの理科や算数・数学に対する興味・関心を高め、科学的・数学的な思考力の育成を図るとともに、復興を担う人材育成の基盤となる理数教育の充実を図ります。【教育庁】

(3) スポーツ競技力の向上

- JFA からふたば未来学園高校サッカー部への指導者派遣などにより、競技力の向上はもとより、サッカーを通じた人材育成を推進します。【企画調整部、教育庁】
- 各種競技において、国際大会や全国大会で活躍できる選手を育成する取組を推進します。【文化スポーツ局】



(4) 国際理解・国際交流・外国語教育等の推進

- 私立学校における外国語教育の充実を図るため、外国青年招致事業(JET プログラム)を活用して、外国語指導助手を雇用する私立小・中・高等学校を支援します。【総務部】
- 福島県に配置されている国際交流員が、県内の学校や公民館などに出張し、自分の国や言葉を紹介し、語学力のみならず、異文化に対する相互理解や価値想像力、社会貢献意識など様々な要素が必要なグローバル人材の裾野の拡大を目的とした出前講座を開催します。【生活環境部】
- STEAM 教育の充実、スーパーサイエンスハイスクール(SSH)や福島イノベーション・コースト構想による取組、海外研修を始めとした国際交流等の学校の実態に応じた取組によって、創造性あふれ、新たな価値を生み出す、地域や社会をけん引するリーダーを育成します。【教育庁／再掲】

(5) 外国人のこども・若者等への教育

- 帰国児童生徒や外国人児童生徒への日本語習熟のための授業等個別支援を進めるとともに、国際交流協会や市町村教育委員会等からの情報収集により指導上の課題や好事例の把握に努め、学びの機会を確保するための取組を県内に普及させます。【教育庁】

■ 関連指標

◆子育ち・子育て指標

指標名	現況値	目標値
ふくしま学力調査の結果の経年比較により、学力が伸びた児童生徒の割合(小・中学校)(小学校国語)	R5 81.3 %	毎年度 100 %
ふくしま学力調査の結果の経年比較により、学力が伸びた児童生徒の割合(小・中学校)(小学校算数)	R5 63.9 %	毎年度 100 %
ふくしま学力調査の結果の経年比較により、学力が伸びた児童生徒の割合(小・中学校)(中学校国語)	R5 64.9 %	毎年度 100 %
ふくしま学力調査の結果の経年比較により、学力が伸びた児童生徒の割合(小・中学校)(中学校数学)	R5 53.9 %	毎年度 100 %
全国学力・学習状況調査の結果をふくしま学力調査等の結果と併せて分析し、具体的な教育指導の改善や指導計画等への反映を行っている学校の割合(小・中学校)(「行っている」小学校)	R5 96.8 %	毎年度 100 %
全国学力・学習状況調査の結果をふくしま学力調査等の結果と併せて分析し、具体的な教育指導の改善や指導計画等への反映を行っている学校の割合(小・中学校)(「行っている」中学校)	R5 93.4 %	毎年度 100 %
児童生徒がコンピューター等のICTを活用する学習活動を行う回数(1クラス当たり)(公立小・中学校)(「ほぼ毎日」小学校)	R5 52.6 %	毎年度 100 %
児童生徒がコンピューター等のICTを活用する学習活動を行う回数(1クラス当たり)(公立小・中学校)(「ほぼ毎日」中学校)	R5 57.9 %	毎年度 100 %
CEFR A1以上(英検3級以上相当)の英語力を有する生徒の割合(中学3年生)	R5 35.8 %	R11 65.0 %
CEFR A2以上(英検準2級以上相当)の英語力を有する生徒の割合(高校3年生)	R5 40.6 %	R11 65.0 %



5 こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダー ギャップの解消

■ 現状・課題・施策の方向

こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。

また、様々な世代における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消につながる取組に関する啓発や情報発信を進めます。

■ 施策の展開



(1) 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの払拭

- 県男女共生センター等において、男女が共にあらゆる分野に参画する意義等に関して各種講座を実施するなど、男女共同参画の普及啓発を進めるとともに、人権尊重に基づいた男女平等・自立意識の確立に向けた多様な選択を可能にする教育の充実を図ります。【生活環境部】
- 児童生徒に対して、県男女共生センターと学校が連携し、男女共同参画についての理解や自己実現についての意識啓発につながる機会を提供します。【生活環境部、教育庁】
- 家庭等における幼少時からの男女平等教育の推進に向け、情報・学習機会を提供します。【生活環境部、教育庁】
- 家庭や地域において、生涯にわたり固定的な性別役割分担意識にとらわれない教育を行うためのわかりやすい教材研究や指導者養成等を推進します。【生活環境部、教育庁】
- ジェンダーにとらわれず児童生徒の能力を最大限に生かすため、小中高を通じた学力の向上と人間性・社会性の育成を一体的、総合的に推進します。【教育庁】
- 学校において、固定的な性別役割分担意識や男子向き女子向きといった考え方にとらわれず、専攻分野や職業について広く情報提供するとともに、将来の経済的自立を念頭に置き、児童生徒が自主的に進路の適正な選択を行えるよう、進路指導の充実等に努めます。【教育庁】
- 学校教育における男女共同参画についての推進の一つとして、男女混合名簿の使用などを通して、「潜在的カリキュラム」の解消に向けた取組を進めます。【教育庁】

- 教職員の男女共同参画に関する研修を充実し、男女共同参画の正しい理解の浸透を更に推進します。【教育庁】

(2) 多様な性に関する理解増進や人権擁護

- 男女共同参画の視点に立ち、性的マイノリティへの理解も含め、各種人権啓発活動を実施します。また、県男女共生センターにおいて、性的マイノリティの方々からの相談も受け付けており、人権侵害の疑いを認知した場合には、法務省の人権相談窓口へつなぐ等、事案に応じた適切な措置を講じます。【生活環境部】
- 学校教育や社会教育における人権教育を通して、多様性に対する理解、自他の人権の尊重等の態度を育む取組を進めるとともに、性的マイノリティのこども・若者へのきめ細かな対応に資するよう、教職員向けの啓発資料や、支援の事例の提供等の取組を進めます。【生活環境部】
- 性的指向や性自認などを理由とした困難を抱える児童生徒の心情に配慮した対応をするとともに、小・中・高校・特別支援学校とも児童生徒の発達段階に応じ、学習指導要領における人権教育に関わる内容を踏まえ、人権(性的指向や性自認に関するものも含む。)を尊重する意識を高める授業等に取り組みます。【教育庁】



■ 関連指標

◆こどもまんなか指標

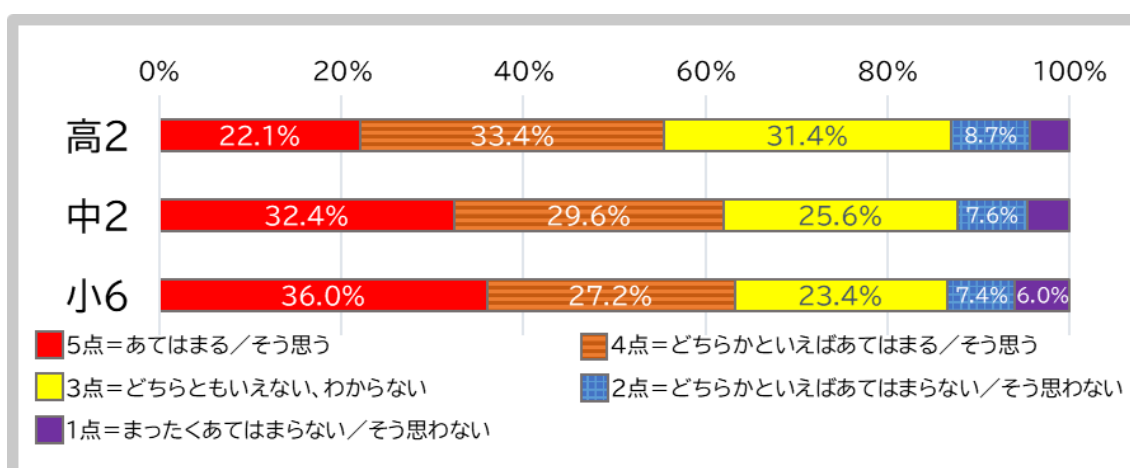
指標名	現況値	各学年	幸福 相関
男女が平等にあつかわれている	R6 小・中・高平均 3.73 点	高2	3.60
		中2	3.77
		小6	3.80
			—

■ 関連データ

6割程度のこどもが、男女が平等にあつかわれていると答えている一方、そう思わないと答えているこどもが1割強います。

図表5-12

男女のちがいで仕事や役割を決めつけられたり、男らしさ・女らしさを押し付けられたりすることなく、男女が平等にあつかわれていると答えたこどもの割合



【出典】 福島県「令和6年度こどもまんなかアンケート」

6 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

6-1 プレコンセプションケアの推進

■ 現状・課題・施策の方向

プレコンセプションケアとは、若い男女が長期的なライフプランを視野に、将来の妊娠や体の変化に備えて日々の健康と向き合うことです。健やかな妊娠・出産には適齢期があることから、希望する誰もが妊娠・出産を含めたライフプランの実現ができるように、プレコンセプションケアを推進していきます。

また、妊娠や出産に関する健康に関する相談先を整備することで、若い世代が健康づくりや不妊予防に取り組み、安心して妊娠・出産の希望がかなえられるように支援します。

■ 施策の展開



(1) プレコンセプションケアの普及・啓発

- プレコンセプションケアの普及・啓発のため、フォーラムの開催やホームページ等により取組を周知するとともに、相談先を明記したカードやポスターを送付するなど、プレコンセプションケアの重要性を伝えていきます。【こども未来局】

(2) 性と健康に関する相談支援

- 若い世代が性について正しい情報を得られるよう、思春期から更年期までの妊娠や出産、性に関する悩みを総合的に受け付ける「ふくしま性と健康の相談センター」を設置し、様々な悩みに電話やメール、LINE 等にて対応します。また、中学・高校生を対象とした健康教育や、企業関係者を対象として女性の健康増進と妊娠・出産や不妊治療と仕事の両立などについてセミナーを開催するなど、様々な支援を行います。【こども未来局】
- 予期しない妊娠や、女性のからだに関する相談について「女性のミカタ健康サポートコール」にて対応します。【こども未来局】



■ 関連指標

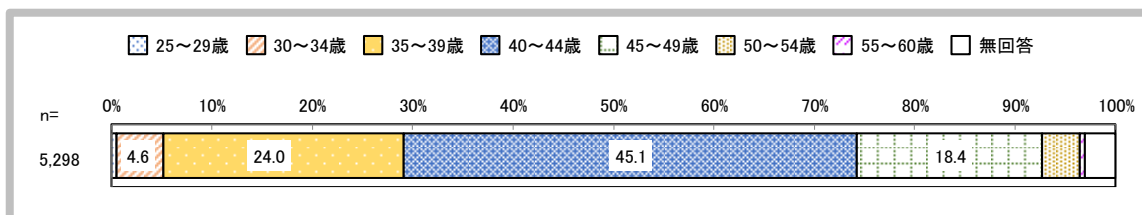
◆子育ち・子育て指標

指標名	現況値	目標値
十代の人工妊娠中絶率	R4 2.5 %	R11 減少を目指す

■ 関連データ

女性は何歳までこどもが生めると思うかたずねたところ、40～44歳までが最も多くなりました。なお、平均年齢は40.1歳まで、中央値は40歳となっています。

図表5-13 女性がこどもを生めると思う年齢



【出典】 福島県「令和6年度結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」

6-2 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

■ 現状・課題・施策の方向

慢性疾病や難病を抱えるこども・若者に対して、成人後も切れ目のなく医療費助成を行い、またその自立を支援するための相談支援や就労支援等を実施します。

■ 施策の展開



(1) 慢性疾病を抱える患者家庭への医療費助成

- 慢性疾患に罹患していることにより、長期にわたる療養を必要とする児童等の健全な育成を図り、家族の医療費の負担を軽減するため、医療給付を行います。【こども未来局】

(2) 小児慢性特定疾病児童の自立促進

- 長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。また、小児慢性特定疾病児童等自立支援員を配置し、小児慢性特定疾病指導等による一層の自立促進を図ります。【こども未来局】



7 こどもの貧困対策

■ 現状・課題・施策の方向

こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。貧困やその連鎖によってこどもたちの将来が閉ざされたり、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されたりすることのないよう、貧困の解消に向けて取り組みます。

■ 施策の展開



(1) 幼児教育・保育の無償化

- 原則、3歳から5歳児クラスの幼稚園、認定こども園、保育所等の利用料を無償化します。
また、別途徴収する食材料費のうち、副食費については、年収 360 万円未満相当世帯もしくは第3子以降のこどもの支払いの免除を支援します。【こども未来局】
- 3人以上のこどもを養育している世帯の保育料の一部を支援し、多子世帯の経済的負担の軽減を図ります。【こども未来局】
- 子育てのための施設等利用給付として、原則、3歳から5歳児クラスの施設型給付を受けない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用料に対して支援を行います。また、市町村へ対象となる施設の情報提供や指導監督時の立入調査への同行等、市町村間・市町村と県間の連携に努めます。【こども未来局】

(2) 教育費負担の軽減

- 国の高等学校等就学支援金に加え、低所得世帯等における経済的負担の軽減を図るため、私立高等学校等が行う授業料等の減免相当額に対し補助を行い支援します。【総務部】
- 低所得世帯や多子世帯等における経済的負担の軽減を図るため、高等教育機関である私立専修学校(専門課程)等が行う授業料等減免額に対し補助を行い支援します。【総務部】
- 進学や支援制度等を紹介するポータルサイト「将来の夢応援サイト」を運営し、児童・生徒や保護者等に向けて、学費支援や奨学金制度等の経済的支援に関することや学生生活

に係る相談支援の窓口について情報発信します。【こども未来局】

- 低所得世帯等を対象として新入学向けの学用品などを補助する「就学援助」や、高等学校の授業料を補助する「高等学校等就学支援金」等により、義務教育から高等教育まで切れ目なく教育費負担の軽減に取り組み、すべての世帯における教育機会の確保に努めます。【教育庁】

(3) 低所得子育て世帯のこどもへの学習支援

- 経済的に困難を抱えている家庭のこどもに対して、学習支援や進路に関する助言を行うほか、保護者に対する養育相談などの支援を行います。【保健福祉部】

(4) 高校中退者への支援と中退の予防

- 私立高等学校等を中途退学した後、再び私立高等学校等で学び直す者に対し、国の高等学校等就学支援金の支給期間後も最長 12 か月(通信制は 24 か月)継続して、同就学支援金と同等程度の助成を行い支援します。【総務部】
- 高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等で学び直す者に授業料を補助する「高等学校学び直しへの支援金」により、高校中退者への支援に努めます。【教育庁】
- 高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親やこどもが、より良い条件での就業や転職へ繋げるために高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、その学び直しを支援する受講補助について、制度の理解と利用促進を図ります。【こども未来局】
- 各学校において地域課題探究活動等、生徒が主体的に活動する様々な取り組みを行い、生徒の自己肯定感や自己有用感を高め、高校中退の予防に努めます。
また、進路選択の段階から中学校との連携を図り、ガイダンスとカウンセリングを活かした学校適応指導を充実させるとともに、学習指導の工夫改善や教育課程の見直しを図ることで、きめ細かな指導や個別理解を進め、家庭と連携した生徒指導の充実に努めます。【教育庁】

(5) 生活困窮者等への生活支援や生活再建・就職支援

- 経済的に困窮している相談者の状況に応じて、住居確保の支援、就労に向けた支援、家計管理の支援、こどもの学習支援等、包括的な支援を行うことにより、自立を支援します。【保健福祉部】
- 経済的に困窮している子育て世帯の支援を目的とした「コミュニティフリッジ(公共冷蔵庫)」の設置を推進します。【こども未来局】



- こどもたちの社会的孤立を防ぎ、支援が必要なこどもたちやその家族を支援機関に繋げることを目的として、こども食堂をはじめとするこどもの居場所づくりの取組を支援します。【こども未来局】
- 福島県母子家庭等就業・自立支援センター、各保健福祉事務所に配置している母子・父子自立支援員や就業支援専門員が、公共職業安定所をはじめとする関係機関と協力・連携しながら、ひとり親家庭の状況に応じた就労支援を行うとともに、高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金により、就職に有利な資格取得等職業能力の向上を図ります。【こども未来局】
- 被災者の生活再建や自立へ向けた支援として、県内6か所にある「ふくしま生活・就職応援センター」において、生活・就労支援等のきめ細かな相談対応に取り組みます。【商工労働部】
- 民間賃貸住宅の空き家・空き室を活用し、子育て世帯などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進します。【土木部】

(6) スクールソーシャルワーカー等による関係機関等との協働体制の構築

- 困難な課題を抱えたこどもたちやその家庭を生活支援や福祉制度等に適切につなぐことができるよう、スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、関係機関等との協働体制の充実を図ります。【教育庁】

(7) ギャンブル等依存症対策

- ギャンブル等依存症は、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連していることから、依存症に関する正しい知識の普及啓発や教育の推進、相談・治療・回復のための支援体制の充実、関係機関との連携協力体制の構築及び人材の育成・確保の推進に取り組めます。

特に学齢期のこどもについて、近年はオンラインゲームに親しむこどもが増えていることから、課金型のオンラインゲーム等の依存を含め、ギャンブル等依存症の予防のための啓発に取り組めます。【保健福祉部】

■ 関連指標

◆こどもまんなか指標

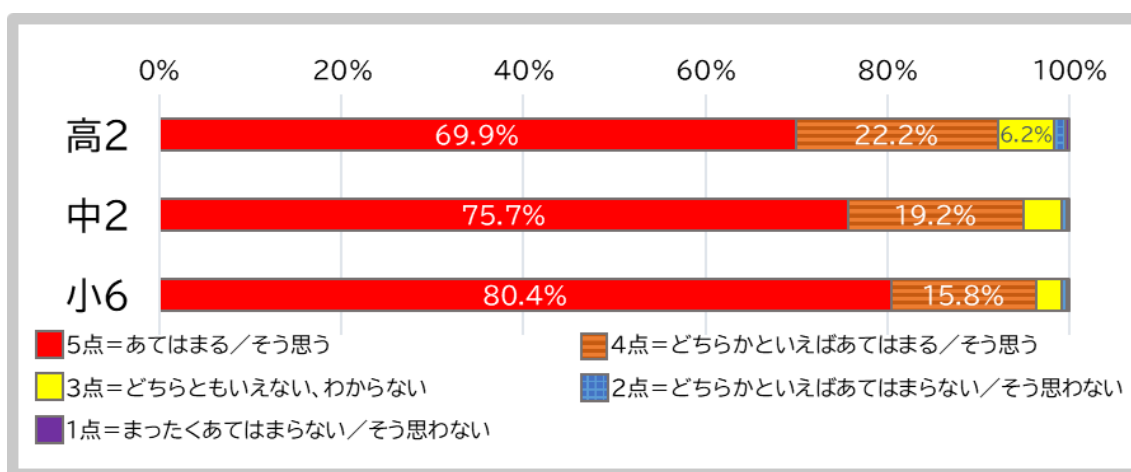
指標名	現況値	各学年	幸福 相関
着るものや食べるものに困ることはなく、家は安全で気持ちよく住める環境が整っている	R6 小・中・高平均 4.68 点	高2	4.60 —
		中2	4.69 —
		小6	4.76 —

■ 関連データ

9割強のこどもが、着るものや食べるものにこまることなく、また家も安全で気持ちよく住める環境が整っていると答えています。一方、1割未満ではありますが、どちらともいえない、そう思わないと答えたこどももいます。

図表5-14

自分の家庭では、着るものや食べるものにこまることはなく、家は安全で気持ちよく住める環境が整っていると答えたこどもの割合



【出典】 福島県「令和6年度こどもまんなかアンケート」

8 援助を必要とするこどもや家庭への支援

8-1 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

■ 現状・課題・施策の方向

障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者や日常生活を営むために医療を要するこども(医療的ケア児)の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、地域の児童発達支援センター等が、保育所等訪問支援事業を実施することにより、保育所・幼稚園、小学校から高等学校等の教育関係機関との併行利用や移行に向けた支援を行うなど、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。

また、医療的ケア児とその家族が切れ目ない小児医療等を受けられることを目指します。

■ 施策の展開



(1) 障がいや発達の特性の早期発見・早期療育

- 先天性代謝異常症や聴覚障がいなど先天性の疾病等の早期発見、早期療育のための検査体制を整備します。【こども未来局】
- 発達障がいを早期に発見し、早期からの支援を行うため、乳幼児健康診査のスクリーニングや支援者に対する研修の充実強化を図ります。【こども未来局】

(2) 発達障がい児の支援体制強化

- 発達障がい児への支援にあたっては、発達障害者支援地域協議会等を活用しながら、発達障がい者支援センターを中心に、児童発達支援センターなどの各関係機関が連携して支援します。
また、発達障がい者支援センターにおいて一般の方向けの研修会への講師派遣を行い、発達障がいの基本的理解や対応、アセスメントなどについて説明の機会を設けるなど、発達障がいの理解促進を図ります。【こども未来局】
- 3方部(中通り、浜通り、会津)に発達障がい地域支援マネージャーを配置し、発達障がい児に対する支援のコーディネートや、市町村・事業所等への助言、指導を行うことにより地域の相談支援体制の充実を図ります。【こども未来局】

(3) 障がい児等の地域支援体制強化

- 地域に必要な障害児通所支援事業所について、新たな事業者の開拓を進める市町村自立支援協議会等の取組を支援するほか、事業者に対して情報提供や助言等を行います。【こども未来局】
- 障害児通所支援事業所等における支援の質の向上を図るため、自立支援協議会子ども部会等と連携しながら、事業所職員に対する研修会や新規事業所への訪問指導等により適切な療育が提供される環境整備に努めます。【こども未来局】
- 障害児入所施設については、「良好な家庭的環境」において養育されるよう、ユニット化等によるケア単位の小規模化を推進します。【こども未来局】

(4) 障がい児等の医療負担軽減等の経済的支援

- 障がい児や小児慢性疾患を患うこどもなどが必要なサービスを受ける場合の支援や医療費に対する助成などにより、障がい等のあるこどもを持つ家庭の負担軽減を図ります。【こども未来局】

(5) 医療的ケア児への支援

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を推進します。【こども未来局】
- 医療的ケア児とその保護者が、地域で必要な支援が受けられるよう、地域の支援体制を充実させるとともに、関連分野の支援を調整する医療的ケア児等コーディネーターについて、養成研修の実施及び配置促進に努めます。【こども未来局】
- 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が、地域の学校で学ぶことができる環境を整備します。【教育庁】

(6) 発達障がい児・医療的ケア児への保健・医療支援体制の構築

ア 医療的ケア児が入院する医療機関における退院支援・体制整備

- 医療的ケア児が入院する医療機関において、児の入院後、現在の病状及び今後予想される状態等について家族等と話し合いを開始し、退院後の療養上必要な事項について説明するとともに、退院・転院後の療養生活を担う医療機関や訪問看護ステーション等との連絡や調整、福祉サービスの導入に係る支援等を行う体制整備を図ります。【こども未来局】



- 医療的ケア児が身近な地域で支援を受けられるよう、支援者のスキルアップ研修や、医療的ケア児等支援の総合調整を行う医療的ケア児等コーディネーターの市町村への配置を進めます。【こども未来局】
- 福島県医療的ケア児支援センターで、医療的ケア児及びその家族からの相談に対応するとともに、身近な市町村における支援体制整備に向けた取組を支援していきます。【保健福祉部】
- 関係機関による協議の場において、地域での支援体制について引き続き検討を進めます。【保健福祉部】
- 発達障がい診療等に関わる地域のかかりつけ医、従事者等に対する研修を実施し、発達障がいに対応する医療機関、従事者の確保に努めます。【こども未来局】

イ 在宅医療における支援・体制整備

- 小児在宅医療に取り組む医師の確保・育成を進めます。【保健福祉部】
- 小児在宅医療における適切な調剤を実施できる薬局の確保に努めます。【保健福祉部】
- 高齢者のみではなく、小児や若年層の患者に対する訪問診療、訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問栄養食事指導等にも対応できるような体制確保を目指します。【保健福祉部】
- 退院後の小児の在宅訪問診療へ対応できる医療機関の整備を促進するため、小児の在宅医療を担う医療機関に対し医療機器の整備の支援や人材育成について検討します。【保健福祉部】
- 退院後の医療的ケア児等の緊急入院に対応できるよう体制の整備を検討します。【保健福祉部】
- 退院後の医療的ケア児等の保護者の負担を軽減するため、医療的ケア児が利用できる障害児通所支援事業所等の社会資源の確保や、レスパイト等の受入体制整備を進めます。【こども未来局】
- 医師、歯科医師、医療機関従業者等を対象に、かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修を実施し、対応できる医療関係者の育成に努めます。【こども未来局】

(7) インクルーシブ教育の推進

- 障がいのあるこどもたちが豊かに暮らすために、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用や引継ぎにより、質の高い授業と合理的配慮の提供等によるきめ細かな指導を実現するとともに、医療・福祉・保健・労働等関係機関との連携を深め、切れ目のない支援の充実を図ります。【教育庁】
- インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、多様な学びの場や交流及び共同学習の一層の充実・整備を着実に推進します。あわせて、「第二次福島県県立特別支援学校全体整備計画」に基づく特別支援学校の整備を進めます。【教育庁】
- 高等学校と特別支援学校の併設校や小中学校と近隣の特別支援学校を中心に、交流及び共同学習を進め、多様性を認め合う特色ある学校づくりを行います。【教育庁】
- 心身障がい児教育の充実振興を図るため、心身障がい児を受け入れ、専任の教職員を配置する私立の幼稚園・幼保連携型認定こども園を支援します。【総務部】
- 障がい児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する職員の配置等に取り組む放課後児童クラブを支援します。【こども未来局】

(8) 障がいのある若者への就労支援

- 県内外2か所に設置する「ふるさと福島就職情報センター」及び県内6か所に設置する「ふくしま生活・就職応援センター」において、就労支援等のきめ細かな相談対応に取り組みます。【商工労働部】
- 特別な支援を必要とする生徒の卒業後を見据えた適切な指導や、必要な支援を実施していくための体制の構築を進めるため、市町村の特別支援教育に係る地域支援体制の整備、病気療養中の児童生徒に対する学習支援体制の構築、すべての教員に求められる特別支援教育に関する研修の推進、高等部生徒の就職率向上に向けた取組を行います。【教育庁】

(9) 災害時における要配慮者への支援体制の整備

- 防災施策において配慮を要する高齢者、障がい者・発達障がい児、乳幼児、妊産婦、医療的ケア児等の要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが難しい等、特に支援を要する方(避難行動要支援者)がそれぞれの状況に合わせて避難できるよう市町村が策定する「個別避難計画」の作成を支援するため、市町村間の情報共有の場の創出や研修等を開催します。医療的ケア児においては、市町村が計画作成に活用できる手順書の作成等の支援を進めます。



あわせて、要配慮者の避難先として重要な役割を果たす福祉避難所の周知に取り組めます。

さらに、地域住民主体で行う防災活動に関する「地区防災計画」の策定を支援する中で、ワークショップ等を通じて「地域の要配慮者への対策」について考える機会を設けるなど、地域の中で助け合う環境づくりを進めます。【危機管理部、保健福祉部、こども未来局】

■ 関連指標

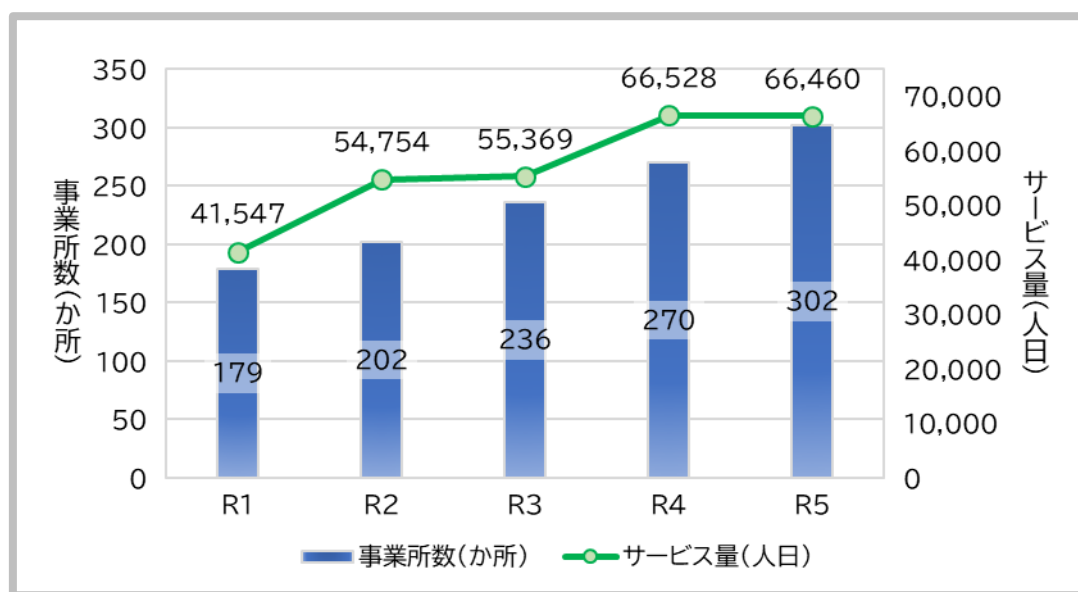
◆子育ち・子育て指標

指標名	現況値	目標値
発達障がい者支援センターでの相談件数	R5 1,783 件	数値は毎年度 把握し分析する (目標値は設定しない)
障害児通所支援事業所数	R6 331 ヶ所	R11 増加を目指す
医療的ケア児等コーディネーターを配置している市町村数	R6 24 市町村	R11 増加を目指す
個別の教育支援計画の引継ぎ率 (幼・小・中・高)	R5 82.9 %	毎年度 100 %

■ 関連データ

県内の障害児通所支援事業所は年々増加しており、同様にサービス量も増加しています。

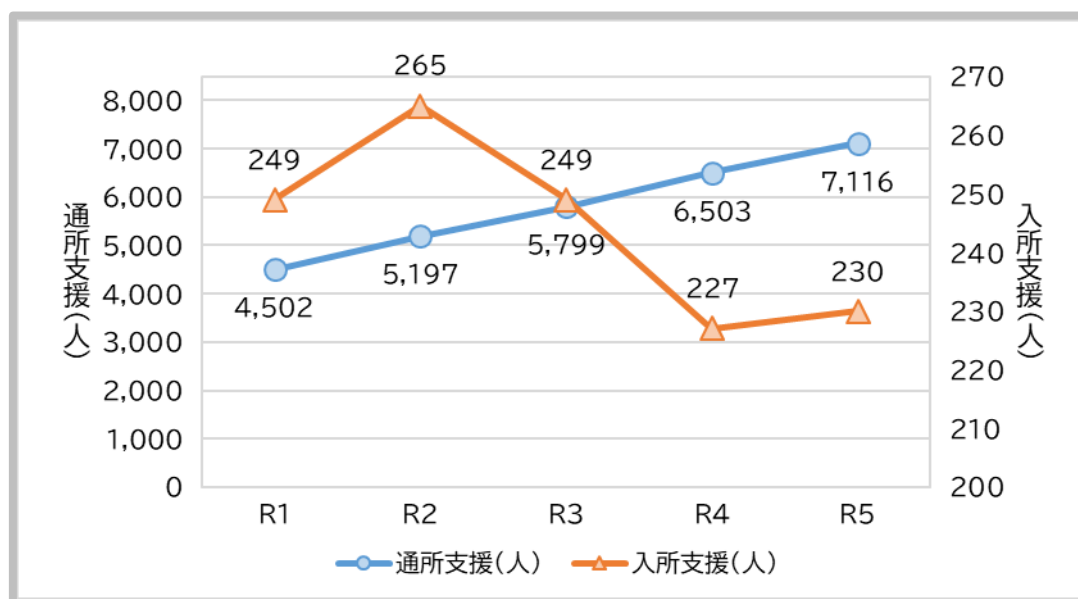
図表5-15 障害児通所支援事業所の推移



【出典】福島県児童家庭課調べ

県内の障害児通所支援事業所の利用児童数は年々増加しています。一方障害児入所施設に入所する児童は減少傾向にあります。

図表5-16 障害児施設の利用児童数の推移



【出典】福島県児童家庭課調べ

8-2 児童虐待防止対策の強化

■ 現状・課題・施策の方向

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながっておそれがあり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではありません。一方で、虐待に至った親にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障がい等の様々な困難が背景にある場合が多いという現実もあり、子から親になった養育者自身が置かれている困難に対する支援を社会全体で提供することにより、どのような困難があってもこどもへの虐待につながらないようにしていく必要があります。虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を行います。

■ 施策の展開



(1) 児童虐待の防止とこどもの見守り

- 地域住民に対し、体罰によらない子育ての必要性や児童虐待防止について、こどもへの暴力防止プログラムの実施や広報等の普及啓発を行います。【こども未来局】
- 地域住民に対して、こどもを日頃の生活の中で見守る方法等の普及啓発を行い、地域で虐待からこどもを見守る県民の増加に取り組めます。【こども未来局】
- 市町村が設置する「こども家庭センター」において、母子保健と児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育て相談から虐待の予防的な対応まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応できるよう支援します。【こども未来局】

(2) 相談支援体制の整備

- すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置や機能充実を図るため、市町村を対象に、必要となる専門知識の習得を支援する研修を、県や保健福祉事務所等において行います。【こども未来局】
- 県内の各方部に設置している児童相談所において、こどもの虐待をはじめとする児童の福祉に関するあらゆる相談に対応するとともに、SNS相談窓口「親子のための相談LINE」を設置します。また、増加を続ける児童虐待通告、子育て相談等に即時に対応し、虐待の予防、早期発見及び早期対応を強化するため、通報者や相談者からの電話を24時



間365日確実に受け付けることのできる「児童相談所虐待対応ダイヤル(189)」を設置します。【こども未来局】

- 児童虐待相談への対応について、市町村の相談支援の専門性の向上を図るため、市町村職員に対する研修を行います。また、身近な地域で支援を行う民生・児童委員や保育所・学校等に対して研修を行い、児童虐待対応への理解を深めます。【こども未来局】

(3) 児童虐待への対応強化

- 家庭の事情により家庭で生活することが難しいこどもや、児童虐待によりこどもの安全を迅速に確保する必要がある場合は、県内の4児童相談所において一時保護を行います。【こども未来局】
- 児童福祉司等の増員や医師及び弁護士配置による児童相談所の相談体制の充実や、警察官等の配置等による警察との連携を強化します。また、面接技法等の専門的な研修を行うとともに、外部研修にも積極的に参加し、児童相談所職員の専門性向上を図ります。【こども未来局】
- 一時保護施設の設備運営基準に基づき、職員配置基準や一時保護施設の質を担保するための事項等、一時保護施設の環境改善を進めます。また、福島県児童相談所一時保護所第三者評価により課題や改善点を確認し、その評価結果を踏まえた見直しや改善等を行うことでの質の確保・向上を図ります。【こども未来局】
- 一時保護時や里親委託時、入所措置時の決定等に際し、児童の最善の利益を考慮するとともに、意見表明権を保障しつつ児童の意見又は意向を勘案して各措置等を行うために、年齢や発達に応じた説明及び意見聴取を行います。【こども未来局】
- 虐待を受けたこどもの安定した人格形成や精神的回復等のため、心理的ケアを丁寧かつ継続的に行って行くとともに、保護者への精神科医によるカウンセリングや、子育てについて学ぶプログラムの実施等を支援するため、児童相談所職員に対して専門的な研修を実施します。【こども未来局】
- こどもや保護者等に対する的確な相談支援を実施するための知識や技術を身につけた専門職である「こども家庭ソーシャルワーカー」資格取得のための研修等に参加する場合の受講費用等を支援し、取得促進を図ります。【こども未来局】
- 各市町村、教育、警察、医療と適切に情報共有をしながら、こどもの安全確認及び安全確保を行うとともに、児童虐待に対応する関係機関の連携を強化するため、連携の要となる市町村における要保護児童対策地域協議会の運営を支援します。【こども未来局】



- 児童虐待による死亡事例等の重大事例について、専門部会による検証を行うとともにその検証結果を関係機関へ周知し、再発防止を図ります。【こども未来局】

(4) 性被害の被害者等となったこどもへの支援

- こども・若者の性被害は潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえ、県のワンストップ支援センターである「性暴力等被害救援協力機関SACRAふくしま」等の相談窓口の一層の周知や、地域における支援体制の充実のための取組を推進します。【生活環境部】
- 検察庁、警察、児童相談所等の関係機関の連携を強化し、被害者等となったこどもの精神的負担に十分に配慮した適切な聴取を行うことができるよう、こどものトラウマへのケアや児童虐待の被害確認面接の技法等の専門的な研修を実施し、被害事実の聴取に係る専門性を有する人材の養成を図ります。【こども未来局】
- 「ふくしま性と健康の相談センター」において、若い世代を対象に性について正しい情報の発信や、中学・高校生を対象とした健康教育を行うほか、性と健康に関する様々な悩みに電話やメール、LINE 等にて対応し、予期せぬ妊娠や性感染症等の性に関する疾病等についても、必要に応じて産科への受診同行も行いながら、精神面のケアを行い、相談支援を行います。【こども未来局】
- 妊娠葛藤相談に対応する相談体制の整備、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携等まで一貫的な支援を行う「妊産婦等生活援助事業所」の設置について検討を進め、家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図ります。【こども未来局】

(5) 学校における教育相談体制の充実

- 教育相談体制の整備を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用により、不登校の生徒等の教育機会についての支援等を行う私立高等学校等を支援します。【総務部】
- こどもたちの心のケアのため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置する等、教育相談体制の充実を図ります。【教育庁】

(6) ギャンブル等依存症対策

- ギャンブル等依存症は、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連していることから、依存症に関する正しい知識の普及啓発や教育の推進、相談・治療・回復のための支援体制の充実、関係機関との連携協力体制の構築及び人材の育成・確保の推進に取り組めます。

特に学齢期のこどもについて、近年はオンラインゲームに親しむこどもが増えていることから、課金型のオンラインゲーム等の依存を含め、ギャンブル等依存症の予防のための啓発に取り組みます。【保健福祉部／再掲】



■ 関連指標

◆子育ち・子育て指標

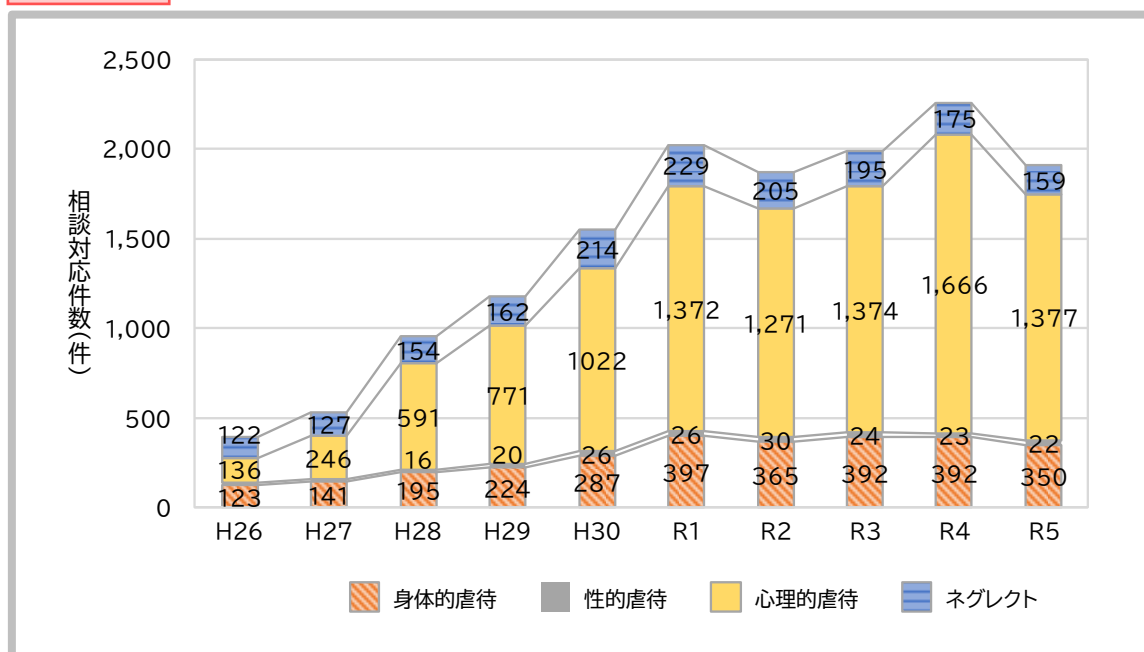
指標名	現況値	目標値
児童虐待相談対応件数	R5 1,908 件	数値は毎年度 把握し分析する (目標値は設定しない)
妊婦健康診査の未受診者を把握し支援する 体制がある市町村数	R4 49 市町村	毎年度 59 市町村
乳幼児健康診査の未受診者を把握し支援する 体制がある市町村数	R4 53 市町村	毎年度 59 市町村

■ 関連データ

県内の児童虐待に関する相談状況については、高水準で推移していると言えます。

平成 28 年度以降、ドメスティックバイオレンス(DV)がこどものいる家庭で発生した事案について、心理的虐待として警察から通告される件数が増加していることにより、全体に占める心理的虐待の割合が高くなっています。

図表5-17 児童虐待相談対応件数



【出典】福島県児童家庭課調べ、厚生労働省「福祉行政報告例」

8-3 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

■ 現状・課題・施策の方向

社会的養護を必要とするすべてのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、パーマネンシー保障※を目指して、家庭養育優先原則に基づき、こどもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、社会的養護の受け皿としての里親やファミリーホームの確保・充実を進めるとともに、家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、児童養護施設等の小規模化・地域分散化等の環境改善を図ります。

※ パーマネンシー保障

永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障や、こどもへの安定的なケアの保障のこと。

■ 施策の展開



(1) 里親等委託の推進・普及啓発

- 児童相談所において、里親に興味がある方からの相談と制度についての説明に応じており、里親になることを希望する方には各種研修を受講してもらい、その後の家庭状況の調査を踏まえ、社会福祉審議会による認定審査を経て、県が里親として登録します。
その後、児童相談所が要保護児童について里親委託が適当と判断したときには、登録している里親の中から委託が適当と思われる里親とのマッチング(面会、外出、外泊等による交流等)を行った上で委託が適当と判断されるとき、児童相談所が里親への委託措置を決定します。【こども未来局】
- 里親の増加や里親家庭でのこどもの養育への理解を広めるため、里親入門講座(里親制度説明会)の開催や広報活動等の普及啓発を関係機関と連携して行うとともに、里親が地域で子育てしやすくなるよう、市町村の子育て支援施策と連携して支援します。【こども未来局】
- 児童養護施設に里親支援専門相談員を配置し、児童相談所と連携しながら活動し、里親への支援を行います。【こども未来局】



(2) 家庭や里親等での養育が適当でないこどもの養育支援

- 家庭での養育が困難なこどもについて、特別養子縁組の必要性・可能性を適切に判断し、養育にかかる支援に取り組みます。【こども未来局】
- できるだけ家庭に近い環境で養育できるよう、児童養護施設等の小規模化、地域分散化を支援します。【こども未来局】
- 新設する福島県立乳児院に「家庭生活に困難を抱える特定妊婦等に対する産前産後の母子支援」や「里親支援」の新たな役割を担わせ多機能化を推進することで、本県の社会的養育環境の充実を図ります。【こども未来局】

(3) 社会的養護経験者の自立支援

- 児童養護施設や里親等から自立するこどもに対し、大学等進学のための給付金の支給や運転免許取得の補助等による経済的な支援とともに、自立後の生活相談や就労支援などのアフターケアを行います。【こども未来局】

(4) 要保護児童への支援

- 児童虐待に対応する関係機関の連携を強化するため、連携の要となる市町村における要保護児童対策地域協議会の運営を支援します。【こども未来局／再掲】
- 一時保護時や里親委託時、入所措置時の決定等に際し、児童の最善の利益を考慮するとともに、意見表明権を保障しつつ児童の意見又は意向を勘案して各措置等を行うために、年齢や発達に応じた説明及び意見聴取を行います。【こども未来局／再掲】

■ 関連指標

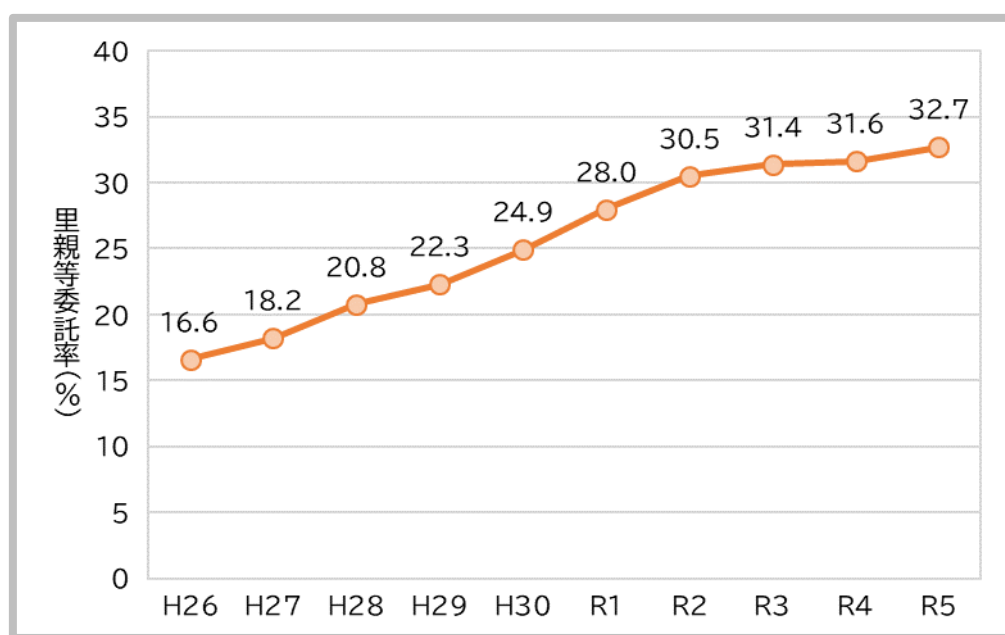
◆子育て・子育て指標

指標名	現況値	目標値
里親等委託率	R4 32.7 %	R11 増加を目指す

■ 関連データ

代替養育を受けているこどものうち、家庭と同様の養育環境でこどもを養育する里親、ファミリーホームで生活しているこどもの割合(里親等委託率)は増加しています。

図表5-18 里親等委託率



【出典】福島県児童家庭課調べ

8-4 ヤングケアラーへの支援

■ 現状・課題・施策の方向

本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく必要があります。

■ 施策の展開



(1) ヤングケアラーへの支援と支援体制の強化

- 市町村やヤングケアラー支援関係団体等に「福島県ヤングケアラー支援体制強化専門員」を派遣し、外部機関との連携やヤングケアラー支援体制の構築について助言することで支援体制を強化します。【こども未来局】
- ヤングケアラーに関わる各支援機関職員を対象に、ヤングケアラーについての基礎知識、ヤングケアラーの支援方法等について研修を行います。【こども未来局】
- ヤングケアラーをはじめとする困難を抱えるこども等に向けて、SNSツールを活用して支援に関する情報等を発信します。【こども未来局】
- 日頃からこどもと接する機会の多い方が、ヤングケアラーに気づいたときに相談窓口につなぐことができるよう「支援制度」についてまとめた「福島県ヤングケアラー支援ハンドブック」や、ヤングケアラー支援の必要性や考え方、支援方法等についての基本的な事項を確認するための「福島県版ヤングケアラー支援マニュアル」を配付し、関係者によるヤングケアラー支援につなげていきます。【こども未来局】
- ヤングケアラーへの相談支援にあたっては、市町村職員等の支援者及び機関を対象とした研修や専門家派遣を行い、支援体制の強化を図ります。また、県内の小中高(特別支援学校含む)に在籍するすべての児童を対象に相談先を記載したヤングケアラーカードの配布、SNS 相談体制において情報発信などを通して、支援を必要とするこどもに情報が行きわたるよう取り組みます。【こども未来局】

(2) こども家庭センターの体制整備

- すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置や機能充実を図るため、市町村を対象に、必要となる専門知識の習得を支援する研修を、県や保健福祉事務所等において行います。
【こども未来局／再掲】

(3) 学校における教育相談体制の充実

- 教育相談体制の整備を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用により、不登校の生徒等の教育機会についての支援等を行う私立高等学校等を支援します。【総務部／再掲】
- 児童生徒のそれぞれが自分らしく生活を送り、主体的に将来を決定することができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に配置・派遣し、こどもたちの心のケア、学習支援、進路相談等に取り組むための体制を強化するとともに、学校と福祉、警察等の官民の関係機関が適時連携して対応します。【教育庁】



■ 関連指標

◆こどもまんなか指標

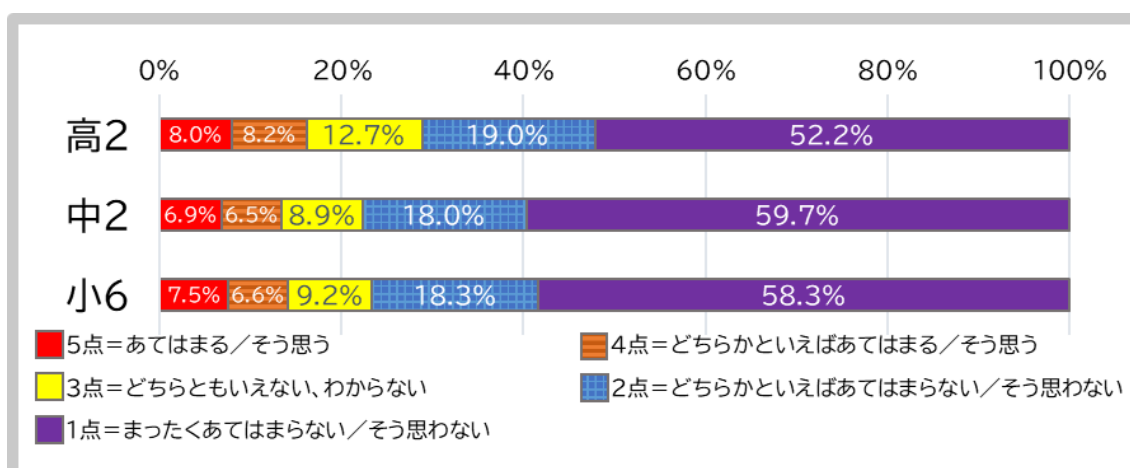
指標名	現況値	各学年	幸福 相関
家族の世話や家事で、自分の時間(勉強や友達と遊ぶ時間など)が十分に取れないことがある	R6 小・中・高平均 1.90 点	高2	2.01
		中2	1.83
		小6	1.87
			—

■ 関連データ

家族の世話や家事で自分の時間が十分に取れないことがあるかたずねたところ、7割程度のこどもはあてはまらないと答えているものの、あてはまると答えているこどもが1割強いました。

図表5-19

家族(おじいさん・おばあさん、親、きょうだい)の世話や家事で、自分の時間(勉強や友達と遊ぶ時間など)が十分に取れないことがあると答えたこどもの割合



【出典】 福島県「令和6年度こどもまんなかアンケート」

9 犯罪などの危険からこどもを守る取組

■ 現状・課題・施策の方向

こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが、すべてのこどもが健やかに育つための大前提となります。しかし、こどもが一生に残る傷を負う事件や、こどもが生命を失う事故が後を絶たず、こどもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があることから、こども・若者への自殺対策、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、性犯罪・性暴力対策、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策、非行防止と自立支援等に取り組んでいきます。

■ 施策の展開



(1) こども・若者の自殺対策

- 本県における 10 代の自殺死亡率(人口 10 万人対)が上昇傾向にあることを踏まえ、多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」による学校、市町村等への支援者支援、学生・教職員へ向けた自殺予防研修等を通じ、こども・若者の自殺対策を実施します。【保健福祉部】
- 精神保健福祉センターにおいて「自殺予防教育のための指導者の手引き」により、教職員等が自殺予防教育を行うための研修を実施します。【保健福祉部】
- 教育相談体制の整備を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用により、不登校の生徒等の教育機会についての支援等を行う私立高等学校等を支援します。【総務部／再掲】
- 家庭・学校・地域において周囲の人が自殺や精神疾患に関する正しい知識を持ち、身近な人の悩みに気づくことができるよう普及啓発に努めるとともに、専門機関へのつなぎなど関係機関の連携と人材育成を推進します。【教育庁】
- 児童生徒のそれぞれが自分らしく生活を送り、主体的に将来を決定することができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に配置・派遣し、こどもたちの心のケア、学習支援、進路相談等に取り組むための体制を強化するとともに、学校と福祉、警察等の官民の関係機関が適時連携して対応します。【教育庁／再掲】
- 少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動、学校との情報共有等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、加害児童生徒については、把握した事案の悪質性、重大性及び緊急性、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向等を踏まえて、



検挙、補導等の措置を講ずるなどの対応を推進します。【警察本部】

(2) こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

- こどものインターネット利用に関する基礎知識の習得度合いと利用状況を把握し、その向上と改善を図る支援システム「ふくしま情報モラル診断」を運用し、こどもたちが安心して適切なインターネット利用ができる能力を身に付けられるよう取り組むとともに、調査結果を公表し、学校や家庭をはじめ社会全体でこどものインターネット利用に関する課題を共有します。【こども未来局】
- ICT の利活用が学習や生活を豊かにする反面、SNS 等に起因するいじめや犯罪被害等が生じている状況を踏まえ、福島県警察や生徒指導アドバイザー等の外部講師による「情報モラル教室等」の実施や「ふくしま情報モラル診断」を啓発し、情報活用能力(児童生徒が情報手段を適切に活用できる力や、自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持ち、危機を回避する等情報を正しく安全に利用するための情報モラル等)を育成します。【教育庁】
- 教育委員会、学校等と連携し、青少年のインターネットの適正な利用に関する教育及び啓発活動を推進します。【警察本部】
- SNS 上において、こどもの性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みを発見し、注意喚起・警告のメッセージを投稿する取組を推進します。【警察本部】
- 精神保健福祉センターや各保健福祉事務所において、ネット・ゲーム依存症に関する相談を受け付け、また精神保健福祉センターにおいては、ネット・ゲーム依存症についての正しい知識の啓発を行うとともに、家族ミーティングを開催することで、依存症の本人だけでなく家族も含めた支援を行います。【保健福祉部】

(3) こども・若者の性犯罪・性暴力対策

- 教育相談体制の整備を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用により、不登校の生徒等の教育機会についての支援等を行う私立高等学校等を支援します。【総務部／再掲】
- 児童生徒のそれぞれが自分らしく生活を送り、主体的に将来を決定することができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に配置・派遣し、こどもたちの心のケア、学習支援、進路相談等に取り組むための体制を強化するとともに、学校と福祉、警察等の官民の関係機関が適時連携して対応します。【教育庁／再掲】
- こども・若者の性被害は潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえ、県のワンストップ支援センターである「性暴力等被害救援協力機関SACRAふくしま」等の相談窓口の一層の

周知や、地域における支援体制の充実のための取組を推進します。【生活環境部／再掲】

- 児童相談所や女性のための相談支援センター等にて、被害に遭った本人や家族からの相談に対応し、必要に応じて警察や医療機関等の関係機関と連携しながら、相談者への支援を行います。【こども未来局】
- こどもたちを性犯罪等の当事者にしないための「生命(いのち)の安全教育」の推進を掲げ、「すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現」のために対策を強化します。【教育庁】
- 従来のこどもの福祉を害する犯罪に加え、加害者に対する恋愛感情に付け込んだ事案や、親族関係等、加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯などについて、その早期発見と被疑者の迅速な検挙に努め、被害に遭ったこどもの保護を図るとともに、低年齢児童ポルノ愛好者グループによる事犯、児童ポルノ販売グループ等による事犯、ファイル共有ソフト利用事犯等の悪質な児童ポルノ事犯の検挙の徹底を図ります。【警察本部】

(4) 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

- 有害図書等に関する規則、わいせつな行為の禁止、深夜外出の制限など青少年の健全な育成を阻害する行為を規制するとともに、インターネット利用環境の整備などを定める県青少年健全育成条例の適正な運用・普及啓発に努めます。【こども未来局／再掲】
- 関係機関・団体・業界等と連携を図りながら青少年を取り巻く有害な社会環境の浄化意識の啓発や浄化活動を促進するとともに、業界の自主規制などの取組を支援します。【こども未来局／再掲】
- 教育委員会、学校、地方公共団体、保護者、防犯ボランティア、地域住民等と連携し、通学路等における安全対策、学年や理解度に応じた防犯教室を行うなど、犯罪被害からこどもを守るための取組を推進します。【警察本部】
- 各季における交通安全運動や交通・防犯教室等を通じて、県民やこども自身の交通安全・防犯意識の高揚を図るほか、学校関係者、交通・防犯関係団体等の協力を得て、こどもが安全に登下校できる環境の実現を推進します。【生活環境部】
- 学校警察連絡協議会、スクールサポーター制度の効果的な運用により、学校や警察等の地域の関係機関等の連携を推進するとともに、学校付近や通学路等におけるパトロールを強化し、スクールサポーター、防犯ボランティア、少年警察ボランティア等との連携のもと、地域ぐるみで防犯対策を推進します。【警察本部】
- 最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制とハンパ等の物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン 30 プラス」として設定し、道路



管理者と緊密に連携しながら、通学路、生活道路等における人優先の安全安心な通行空間の整備の更なる推進を図ります。また、通学路における自転車利用環境の安全確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進のため、道路管理者と緊密に連携しながら、自転車専用通行帯等の追加整備を含めた安全対策を推進します。【警察本部／再掲】

- 県内の交通事故多発地点等について道路環境を中心とした事故分析を行い、事故削減に向けた効果的かつ適切な施策を展開するなど、通学路等の安全の確保を推進します。【生活環境部／再掲】

- 安心して通行できる歩行空間の確保に向け、学校関係者、警察、道路管理者が合同で実施する点検で危険箇所を把握し、対策が必要な通学児童の多い区間や危険な箇所等において、安全な歩行者空間の確保を推進します。また、福島県自転車活用推進計画に基づき、誰もが快適に自転車利用ができる良好な自転車走行環境づくりを推進します。【土木部／再掲】

- 小学校等において地域のハザードマップや防災VR等を活用した防災出前講座を行い、災害の自分事化や適切な避難行動の促進を図ります。【危機管理部】

- 「ふくしま防災出前講座」を行い、高校生等の消防団への認知を図るとともに、入団への理解が得られやすい環境を整備します。【危機管理部】

- 「福島県火災予防絵画・ポスターコンクール」の作品の制作過程を通じて、児童等の防火意識の高揚を図るとともに、県民の防火意識の普及啓発を図ります。【危機管理部】

- 震災伝承施設第3分類に認定されている、本県復興のシンボル「Jヴィレッジ」での被災から施設再開に至るまでの軌跡を伝える震災講話や写真等を掲示したコーナー「J-VILLAGE STREET」の復興案内を通して、震災や防災に関する意識向上を図ります。【企画調整部】

- 様々な災害が発生した際に、児童生徒が自らの判断で適切に対応したり、様々な事件・事故に遭わないよう行動したりできるようにするため、発達段階に応じた能力の育成や意識の向上を図ります。【教育庁】

- 教職員一人一人の危機管理能力を向上させることにより、学校全体で児童生徒の命を守る防災・防犯体制の強化、学校事故の未然防止等、学校の安全性向上に努めます。【教育庁】

- 防災施策において配慮を要する高齢者、障がい者・発達障がい児、乳幼児、妊産婦、医療的ケア児等の要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが難しい等、特に支援を要する方(避難行動要支援者)がそれぞれの状況に合わせて避難できるよう市町村が策定する「個別避難計画」の作成を支援するため、市町村間の情報共有の場の創出や研修等

を開催します。医療的ケア児においては、市町村が計画作成に活用できる手順書の作成等の支援を進めます。

あわせて、要配慮者の避難先として重要な役割を果たす福祉避難所の周知に取り組みます。

さらに、地域住民主体で行う防災活動に関する「地区防災計画」の策定を支援する中で、ワークショップ等を通じて「地域の要配慮者への対策」について考える機会を設けるなど、地域の中で助け合う環境づくりを進めます。【危機管理部、保健福祉部、こども未来局／再掲】

- 民間団体、行政、司法機関、教育機関などが参画している福島県被害者等支援連絡協議会を活用し、相互に連携や情報交換を行いながら、犯罪等により被害を受けたことに対する支援を進めます。【警察本部】
- 保護者が被害者となり、こどもの養育が困難な状況となった場合には、こどもを児童相談所にて一時保護し、カウンセリングなどのケアを行い、その後の保護者の状況に応じて、施設入所等の必要な支援を行います。【こども未来局】

(5) 非行防止と自立支援

- 少年センター、青少年育成市町村民会議をはじめ関係機関・団体、地域等と連携した非行防止活動や啓発活動を促進するとともに、関係業界の理解と協力を得て、非行を誘発させない環境づくりを進めます。【こども未来局／再掲】
- 青少年の非行情勢を把握し、その健全育成及び非行防止のため、関係諸機関等が有機的に連携しながら非行防止教育の充実を図ります。また、その取組に関する啓発や情報発信を進めます。【教育庁】
- 少年サポートセンターの少年警察補導員を中心に、少年相談や街頭補導等の各種活動を通じ非行防止を図るとともに、教育委員会、学校等と連携し、少年非行情勢に直結・即応した非行防止教室を推進します。【警察本部】
- 問題を抱える少年の早期把握と問題解決のための助言、指導を行うとともに、再び非行に走る可能性のある少年及びその保護者に対する立ち直り支援を推進します。【警察本部】
- 健全な心身を培い、社会復帰に向けて必要となる知識及び技能を身に付けることができるよう、体系的・組織的な支援の充実を図ります。【教育庁】
- 障がいがあって帰住先がない少年刑務所等の矯正施設入所者に対し、退所後の自立生活を営む上で必要な受入施設及び住居の斡旋や福祉サービスに係る利用申請等の支援



を行い、再犯を防止します。【保健福祉部】

■ 関連指標

◆こどもまんなか指標

指標名	現況値	各学年	幸福 相関
交通事故や犯罪に巻き込まれる心配や不安がなく、安全・安心に生活できる【再掲】	R6 小・中・高平均 3.89 点	高2	3.79 —
		中2	3.92 —
		小6	3.95 —

◆子育て・子育て指標

指標名	現況値	目標値
犯罪発生件数(刑法犯認知件数)	R6 8,844 件	R11 減少を目指す
子ども(中学生以下)の交通事故死傷者数【再掲】	R6 200 人	R11 減少を目指す
通学路における安全対策の完了率【再掲】	R4 55.0 %	R11 72.0 %

Ⅱ こどもの育ちに応じた施策

1 こどもの誕生前から幼児期まで

1-1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない 保健・医療の確保

■ 現状・課題・施策の方向

安心してこどもを生み、健やかに育てることができる環境づくりの一環として、周産期医療に必要な施設・設備の整備や運営を支援するとともに、産科・産婦人科医の確保、育成に努めます。

また、妊娠や出産の満足度を高め、妊娠期、出産期及び新生児期を通じて母子の健康を確保するため、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の事業について、広域のかつ専門的な立場から課題の把握等を行い、市町村と連携して取組を充実させていきます。

また、妊娠・出産の仕組み等に関する正しい知識について、妊娠前の若い世代を中心に周知啓発を行い、妊娠には適齢期があることを伝えることで、ライフプランを考えるきっかけを提供していきます。

さらに、不妊に悩む方がこどもを希望する場合、不妊に関する医学的な相談や不妊による心の悩みの相談等を行う不妊専門相談センターを設置するとともに、希望する治療が受けられるように、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる不妊治療への経済的支援を行います。また、治療を仕事との両立ができるように支援していきます。

■ 施策の展開



(1) 周産期医療体制の整備

ア 周産期に必要な施設・設備の整備支援

- 周産期医療の機能は、医療資源が限られている中で、周産期医療の質の向上と安全性の確保のため、基幹施設を中心とした医療機関・機能の集約化・重点化を図っていますが、これにより分娩医療機関までのアクセスが悪化する地域に居住する妊産婦に対して支援を検討します。【保健福祉部】
- 分娩取扱施設への支援を実施し、分娩取扱施設の確保や産科・産婦人科を標榜する病院や診療所数の維持に努めます。【保健福祉部】
- 周産期医療に必要な施設・設備整備及び運営について支援します。【保健福祉部】



Ⅱ こどもの育ちに応じた施策

イ 周産期医療に関わる医師確保

- 「ふくしま子ども・女性医療支援センター」において、全国からの産婦人科、小児科医師の招へいや、公立大学法人福島県立医科大学附属病院での高度・専門医療の診療、指導等を実施します。【保健福祉部】
- 「緊急医師確保修学資金」制度により県内の医師確保を図りながら、産科医・産婦人科医及び小児科医の確保を進めます。【保健福祉部】
- 現在、現場を支える周産期医療機関の医師の負担が増加していることから、医師の処遇改善を図る医療機関を支援し、その確保を推進します。【保健福祉部】

ウ 妊産婦への支援

- 妊婦の健康管理のため、早期の妊娠届や定期的な妊婦健康診査の受診について、啓発に努めます。【保健福祉部】
- 支援の必要な妊婦については、医療機関から市町村へ要支援妊婦の情報提供を行う妊婦連絡票の効果的な活用を図ります。【保健福祉部】
- 市町村が妊産婦支援の充実を図れるよう、市町村保健師等を対象に、妊産婦の身体的ケアやメンタルヘルスカ等に関する専門的知識や支援技術、関係機関との連携方法等についての研修等を実施します。【保健福祉部】

エ 助産師の自立と周産期医療の質の向上

- 施設において必要とされる助産師の確保を図るため、離職防止・定着化に努めます。【保健福祉部】
- 助産師の自立と周産期医療の質の向上を図るため、アドバンス助産師の認証を促進します。【保健福祉部】
- 助産師出向支援事業協議会を設置するとともに、コーディネーターを配置し、助産実践能力の強化などを目的とした助産師の出向事業を推進します。【保健福祉部】
- 周産期医療機関の医師、助産師、看護師等に対し、研修会を開催するなど、質の高い周産期医療の提供を推進します。【保健福祉部】
- 産科医師から助産師へのタスク/シフトシェアを進めるため、県内の助産師の実践力向上にむけて、研修会の支援を実施や、院内助産や助産師外来の活用を進めます。また、地域で妊産婦の産前・産後ケアを担う助産所との連携を図ります。【保健福祉部】

Ⅱ こどもの育ちに応じた施策

- 分娩機関が産科医療補償制度に加入し、分娩に関する紛争の防止・解決を図るとともに、原因分析による将来の同種事例の防止に役立つ情報の提供などにより、産科医療の質の向上を図ります。【保健福祉部】

オ 分娩施設では対応できない分娩の補完

- 高度な周産期医療が適切かつ円滑に提供されるために、各周産期医療機関の果たしている機能に応じた役割分担と連携体制の強化を図ります。【保健福祉部】
- 相双地域については、NICUを必要とする新生児がいる場合には、主に県北地域の周産期母子医療センターへ搬送して対応しますが、一定の新生児医療は公立相馬総合病院と南相馬市立総合病院の連携により対応できるよう、南相馬市立総合病院の機能強化を図ります。【保健福祉部】

カ 周産期医療システム構築の支援

- 体調が急変した妊産婦及び新生児に対して高度な医療が必要な場合、連携して患者を受け入れるために、周産期母子医療センター間や地域周産期医療施設間で母子周産期医療システムが構築されています。
周産期医療協議会を通して、周産期医療体制の現状や課題、あるべき姿について協議を進め、周産期医療システムの充実を図り、周産期医療システムの構築の運営を支援します。【保健福祉部】

(2) 産前産後の支援の充実と体制強化

- 妊婦や乳幼児を持つ保護者を対象に、健康や育児、乳房のケア等の不安や悩みについて助産師に相談できる「ふくしまの赤ちゃん電話健康相談」窓口を設置するとともに、必要に応じて訪問し、母乳育児等のきめ細やかな支援を行います。また、妊産婦や乳幼児を持つ保護者同士の交流の場を設け、支援の充実を図ります。【こども未来局】
- 保健師等による訪問や、ホームスタート等の家庭訪問型子育て支援ボランティアにより、子育て家庭の孤立を防ぎ、子育ての不安や悩みに対してきめ細かな対応を行います。【こども未来局】
- 精神疾患を合併する妊産婦が安心して妊娠・出産ができるように、市町村のこども家庭センターが中心となり、関係機関と連携し訪問相談などの支援を行います。【こども未来局】
- 小さく生まれたこどもを持つ保護者が安心して子育てできるよう、リトルベビーハンドブックを必要な方へ確実に届けられるように取り組みます。【こども未来局】



Ⅱ こどもの育ちにに応じた施策

- 多胎妊産婦の育児等の負担を軽減し、また孤立化を防ぐため、市町村と連携して、家庭訪問による相談支援や多胎児の育児経験者家族との交流会の開催などに取り組みます。
【こども未来局】

- 産後に母子が休息や育児手段の獲得のために利用できる産後ケアについて、希望する人が活用できるように市町村における実施を支援します【こども未来局】
- 各種事業を通して、男性の産後うつの把握に取り組みます。【こども未来局】

(3) 母子保健と児童福祉の一体的・継続的な支援

- 市町村が設置する「こども家庭センター」において、母子保健と児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育て相談から虐待の予防的な対応まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応できるよう支援します。【こども未来局／再掲】

(4) 妊産婦・乳幼児への保健対策

- 健康な食生活や妊娠中の禁煙、受動喫煙防止等の普及啓発、保健指導などにより、母胎や胎児の健康確保のための環境整備を推進します。【保健福祉部】
- 乳幼児の健やかな成長に向け、妊産婦に必要な栄養や離乳及び幼児期の食生活等に関する正しい知識の普及啓発、保健指導の充実を図ります。【保健福祉部】
- 乳幼児期からの望ましい食習慣の形成や生涯を通じた健康づくり・生活習慣病の予防に向け、市町村における乳幼児健康診査の充実や事後フォロー体制整備を図ります。【保健福祉部】
- 適切な咬合や顎の発達を促すとともに、噛む、飲み込むなどの口腔機能を獲得するため、乳幼児期に様々な味覚を体験し、よく噛んで食べるなどの食育を推進します。【保健福祉部】
- 妊産婦の歯科健診や自己管理(セルフチェック)が必要であることを周知するとともに、歯が生える前からの歯科保健指導の普及啓発や、乳幼児期から口腔環境を整えていくための生活指導の実施、フッ化物応用その他の科学的根拠に基づいたう蝕予防対策などを推進します。【保健福祉部】
- 定期予防接種の実施主体である市町村や関係機関等と連携し、定期予防接種の有用性や必要性に関する情報を提供するとともに、居住市町村以外でも予防接種が受けられる体制の維持など、市町村間の広域的な連携を支援し、乳幼児に対する予防接種を促進します。【保健福祉部】

Ⅱ こどもの育ちに応じた施策

- 市町村における乳幼児健康診査の充実と未受診者対策、事後フォロー体制整備が図られるよう支援します。【こども未来局】
- 誤飲、転落・転倒、やけど等のこどもの事故防止のため、福島県保育所等安全対策推進研修をはじめとする様々な機会を通して普及啓発を行います。【こども未来局】

(5) 妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化

- 妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みなどを気軽に相談できるよう、こども家庭センターの設置促進に取り組むとともに、相談窓口の周知を図ります。【こども未来局】
- 妊娠・出産の仕組み等に関する正しい知識について、「ふくしま性と健康の相談センター」で実施する健康教育等を通して妊娠前の若い世代を中心に普及・啓発を行うとともに、妊娠・出産をとりまく様々な悩みについて相談できる体制を整えます。【こども未来局】

(6) 不妊や不育症に悩む夫婦に対する支援

- 不妊症や不育症に悩む方への包括的な支援体制の構築を図るため設置した「福島県不妊症・不育症支援ネットワーク協議会」を中心に、地域の実状に応じた不妊症及び不育症に悩む方への支援を行います。【こども未来局】
- 不妊症等の悩みに対応する相談窓口を各保健福祉事務所等に設置し、また、医師や不妊カウンセラー等の専門家に相談できる「福島県不妊専門相談センター」を設置することで、専門性の高い内容にも対応します。【こども未来局】
- 不妊治療は、経済的な負担が大きく、治療が受けられる期間も限られることから、その経済的負担の軽減を図り、適切な時期に必要な治療を受けられる環境を整えるため、保険適用とならない不妊治療や、不妊症検査に関する費用の一部を助成します。【こども未来局】
- 「ふくしま性と健康の相談センター」において、不妊治療を受けている方や今後希望する夫婦を対象に、ピアサポートによる交流会を開催します。【こども未来局】

(7) 災害時の小児・周産期医療体制

- 災害発生時に小児・周産期医療の患者搬送や物資等の支援の調整を円滑に行えるようにするため、県内の医療機関からの理解を得ながら災害時小児周産期リエゾンの養成を進めるとともに、各関係機関や団体等と情報を共有し、連携して対応できるよう、平時からネットワーク形成を進めます。【保健福祉部】



Ⅱ こどもの育ちに応じた施策

■ 関連指標

◆子育て・子育て指標

指標名	現況値	目標値
妊娠・出産について満足している者の割合	R4 86.6 %	R11 増加を目指す
周産期死亡率	R4 3.8 ‰	R11 3.3 ‰
分娩取扱医師数(人口10万対)	R4 42.4 人	R11 49.6 人
分娩を取扱う助産師数(常勤)	R5 356 人	R11 446 人
乳児死亡率(出生数千人対)	R5 2.3 ‰	R11 減少を目指す
産後うつ傾向の割合	R4 9.6 %	R11 減少を目指す
養育支援訪問事業実施市町村数	R4 54 市町村	R11 増加を目指す
出産後1か月時の母乳育児の割合 (混合栄養を含む)	R4 86.9 %	R11 増加を目指す
妊婦の喫煙率	R4 2.1 %	R11 減少を目指す
妊婦中のパートナーの喫煙率	※R6調査からの 項目	R11 減少を目指す
3歳児のむし歯のない者の割合	R4 87.4 %	R14 95.0 %

Ⅱ こどもの育ちに応じた施策

指標名	現況値	目標値
麻しん・風しん予防接種率(第1期)	R5 93.4 %	毎年度 98.0 %
麻しん・風しん予防接種率(第2期)	R5 93.0 %	毎年度 98.0 %
1歳6か月児健康診査の受診率	R4 97.1 %	毎年度 100 %
3歳児健康診査の受診率	R4 97.4 %	毎年度 100 %
乳幼児健康診査の未受診者を把握し支援する体制がある市町村数【再掲】	R4 53 市町村	毎年度 59 市町村
乳幼児健康診査後のフォロー体制がある市町村数	R4 53 市町村	毎年度 59 市町村

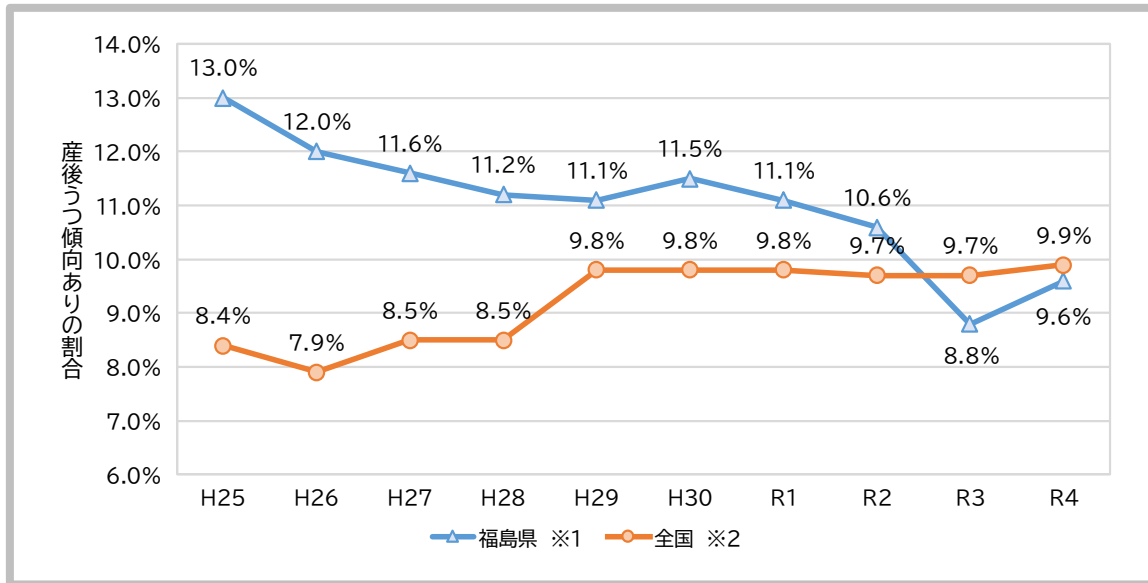


Ⅱ こどもの育ちに応じた施策

■ 関連データ

「産後うつ傾向あり」の割合は、近年は全国よりは低い傾向が続いており、年々減少傾向ですが、令和4年度は増加しています。産後のメンタルヘルスに関し、すべての褥婦を対象として、EPDSを実施している自治体数は令和4年度約89.8%(53/59)でした。

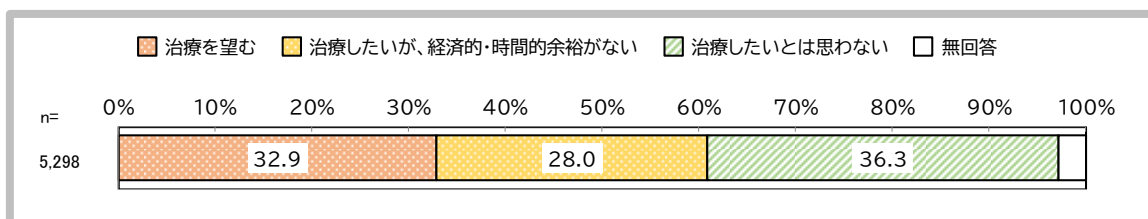
図表5-20 産後うつ傾向の割合



【出典】※1 H25～29年度は福島県県民健康調査課「妊産婦にかかる調査」結果報告より引用
※2 厚生労働省/子ども家庭庁「母子保健事業に係る実施状況等について」による

自然に妊娠できなかった場合、不妊治療を行いたいと思うかたずねたところ、6割が治療したいと回答していますが、そのうちおよそ半数が、治療したいが経済的・時間的余裕がないと回答しています。

図表5-21 不妊治療の希望(自然妊娠できなかった場合)



【出典】福島県「令和6年度結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」

1-2 こどもの育ちの保障と遊びの充実

■ 現状・課題・施策の方向

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていきます。

■ 施策の展開



(1) 保育の受け皿の整備

- 市町村が算出した「教育・保育に係る量の見込み(需要)」に応じて、保育所や認定こども園などの施設整備を推進します。【こども未来局】
- 待機児童の多い3歳未満児を受け入れる施設の体制強化を支援することにより、保育の受け皿を拡大して、待機児童解消を図ります。【こども未来局】
- 企業が国の助成を受けて整備・運営する企業主導型保育施設について、国・市町村・設置企業等と情報共有を図りながら、開設後の指導監査を実施するなど、保育の受け皿として適正な拡大を図ります。【こども未来局】
- 幼稚園を希望する場合や就労形態など、保護者のニーズに合わせて、一時預かり事業を組み合わせるなど、既存施設を活用した受け皿の確保を支援します。【こども未来局】

(2) 保育・幼児教育の質の向上

ア 保育の質の向上

- 保育士等向けにキャリアアップ研修を実施し、経験やスキルに応じた専門性の確保を図ります。【こども未来局】
- 認可外保育施設の認可保育所への移行を支援します。【こども未来局】
- 保育に関して専門的な知識や経験を有する巡回支援指導員が保育所等を訪問し、安全性の確認や事故等の未然防止対策について助言することにより、保育所等の安全対策強化を促進します。【こども未来局】



II こどもの育ちにに応じた施策

- こどもたちが自然体験や集団での遊びなどを通して郷土愛を醸成し、また多様な人間関係を構築できるよう、保育施設の園庭等の環境改善を行った知見や効果をまとめた「ふくしますくすくスケール」を活用した保育施設等の園庭改善を推進するとともに、園庭開放等を通じて、地域の未就学児等が集い、異年齢の児童が交流する機会の創出を図ります。【こども未来局／再掲】
- 各保育所等が自身の保育サービスの質を客観的に把握するため、第三者が専門的な立場から施設の運営状況やサービスの内容を評価する「福祉サービス第三者評価」の受審を促進します。【こども未来局】
- 児童館、保育所などの児童福祉施設における保育の質の向上を図るため、遊具・運動用具・空調設備等について、専門家の意見を踏まえながら環境整備等を支援します。【こども未来局】

イ 幼児教育の質の向上

- 認定こども園や幼稚園における教育の質の向上を図るため、遊具・運動用具・空調設備等の環境整備や、認定こども園における研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修等の開催を支援します。【総務部】
- 幼児教育に携わる教員等の資質の向上を図るため、各種研修会を実施するとともに、すべての園種を対象に、地区や園で実施している研修会や園内研修を支援します。【こども未来局】
- 幼稚園の施設や機能を積極的に地域に開放して子育て支援活動を行う取組や、保護者の要請等を踏まえて行う預かり保育の取組を推進します。【こども未来局】
- 教育・保育を一体的に提供できる認定こども園への移行に向けた施設整備を支援します。【こども未来局】
- 「福島県幼児教育振興指針」で示すように、幼児教育段階から非認知能力を育成するとともに、幼児教育で育まれた資質・能力の基礎を小学校以降の教育に効果的につなぐため、保育者向けの各種研修や各自治体・団体向けの幼小連携研修の充実を図ります。【教育庁／再掲】
- 「福島県幼児教育振興指針」を基に、すべての幼児教育施設を対象とした保育者向けの各種研修会を実施するとともに、園や幼児教育施設団体、市町村等で開催の研修を支援します。【教育庁】

(3) 特別な配慮を必要とするこどもへの支援

- 心身障がい児教育の充実振興を図るため、心身障がい児を受け入れ、専任の教職員を配置する私立の幼稚園・幼保連携型認定こども園を支援します。【総務部／再掲】
- 保育所等において、配慮を要する児童に対する適切な支援ができるよう、臨床心理士等の派遣による助言・指導やセミナー等を開催し、保育士の対応力向上を支援します。【こども未来局】
- 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が、地域の学校で学ぶことができる環境を整備します。【教育庁／再掲】
- 保育所等におけるアレルギー対応及び感染症対策のための研修を実施します。【こども未来局】

(4) 幼児教育・保育の一体的提供の推進

- 認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設であるとともに、地域における子育て支援の提供施設としての役割を担うことから、地域の実情を踏まえながら、積極的な活用を推進するため、認定こども園部会を開催して専門家の意見を伺いながら、認定こども園への移行に対する支援、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携に努めます。【こども未来局】

(5) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進

- 保育所、幼稚園、小学校等において、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有した意見交換や合同研修会、幼児と児童の交流会等が効果的な取組となるよう、幼児教育と小学校教育の接続を図るための連携を支援します。【こども未来局】
- 幼児教育段階から非認知能力を育成するとともに、幼児教育で育まれた資質・能力の基礎を小学校以降の教育に効果的につなぐため、幼児期に育まれた資質・能力を小学校教育でさらに育むことができるように、「福島県幼児教育振興指針」の取組としてある架け橋プログラムの推進(架け橋期のカリキュラムの作成)に向け、各種研修を開催するとともに、市町村での取組を支援し充実を図っていきます
また、幼小中高が連携し、「知識及び技能」に限らず、「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の、変化の激しい社会にも対応できる資質・能力の育成を図ります。【教育庁】



Ⅱ こどもの育ちにに応じた施策

(6) 保育・幼児教育に関わる人材の育成と確保

- 教職員の人材確保を図るために処遇改善の取組を行っている私立幼稚園を支援します。
【総務部】
- 指定保育士養成施設の学生への修学資金の貸付けにより、保育士資格の新規取得の機会拡大を図ります。【こども未来局】
- 県内保育施設への就職を促進するため、「福島県保育士・保育所支援センター」において施設情報を発信するとともに、「保育士再就職支援コーディネーター」によるマッチングを行い、保育の仕事を希望する方や、保育士資格を持っているものの就業していない「潜在保育士」の就職・再就職をサポートします。また、指定保育士養成施設や保育関係団体等と連携して就職説明会を開催するとともに、県内保育施設への就職を希望する県外在住の保育士に対し県内保育士移住支援金を助成します。【こども未来局】
- 保育士の主な離職理由として給与等の処遇や仕事量、職場の人間関係等があげられていることから、経営者や実習指導者等を対象としたセミナーなどを実施して働きやすい職場づくりの情報を提供し、保育人材の安定的な確保・定着を図ります。【こども未来局】
- 市町村が地域の実情に応じて、地域子育て支援拠点の整備や乳児家庭全戸訪問をはじめ、多岐にわたる子育て支援に取り組む「地域子ども・子育て支援事業」に従事する者の資質向上及び人材確保のため、子育て支援員や放課後児童支援員などに対する研修会を開催するなど人材育成に努めます。【こども未来局】
- 「福島県幼児教育振興指針」を基に、各幼児教育施設の保育者を対象とする各種研修を実施し、保育人材の資質向上を図ります。【教育庁】

(7) 子育て支援の拠点づくり

- 家庭・地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感・不安感の増大に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として「地域子育て支援拠点」の周知を図ります。【こども未来局】

(8) 教育・保育情報の公表

- 保育所等の施設・事業の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促していくため、教育・保育施設の設置者等が教育・保育の提供を開始しようとする際などに、施設・事業において提供する教育・保育に係る情報の報告を受けています。
こどもの保護者が円滑に施設等の情報を得て施設選択の参考とできるよう、報告を受けた各施設の情報について、県のホームページや検索サイト「ここ de サーチ」を通じて公表します。【こども未来局】

Ⅱ こどもの育ちに応じた施策

■ 関連指標

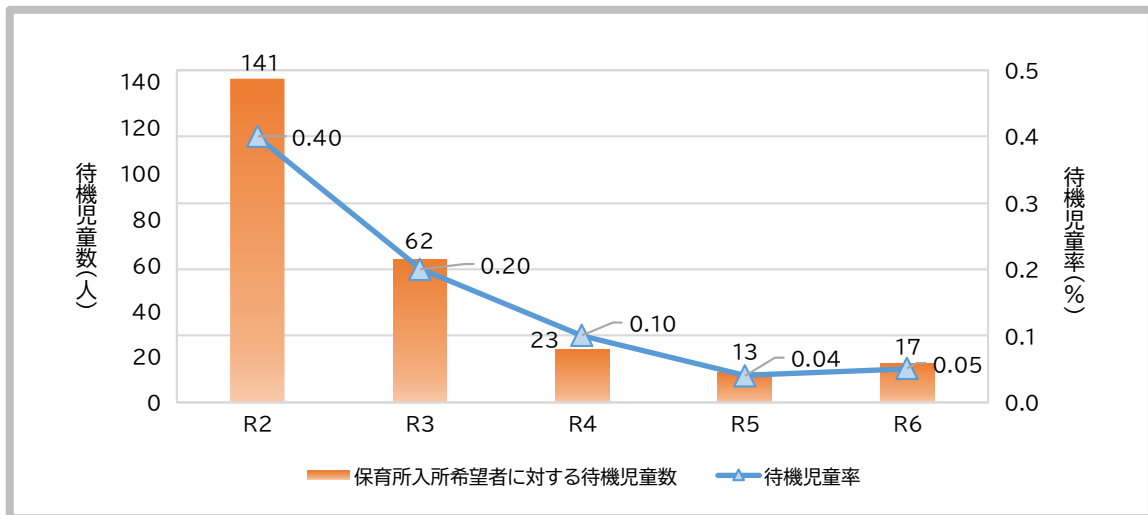
◆子育て・子育て指標

指標名	現況値	目標値
保育所入所希望者に対する待機児童数の割合	R6 0.05 %	毎年度 0 %
保育士等の不足により定員まで預かれない施設における不足する保育士等の数	R6 99 人	R11 0 人
地域子育て支援拠点施設数	R5 133 ヶ所	R11 増加を目指す

■ 関連データ

福島県の待機児童数は大きく減少しました。

図表5-22 保育所入所希望者に対する待機児童数の推移

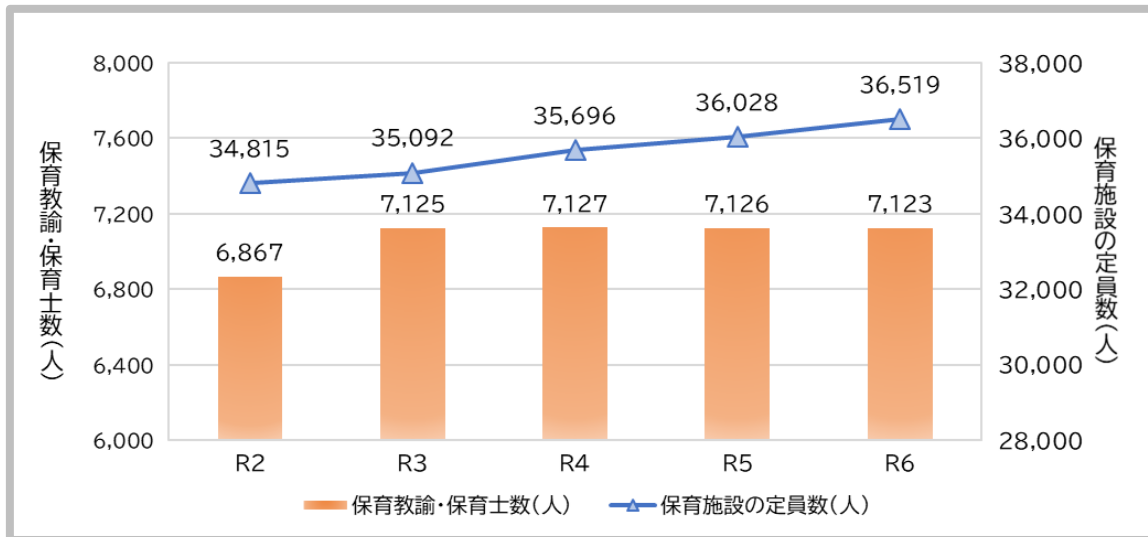


【出典】福島県子育て支援課調べ

Ⅱ こどもの育ちに応じた施策

県内の保育施設の定員数は増加傾向にあります。施設の保育士の数は横ばいとなっています。

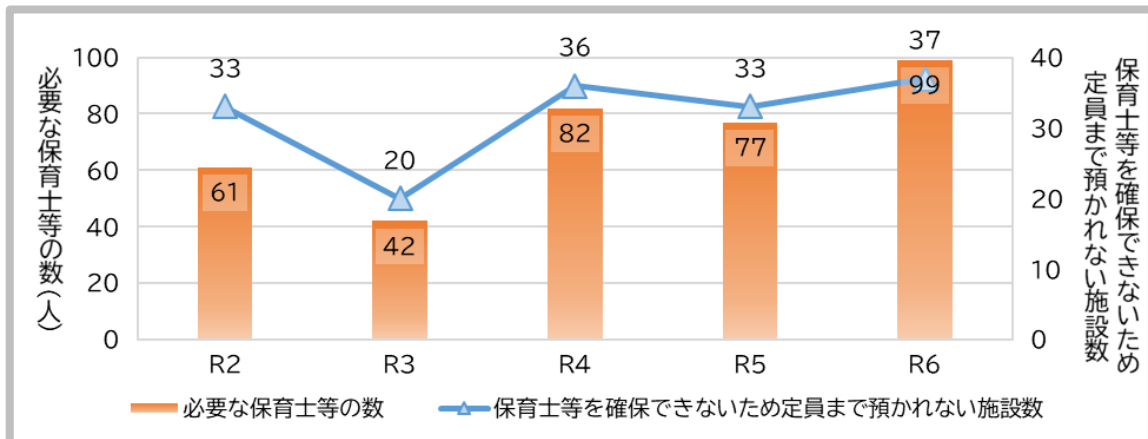
図表5-23 保育士等の配置状況及び保育施設の定員数



【出典】福島県子育て支援課調べ

施設の定員まで預かるために必要な保育士等の数は増加傾向にあり、保育士の確保が喫緊の課題となっています。

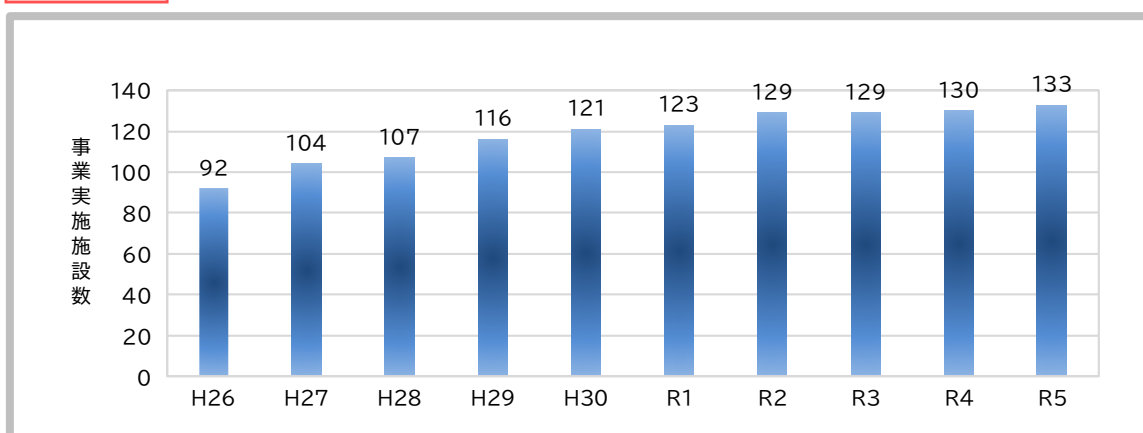
図表5-24 保育士等を確保できないため定員まで預かれない施設における必要な保育士等の数の推移



【出典】福島県子育て支援課調べ ※令和4年度より地域型保育事業及び認可外保育施設を調査対象に追加

地域子育て支援拠点事業を実施する施設数は年々増加しています。

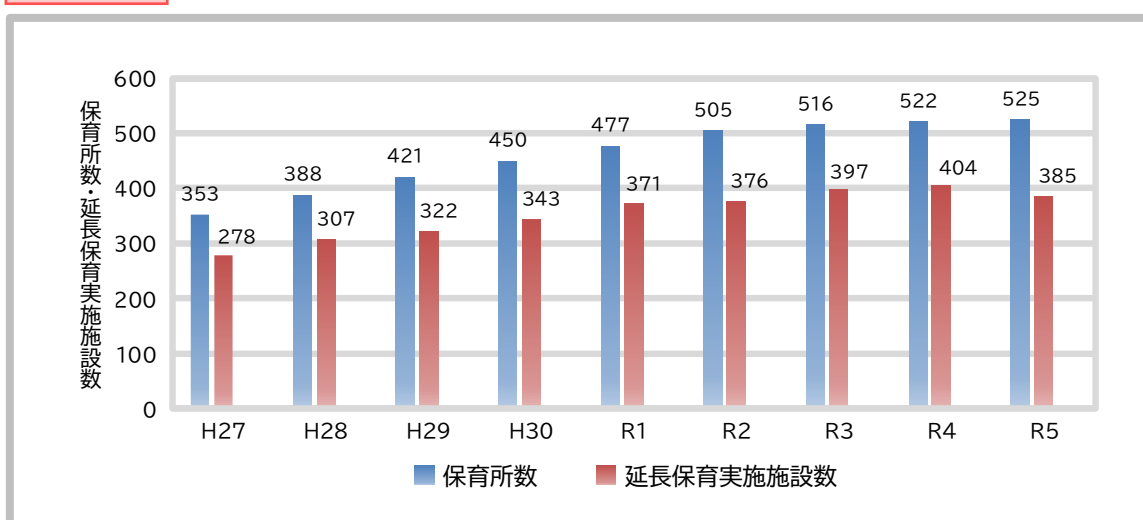
図表5-25 地域子育て支援拠点事業の推移



【出典】 福島県子育て支援課調べ

保育所等の増加とともに延長保育を実施する施設数は増加傾向にあります。

図表5-26 保育等における延長保育事業の推移



【出典】 福島県子育て支援課調べ

2 学童期・思春期

2-1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育の 充実

■ 現状・課題・施策の方向

こどもにとって、学校はただ学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしなが、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所のひとつであり、こどもの最善の利益の実現を図る観点から、また、格差を縮小し、社会的包摂を実現する観点から、学校生活を更に充実したものとしていきます。

また、ライフスタイルの変化等により、朝食の欠食やこどもがひとりで食事を摂る孤食など食習慣の乱れが問題となっており、栄養・食生活と肥満との関連について注視していく必要があります。そのため、児童及び保護者に対する望ましい食生活の普及、健康な食習慣の定着、体験型の食育活動の充実、地産地消の推進を図るなど、家庭・学校等・地域が一体となった食育推進体系の整備を推進します。

■ 施策の展開



(1) 学力の向上

- 小中学校においては、学校と家庭が連携して学習習慣の確立を図るとともに、学習指導の更なる改善に努め、高等学校においては、生徒一人一人の進路希望を実現するため、高度な知識・技能の習得とその活用能力向上を図るなど、こどもの発達段階に応じた学力向上の取組を推進します。【教育庁】

(2) 道徳教育の推進

- 道徳教育の充実、体験活動、読書活動の推進などにより、思いやりの心などの豊かな心の育成を図ります。【教育庁】

(3) こどもの体力の向上

- 学校においては、体育・保健体育指導力向上研修による指導者の育成、自校の全国体力・運動能力調査及び県体力・運動能力調査の結果を踏まえた「体力向上推進計画書」の作成、「運動身体づくりプログラム」の確実な実施、「ふくしまっ子児童期運動指針」の普及定着、「自分手帳」の効果的な活用等により、指導者の育成、効果的な指導方法の検討及び普及など、こどもたちの体力向上の取組を推進します。【教育庁】

Ⅱ こどもの育ちにに応じた施策

(4) 特別支援教育の充実

- 特別支援教育に係る活動の充実を図るため、教員の専門性向上のための研修や講師派遣、個別の支援計画の策定等を進める児童・生徒の学習・生活・進学・就職等をサポートする支援体制の整備を行う私立の小・中・高等学校を支援します。【総務部】
- 心身障がい児教育の充実振興を図るため、心身障がい児を受け入れ、専任の教職員を配置する私立の幼稚園・幼保連携型認定こども園を支援します。【総務部／再掲】
- インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、多様な学びの場や交流及び共同学習の一層の充実・整備を着実に推進します。【教育庁／再掲】

(5) 学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実

- 「教職員働き方改革アクションプラン」による働き方改革の推進や教員の養成・採用・研修の充実等により学校の在り方を変革し、教員が主体的に学び、やりがいを持って働くことができる持続可能な教育環境を構築することで、教員の力、学校の力を最大化します。【教育庁】

(6) 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備

- 部活動の適正化と学校の働き方改革を踏まえた、さらなる部活動改革の推進を目指し、学校現場及び学校関係他団体、競技団体と市町村教育委員会が一体となり、今後の部活動の在り方や課題を検討するとともに部活動の地域移行に向けた知見等の共有を図ります。【教育庁】

(7) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- 地域コーディネーターの配置や、コミュニティ・スクールの導入等により、地域住民等と学校が連携・協働する体制づくりを促進し、こどもが学校外の大人と交流したり相談したりできる体制の構築を目指すとともに、各校の特色化や魅力化を図ります。【教育庁】

(8) 健康教育の推進

- 肥満・痩身の傾向のあるこどもやその保護者に対し、早期に食生活の改善に取り組むとともに、学校・家庭・地域における総合的な保健対策の推進による生活習慣病予防に取り組めます。【保健福祉部】
- 良好な口腔、顎、顔面の成長発育に影響を与える習癖に対し、適切な歯科保健指導を行います。【保健福祉部】



Ⅱ こどもの育ちに応じた施策

- 県内の各学校が開催する薬物乱用防止教室に講師を派遣し、大麻等の違法薬物や医薬品による薬物乱用防止の推進に取り組みます。【保健福祉部】
- 生涯にわたって健康を保持増進できるよう、また、健康課題等の学習を通じて、正しい知識やそれに基づく判断力を身につけられるよう、家庭や地域、学校医や関係機関との連携を図り、学校教育活動全体で健康教育を推進します。【教育庁】
- 将来にわたって体力向上、食習慣や肥満解消などの健康課題を解決していくため、栄養教諭を始めとした食育指導者の資質向上により食生活環境を整備するとともに、幼児期からの運動習慣を形成を図ります。さらに児童生徒一人一人が自ら健康マネジメントサイクルを確立する必要があるため、児童生徒に自分手帳を配付し、その活用により自分の健康課題を認識し、その解決に向け積極的に取り組む健康マネジメント能力の育成を目指します。【教育庁】

(9) 食育活動の推進

- 健康で豊かな人間性を育む基礎となる食育について、家庭や地域全体で推進されるよう市町村食育推進計画の策定を支援するとともに、こどもたちが食育活動に参加する機会の拡大を図るため、さまざまな食に関する体験活動や交流会等を実施することで、地域の特色を活かした食育活動を展開します。【保健福祉部】
- 農林漁業体験を通じて、こどもたちが保護者と共に旬の県産農林水産物と触れ合える機会を創出します。また、保育所や学校の給食での地元食材の活用などを通じて、県産農林水産物への理解を深めるとともに、幼少期から健康的な食生活を浸透させ、県民の健康長寿にもつながる地産地消を推進します。【農林水産部】
- こどもたちに対する漁業体験学習等の活動や消費者が県産水産物に直接触れることができる機会の創出等を支援するとともに、水産関係団体等による魚食普及や消費拡大に向けた取組を支援します。【農林水産部】
- 学校給食における地元食材の活用を進めるため、啓発活動を実施するとともに、和食献立の取入れなど、学校給食が生きた教材となるよう、日本型食生活の理解促進を進めます。【農林水産部】
- 栄養バランスに優れた日本型食生活を推進するとともに、豊かな農林水産物を積極的に活用し、食への感謝の念を育み、食に関わる地域の風土や文化、様々な産業などの理解促進に努めるため、体験型の食育活動や地産地消の取組を推進します。【農林水産部】
- ふくしまの未来を担うこどもたちの「郷土愛」を育む地場産物活用を推進するため、食育の観点から保健福祉部、農林水産部、教育委員会等が連携して、幼児期から児童生徒ま

Ⅱ こどもの育ちにに応じた施策

で「元気なふくしまっ子」が育つ環境整備を進めます。【教育庁】

(10) 体罰や不適切な指導の防止

- 市町村立小・中(義務教育学校を含む。)・特別支援学校及び県立学校における学校事故防止対策等について研究協議を行い、学校事故防止体制の強化を図り、体罰や不適切な指導等による不祥事及び学校管理下における児童生徒の事故の絶無を目指します。【教育庁】
- 県教育委員会で作成している不祥事防止のための冊子「信頼される学校づくりを職場の力で」において、過去の処分事案等を踏まえ、体罰等が発生する背景のポイントや当事者・同僚・管理職のそれぞれの立場での未然防止のポイントについて掲載しています。各学校においては校内服務倫理対策委員会等において、同冊子及び付属資料の事例集やチェックシートを活用して校内研修を実施することで、注意喚起及び防止に努めていきます。【教育庁】

(11) 校則の見直し

- 児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものであることから、こどもの権利を尊重しながら、その適切な見直しについて啓発や情報発信を進めます。【教育庁】
- 県立高校における校則の見直しは、生徒指導提要の改訂の趣旨を踏まえることが重要であるため、すべての県立高校の管理職と生徒指導担当教員を対象として、生徒の主体的な参画について理解を深める研修会を実施するとともに、各校が学校の実情に応じ、生徒会での議論などを通して、生徒が校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につなげられるよう支援します。【教育庁】



Ⅱ こどもの育ちに応じた施策

■ 関連指標

◆こどもまんなか指標

指標名	現況値	各学年	幸福 相関
通っている学校や学校生活が好き【再掲】	R6 小・中・高平均 4.03 点	高2 3.88 中2 4.05 小6 4.18	★ ★ ★
学校や地域の中で、地域の方々と一緒に学んだり、活動したりする機会が十分にある【再掲】	R6 小・中・高平均 3.41 点	高2 3.18 中2 3.40 小6 3.64	— — —
自分は心も体も健康であると思う【再掲】	R6 小・中・高平均 4.00 点	高2 3.86 中2 4.01 小6 4.14	★ ★ ★
福島県産の農作物や水産物は安全・安心でおいしい	R6 小・中・高平均 4.54 点	高2 4.48 中2 4.52 小6 4.62	— — —

◆子育て・子育て指標

指標名	現況値	目標値
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(全国=100)(公立小・中学校)【小5男】	R4 99.6 %	R11 99.9 % 以上
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(全国=100)(公立小・中学校)【小5女】	R4 101.7 %	R11 101.8 % 以上
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(全国=100)(公立小・中学校)【中2男】	R4 100.4 %	R11 99.9 % 以上
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(全国=100)(公立小・中学校)【中2女】	R4 100.0 %	R11 100.2 % 以上

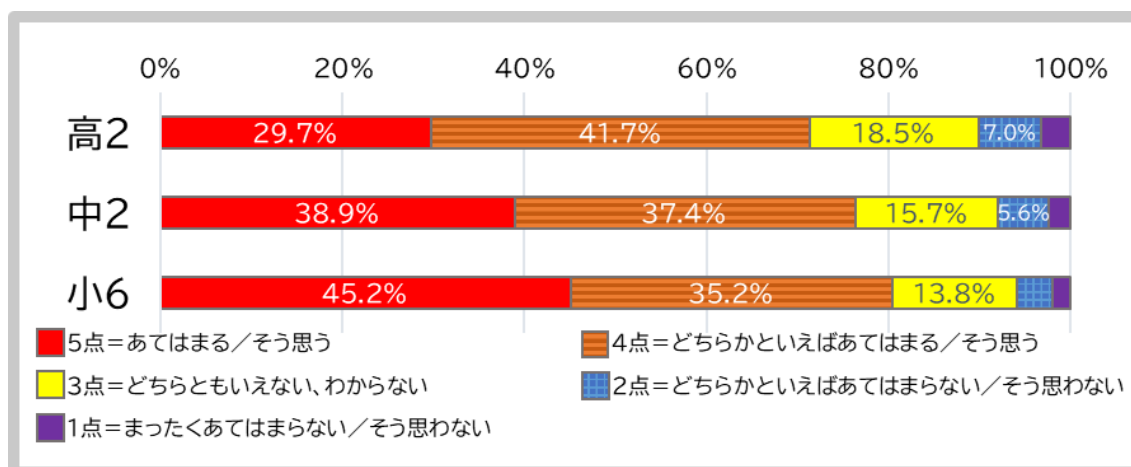
Ⅱ こどもの育ちに応じた施策

指標名	現況値	目標値
自分手帳の活用率【小学生】	R4 99.0 %	R11 100 %
自分手帳の活用率【中学生】	R4 90.4 %	R11 100 %
自分手帳の活用率【高校生】	R4 33.3 %	R11 91.5 %
地域の人と連携した授業等を複数回行った教員の割合(小・中・高・特別支援学校)	R4 52.2 %	R11 100 %
肥満傾向児出現率の全国平均との比較値(全国=100)(幼・小・中・高)	R4 130.9 %	R11 103.8 %
12歳でむし歯のない者の割合	R4 64.0 %	R14 65.0 %
食育推進計画を作成している市町村の割合	R5 94.9 %	R11 100 %
朝食を食べる児童生徒の割合(小・中・高・特別支援学校))	R5 95.8 %	R11 100 %

■ 関連データ

7～8 割のこどもが通っている学校や学校生活が好きと答えています。

図表5ー27 通っている学校や、学校生活が好きだと答えたこどもの割合

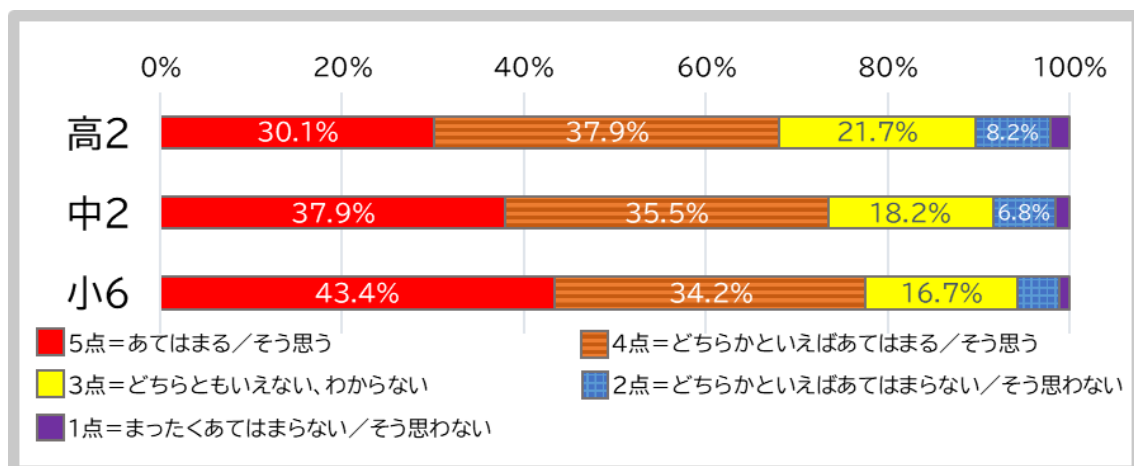


【出典】 福島県「令和6年度こどもまんなかアンケート」

Ⅱ こどもの育ちにに応じた施策

7割弱から8割弱のこどもが心も体も健康であると答えています。

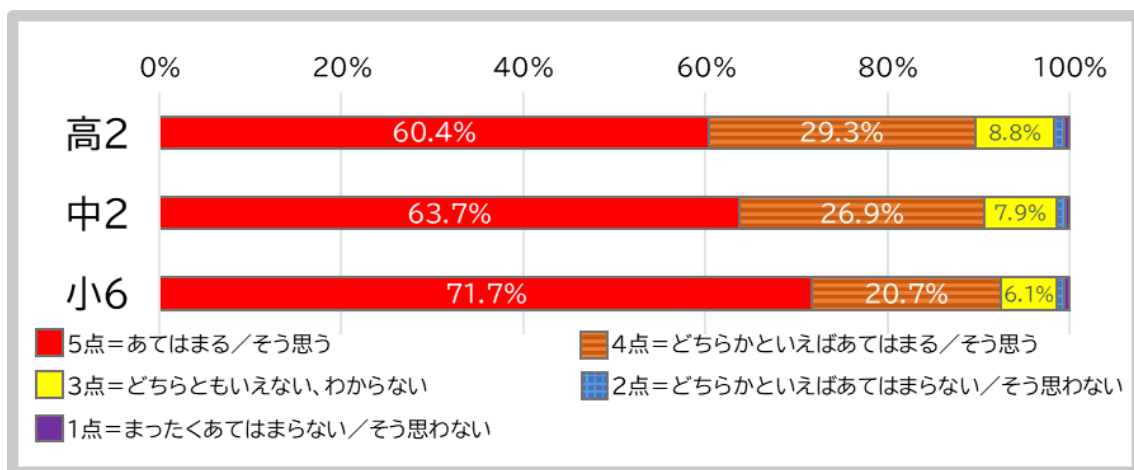
図表5-28 自分は心も体も健康だと思うこどもの割合



【出典】福島県「令和6年度こどもまんなかアンケート」

9割近くのこどもが福島県産の食べ物・飲み物を安全・安心でおいしいと答えています。

図表5-29 福島県産の米や野菜、食肉や魚、水や牛乳などの食べ物・飲み物は安全・安心でおいしいと答えたこどもの割合



【出典】福島県「令和6年度こどもまんなかアンケート」

2-2 こどもの居場所づくり

■ 現状・課題・施策の方向

こども・若者の「居場所」とは、こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性すべてが「居場所」になりえます。その場を居場所と感じるかどうかは、こども・若者本人が決めるものであるという前提に立って、すべてのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、居場所づくりを推進していきます。

■ 施策の展開



(1) こどもの居場所づくりの推進

- こどもの居場所(こども食堂等)の新規開設等の取組を支援します。【こども未来局】
- 養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童に対して居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート等、個々の状況に応じた支援を包括的に提供する取組を支援します。【こども未来局】
- 福島県内3自然の家において、震災後、生活環境や生活習慣の変化等により、不安を抱えている児童生徒に対して、地域の特性を活かしたプログラムを実施し、非日常的な活動の中で、自分を見つめ、他とふれあい、心身共に健全な生活ができるようになるための居場所づくりを行います。さらに、県に登録している家庭教育支援チーム等の派遣することで、こどもの背後にいる保護者への支援体制も強化します。【教育庁】
- 県立博物館において、創造活動や農業、福祉の専門的な知識や情報、経験を有するNPO等の団体と博物館が協働し、博物館という場所で、それぞれの専門性や博物館資源を活かしたこどもの居場所づくり活動を実施します。また、本取組を通して、家庭と園・学校以外に、こどもたちが地域社会や様々なコト・モノ・ヒトに出会える居場所をつくることで、未就学児・障がい児・病弱児・不登校児など社会的に困難を抱えたこどもたちの課題解決につなげ、こどもたちの可能性や創造性を育むことを目指します。【教育庁】
- 県の教育支援センターである不登校児童生徒支援センター、通称「roomF(ルームエフ)」において、不登校または不登校傾向にある児童生徒に対して、メタバースを活用したオンラインの居場所を提供します。「roomF」では、児童生徒の社会的自立や学習支援を促すプログラム等を通じて、こどもの社会的自立の促進と学びの機会の確保に取り組みます。【教育庁】



(2) 放課後児童対策

- すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、市町村等が行う放課後児童クラブの施設整備を支援するとともに、放課後児童クラブと放課後こども教室の一体的又は連携による実施を推進します。【こども未来局／再掲】
- 放課後児童支援員として有資格者となるための認定資格研修を実施するとともに、経験年数に応じた研修を開催して、放課後児童クラブ及び放課後こども教室に従事する者の質の向上に努めます。【こども未来局／再掲】
- 放課後や週末等において、安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して、学習や様々な体験・交流活動(地域の伝統継承等を含む。)を定期的・継続的に提供する「放課後子ども教室事業」の支援活動に取り組みます。【教育庁／再掲】



Ⅱ こどもの育ちに応じた施策

■ 関連指標

◆こどもまんなか指標

指標名	現況値	各学年	幸福 相関
家や学校のほかにも、安心して過ごせて、居心地がよく、自分の個性が認められる居場所がある	R6 小・中・高平均 4.14 点	高2 3.91 中2 4.17 小6 4.32	— — —

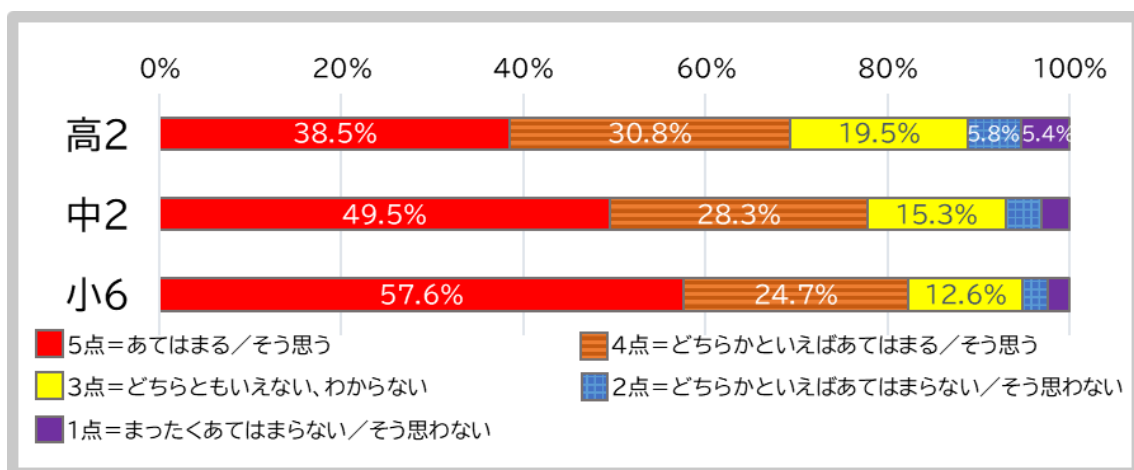
◆子育て指標

指標名	現況値	目標値
こどもの居場所の設置数(こども食堂など)	R6 186 ヶ所	R11 増加を目指す
放課後児童クラブの申込児童に対する待機児童数の割合	R6 1.9 %	R11 0 %

■ 関連データ

7割弱から8割程度のこどもが、家や学校のほかにも自分の居場所があると答えています。

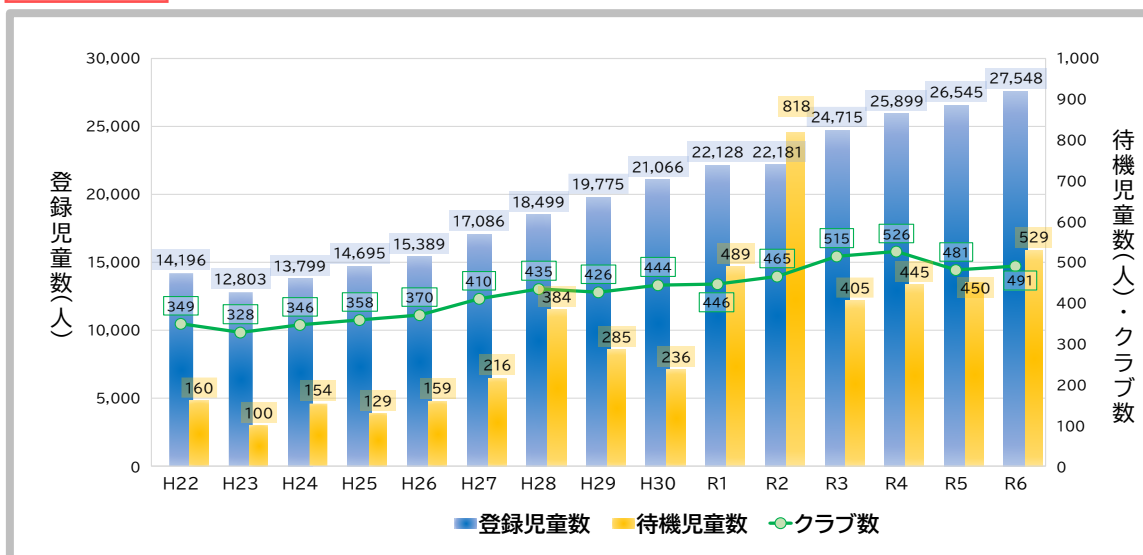
図表5-30 家や学校のほかにも、安心して過ごせて、居心地がよく、自分の個性がみとめられる居場所があると答えたこどもの割合



【出典】 福島県「令和6年度こどもまんなかアンケート」

本県の放課後児童クラブの受入定員は増加しているものの、年々申込者数が増加しているため、待機児童が生じています。

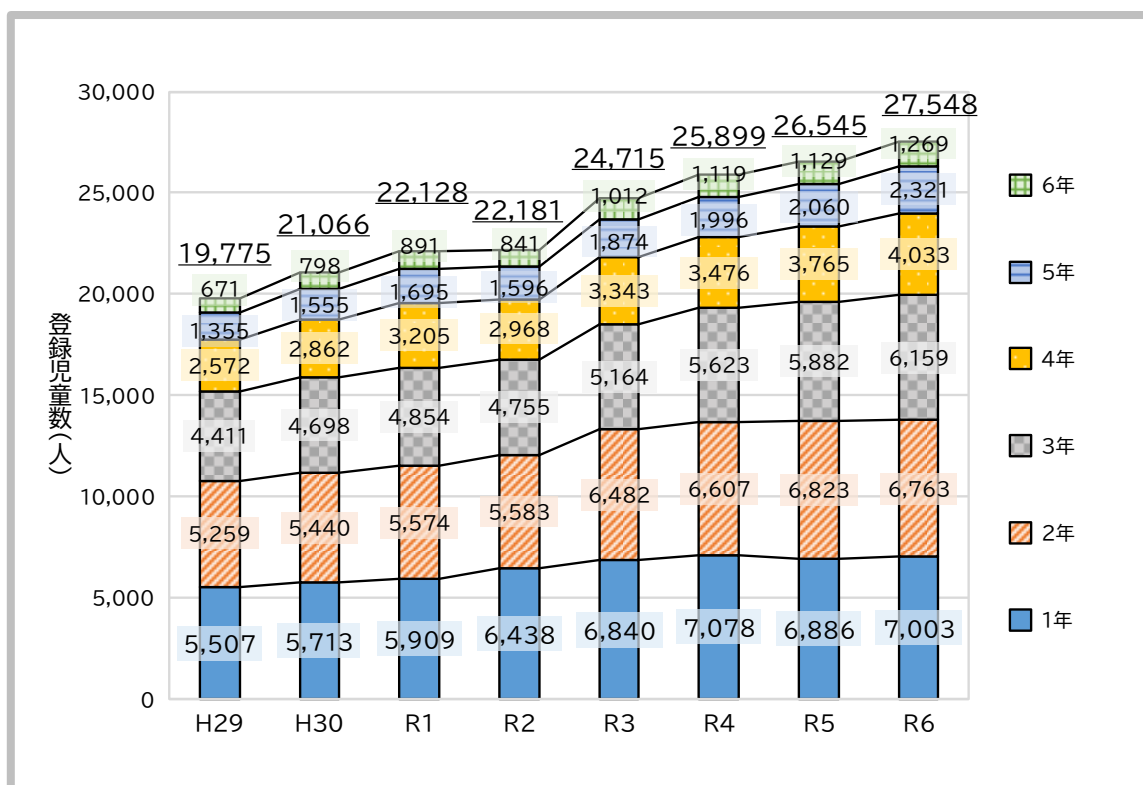
図表5-31 放課後児童クラブ登録児童数・待機児童数・放課後児童クラブ数の推移



【出典】 こども家庭庁「放課後児童健全育成事業実施状況調査」

本県の放課後児童クラブの登録児童数は低学年ほど多くなっています。また、全年齢で増加傾向にあります

図表5-32 放課後児童クラブ 学年別登録児童数の推移



【出典】 こども家庭庁「放課後児童健全育成事業実施状況調査」

2-3 小児医療体制やこころのケアの充実

■ 現状・課題・施策の方向

全国的に、少子化や核家族化、共働き世帯の増加等に加え、保護者等による専門医指向や病院指向が大きく影響していると指摘されています。また、福島県では安心してこどもを生み育てやすい環境づくりを進めるため、18歳未満は医療費無料化を実施していますが、これに伴い軽症患者や救急外来の受診増が懸念され、適正受診の推進が必要となっています。

このことを踏まえ、こどもの健康や予防、急病時に相談でき、適正な受診行動を取れるようにするとともに、こどもが日常的な小児医療や初期救急を身近な地域で受けることができ、さらに重症度に応じた専門的医療や入院救急医療を受けられるなど、県内のどこにいても、休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図ります。

また、こども・若者が、自らの発達の程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めます。

■ 施策の展開



(1) 小児医療体制の整備

- こどもが安心して医療サービスを受けられる小児医療体制を構築するため、令和6年度から令和11年度までの第8次医療計画を通じて、小児初期救急センター、休日夜間急患センター等を確保し、#8000等の電話相談事業の相談体制を強化するなど、引き続き、市町村と連携した取組を進めます。【保健福祉部】
- 小児医療に必要な施設・設備整備や運営を支援するとともに、小児科医の確保、育成に努めます。【保健福祉部】
- 適切な医療機関に速やかに小児患者を搬送できるよう、システムを活用して応需情報を提供します。【保健福祉部】
- 保護者等の不安軽減と適切な医療機関の受診を促すため、小児救急電話相談事業（#8000）の普及に努め、利用促進を図ります。【保健福祉部】

II こどもの育ちにに応じた施策

- 初期救急医療体制の整備を促進するため、休日夜間急患センター等への施設設備整備支援を行います。【保健福祉部】
- 小児医療機関の連携を促進するとともに、小児医療過疎地域で軽症の診療、入院、在宅小児の救急入院に対応できる医療機関や一般小児医療施設の施設・設備の整備の支援を行います。【保健福祉部】
- 一般小児医療で対応が困難な患者に小児専門医療を実施する体制の整備を促進するため、病院群輪番制の病院等への施設設備整備支援を行います。【保健福祉部】
- 入院を要する小児救急医療が 24 時間体制で実施できる体制を維持確保するため、小児科医の確保、育成を行います。【保健福祉部】
- 小児地域支援病院や小児地域医療センターでは対応が困難な患者に対して、高度な小児専門医療を提供する小児中核病院※が連携した小児救急医療体制の整備に努めます。【保健福祉部】

※ 高度な小児専門医療が提供できる PICU 病床は公立大学法人福島県立医科大学附属病院に設置されています。

- 小児・AYA 世代のがん患者が質の高い専門的ながん診療を受けられるように、緩和ケアを含む集学的医療の提供、適切な療養・教育環境の提供、小児がんに関わる医師等に対する研修の実施、治療による晩期合併症等に対応できる長期フォローアップ体制の支援、教育環境を整えるための支援等の小児がん医療体制の強化・連携についての取組を横断的に推進していきます。【保健福祉部】
- 循環器病を患うこども達が、治療を続けながら保育園や学校に安心して通えるよう、教師や生徒、保護者に対して循環器病の基礎知識を習得してもらう講習等を医師会や学校医等と連携して実施していきます。また、補助人工心臓(VAD)治療の周知や、福島県臓器移植推進財団と連携した心臓移植治療に関する周知を行い、患者に対する支援と県民の理解促進に取り組みます。【保健福祉部】
- 先天性心疾患患者の移行医療については、保健・医療・福祉の関係機関の連携強化を図るとともに、福島県循環器病対策推進協議会等において必要な施策の検討を進めていきます。【保健福祉部】

(2) 性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援

- 「ふくしま性と健康の相談センター」において、若い世代を対象に性について正しい情報の発信や、中学・高校生を対象とした健康教育を行うほか、性と健康に関する様々な悩みに電話やメール、LINE 等にて対応しており、予期せぬ妊娠や性に関する疾病等につい

II こどもの育ちにに応じた施策

ても、必要に応じて産科への受診同行も行いながら、精神面のケアを行い、相談支援を行います。【こども未来局／再掲】

- 児童相談所や女性のための相談支援センター等にて、被害に遭った本人や家族からの相談に対応し、必要に応じて警察や医療機関等の関係機関と連携しながら、相談者への支援を行います。【こども未来局／再掲】
- 性感染症の予防や早期発見・早期治療に繋がるよう、正しい知識の普及や検査相談体制の充実を図ります。【保健福祉部】

■ 関連指標

◆こどもまんなか指標

指標名	現況値	各学年	幸福 相関
病気やけがをしたとき、安心して診てもらえる 医者や病院がある	R6 小・中・高平均 4.39 点	高2	4.37 —
		中2	4.36 —
		小6	4.44 —
自分は心も体も健康であると思う【再掲】	R6 小・中・高平均 4.00 点	高2	3.86 ★
		中2	4.01 ★
		小6	4.14 ★

◆子育て・子育て指標

指標名	現況値	目標値
小児科医師数(人口10万対)	R4 113.3 人	R11 134.3 人
こども医療電話相談(#8000)を知っている 親の割合	R6 84.8 %	R11 増加を目指す
十代の人工妊娠中絶率【再掲】	R4 2.5 ‰	R11 減少を目指す



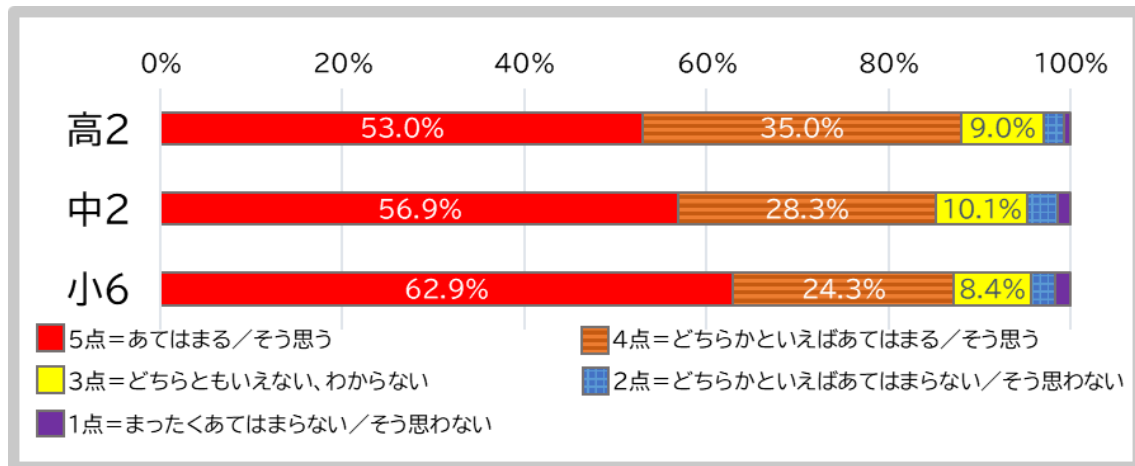
Ⅱ こどもの育ちにに応じた施策

■ 関連データ

9割弱のこどもが、病気やけがをしたときに安心して診てもらえる医者や病院があると答えています。

図表5-33

病気やけがをしたとき、安心して診てもらえる医者や病院があると答えたこどもの割合



【出典】 福島県「令和6年度こどもまんなかアンケート」

2-4 将来の自立に向けた情報提供や教育

■ 現状・課題・施策の方向

こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達程度等に応じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進します。

また、こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組を推進します。

■ 施策の展開



(1) 主権者教育の推進

- 政治の仕組みについて必要な知識の習得のみにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる資質・能力を育成します。【教育庁】
- 児童生徒が学校や地域での生活をよりよくするために、教科等の学習を基に生活上の諸問題を発見・解決するなど、よりよい社会の形成に参画することの意義や価値を見いだす学習に取り組み、主権者意識を育みます。【教育庁／再掲】

(2) 消費者教育の推進

- こども・若者が、学校、地域、家庭、職域等の様々な場所で、生涯を通じて切れ目なく消費者教育を受ける機会の充実を図り、自立した消費者となるために必要な知識等を効果的に提供する取組を行います。【生活環境部】

(3) 金融経済教育の充実

- お金の役割や銀行の業務等について理解を深めることができるよう、各銀行等が企画・開催している体験教室等を各学校へ周知します。また、高等学校家庭科において金融教育の充実が図られたことから、金融庁が作成した教材等の積極的な活用を促進します。【教育庁】



II こどもの育ちに応じた施策

(4) ライフデザインに関する教育や意識啓発の推進

- 公立小中学校において、社会的・職業的自立を目指し、よりよい学級・学校をつくり上げる活動や地域探究、職業体験学習等を通じて、役立つ喜びを感じながら、学びや働きの意義を理解し、自分自身のよさや生き方を見つめ直す授業実践に取り組み、学校での学びが生涯にわたるライフデザインにつながるよう、自己の生き方を考えるキャリア教育を推進していきます。【教育庁】
- 高校の家庭科の学習において、人の一生を生涯発達の視点で捉え、自己の生き方を見つめ、将来の生活に向かって目標を立て、展望をもって生活することの大切さを理解し、自分の目指すライフスタイルを実現するために、生涯を見通した生活を設計できるようにすることをねらいとした授業を行います。【教育庁】
- 高校の家庭科の学習において、こどもを生み育てることの意義や保育の重要性について考えたり、こどもの健やかな発達を支えるために親や家族・地域や社会の果たすべき役割の重要性を考察したりするとともに、こどもとの適切な関わり方を工夫することができるよう、乳幼児との触れ合いや交流に取り組みます。【教育庁】
- 若い世代が将来の様々なライフイベントに対応できるよう、結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランス等のライフデザインセミナーやワークショップを実施する取組を支援します。【こども未来局】

(5) キャリア教育・職場体験の推進

- 介護の仕事の魅力を伝える映像のYouTube 等による発信や体験型親子イベントの開催等により、小学生、中学生、高校生等を対象に介護の仕事に触れる機会を提供するとともに、若手介護職員や介護の魅力を多角的な視点で説明できる者を高校等に派遣するなど、介護職の魅力ややりがい等を伝えていきます。【保健福祉部】
- 児童・生徒が医療や看護を体験する機会を創出し、看護師や医療技術職の魅力を伝えることで、医療職種への興味、関心を喚起し、将来世代の医療人材を確保します。【保健福祉部】
- 小中学生向け工場見学やアウトオブキッザニア等の職場体験を通して、将来を担うこどもたちの地域への愛着や興味を育み、職業観の醸成を図ります。【商工労働部】
- 地元企業の若手社員が県内で働くことの魅力や経験談等を高校生に伝える社会人講話、高校生の就職活動に影響の大きい保護者向けセミナー及び高校生と保護者等と一緒に自宅から参加できるオンライン企業説明会を実施するなど、県内企業の魅力やこどもの就職活動に対する保護者の心構え、関わり方などを伝えます。【商工労働部】

II こどもの育ちにに応じた施策

- 卒業生との交流等を始めとした取組によりキャリア教育を充実するとともに、本県の産業を支える人材を育成するため産業教育の充実を図ります。【教育庁】

■ 関連指標

◆こどもまんなか指標

指標名	現況値	各学年	幸福 相関
将来の夢や目標、なりたい職業・やりたい仕事がある	R6 小・中・高平均 3.87 点	高2	3.83 —
		中2	3.71 —
		小6	4.06 —
自分は、大人になって社会に出ても生活していけると思う	R6 小・中・高平均 3.69 点	高2	3.56 ★
		中2	3.69 ★
		小6	3.82 ★

◆子育て・子育て指標

指標名	現況値	目標値
地元自治体等と共に課題解決に向けた学習活動を実施した学校の割合(高等学校)	R5 94.8 %	R11 100 %

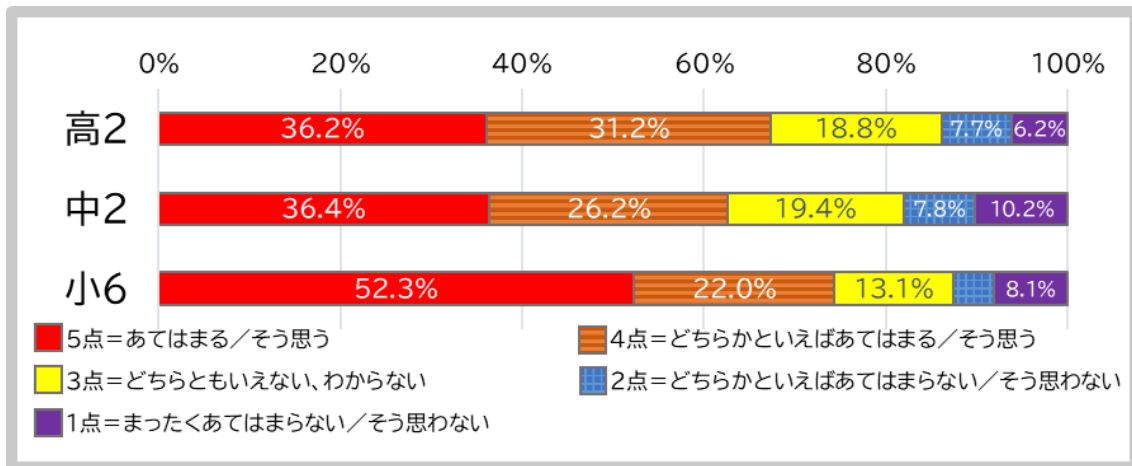


II こどもの育ちにに応じた施策

■ 関連データ

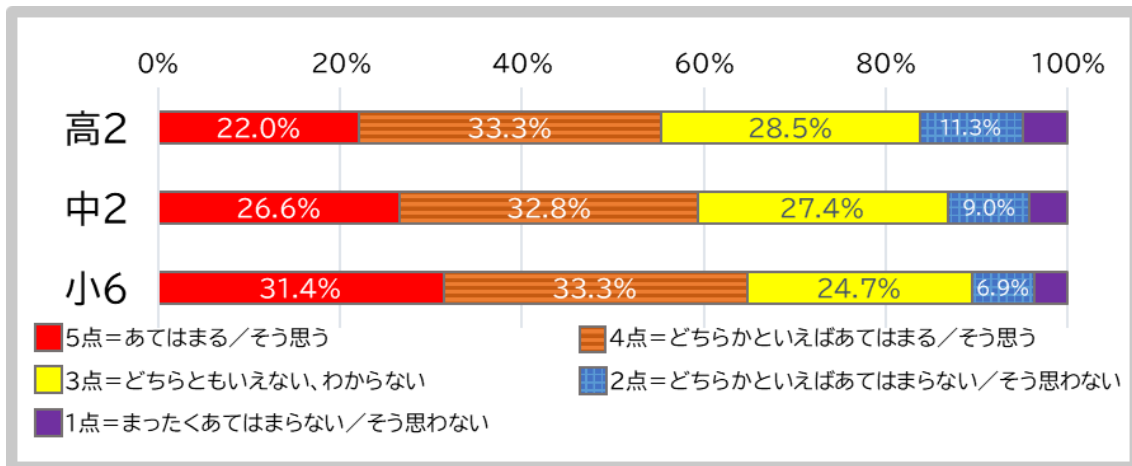
概ね7割程度のこどもが、将来の夢や目標があると答えており、また概ね6割程度が大人になって社会に出ても生活していけると答えています。

図表5-34 将来の夢や目標、やりたい職業・やりたい仕事はあると答えたこどもの割合。



【出典】 福島県「令和6年度こどもまんなかアンケート」

図表5-35 自分は、大人になって社会に出ても生活していけると思うこどもの割合。



【出典】 福島県「令和6年度こどもまんなかアンケート」

2-5 いじめ防止と不登校のこどもへの支援

■ 現状・課題・施策の方向

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある許されない行為であるという認識の下、いじめの未然防止、早期発見、解決に向けて対策を強化していきます。

不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方としつつ、学習の機会の選択肢を増やすことによって、すべてのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう支援していきます。

■ 施策の展開



(1) いじめ防止対策

- いじめの防止等のための基本的な方針を適時適切に改訂しながら、いじめの未然防止・早期発見や組織的な対応を進めるとともに、児童生徒一人一人が主体となって活躍できる魅力的な学校づくりを進めます。【教育庁】
- 少年や保護者からのいじめに関する相談に対応するための専用ダイヤル「いじめ110番」を運用し、必要な知識及び能力を有する少年相談専門員がアドバイスを行います。【警察本部】
- 少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動、学校との情報共有等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、加害児童生徒については、把握した事案の悪質性、重大性及び緊急性、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向等を踏まえて、検挙、補導等の措置を講ずるなどの対応を推進します。【警察本部／再掲】
- いじめ問題による重大事態についての調査報告を受け、知事が必要と判断した場合に再調査を行う組織として、「福島県いじめ問題調査委員会」を設置し、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同委員会において再調査を行います。【こども未来局】



Ⅱ こどもの育ちにに応じた施策

(2) 不登校のこどもへの支援

- 教育相談体制の整備を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用により、不登校の生徒等の教育機会についての支援等を行う私立高等学校等を支援します。【総務部／再掲】
- 不登校及びその傾向のある児童生徒を支援するスペシャルサポートルームの活用や、不登校児童生徒支援センターによるオンライン支援、帰国児童生徒や外国人児童生徒への日本語習熟のための授業等個別支援を進め、市町村や民間団体等と連携しながら学びの機会を確保するための取組を県内に普及させます。【教育庁】
- 少年からの相談や少年に関する相談に対応するための相談ダイヤル「ヤングテレホン」を運用し、必要な知識及び能力を有する少年相談専門員がアドバイスをを行います。また、相談の内容に応じて関係所属において面接を行います。【警察本部】
- 少年サポートセンターの少年警察補導員を中心に少年相談や、街頭補導、継続補導等の各種活動を通じて、問題を抱える少年の早期把握と問題解決のための助言、指導を行います。【警察本部】
- 児童相談所等にて、家族やこどもからの相談に対応し、必要に応じて学校や医療機関等の関係機関と連携しながら、相談者への支援を行います。【こども未来局】

■ 関連指標

◆ 子育て・子育指標

指標名	現況値	目標値
不登校の児童生徒数(小・中学校) ※1,000人当たりの出現率	R4 27.0 人	数値は毎年度 把握し分析する (目標値は設定しない)
不登校の児童生徒数(高校) ※1,000人当たりの出現率	R4 9.8 人	数値は毎年度 把握し分析する (目標値は設定しない)

3 青年期

3-1 高等教育の修学支援やキャリア形成支援

■ 現状・課題・施策の方向

若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンス確保できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施していきます。

また、在学段階から職業意識の形成支援を行うとともに、学生のキャリア形成を支援していきます。

■ 施策の展開



(1) 高等教育費の負担軽減

- 低所得世帯や多子世帯等における経済的負担の軽減を図るため、高等教育機関である私立専修学校(専門課程)等が行う授業料等減免額に対し補助を行い支援します。【総務部／再掲】
- 介護福祉士又は社会福祉士の資格取得を目指し、養成施設に在学する方を対象に、修学資金を貸与します。【保健福祉部】
- 医療人材を安定的に確保するため、養成施設に在学し、卒業後、免許を取得して県内の指定施設で一定期間業務に従事する者に返還を免除する修学資金を貸与します。【保健福祉部】
- 指定保育士養成施設の学生への修学資金の貸付けにより、保育士資格の新規取得の機会拡大を図ります。【こども未来局／再掲】
- 児童養護施設や里親等から自立するこどもに対し、大学等進学のための給付金の支給や運転免許取得の補助等による経済的な支援とともに、自立後の生活相談や就労支援などのアフターケアを行います。【こども未来局／再掲】

(2) 学生のキャリア形成支援

- 対象学生が学生の期間を通じて、地域医療に対する意識の涵養を図り、地域医療に貢献するキャリア形成を支援します。【保健福祉部】
- テクノアカデミーの学生に対し、ジョブカードの作成を通じて自己理解や仕事理解を深め、一人一人に寄り添ったキャリア形成を支援するとともに、適切な進路選択ができるよ



Ⅱ こどもの育ちにに応じた施策

う、インターンシップや企業・現場見学を実施するほか、適切な情報提供や面接指導等によりきめ細やかな就職指導を行います。【商工労働部】



3-2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定

■ 現状・課題・施策の方向

地域における魅力ある企業やそこで働く方々の情報発信を行い、若者の県内就職、地域への定着を図るため、若者が安心して働くことができるよう、相応の賃金、安定した雇用形態、やりがいのある仕事等の要件を満たす雇用を創出するとともに、キャリア形成を支援することで、将来への展望を持って生活できる基盤を整えます。特に、本県における若者、とりわけ女性の流出が深刻であることを踏まえ、若者や女性が活躍できる環境を整備することが重要です。

■ 施策の展開



(1) 若者への就職支援

- 就職を希望する私立高校生等や新規高卒者等の望む職業生活向上や生活基盤安定を図るため、県内各方部に進路アドバイザーを配置し支援します。【総務部】
- 県内外の学生等を対象に、合同企業面接会や説明会等の開催や、WEB や LINE 配信により県内企業の魅力情報を発信し、県内企業への就職促進を図ります。【商工労働部】
- 福島県内での就職を希望する方向けの支援サイト「『感動！ふくしま』プロジェクト」ポータルサイトにおいて、福島県内企業の情報を発信し、企業の認知度向上を図ることで地元就業を促進します。【商工労働部】
- 福島県内全域の入社後1～3年程度の若手社員を対象に、悩みや不安について、専門的な知識を持ったキャリアコンサルタントに相談し、アドバイスを受けることができる「働くキミの応援窓口」を設置し、相談支援を行います【商工労働部】
- 新入社員の早期離職防止のため、複数企業の新入社員を対象とした交流会の開催や、新入社員の人材育成制度の整備、職場環境の改善、受入側の意識改革などが不可欠であることから、新入社員を指導する立場にある上司や人事担当者向けのセミナー等の支援を行います。【商工労働部】
- 県内各地区に進路アドバイザーを配置し、面談等を通して、就労に関する様々な情報の提供や生徒ニーズとのマッチングを行うことで、早期離職の低下、県内の高校生等の将来の生活基盤安定を図ります。【教育庁】



II こどもの育ちにに応じた施策

- 県内外2か所に設置する「ふるさと福島就職情報センター」及び県内6か所に設置する「ふくしま生活・就職応援センター」において、就労支援等のきめ細かな相談対応に取り組めます。【商工労働部／再掲】
- 児童養護施設や里親等から自立するこどもに対し、大学等進学のための給付金の支給や運転免許取得の補助等による経済的な支援とともに、自立後の生活相談や就労支援などのアフターケアを行います。【こども未来局／再掲】

(2) 若者による地域づくりと移住・定着の推進

- 地域おこし協力隊や市町村、さらには協力隊経験者への各種研修や情報交換の場を設けるなど、協力隊設置の促進や受入態勢の充実を図るとともに、県内で活動する協力隊の定着を支援します。【企画調整部】
- 過疎・中山間地域等の集落を継続的に訪問する大学生等の活動を支援し、大学生等と地域との多様な交流を通じた集落の魅力づくりに取り組みます。【企画調整部】
- 移住・定住の促進に向け、SNS 等での福島での生活や魅力の情報発信をはじめ、地域のヒト・モノ・コトとの交流・体験の機会づくり、移住希望者への丁寧な相談対応や移住イベントを開催します。【企画調整部】
- 若者の U ターン促進に向け、首都圏で暮らす方を対象とした大規模な交流会の開催や、オンラインコミュニティを活用した継続的な関係性の構築・情報発信により、Uターンに向けた機運を醸成します。【企画調整部】

(3) 女性が活躍できる環境づくり

- 県と県内のさまざまな分野の団体で構成する「ふくしま女性活躍応援会議」と連携し、女性が活躍できる環境づくりに向けた気運の醸成や組織のトップの意識改革、女性が能力を発揮できる取組の促進、男女が共に仕事と家庭の両立が図れる働きやすい環境づくりを推進します。【生活環境部】
- 県男女共生センターにおいて、再就職やキャリアアップ、起業等、社会のあらゆる分野でチャレンジする女性のために、必要な支援機関や各種講座などを紹介する相談支援を行います。【生活環境部】
- 地域に参画する女性人材の育成を目的に、地域活動における女性ロールモデル等を講師としてセミナーを実施します。【生活環境部】

Ⅱ こどもの育ちにに応じた施策

- ふくしま女性活躍応援ポータルサイト「キラッとふくしま」に福島女性活躍応援宣言賛同企業・団体、県内で活躍するロールモデル(キラッとさん)やこれを応援する企業を掲載することで、県内における女性活躍推進の取組について一層の促進を図ります。【生活環境部】
- 女性活躍推進や男性の家事・育児への参画に関する意識の醸成を図ることを目的に、市町村や企業・団体が実施する講演会等に各分野の専門的な知識や実践経験を有するロールモデルを講師として派遣します。【生活環境部】
- 「企業の魅力アップ奨励金」において、女性の役員や管理職の増加の取組に対し奨励金を支給するほか、福島県次世代育成支援企業認証制度においても、同様の取組に対し加算・評価します。【商工労働部】
- 女性農業経営者の確保・育成を図るとともに、家族経営協定の締結等を通じた女性農業者の経営参画の促進や、女性が働きやすい環境の整備に向けた取組を推進します。【農林水産部】



Ⅱ こどもの育ちに応じた施策

■ 関連指標

◆こどもまんなか指標

指標名	現況値	各学年	幸福 相関
福島県は将来の夢をかなえられる場所だと思う	R6 小・中・高平均 3.51 点	高2	3.34 —
		中2	3.51 —
		小6	3.69 —

◆子育て・子育て指標

指標名	現況値	目標値
新規大学等卒業者の県内就職率	R5 48.8 %	R11 57.5 %
県内企業に就職した高卒者の離職率	R6 36.8 %	R11 38.85 %
移住者数	R5 3,419 人	R11 4,286 人
地域において、女性の社会参加が進んでいると回答した県民の割合(意識調査)	R4 23.7 %	R11 62.4 %
妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮をされたと思う就労妊婦の割合	R4 91.6 %	R11 増加を目指す
民営事業所の管理職における女性の割合(係長相当職以上の女性比率)	R6 19.0 %	R11 28.9 %
男女の賃金格差(男性を100とした場合の女性の比率)<全年齢平均>	R4 75.3 %	数値は毎年度把握し分析する(目標値は設定しない)

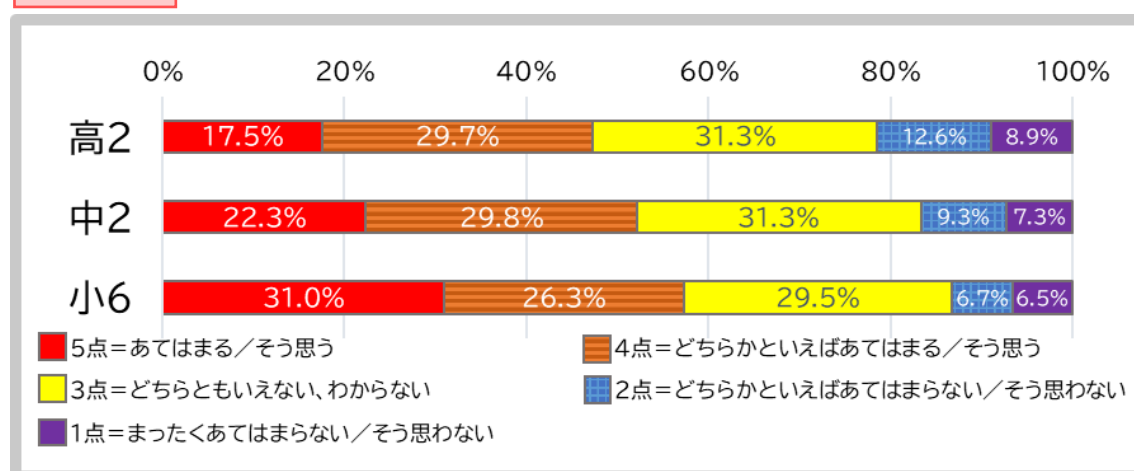
Ⅱ こどもの育ちにに応じた施策

■ 関連データ

将来の夢がある、と答えたこどもに対し、福島県はその将来の夢がかなえられる場所と思うかたずねたところ、そう思うと答えたのは小学生でも6割弱、進学・就職を控えた高校生になると5割を下回り、またそう思わないと答えた割合は2割を超えました。

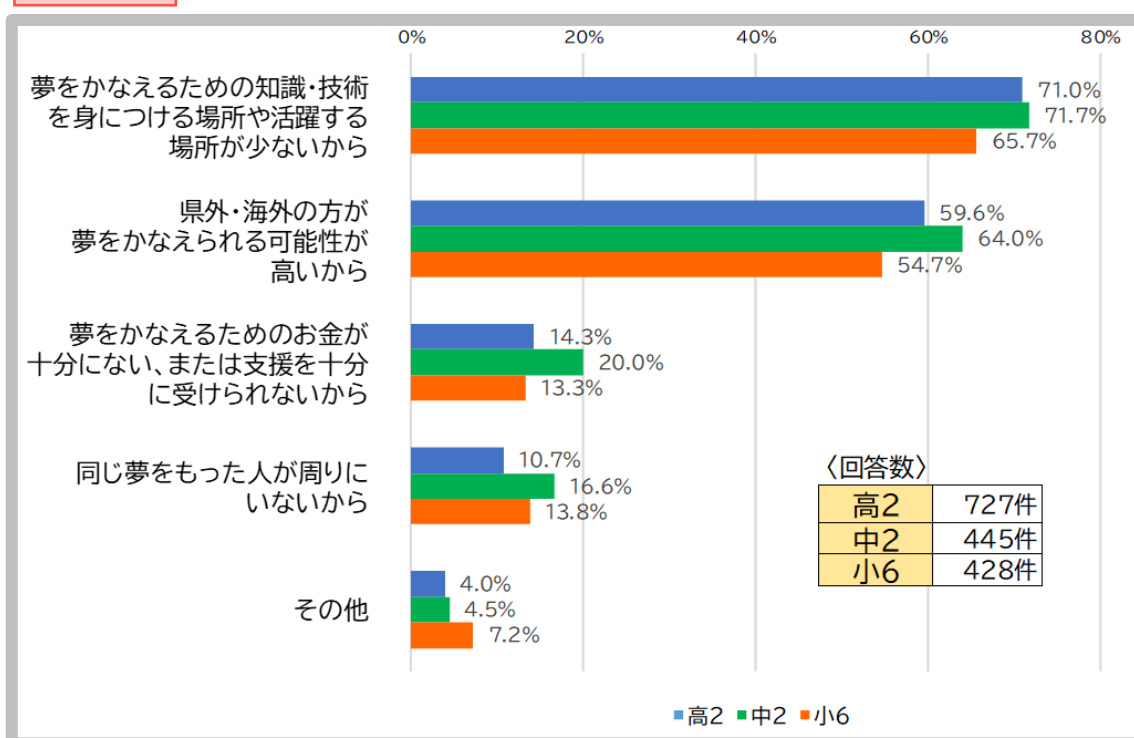
さらに、そう思わないと答えたこどもにその理由をたずねたところ、夢をかなえるための知識・技術を身につける場所や活躍する場所が少ない、県外・海外の方が夢をかなえられる可能性が高い等の回答がありました。

図表5-36 福島県は将来の夢をかなえられる場所だと思うこどもの割合



【出典】福島県「令和6年度こどもまんなかアンケート」

図表5-37 福島県では将来の夢をかなえられないと考える理由（複数回答）



【出典】福島県「令和6年度こどもまんなかアンケート」

3-3 出会い・結婚の希望をかなえる支援の充実

■ 現状・課題・施策の方向

未婚の県民の約7割が結婚を希望していますが、その希望がかなえられない理由として「適当な相手にまだめぐり会わないから」と「異性と出会う機会そのものがないから」が上位にあることから、マッチングシステム高度化や市町村や企業との連携強化を進め、独身男女の出会いの機会の創出や若者の結婚支援などをより充実させていきます。

■ 施策の展開



(1) 結婚支援の推進

- 「ふくしま結婚・子育て応援センター」を設置し、結婚を希望される方に寄り添いながら相談に対応する結婚世話やき人の養成や、県が導入した結婚マッチングシステム「はぴ福なび」を運営するとともに、地域の魅力ある資源を活用した婚活イベントを市町村と連携して実施する等、多様な取組を通じて出会いの機会を創出することにより結婚の希望がかなえられるよう支援します。【こども未来局】
- 県内の企業・団体等と連携し、若手社員等の結婚の希望がかなう環境づくりを推進し、若者の地元定着を促進します。このため、企業や団体等が自主的に取り組む社員間の交流事業や婚活イベントにかかる経費を補助するほか、自らイベント等の企画・運営が難しい企業を対象に、県と協働で婚活イベントを実施するなど、働く若者の出会いや結婚への希望がかなえられるよう支援します。【こども未来局】
- 地域の実情に応じて実施するイベントやライフデザインセミナー等のほか、結婚・妊娠・出産・子育てにやさしい社会づくり・気運醸成など、市町村が主体的に実施する結婚支援や少子化対策を支援します。【こども未来局】
- 結婚生活に係る経済的支援として、新婚世帯を対象に結婚に伴う新生活のスタートアップに係る住宅取得や引越等の費用を支援する市町村へ助成します。【こども未来局】

▼結婚支援システム「はぴ福なび」



Ⅱ こどもの育ちに応じた施策

■ 関連指標

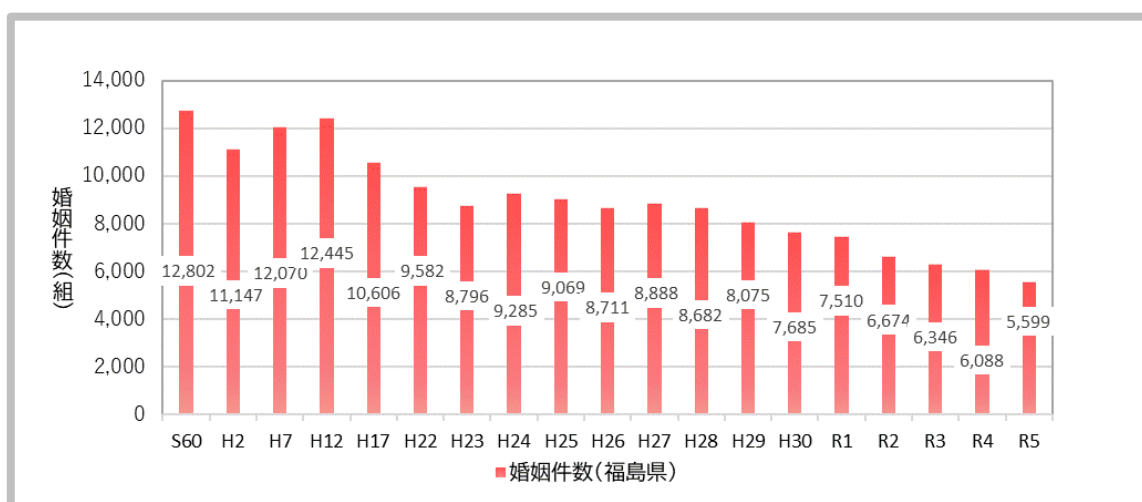
◆ 子育て・子育て指標

指標名	現況値	目標値
婚姻件数【再掲】	R5 5,599 件	毎年度 5,800 件

■ 関連データ

本県の婚姻件数は平成 27 年をピークに年々減少していく傾向にあります。

図表5－38 本県の婚姻件数の推移

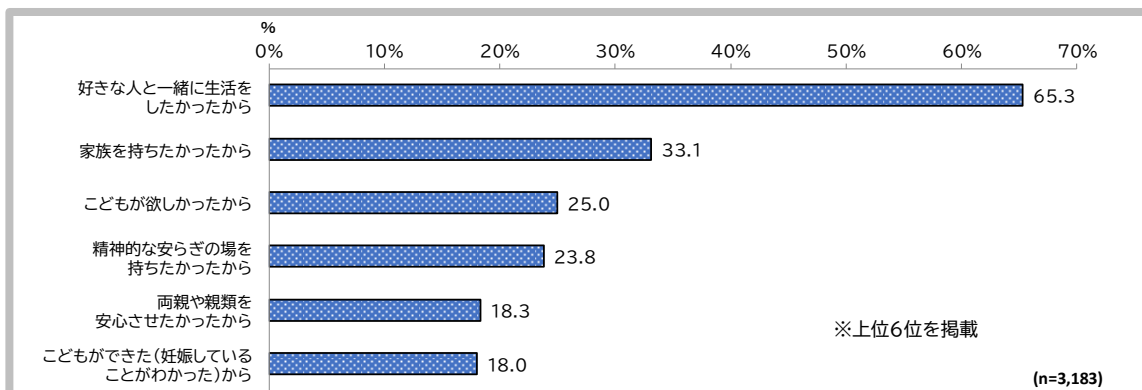


【出典】厚生労働省「人口動態統計」

Ⅱ こどもの育ちにに応じた施策

既婚の方に、結婚を決めた理由をたずねたところ「好きな人と一緒に生活をしたかったから」が最も高く、次いで「家族を持ちたかったから」、「こどもが欲しかったから」が続いています。

図表5-39 結婚を決めた理由(複数回答)

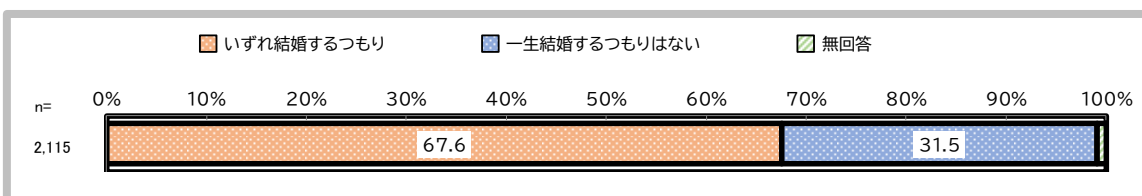


【出典】 福島県「令和6年度結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」

未婚の方に結婚に対する考えをたずねたところ、自分の一生を通じた結婚の意思については、7割弱が「いずれ結婚するつもり」と答え、そのうち「ある程度の年齢までに結婚するつもり」と「理想的な相手が見つかるまで結婚しなくてもかまわない」はほぼ半々となりました。

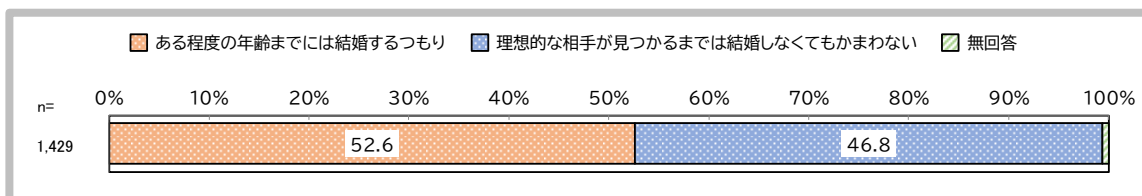
また、恋人として交際している異性の有無についてたずねたところ、7割強が交際している人はいないと答え、さらに異性との交際の希望をたずねたところ、望んでいる方と望んでいない方がほぼ半々となりました。

図表5-40 結婚に対する考え①



【出典】 福島県「令和6年度結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」

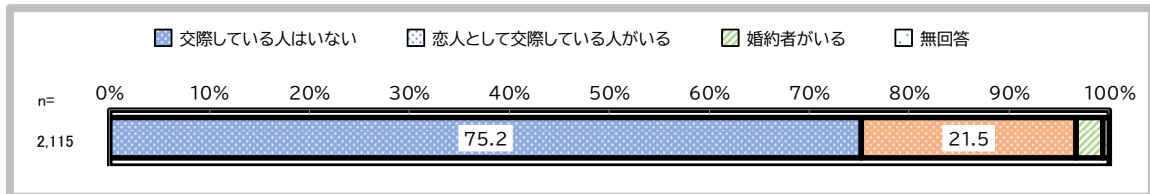
図表5-41 結婚に対する考え②



【出典】 福島県「令和6年度結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」

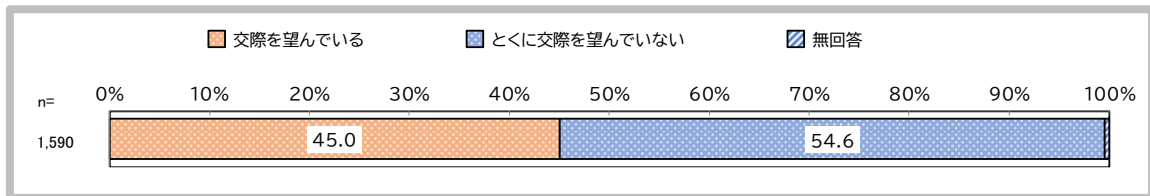
Ⅱ こどもの育ちに応じた施策

図表5-42 異性との交際状況



【出典】福島県「令和6年度結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」

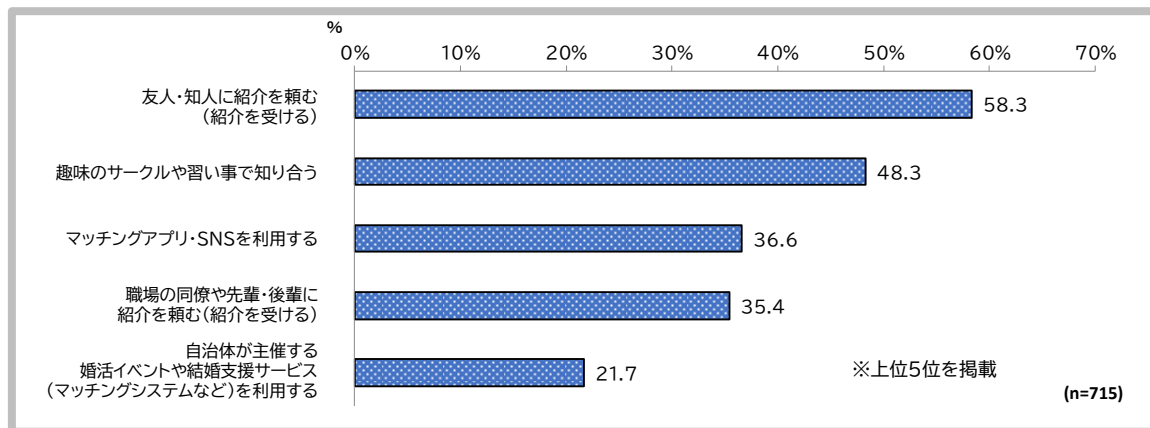
図表5-43 異性との交際の希望



【出典】福島県「令和6年度結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」

交際を望んでいる方に、望む出会いの機会をたずねたところ、「友人・知人に紹介を頼む(紹介を受ける)」が最も高く、次いで「趣味のサークルや習い事で知り合う」、「マッチングアプリ・SNSを利用する」となりました。

図表5-44 交際相手との出会いを求めるとしたら、どのような機会があると良いか(複数回答)

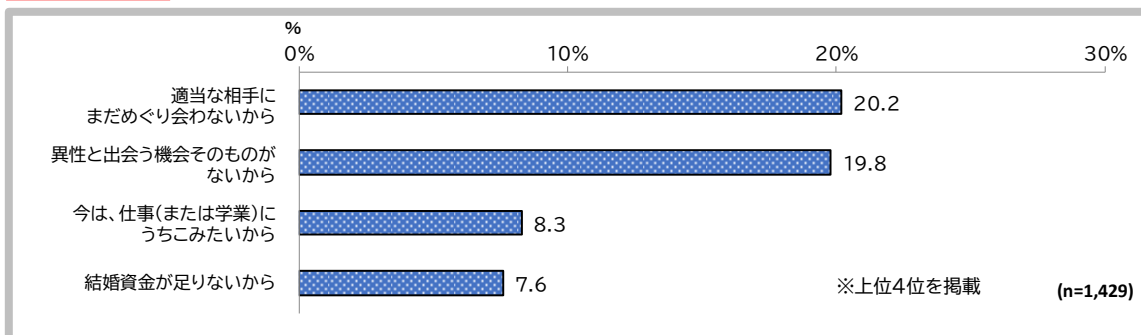


【出典】福島県「令和6年度結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」

Ⅱ こどもの育ちにに応じた施策

「いずれ結婚するつもり」と答えた方に、現在、独身でいる理由をたずねたところ、「適当な相手にまだめぐり会わないから」と「異性と出会う機会そのものがないから」が同程度となり、4割程度の方が出会いのないことを理由にあげました。

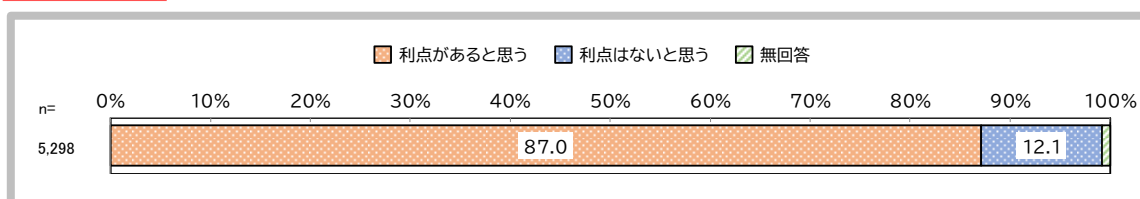
図表5-45 現在、独身でいる理由(最大の理由)



【出典】福島県「令和6年度結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」

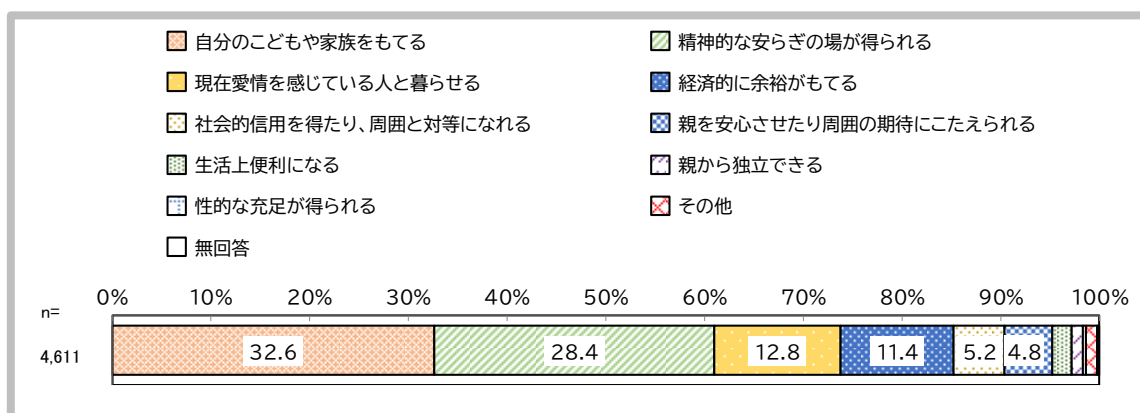
既婚・未婚の両方の方に、結婚することに利点があると思うかたずねたところ、9割弱が利点があると答え、その具体的な利点としては「自分のこどもや家族がもてる」、次いで「精神的な安らぎの場が得られる」、「現在愛情を感じている人と暮らせる」が続いています。

図表5-46 結婚することには何か利点があると思うか



【出典】福島県「令和6年度結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」

図表5-47 結婚することの具体的な利点(最大の利点)

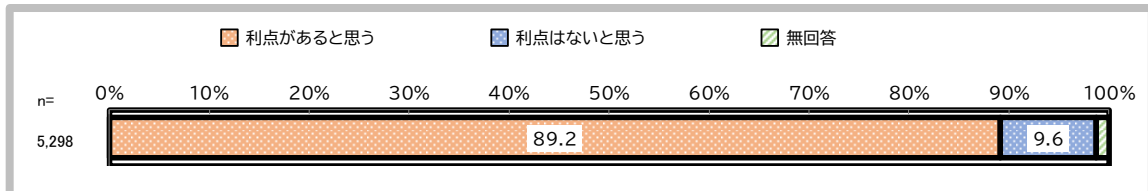


【出典】福島県「令和6年度結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」

Ⅱ こどもの育ちに応じた施策

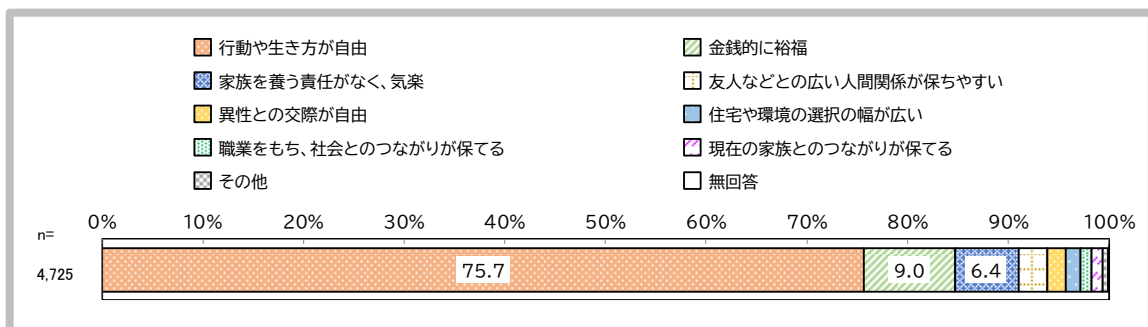
次に、独身生活には結婚生活にはない利点があると思うかたずねたところ、結婚生活の利点と同程度の9割弱が利点があると答え、その具体的な利点としては「行動や生き方が自由」が7割強を占めました。

図表5-48 独身生活には結婚生活にはない利点があると思うか



【出典】福島県「令和6年度結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」

図表5-49 独身生活の具体的な利点(最大の利点)



【出典】福島県「令和6年度結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」

3-4 悩みや不安を抱える若者やその家族への支援

■ 現状・課題・施策の方向

ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

■ 施策の展開



(1) ひきこもり支援

- ひきこもり本人やその家族の一次相談窓口として「ひきこもり相談支援センター」を運営します。また、各保健福祉事務所において、ひきこもり家族教室や公開講座を開催します。さらに、地域連携による居場所の掘り起こし、ひきこもりサポーターの養成を目的とした研修会を開催します。【こども未来局】

(2) 若者の相談支援

- 進学や支援制度等を紹介するポータルサイト「将来の夢応援サイト」を運営し、児童・生徒や保護者等に向けて、学費支援や奨学金制度等の経済的支援に関することや学生生活に係る相談支援の窓口について情報発信します。【こども未来局／再掲】
- インターネット広告や SNS を活用した相談事業を実施するとともに、各保健福祉事務所において「心の健康相談」を実施する等、相談体制の充実を図ります。【保健福祉部】

■ 関連指標

◆子育ち・子育て指標

指標名	現況値	目標値
ひきこもり相談支援センターでの相談件数	R5 635 件	数値は毎年度 把握し分析する (目標値は設定しない)

Ⅲ 家族をまるごと応援するための施策

1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

■ 現状・課題・施策の方向

幼児教育・保育、そして医療費の無償化に加え、高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目なく子育て世帯の負担軽減を図ります。

■ 施策の展開



(1) 幼児教育・保育の無償化

- 原則、3歳から5歳児クラスの幼稚園、認定こども園、保育所等の利用料を無償化します。【こども未来局／再掲】
- 3人以上のこどもを養育している世帯の保育料の一部を支援し、多子世帯の経済的負担の軽減を図ります。【こども未来局／再掲】
- 子育てのための施設等利用給付として、原則、3歳から5歳児クラスの施設型給付を受けない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用料に対して支援を行います。また、市町村へ対象となる施設の情報提供や指導監督時の立入調査への同行等、市町村間・市町村と県間の連携に努めます。【こども未来局／再掲】

(2) 医療費の無償化

- 18歳以下のこどもを持つ家庭の負担を軽減するため、こどもの入院及び通院に係る医療費を無料化します。【こども未来局】

(3) 児童手当の支給

- 家庭における生活を安定させ、児童の健全な育成等を図るため、高校生年代までのこどもを養育する方に対し、児童手当を支給します。【こども未来局】



(4) 奨学資金の貸与又は給付、授業料減免等

- 国の高等学校等就学支援金に加え、低所得世帯等における経済的負担の軽減を図るため、私立高等学校等が行う授業料等の減免相当額に対し補助を行い支援します。【総務部／再掲】
- 低所得世帯や多子世帯等における経済的負担の軽減を図るため、高等教育機関である私立専修学校(専門課程)等が行う授業料等減免額に対し補助を行い支援します。【総務部／再掲】
- 介護福祉士又は社会福祉士の資格取得を目指し、養成施設に在学する方を対象に、修学資金を貸与します。【保健福祉部／再掲】
- 医療人材を安定的に確保するため、養成施設に在学し、卒業後、免許を取得して県内の指定施設で一定期間業務に従事する者に返還を免除する修学資金を貸与します。【保健福祉部／再掲】
- 指定保育士養成施設の学生への修学資金の貸付けにより、保育士資格の新規取得の機会拡大を図ります。【こども未来局／再掲】
- ひとり親家庭の子が高校、高専、大学等に修学するために必要な経費を貸与します。【こども未来局】
- 低所得世帯等を対象として新入学向けの学用品などを補助する「就学援助」や、高等学校の授業料を補助する「高等学校等就学支援金」等により、義務教育から高等教育まで切れ目なく教育費負担の軽減に取り組み、すべての世帯における教育機会の確保に努めます。【教育庁／再掲】
- 進学や支援制度等を紹介するポータルサイト「将来の夢応援サイト」を運営し、児童・生徒や保護者等に向けて、学費支援や奨学金制度等の経済的支援に関することや学生生活に係る相談支援の窓口について情報発信します。【こども未来局／再掲】

2 地域ぐるみでの子育て支援と家庭教育支援

■ 現状・課題・施策の方向

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、保育所や放課後児童クラブなどを活用して、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を行います。また、子育てに関する様々な不安や悩みについて、気軽に相談できるような体制づくりを進めるとともに、子育てに関する正しい知識等について、幅広くきめ細かな情報提供を行います。

保護者が家庭において、こどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及を図るなど、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。

■ 施策の展開



(1) 子育てについての相談や情報提供

- 保護者の育児に対する負担の軽減を図るため、保護者の子育て等に関する相談活動などの取組を行う私立幼稚園等を支援します。【総務部】
- 市町村が設置する「こども家庭センター」において、母子保健と児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育て相談から虐待の予防的な対応まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応できるよう支援します。【こども未来局／再掲】
- 児童相談所において、来所や電話による相談のほか、SNS による相談窓口を開設しており、家庭や家族の悩み、子育ての不安等、こどもや子育てに関する相談に対応します。【こども未来局】
- 広範にわたる子育て関連情報を効果的に発信するため、一元的に情報発信を行う手段として、子育てポータルサイト「すくすくひろば」を運営し、福島県の子育て施策の広報を行います。【こども未来局】
- プレコンセプションケアを普及・啓発するため、専門家等によるフォーラムを開催すると共に、関係部局と連携し各種媒体を活用した広報を行います。【こども未来局】
- 「福島県特別支援教育センター」において、「相談者の思いや願いに寄り添い、健やかな成長を促す教育相談」を軸に、障がい等の心配のある乳幼児、児童生徒やその保護者(家族)、学校等との教育相談を実施します。【教育庁】



(2) 地域のニーズに対応した子育て支援サービスの推進

- 保護者の育児に対する負担の軽減を図るため、正規の教育時間終了後や土曜日等の預かり保育を行っている私立幼稚園等を支援します。【総務部】
- 地域全体で子育てをする気運の一層の向上を図るため、民間団体等の企画提案を公募し、事業に要する経費を支援することにより地域のニーズに応じた子育て支援の優良な取組を推進します。【こども未来局】
- こどもたちが夢や希望を持って成長することをサポートするため、地域の実情に応じて親や家族の子育ての悩みや不安に寄り添う取組や、子育て支援者や親支援者のスキルアップを応援する地域の民間団体の取組を支援します。【こども未来局】
- 市町村が地域の実情に応じて子育て支援に取り組む「地域子ども・子育て支援事業」において、延長保育、病児保育、ファミリー・サポート・センターや一時預かりなど、多様な支援サービスが提供できるよう支援するとともに、本事業に従事する者の資質向上及び人材確保のため、子育て支援員や放課後児童支援員などに対する研修会を開催するなど人材育成に努めます。【こども未来局】

《「地域子ども・子育て支援事業」による主な事業・取組》

★ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

★ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

★ ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

- 就労等の事情により、居住地以外の市町村に所在する保育所等への入所を希望する方の保育ニーズの高まりに対応するため、県において市町村間の広域調整を行います。【こども未来局】
- 市町村が設置しているこども家庭センターにおいて、妊娠期から寄り添った支援を行うことで、妊娠や育児のストレスなどから出産・子育てに困難を抱えた妊産婦からの SOS を受け止める体制を整え、必要な支援につなげられるようにします。【こども未来局】

(3) 子育て応援の気運醸成

- こども・子育てにやさしい社会を目指し、「子育てを地域で育む環境づくり」を官民一体となって推進するため、11月の第3日曜日を「子育ての日」、その前後各1週間を「子育て週間」、11月19日を「いい育児の日」として、こどもの健やかな育ちを社会全体で支える機運を醸成し、県全体で子育て支援の各種事業や広報・啓発活動を集中的に実施します。
【こども未来局】
- 地域全体で子育てをする気運の一層の向上を図るため、民間団体等の企画提案を公募し、事業に要する経費を支援することにより地域のニーズに応じた子育て支援の優良な取組を推進します。【こども未来局／再掲】
- 地域の実情に応じ、出会いから子育てまでのライフステージに応じた支援や男性の家事・育児参画の促進など結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくりに取り組む市町村を支援します。【こども未来局】
- 赤ちゃん連れでも外出しやすく、安心して子育てできる環境づくりを進めるため、外出先で泣いてしまう赤ちゃんやその父母を受け入れて応援するよう啓発する「WE ラブ赤ちゃんプロジェクト」を展開し、赤ちゃん歓迎の気運を醸成します。【こども未来局／再掲】
- 社会全体で子育てを支援するため、高齢者等の大人が昔ながらの遊びや伝統をこどもたちに伝える取組を県内各地で開催し、本県の次世代を担うこどもたちを育てます。【こども未来局】
- 「子育て応援パスポート事業」に協賛する店舗から優待サービスを受けられる「ファミたんカード」を子育て世帯に配付し、子育て家庭を行政・企業等が一体となって、子育てを応援する気運の醸成を図ります。【こども未来局／再掲】

(4) 家庭教育支援の推進

- 「親の学び」を支援するために、各地域で主体的に家庭教育を支援する学習プログラムの活用、親を支援する家庭教育支援者のスキルを高める研修会等の実施、「福島県家庭教育支援チーム」の登録制度の運用等により、PTAと連携し、県内の家庭教育支援の充実を図ります。【教育庁】



■ 関連指標

◆子育て・子育て指標

指標名	現況値	目標値
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	R4 95.3 %	R11 増加を目指す
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合	R4 81.3 %	R11 増加を目指す
延長保育実施施設数	R5 385 ヶ所	R11 増加を目指す
病児保育実施施設数	R6 45 ヶ所	R11 増加を目指す
ファミたんカード協賛店舗数【再掲】	R5 3,994 店舗	毎年度 4,500 店舗

3 仕事と育児の両立、共働き・共育ての推進

■ 現状・課題・施策の方向

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。特に、男性の育児休業が当たり前になる社会の実現に向けて、官民一体となって取り組み、男性の家事・子育てに参画したいという希望をかなえとともに、その主体的な参画を社会全体で後押ししていきます。

■ 施策の展開



(1) 育児休業の取得支援

- 育児休業制度を就業規則等で規定していたり、取得実績があることを「福島県次世代育成支援企業認証」の認定要件とすることで、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を促進します。

さらに、男性の育児休業取得を推進した企業に対し、取得日数に応じて奨励金を支給するなど、企業の取組を後押しします。【商工労働部】

(2) 男性の家事・子育てへの参画促進

- 男女の固定的な性別役割分担意識の解消に努め、福島県女性活躍応援ポータルサイト「キラッとふくしま(カジダン)」において、男性の育児・家事への参画推進の取組を支援します。【生活環境部】
- 女性活躍推進や男性の家事・育児への参画に関する意識の醸成を図ることを目的に、市町村や企業・団体が実施する講演会等に各分野の専門的な知識や実践経験を有するロールモデルを講師として派遣します。【生活環境部／再掲】
- プレパパ(これから家族が出産を控えている男性)や子育て中の男性とそこそご家族を対象に、家事・育児のシェア等をテーマとした「ふくしま育パパセミナー」を開催し、講演やワークショップ、助産師等との相談会や意見交換会等を行い、男性が子育てに参加する気運の醸成を図ります。【こども未来局】



(3) 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

- 県と県内のさまざまな分野の団体で構成する「ふくしま女性活躍応援会議」と連携し、女性が活躍できる環境づくりに向けた気運の醸成や組織のトップの意識改革、女性が能力を発揮できる取組の促進、男女が共に仕事と家庭の両立が図れる働きやすい環境づくりを推進します。【生活環境部／再掲】
- 「福島県次世代育成支援企業認証制度」により、女性活躍の推進、仕事と育児の両立に積極的に取り組む企業や、育児に加えて介護との両立、所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進など、仕事と生活の調和がとれた働き方ができる職場づくりに総合的に取り組む企業をそれぞれ認証して社会的な評価を高めるとともに、認証企業に奨励金や助成金を支給することで、企業の自主的な取組の促進を図ります。【商工労働部】
- イクボスに関する講座を開催して、ワーク・ライフ・バランスを自ら実践し働きやすい職場づくりを推進する経営者(イクボス)を増やし、県内のイクボスの普及促進を図ります。【商工労働部】
- 出産・育児による離職を防止し、安心して働き続けられる環境の実現に向け、企業が従業員のこどもを預かる企業内保育施設等を整備する取組を支援することで、働きやすい職場環境づくりを推進します。【商工労働部】
- こどもを持つ介護職員が子育てをしながら働き続けられるよう、介護施設・介護事業所内の保育施設の整備・運営を支援します。【保健福祉部】
- 看護職員等がワーク・ライフ・バランスを図りながら働き続けられるように、病院内保育所の運営や働きやすい職場環境づくりを支援します。
また、育児中の女性医師等を対象とした勤務条件の緩和、復職研修などを行う医療機関を支援します。【保健福祉部】
- 企業が国の助成を受けて整備・運営する企業主導型保育施設について、国・市町村・設置企業等と情報共有を図りながら、開設後の指導監査を実施するなど、保育の受け皿として適正な拡大を図ります。【こども未来局／再掲】
- 企業と連携し、企業内での家庭教育事業の実施や学校行事などへの参加促進などに取り組む企業を「家庭教育応援企業」として認証する取組を推進します。【教育庁】

(4) 出産・育児等を理由とした退職者の再就職支援

- 転職を考えている、または出産・育児・介護等で離職していた期間がある方など、働きたいと考えているすべての女性を対象に、「ふるさと福島就職情報センター福島窓口」に配置された女性専任のコーディネーターが、就職相談、職業紹介、職場体験・見学、就職後

のフォローを行います。【商工労働部】

- 県男女共生センターにおいて、再就職やキャリアアップ、起業等、社会のあらゆる分野でチャレンジする女性のために、必要な支援機関や各種講座などを紹介する相談支援を行います。【生活環境部／再掲】
- 未就学児を持つ保育士が新たに保育施設等に勤務する場合、そのこどもの保育料の一部を貸し付けることにより、再就職を支援します。【こども未来局】

(5) 県職員のワーク・ライフ・バランス推進と両立支援

- 次世代育成支援対策法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画「福島県職員男女共同参画推進行動計画」及び「教職員働き方改革アクションプラン」を推進し、職員・教職員の仕事と子育ての両立支援等、職員・教職員一人一人のワーク・ライフ・バランスの実現等に率先して取り組みます。【総務部】

■ 関連指標

◆こどもまんなか指標

指標名	現況値	各学年	幸福 相関
家族といっしょに過ごす時間が十分にある	R6 小・中・高平均 4.35 点	高2	4.20
		中2	4.40
		小6	4.46

◆子育て・子育ち指標

指標名	現況値	目標値
福島県次世代育成支援企業認証数	R4 1,081 社	R11 1,612 社
男性の育児休業の取得率 (民間(事業所30人以上))	R5 36.0 %	R11 27.8 %
男性職員の育児休業の取得率 (福島県※知事部局)	R5 84.1 %	毎年度 100 %

※ 1週間以上の取得率

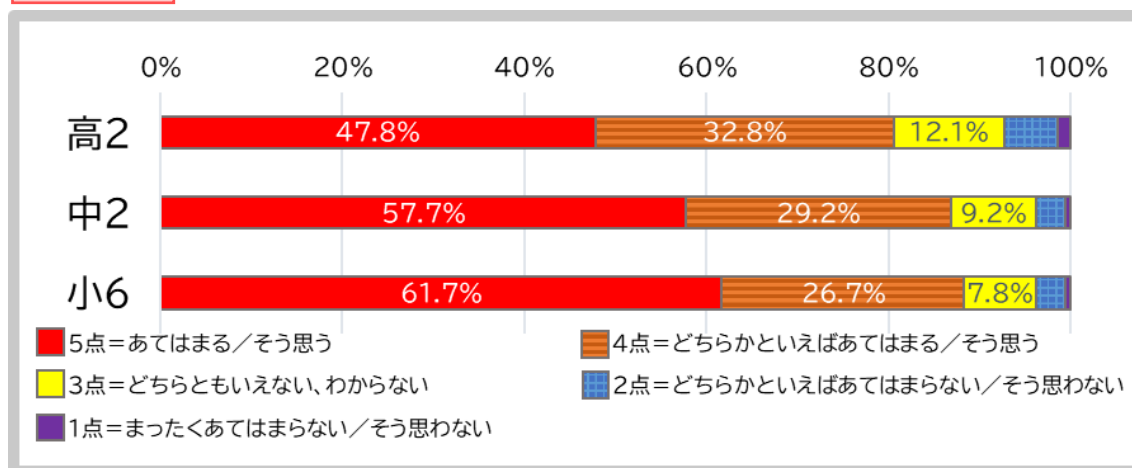


指標名	現況値	目標値
男性職員の育児休業の取得率 (福島県内市町村※首長部局)	R5 50.8 % ※ 1日以上 の取得率	R11 85 % 以上 ※ 1週間以上 の取得率
協力しあって家事・育児をしている割合	R4 69.7 %	R11 増加を目指す
ポジティブ・アクションの措置がある企業の割合	R5 9.7 %	R11 増加を目指す
年次有給休暇の取得率	R5 64.7 %	R11 増加を目指す
女性就業率	R5 50.6 %	R11 増加を目指す
妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮をされたと思う就労妊婦の割合【再掲】	R4 91.6 %	R11 増加を目指す
出産、育児等を理由とした退職者の再雇用特別措置を設けている企業の割合	R5 20.7 %	R11 増加を目指す

■ 関連データ

8割強のこどもが家族と一緒に過ごす時間が十分にあると答えています。なお、小・中学生は本数値と幸福度との間に正の相関関係が認められています。

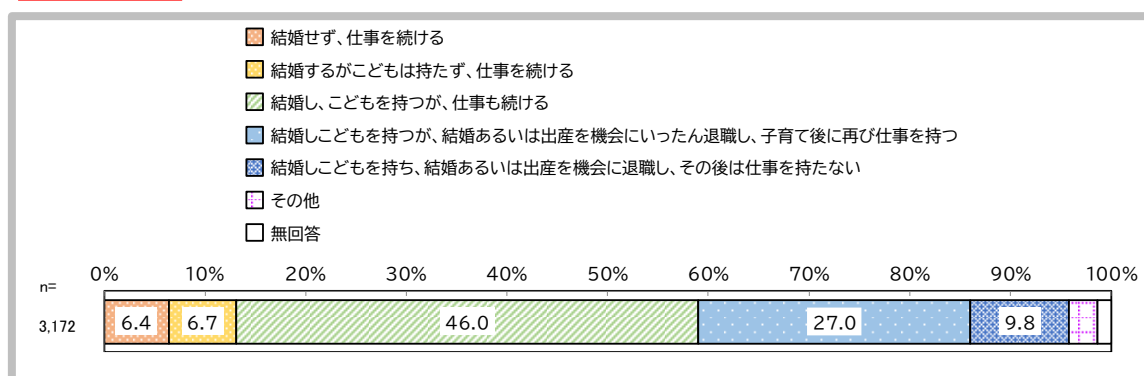
図表5－50 家族と一緒に過ごす時間が十分にあると答えたこどもの割合



【出典】 福島県「令和6年度こどもまんなかアンケート」

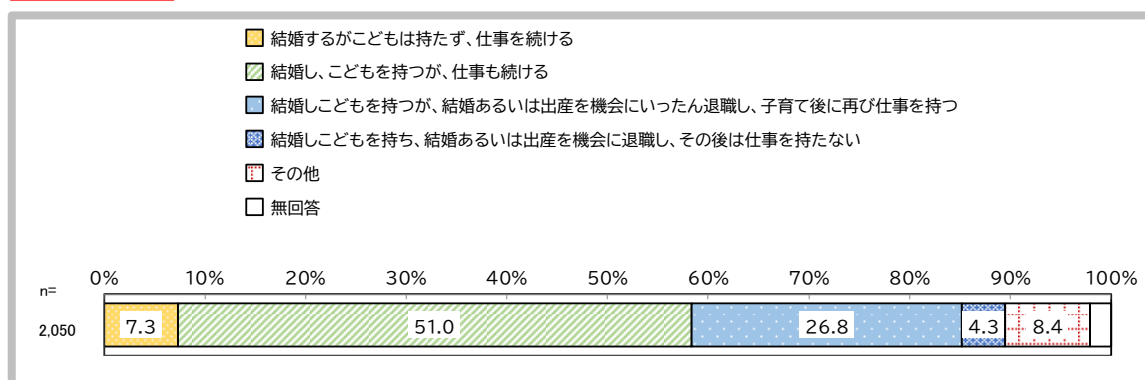
理想とする人生のタイプについて、女性には女性自身の、男性には妻、または妻となる女性にはどのようなタイプの人生を送ってほしいかたずねたところ、女性・男性ともに「結婚し、子どもを持つが仕事を続ける」が最も多く、5割近くを占めています。

図表5－51 女性が理想とする人生のタイプ



【出典】 福島県「令和6年度結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」

図表5－52 男性が妻または妻となる女性に望む人生のタイプ

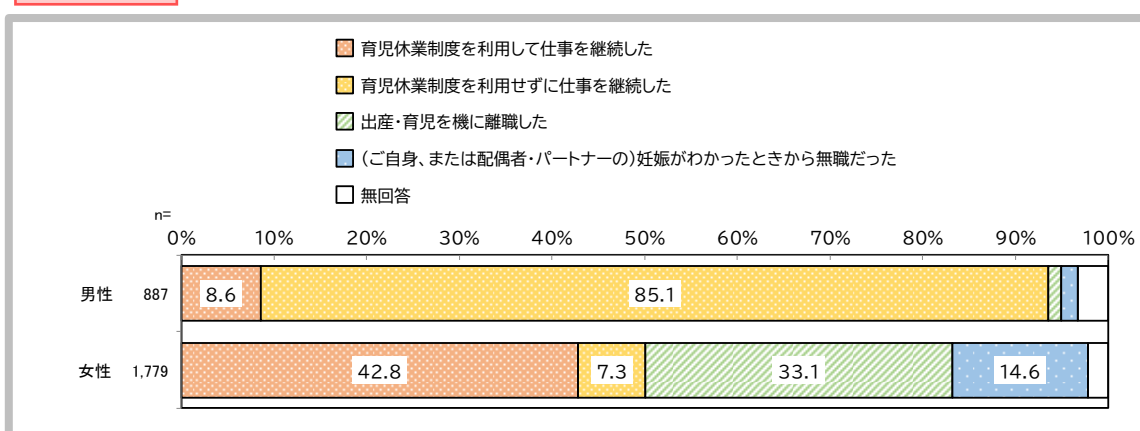


【出典】 福島県「令和6年度結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」

長子が生まれたときの仕事の継続状況についてたずねたところ、男性は「育児休業制度を利用せずに仕事を継続した」が8割強を占めた一方、女性は「育児休業制度を利用して仕事を継続した」が4割近くで最も高くなりましたが、一方で「出産・育児を機に離職した」も3割近くを占めています。

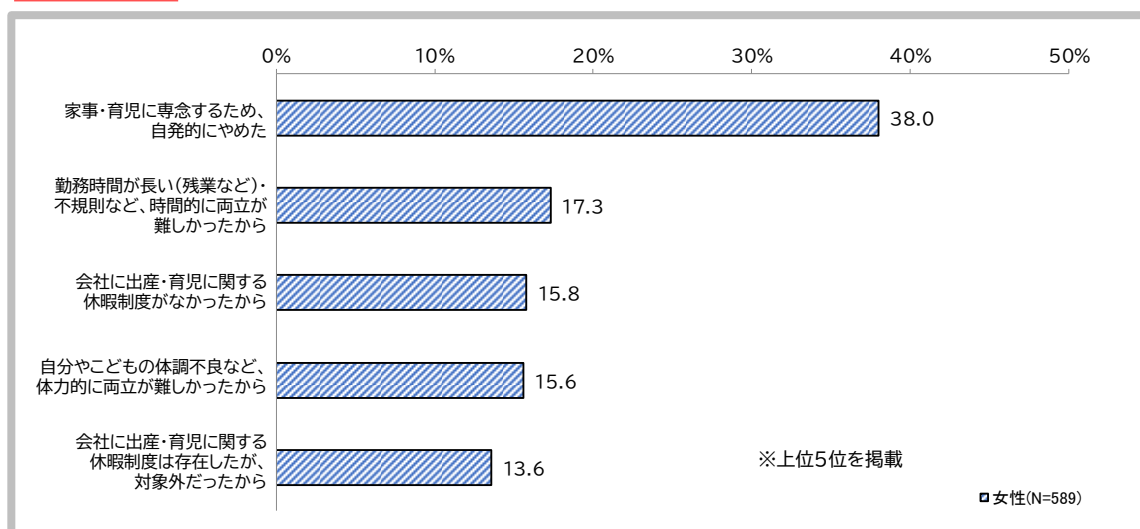
出産・育児を機に離職した理由としては「家事・育児に専念するために自発的にやめた」が最も多いものの、「勤務時間が長い(残業など)・不規則など、時間的に両立が難しかったから」や「会社に出産・育児に関する休暇制度がなかったから」など、子育てをしながら働ける環境になかったことや、出産・育児を支援する制度の不備もあげられています。

図表5-53 長子が生まれたときの仕事の継続状況



【出典】 福島県「令和6年度結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」

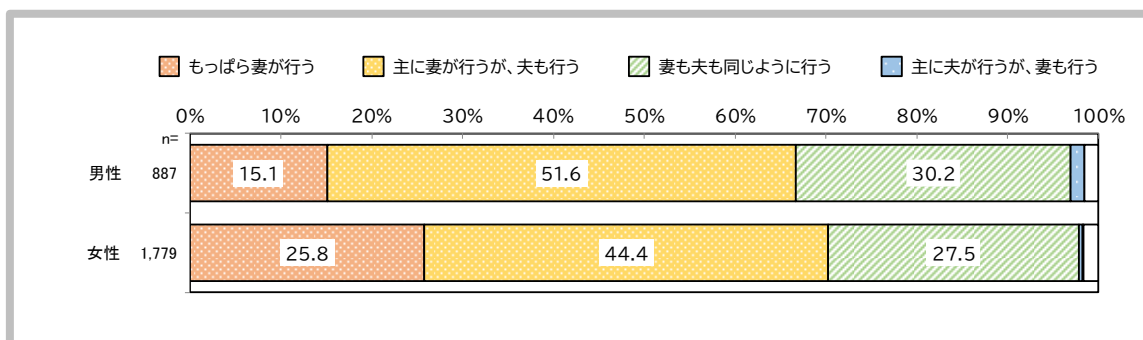
図表5-54 長子出産・育児を機に離職した理由(女性の回答のみ・複数回答)



【出典】 福島県「令和6年度結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」

小学校入学前のこどもの育児における夫・妻の役割についての考えについてたずねたところ、男女とも「主に妻が行うが、夫も行う」が最も高く、妻が主に担うという答えが半分以上を占めました。このことから、男性ばかりでなく、女性においても「育児は妻の役割」という認識が強いことがうかがえます。

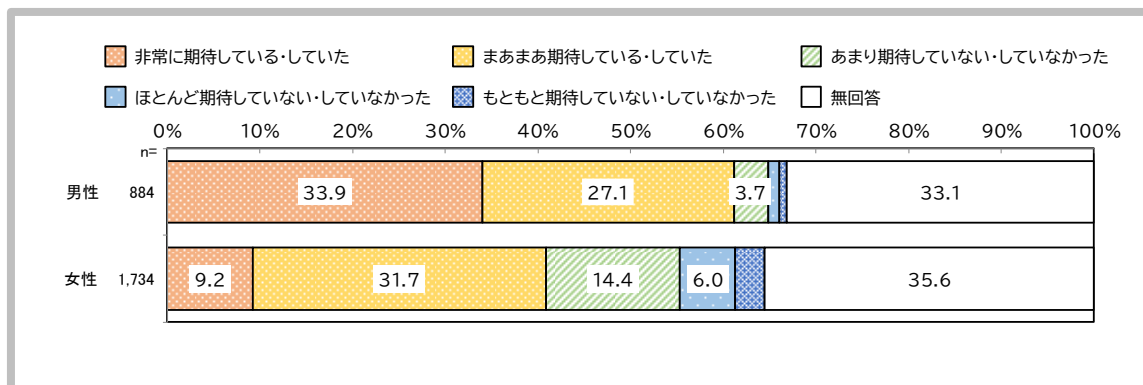
図表5-55 小学校入学前のこどもの育児における夫・妻の役割についての考え



【出典】福島県「令和6年度結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」

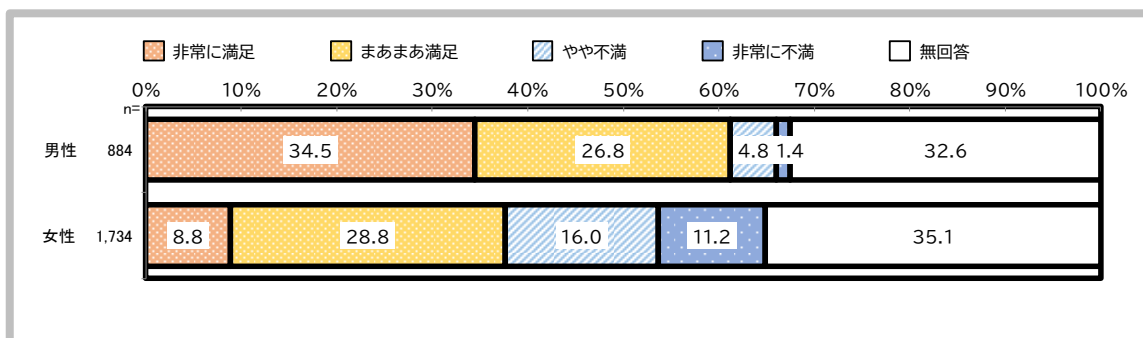
配偶者・パートナーの家事・育児にどの程度期待している・していたか、またどの程度満足している・していたかたずねたところ、女性は男性と比べて配偶者・パートナーの家事・育児への期待も満足も低いという結果となりました。

図表5-56 配偶者・パートナーの家事・育児にどの程度期待している・していたか



【出典】福島県「令和6年度結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」

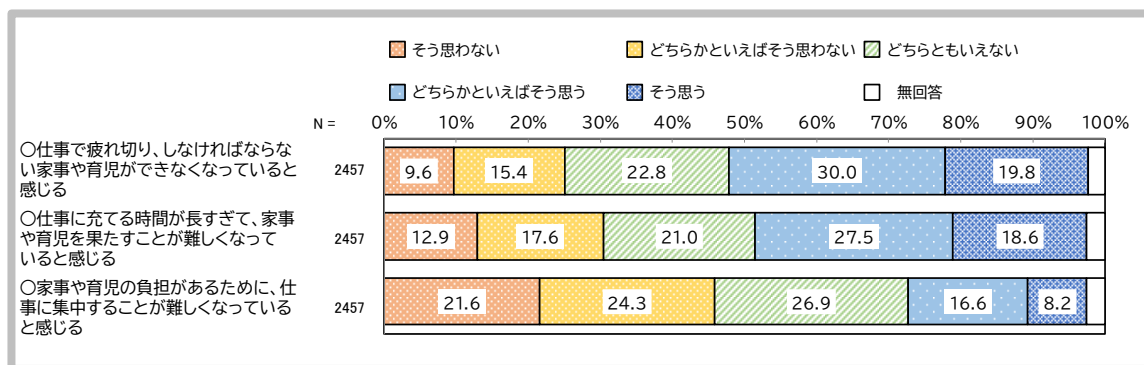
図表5-57 配偶者・パートナーの家事・育児にどの程度満足している・していたか



【出典】福島県「令和6年度結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」

現在、仕事をしている方に過去 1 年間の自身の仕事と家庭生活のバランスについてどう感じているかたずねたところ、「仕事で疲れ切り、しなければならない家事や育児ができなくなっていると感じる」や「仕事に宛てる時間が長すぎて、家事や育児を果たすことが難しくなっていると感じる」は概ね半分程度がそう思うと答えています。

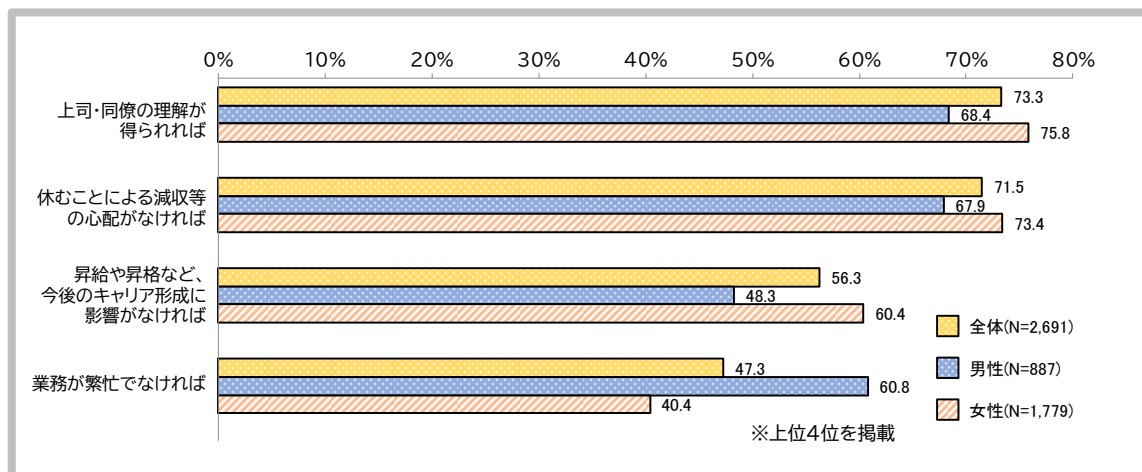
図表5-58 仕事と家庭生活のバランスについてどう感じているか



【出典】 福島県「令和6年度結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」

どうすれば男性が育児休暇を取りやすくなると思うかたずねたところ、「上司・同僚の理解を得られれば」と「休むことによる減収等の心配がなければ」が同程度で最も高くなりました。その次に高い項目は男女で分かれており、男性は「業務が繁忙でなければ」、女性は「昇級や昇格など、今後のキャリア形成に影響がなければ」となり、重視するポイントが異なります。

図表5-59 どうすれば男性が出産・育児に関する休暇を取りやすくなると思うか（複数回答）



【出典】 福島県「令和6年度結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」

4 ひとり親家庭への支援

■ 現状・課題・施策の方向

令和6年6月に実施した「ひとり親家庭実態調査」では、経済的支援、生活支援を求める声が多かったことから、引き続きひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等に取り組みます。また、養育費の確保は、こどもの健やかな成長やひとり親家庭の生活の安定のために重要な取組であることから、養育費確保に向けた支援に取り組みます。

■ 施策の展開



(1) 経済的支援

- ひとり親家庭の経済的支えである児童扶養手当をはじめ、母子父子寡婦福祉資金の貸付(事業開始資金、事業継続資金、修学資金、生活資金等)、ひとり親家庭医療費助成などにより、経済面での支援に努めます。【こども未来局】

(2) 就労支援

- 福島県母子家庭等就業・自立支援センター、各保健福祉事務所に配置している母子・父子自立支援員や就業支援専門員が、公共職業安定所をはじめとする関係機関と協力・連携しながら、ひとり親家庭の状況に応じた就労支援を行うとともに、高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金により、就職に有利な資格取得等職業能力の向上を図ります。【こども未来局／再掲】
- 就職したひとり親が自信を持って、新しい就業先で安心して働けるよう見守り、支援の継続に努めます。【こども未来局】
- 高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親やこどもが、より良い条件での就業や転職へ繋げるために高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、その学び直しを支援する受講補助について、制度の理解と利用促進を図ります。【こども未来局／再掲】

(3) 子育て・生活支援

- ひとり親世帯に対して県営住宅の優先入居を行います。また、市町村に対しては、公営住宅におけるひとり親家庭等の優先入居の活用促進を働きかけます。【土木部】



- ひとり親家庭等が気軽に悩みを共有できる交流事業、環境づくりを行う地域団体等を支援します。【こども未来局】
- ひとり親家庭の子が高校、高専、大学等に修学するために必要な経費を貸与します。【こども未来局／再掲】

(4) 相談支援

- 各保健福祉事務所等に配置した母子・父子自立支援員による総合的な相談支援を実施します。また、生活一般、こどもの養育等幅広い相談に対応できるよう、母子・父子自立支援員の資質向上を図ります。【こども未来局】
- 養育費確保等の取り決めに関しては、母子・父子自立支援員が、国の養育費相談支援センター等とも連携しながら、あきらめることがないように丁寧に相談に応じます。また、法的な措置等によらなければ対応困難な事例については、養育費相談支援センターや法テラス等の専門的な相談窓口につなぐなど、養育費確保に結びつくよう支援を行います。【こども未来局】

(5) 情報提供の充実・強化

- 養育費の確保は、こどもの健やかな成長やひとり親家庭の生活のためにも重要な取組であることから、養育費の負担は、親としてこどもが自立するまで支えなければならないことや、養育費の取り決めを行うこと等について、市町村等関係機関との連携を図りながら、積極的に周知していきます。【こども未来局】
- ひとり親家庭の暮らし応援サイト「あなたの支え」(こども家庭庁)や県のホームページを活用し、地域で受けられる支援内容など、暮らしに役立つ様々な支援の情報を発信します。【こども未来局】
- 「ふくしまシングルママ＆パパハンドガイド」を作成し、県のホームページに掲載するとともに、市町村やひとり親家庭の福祉に携わる関係機関を通じて、ひとり親家庭が受けられる支援の内容や相談窓口をお知らせします。【こども未来局】

■ 関連指標

◆子育ち・子育て指標

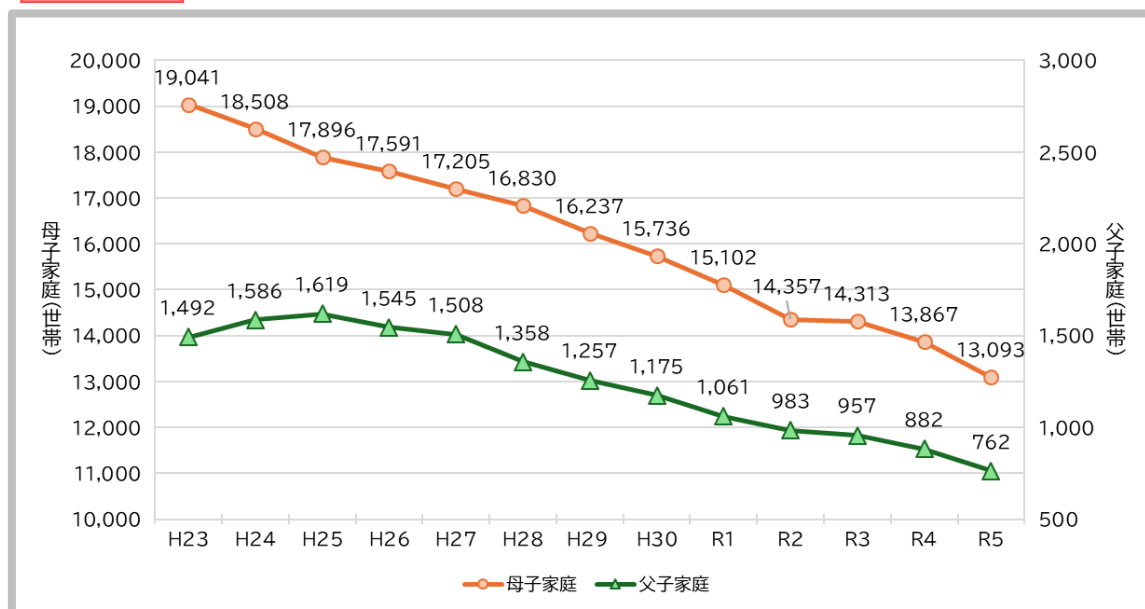
指標名	現況値	目標値
ひとり親家庭への医療費助成事業受給資格登録世帯数	R5 13,855 世帯	数値は毎年度 把握し分析する (目標値は設定しない)
ひとり親家庭の親の就業率	R5 92.8 %	増加を目指す

■ 関連データ

県内のひとり親家庭数は、平成 23 年の 20,533 世帯をピークにその後減少傾向にあります。

母子家庭の世帯数は、平成 23 年の 19,041 世帯をピークに、平成 24 年以降は減少傾向にあります。父子家庭の世帯数は、平成 25 年の 1,619 世帯をピークに減少傾向にあります。

図表5－60 ひとり親家庭数の推移

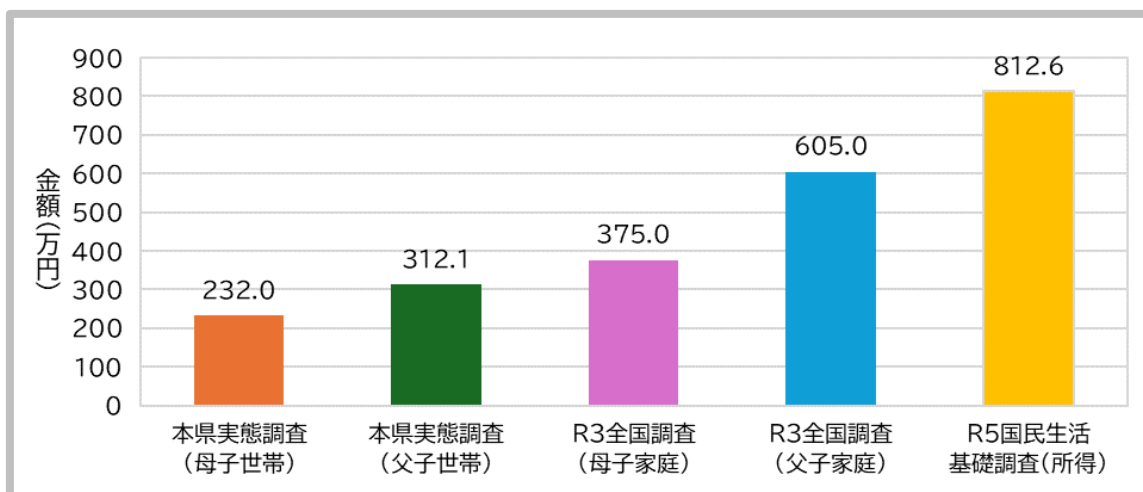


【出典】 福島県児童家庭課調べ(ひとり親等家庭環境助成事業登録世帯数)

令和3年度全国ひとり親世帯等調査によると、同居親族を含む世帯全員の母子世帯の平均収入は 375 万円となっており、令和5年度国民生活基礎調査の児童のいる世帯の平均所得 812.6 万円と比較して、低くなっています。

また、令和6年度に県が実施したひとり親家庭実態調査では、母子世帯の平均収入は 232.0 万円となっています。

図表5-61 ひとり親世帯等の収入状況

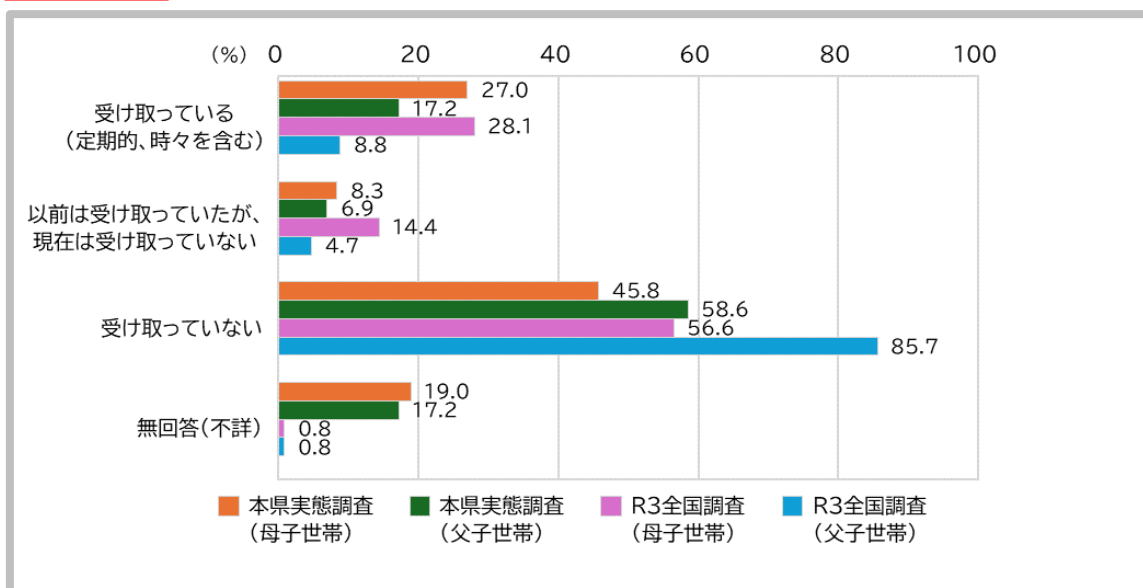


【出典】 福島県児童家庭課調べ、厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」・「国民生活基礎調査」

令和3年度全国ひとり親世帯等調査によれば、養育費を受けている割合が母子世帯で 28.1%で、養育費を受けたことがない割合は 56.6%となっています。

令和6年度に県が実施したひとり親家庭実態調査においても、養育費を受け取っていない母子世帯の割合が全体で 45.8%、父子世帯の割合が 58.6%と、依然としてひとり親家庭の負担は大きいところです。

図表5-62 養育費の受取状況



【出典】 福島県児童家庭課調べ、厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」

IV 東日本大震災からの復興

1 震災からの復興に向けた取組の支援

■ 現状・課題・施策の方向

東日本大震災・原発事故以降、放射線への不安から県内のこどもたちの外遊びの機会が制限されたことによる運動不足等の影響もあり、現在も肥満傾向が高い状況が続いています。このため、こどもの発育に極めて重要な「遊び」について、屋内外の遊び環境づくりの支援や体を動かす機会の確保を継続して行っていきます。

また、震災の影響により、将来的な健康不安が増加したことから、児童生徒自らが積極的に健康課題に取り組める自己マネジメント能力の育成を推進します。

さらに、震災を経験していないこどもたちが増えていく中で、保護者も含め、社会全体で震災の記憶や関心が風化しないよう、ふくしまの未来を担っていくこどもたちが震災や復興と向き合い理解するための取組を支援します。

■ 施策の展開



(1) 遊びの環境づくりへの支援

※ 1の2の2-1「多様な遊びや体験活動の推進」を参照。

(2) 健康マネジメント能力の育成

- 将来にわたって体力向上、食習慣や肥満解消などの健康課題を解決していくためには、児童生徒一人一人が自ら健康マネジメントサイクルを確立する必要があり、そのための取組を進めます。【教育庁】

(3) 震災・復興に関する情報発信

- 根強い風評と時間の経過とともに進む風化に対応するため、首都圏や西日本の大消費地において、「(ふくしまの復興の姿等を)見る」・「(今の福島情報を)聞く」ことに加え、「(福島現状を)学ぶ(理解する)」といった複合的な情報発信を実施し、クイズや絵付け体験などを通して、大人だけでなく、こどもにもわかりやすい情報発信を行います。【企画調整部】
- 情報発信の取組として、県内の小・中学生と親世代に向けて『福島イノベーション・コースト構想の概要』を伝えるイベント等を実施します。【企画調整部】



- 語り部等による、震災の経験や福島の実状を伝える活動の拡大を図ることで後世に震災の記憶と教訓を伝えていきます。
また、こどもたちが復興に取り組む団体への取材を通じて震災の経験や教訓、復興に向けての取り組みを学び、自分の言葉で新聞にまとめ、発信します。【文化スポーツ局】
- 震災の記憶がない世代でも環境創造センター交流棟「コミュタン福島」で体験しながら学ぶことにより、原子力災害や放射線に関する理解を深められるよう支援します。【生活環境部】
- 震災・原発事故の経験や教訓、さらには復興に向けて歩む姿を理解し、自らの言葉で発信できるよう支援します。【教育庁】

■ 関連指標

◆子育ち・子育て指標

指標名	現況値	目標値
震災学習の実施率(学校における震災学習の実施率(小・中学校))	R4 98.4 %	毎年度 100 %
環境創造センター交流棟「コミュタン福島」利用者数	R4 71,771 人	毎年度 80,000 人

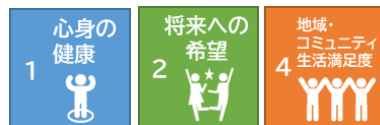
2 こどもの安心を支えるための取組の推進

■ 現状・課題・施策の方向

本県の子育て世帯が抱く震災の影響による健康上の不安を和らげるため、県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、こどもたちの健康を長年にわたって見守っていきます。

また、現在も東日本大震災・原子力災害により県内外へ避難しているこどもたちや、生活の中で放射線について不安を抱えているこどもたちが多数おり、またこどもだけでなく保護者も精神的な負担が解消されていない状況です。特に避難地域においては、避難指示解除の進展に伴い、今後更に住民の帰還・移住を促進していく必要があることから、安心してこどもを生み育てやすい環境の整備に向け、長期的な視点に立って安定的かつ継続した取組を行うことが重要です。根強い風評や放射線によるこどもの健康への影響などの子育て現場での不安が完全には払拭されていないことから、震災による様々な不安に対応した相談・援助など、きめ細かな心身のケアに取り組んでいきます。

■ 施策の展開



(1) 放射線に係る保健・医療体制の整備

- 長期にわたりこどもの健康を見守り、健康の維持増進を図るため、震災当時に概ね18歳以下のすべてのこどもを対象とした甲状腺検査等の県民健康調査を実施していきます。【保健福祉部】
- 医療提供体制の再構築のため、避難地域において不足する小児科等の医療機関の再開・開設及び運営を支援します。【保健福祉部】
- 妊婦やこどもを持つ保護者を対象に子育てや健康に関する相談体制の充実を図るほか、母乳の放射性物質濃度検査を支援するなどして、放射線に関する不安の解消に努めます。【保健福祉部、こども未来局】
- 放射線への健康不安を払拭するためには、こどもの頃から正しい知識を身に付けることが重要であることから、放射線の健康影響に関する情報について、こどもをはじめとする県民に正しく分かりやすく提供するなど、リスクコミュニケーションに努めます。【生活環境部、保健福祉部】
- 若い世代ほど食品の放射性物質の検査が行われていることや検査結果を知らない割合が増加傾向にあるため、学生や子育て世代を中心に正確な知識と情報の伝達に取り組む

んでいきます。【生活環境部】

(2) 震災被害等に関するこどもや保護者の心身のケア

- 震災や原子力災害により様々なストレスを受けたこどもたちや保護者等に対する専門的相談・支援体制を充実させ、乳幼児の発達支援、家族支援、学校支援、地域支援、支援者支援等、市町村や学校、支援機関と連携しながら長期的・継続的な支援を実施します。【こども未来局】
- 教育・保育施設について、住民帰還の進展に伴う教育・保育ニーズを踏まえ、こどもたちにとって魅力ある施設整備を柔軟に行うことができるよう、市町村に対して継続的に支援していきます。【こども未来局】
- 医療機関や市町村、子育て支援機関と連携し、妊産婦のメンタルヘルスケアの体制整備を図っていきます。【こども未来局】
- 県内外に避難している世帯や県外の避難先から県内に戻ってきた方に対して、支援団体等と連携しながら、気軽に集まり悩みの相談や情報交換を行う交流会を開催するなど個々の事情に応じた支援を行います。【避難地域振興局、こども未来局】
- 震災により、保護者が死亡又は行方不明となった孤児・遺児に対して大学等を卒業するまで給付金を支給するなど、被災したこどもの生活及び修学を支援します。【こども未来局、教育庁】
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣・配置するなどして相談体制の充実を図り、こどもたちの心の回復を支援します。【総務部、教育庁】

■ 関連指標

◆こどもまんなか指標

指標名	現況値	各学年	幸福 相関
東日本大震災のときに原子力発電所で事故があったことや、事故を起こした原子力発電所が県内に あることで、自分や家族の健康や食べものの安全が心 配になることがある	R6 小・中・高平均 2.53 点	高2	2.37 —
		中2	2.46 —
		小6	2.74 —

◆子育て・子育て指標

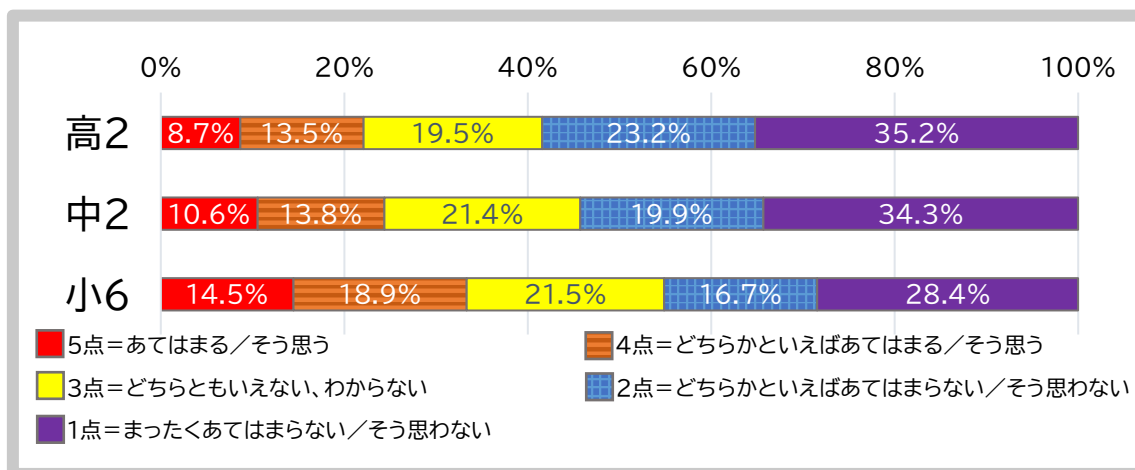
指標名	現況値	目標値
食と放射能に関するリスクコミュニケーションの 実施件数	R4 67 件/年	毎年度 60 件/年
環境創造センター交流棟「コミュタン福島」 利用者数	R4 71,771 人	毎年度 80,000 人

■ 関連データ

2 割から3割強のこどもが、東日本大震災・原子力災害に起因する健康や食事への不安を抱えています。

図表5-63

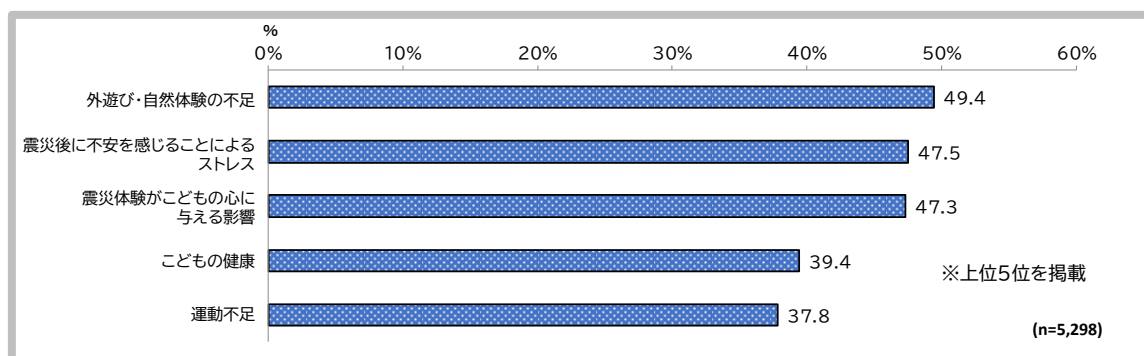
東日本大震災のときに原子力発電所で事故があったことや、事故を起こした原子力発電所が県内に
あることで、自分や家族の健康や食べものの安全が心配になる
ことがあると答えたこどもの割合



【出典】福島県「令和6年度こどもまんなかアンケート」

震災により心配されるこどもへの影響としては、「外遊び・自然体験の不足」が最も高く、次いで「震災後に不安を感じることによるストレス」、「震災体験がこどもの心に与える影響」となりました。

図表5-64 震災により心配されるこどもへの影響



【出典】 福島県「令和6年度結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」



付録

- 1 こどもの権利条約条文(日本ユニセフ協会抄訳)
- 2 こどもまんなか重点テーマと基本的施策との対応表
- 3 本計画と一体的に策定したこども施策に関する関連計画について
定めた各法令・条例と基本的施策との対応表
- 4 指標一覧





1 こどもの権利条約条文(出典:日本ユニセフ協会抄訳)

第1条 子どもの定義

18歳になっていない人を子どもとします。

第2条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがい、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

第3条 子どもにもっともよいことを

子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第4条 国の義務

国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。

第5条 親の指導を尊重

親(保護者)は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。

第6条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

第7条 名前・国籍をもつ権利

子どもは、生まれたらすぐに登録(出生届など)されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらう権利をもっています。

第8条 名前・国籍・家族関係が守られる権利

国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。

第9条 親と引き離されない権利

子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。

第10条 別々の国にいる親と会える権利

国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。

第11条 よその国に連れさられない権利

国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。

第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第13条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

第14条 思想・良心・宗教の自由

子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。

第15条 結社・集会の自由

子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。

第16条 プライバシー・名誉の保護

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

第17条 適切な情報の入手

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

第18条 子どもの養育はまず親に責任

子どもを育てる責任は、まずその両親(保護者)にあります。国はその手助けをします。

第19条 あらゆる暴力からの保護

どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。



第20条 家庭を奪われた子どもの保護

家庭を奪われた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいたることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。

第21条 養子縁組

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親(保護者)のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。

第22条 難民の子ども

自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。

第23条 障がいのある子ども

心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。

第24条 健康・医療への権利

子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。

第25条 施設に入っている子ども

施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。

第26条 社会保障を受ける権利

子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。

第27条 生活水準の確保

子どもは、心やからだがすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親(保護者)はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。

第28条 教育を受ける権利

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第29条 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。

第30条 少数民族・先住民の子ども

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。

第31条 休み、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。

第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。

第33条 麻薬・覚せい剤などからの保護

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。

第34条 性的搾取からの保護

国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。

第35条 誘拐・売買からの保護

国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

第36条 あらゆる搾取からの保護

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

第37条 拷問・死刑の禁止

どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。

第38条 戦争からの保護

国は、15 歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。



第39条 被害にあった子どもの回復と社会復帰

虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。

第40条 子どもに関する司法

罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。



2 こどもまんなか重点テーマと基本的施策との対応表

	1 心身の健康	2 将来への希望	3 家庭の愛情	4 地域・コミュニティ生活満足度
I こどもまんなかふくしまの実現に向けた重要施策				
1 こども・若者の権利保障の推進				
1-1 こどもの権利の尊重と普及啓発		○		○
1-2 こども・若者の意見表明と社会参画の推進		○		○
2 こども・若者の健やかな成長のための環境づくり				
2-1 多様な遊びや体験活動の推進	○	○		○
2-2 青少年健全育成の推進		○		○
3 こどもまんなかまちづくり	○		○	○
4 こども・若者が活躍できる機会づくり		○		○
5 こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消		○		○
6 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供				
6-1 プレコンセプションケアの推進	○	○		
6-2 慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への支援	○	○		
7 こどもの貧困対策	○	○	○	○
8 援助を必要とするこどもや家庭への支援				
8-1 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	○	○	○	○
8-2 児童虐待防止対策の強化	○	○	○	○
8-3 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援		○	○	○
8-4 ヤングケアラーへの支援		○	○	○
9 犯罪などの危険からこどもを守る取組	○	○		○
II こどもの育ちに応じた施策				
1 こどもの誕生前から幼児期まで				
1-1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	○	○	○	○
1-2 こどもの育ちの保障と遊びの充実	○	○		○
2 学童期・思春期				
2-1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育の充実	○	○		○
2-2 こどもの居場所づくり				○
2-3 小児医療体制やこころのケアの充実	○			○
2-4 将来の自立に向けた情報提供や教育		○		
2-5 いじめ防止と不登校のこどもへの支援	○	○		○
3 青年期				
3-1 高等教育の修学支援やキャリア形成支援		○		
3-2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定		○		○
3-3 出会い・結婚の希望をかなえる支援の充実		○		
3-4 悩みや不安を抱える若者やその家族への支援	○	○		
III 家族をまるごと応援するための施策				
1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減		○		
2 地域ぐるみでの子育て支援と家庭教育支援	○	○	○	○
3 仕事と育児の両立、共働き・共育での推進		○	○	○
4 ひとり親家庭への支援		○	○	○
IV 東日本大震災からの復興				
1 震災からの復興に向けた取組の支援	○	○		○
2 こどもの安心を支えるための取組の推進	○	○		○



3 本計画と一体的に策定したこども施策に関する関連計画について定めた各法令・条例と基本的施策との対応表

	◆こども大綱	◆次世代育成支援対策推進法	◆子ども・子育て支援法	◆母子及び父子並びに寡婦福祉法	◆成育基本法	◆子育てしやすい福島県づくり条例	◆福島県子どもを虐待から守る条例
I こどもまんなかふくしまの実現に向けた重要施策							
1 こども・若者の権利保障の推進							
1-1 こどもの権利の尊重と普及啓発	○	○	○			○	○
1-2 こども・若者の意見表明と社会参画の推進	○					○	
2 こども・若者の健やかな成長のための環境づくり							
2-1 多様な遊びや体験活動の推進	○	○				○	
2-2 青少年健全育成の推進	○					○	
3 こどもまんなかまちづくり	○	○				○	
4 こども・若者が活躍できる機会づくり	○					○	
5 こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	○				○	○	
6 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供							
6-1 プレコンセプションケアの推進	○	○	○		○	○	○
6-2 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援	○	○			○	○	
7 こどもの貧困対策	○			○	○	○	
8 援助を必要とするこどもや家庭への支援							
8-1 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	○	○	○		○	○	
8-2 児童虐待防止対策の強化	○	○	○		○	○	○
8-3 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援	○	○	○			○	○
8-4 ヤングケアラーへの支援	○					○	
9 犯罪などの危険からこどもを守る取組	○	○			○	○	
II こどもの育ちに応じた施策							
1 こどもの誕生前から幼児期まで							
1-1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	○	○			○	○	○
1-2 こどもの育ちの保障と遊びの充実	○	○	○	○	○	○	○
2 学童期・思春期							
2-1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育の充実	○	○			○	○	
2-2 こどもの居場所づくり	○	○		○		○	
2-3 小児医療体制やこころのケアの充実	○	○			○	○	○
2-4 将来の自立に向けた情報提供や教育	○	○				○	
2-5 いじめ防止と不登校のこどもへの支援	○	○				○	
3 青年期							
3-1 高等教育の修学支援やキャリア形成支援	○			○		○	○
3-2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定	○	○				○	○
3-3 出会い・結婚の希望をかなえる支援の充実	○	○				○	
3-4 悩みや不安を抱える若者やその家族への支援	○					○	
III 家族をまるごと応援するための施策							
1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	○			○		○	
2 地域ぐるみでの子育て支援と家庭教育支援	○	○	○	○	○	○	○
3 仕事と育児の両立、共働き・共育での推進	○	○	○		○	○	
4 ひとり親家庭への支援	○	○	○	○	○	○	
IV 東日本大震災からの復興							
1 震災からの復興に向けた取組の支援						○	
2 こどもの安心を支えるための取組の推進						○	

※ こども基本法、子ども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律は「こども大綱」に集約している。

4 指標一覧

【総合指標】

◆こどもまんなか指標

指標名	現況値
KPI こどもの幸福度	R6 小・中・高平均 7.44 点
《家族からの愛情》 家族から愛されており、家では居心地よく安心して過ごせている	R6 小・中・高平均 4.46 点
《意思の尊重》 家庭や学校などで何かを決めるとき、自分の意思や意見を聞いてもらえる・大事にあつかってくれる	R6 小・中・高平均 4.36 点
《学校生活の充実》 通っている学校や学校生活が好き	R6 小・中・高平均 4.03 点
《将来への希望》 将来に明るい希望をもっている	R6 小・中・高平均 3.64 点
《心身の健康》 自分は心も体も健康であると思う	R6 小・中・高平均 4.00 点
《自己肯定感》 今の自分が好きだ	R6 小・中・高平均 3.58 点
《孤立・孤独感》 ひとりぼっちだ、孤独だと感じることがある	R6 小・中・高平均 2.09 点

◆子育て・子育て指標

指標名	現況値	目標値
KPI 福島県で子育てを行いたいと回答した県民の割合 (意識調査)	R6 58.4 %	R11 84.1 %

◆少子化・人口減少指標

指標名	現況値	目標値
合計特殊出生率 ※目標値は県民の希望出生率に基づく	R5 1.21	R11 1.32
出生数	R5 9,019 人	毎年度 9,000 人
婚姻件数	R5 5,599 件	毎年度 5,800 件
50歳時未婚割合(男性)	R2 28.33 %	現状の把握・ 分析に用いる
50歳時未婚割合(女性)	R2 15.25 %	現状の把握・ 分析に用いる
平均初婚年齢(夫)	R5 30.8 歳	現状の把握・ 分析に用いる
平均初婚年齢(妻)	R5 29.3 歳	現状の把握・ 分析に用いる
有配偶出生率	R2 72.1 %	現状の把握・ 分析に用いる
人口の社会増減	R6 △ 6,683 人	R11 △ 694 人



I こどもまんなかふくしまの実現に向けた重要施策

◆こどもまんなか指標

施策	指標名	現況値
1-1	「こどもの権利条約」を知っているこどもの割合	R6 小・中・高平均 8.51 %
1-1	自分の「こどもの権利」は守られていると思う	R6 小・中・高平均 4.06 点
1-1	社会で生きていくことにむずかしさを感じている人や、多くの人とちがう考えの人も、安心して暮らすことができる	R6 小・中・高平均 3.80 点
1-2	学校や県・市町村は、こどもや若者の声や意見をよく聴いて「こども施策」を進めている	R6 小・中・高平均 3.31 点
1-2	家庭や学校などで何かを決めるとき、自分の意思や意見を聞いてもらえる・大事にあつかってくれる【再掲】	R6 小・中・高平均 4.36 点
2-1	遊ぶ場所や楽しい時間を過ごせる場所が十分にある	R6 小・中・高平均 3.59 点
2-1	学校や地域の中で、地域の方々と一緒に学んだり、活動したりする機会が十分にある	R6 小・中・高平均 3.41 点
2-1	自然環境のなかで過ごせる場所や自然体験ができる機会が十分にある	R6 小・中・高平均 3.93 点
2-1	からだを動かしたり、スポーツをしたりする場所や機会が十分にある	R6 小・中・高平均 3.61 点
2-1	文化を体験したり学んだりできる場所や機会が十分にある	R6 小・中・高平均 3.67 点
3	交通事故や犯罪に巻き込まれる心配や不安がなく、安全・安心に生活できる	R6 小・中・高平均 3.89 点
5	男女が平等にあつかわれている	R6 小・中・高平均 3.73 点
7	着るものや食べるものに困ることはなく、家は安全で気持ちよく住める環境が整っている	R6 小・中・高合算 4.68 点
8-4	家族の世話や家事で、自分の時間(勉強や友達と遊ぶ時間など)が十分に取れないことがある	R6 小・中・高合算 1.90 点
9	交通事故や犯罪に巻き込まれる心配や不安がなく、安全・安心に生活できる【再掲】	R6 小・中・高平均 3.89 点

◆子育て・子育て指標

施策	指標名	現況値	目標値
1-2	地域の課題を解決するための提言や、社会に貢献する何らかの活動を行った生徒の割合(高校在学中)	R5 36.3 %	毎年度 100 %
3	ユニバーサルデザインに配慮した歩道の整備率	R4 67.0 %	R11 68.8 %
3	子ども(中学生以下)の交通事故死傷者数	R6 200 人	R11 減少を目指す

施策	指標名	現況値	目標値
3	通学路における安全対策の完了率	R4 55.0 %	R11 72.0 %
3	一人あたりの都市公園面積	R4 15.0 ㎡	R11 15.1 ㎡
3	ファミたんカード協賛店舗数	R5 3,994 店舗	毎年度 4,500 店舗
4	ふくしま学力調査の結果の経年比較により、学力が伸びた児童生徒の割合(小・中学校)(小学校国語)	R5 81.3 %	毎年度 100 %
4	ふくしま学力調査の結果の経年比較により、学力が伸びた児童生徒の割合(小・中学校)(小学校算数)	R5 63.9 %	毎年度 100 %
4	ふくしま学力調査の結果の経年比較により、学力が伸びた児童生徒の割合(小・中学校)(中学校国語)	R5 64.9 %	毎年度 100 %
4	ふくしま学力調査の結果の経年比較により、学力が伸びた児童生徒の割合(小・中学校)(中学校数学)	R5 53.9 %	毎年度 100 %
4	全国学力・学習状況調査の結果をふくしま学力調査等の結果と併せて分析し、具体的な教育指導の改善や指導計画等への反映を行っている学校の割合(小・中学校)(「行っている」小学校)	R5 96.8 %	毎年度 100 %
4	全国学力・学習状況調査の結果をふくしま学力調査等の結果と併せて分析し、具体的な教育指導の改善や指導計画等への反映を行っている学校の割合(小・中学校)(「行っている」中学校)	R5 93.4 %	毎年度 100 %
4	児童生徒がコンピューター等のICTを活用する学習活動を行う回数(1クラス当たり)(公立小・中学校)(「ほぼ毎日」小学校)	R5 52.6 %	毎年度 100 %
4	児童生徒がコンピューター等のICTを活用する学習活動を行う回数(1クラス当たり)(公立小・中学校)(「ほぼ毎日」中学校)	R5 57.9 %	毎年度 100 %
4	CEFR A1以上(英検3級以上相当)の英語力を有する生徒の割合(中学3年生)	R5 35.8 %	R11 49.3 %
4	CEFR A2以上(英検準2級以上相当)の英語力を有する生徒の割合(高校3年生)	R5 40.6 %	R11 48.3 %
6-1	十代の人工妊娠中絶率	R4 2.5 %	R11 減少を目指す
7	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率	R3 94.5 %	R11 増加を目指す
7	生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率	R3 28.6 %	R11 増加を目指す
8-1	発達障がい者支援センターでの相談件数	R5 1,783 件	数値は毎年度把握し分析する
8-1	障害児通所支援事業所数	R6 331 ヶ所	R11 増加を目指す
8-1	医療的ケア児等コーディネーターを配置している市町村数	R6 24 市町村	R11 増加を目指す
8-1	個別の教育支援計画の引継ぎ率(幼・小・中・高)	R5 82.9 %	毎年度 100 %



施策	指標名	現況値	目標値
8-2	児童虐待相談対応件数	R5 1,908 件	数値は毎年度 把握し分析する
8-2	妊婦健康診査の未受診者を把握し支援する体制がある 市町村数	R4 49 市町村	毎年度 59 市町村
8-2	乳幼児健康診査の未受診者を把握し支援する体制がある 市町村数	R4 53 市町村	毎年度 59 市町村
8-3	里親等委託率	R4 32.7 %	R11 増加を目指す
9	犯罪発生件数(刑法犯認知件数)	R6 8,844 件	R11 減少を目指す
9	子ども(中学生以下)の交通事故死傷者数【再掲】	R5 200 人	R11 減少を目指す
9	通学路における安全対策の完了率【再掲】	R4 55.0 %	R11 72.0 %

Ⅱ こどもの育ちに応じた施策

◆こどもまんなか指標

施策	指標名	現況値
2-1	通っている学校や学校生活が好き【再掲】	R6 小・中・高平均 4.03 点
2-1	学校や地域の中で、地域の方々と一緒に学んだり、活動 したりする機会が十分にある【再掲】	R6 小・中・高平均 3.41 点
2-1	自分は心も体も健康であると思う【再掲】	R6 小・中・高平均 4.00 点
2-1	福島県産の農作物や水産物は安全・安心で おいしい	R6 小・中・高平均 4.54 点
2-2	家や学校のほかにも、安心して過ごせて、 居心地がよく、自分の個性が認められる居場所がある	R6 小・中・高平均 4.14 点
2-3	病気やけがをしたとき、安心して診てもらえる医者や病 院がある	R6 小・中・高平均 4.39 点
2-3	自分は心も体も健康であると思う【再掲】	R6 小・中・高平均 4.00 点
2-4	将来の夢や目標、なりたい職業・やりたい仕事がある	R6 小・中・高平均 3.87 点
2-4	自分は、大人になって社会に出て生活して いけると思う	R6 小・中・高平均 3.69 点
3-2	福島県は将来の夢をかなえられる場所だと思う	R6 小・中・高平均 3.51 点

◆子育て・子育て指標

施策	指標名	現況値	目標値
1-1	妊娠・出産について満足している者の割合	R4 86.6 %	R11 増加を目指す
1-1	周産期死亡率	R4 3.8 %	R11 3.3 %
1-1	分娩取扱医師数(人口10万対)	R4 42.4 人	R11 49.6 人
1-1	分娩を取扱う助産師数(常勤)	R5 356 人	R11 446 人
1-1	乳児死亡率(出生数千人対)	R5 2.3 %	R11 減少を目指す
1-1	産後うつ傾向の割合	R4 9.6 %	R11 減少を目指す
1-1	養育支援訪問事業実施市町村数	R4 54 市町村	R11 増加を目指す
1-1	出産後1か月時の母乳育児の割合 (混合栄養を含む)	R4 86.9 %	R11 増加を目指す
1-1	妊婦の喫煙率	R4 2.1 %	R11 減少を目指す
1-1	妊婦中のパートナーの喫煙率	※R6調査からの 項目	R11 減少を目指す
1-1	3歳児のむし歯のない者の割合	R4 87.4 %	R14 95.0 %
1-1	麻しん・風しん予防接種率(第1期)	R5 93.4 %	毎年度 98.0 %
1-1	麻しん・風しん予防接種率(第2期)	R5 93.0 %	毎年度 98.0 %
1-1	1歳6か月児健康診査の受診率	R4 97.1 %	毎年度 100 %
1-1	3歳児健康診査の受診率	R4 97.4 %	毎年度 100 %
1-1	乳幼児健康診査の未受診者を把握し支援する 体制がある市町村数【再掲】	R4 53 市町村	毎年度 59 市町村
1-2	保育所入所希望者に対する待機児童数の割合	R6 0.05 %	毎年度 0 %
1-2	保育士等の不足により定員まで預かれない 施設における不足する保育士等の数	R6 99 人	R11 0 人
1-2	地域子育て支援拠点施設数	R5 133 ヶ所	R11 増加を目指す



施策	指標名	現況値	目標値
2-1	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(全国=100)(公立小・中学校)【小5男】	R4 99.6 %	R11 99.9 %
2-1	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(全国=100)(公立小・中学校)【小5女】	R4 101.7 %	R11 101.8 %
2-1	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(全国=100)(公立小・中学校)【中2男】	R4 100.4 %	R11 99.9 %
2-1	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(全国=100)(公立小・中学校)【中2女】	R4 100.0 %	R11 100.2 %
2-1	自分手帳の活用率【小学生】	R4 99.0 %	R11 100 %
2-1	自分手帳の活用率【中学生】	R4 90.4 %	R11 100 %
2-1	自分手帳の活用率【高校生】	R4 33.3 %	R11 91.5 %
2-1	地域の人と連携した授業等を複数回行った教員の割合(小・中・高・特別支援学校)	R4 52.2 %	R11 100 %
2-1	肥満傾向児出現率の全国平均との比較値(全国=100)(幼・小・中・高)	R4 130.9 %	R11 103.8 %
2-1	12歳でむし歯のない者の割合	R4 64.0 %	R14 65.0 %
2-1	食育推進計画を作成している市町村の割合	R5 94.9 %	R11 100 %
2-1	朝食を食べる児童生徒の割合(小・中・高・特別支援学校)	R5 95.8 %	R11 100 %
2-2	こどもの居場所の設置数(こども食堂など)	R6 186 ヶ所	R11 増加を目指す
2-2	放課後児童クラブの申込児童に対する待機児童数の割合	R6 1.9 %	R11 0 %
2-3	小児科医師数(人口10万対)	R4 113.3 人	R11 134.3 人
2-3	こども医療電話相談(#8000)を知っている親の割合	R6 84.8 %	R11 増加を目指す
2-3	十代の人工妊娠中絶率【再掲】	R4 2.5 %	R11 減少を目指す
2-4	地元自治体等と共に課題解決に向けた学習活動を実施した学校の割合(高等学校)	R5 94.8 %	R11 100 %
2-5	不登校の児童生徒数(小・中学校) ※1,000人当たりの出現率	R4 27.0 人	数値は毎年度 把握し分析する
2-5	不登校の児童生徒数(高校) ※1,000人当たりの出現率	R4 9.8 人	数値は毎年度 把握し分析する

施策	指標名	現況値	目標値
3-2	新規大学等卒業者の県内就職率	R5 48.8 %	R11 57.5 %
3-2	県内企業に就職した高卒者の離職率	R6 36.8 %	R11 38.85 %
3-2	移住者数	R5 3,419 人	R11 4,286 人
3-2	地域において、女性の社会参加が進んでいると回答した県民の割合(意識調査)	R4 23.7 %	R11 62.4 %
3-2	妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮をされたと思う就労妊婦の割合	R4 91.6 %	R11 増加を目指す
3-2	民営事業所の管理職における女性の割合(係長相当職以上の女性比率)	R6 19.0 %	R11 28.92 %
3-2	男女の賃金格差(男性を100とした場合の女性の比率)<全年齢平均>	R4 75.3 %	数値は毎年度把握し分析する
3-3	婚姻件数【再掲】	R5 5,599 件	毎年度 5,800 件
3-4	ひきこもり相談支援センターでの相談件数	R5 635 件	数値は毎年度把握し分析する

Ⅲ 家族をまるごと応援するための施策

◆こどもまんなか指標

施策	指標名	現況値
3	家族といっしょに過ごす時間が十分にある	R6 小・中・高平均 4.35 点

◆子育て・子育て指標

施策	指標名	現況値	目標値
2	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	R4 95.3 %	R11 増加を目指す
2	ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者の割合	R4 81.3 %	R11 増加を目指す
2	延長保育実施施設数	R5 385 ヶ所	R11 増加を目指す
2	病児保育実施施設数	R6 45 ヶ所	R11 増加を目指す
2	ファミたんカード協賛店舗数【再掲】	R5 3,994 店舗	毎年度 4,500 店舗



施策	指標名	現況値	目標値
3	福島県次世代育成支援企業認証数	R4 1,081 社	R11 1,612 社
3	男性の育児休業の取得率 (民間(事業所30人以上))	R5 36.0 %	R11 27.8 %
3	男性職員の育児休業の取得率 (福島県※知事部局)	R5 84.1 %	毎年度 100 %
			※ 1週間以上の取得率
3	男性職員の育児休業の取得率 (福島県内市町村※首長部局)	R5 50.8 %	R11 85 % 以上
		※ 1日以上取得率	※ 1週間以上の取得率
3	協力しあって家事・育児をしている割合	R4 69.7 %	R11 増加を目指す
3	ポジティブ・アクションの措置がある企業の割合	R5 9.7 %	R11 増加を目指す
3	年次有給休暇の取得率	R5 64.7 %	R11 増加を目指す
3	女性就業率	R5 50.6 %	R11 増加を目指す
3	妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮をされたと思う就労妊婦の割合【再掲】	R4 91.6 %	R11 増加を目指す
3	出産、育児等を理由とした退職者の再雇用特別措置を 設けている企業の割合	R5 20.7 %	R11 増加を目指す
4	ひとり親家庭への医療費助成事業受給資格 登録世帯数	R5 13,855 世帯	数値は毎年度 把握し分析する
4	ひとり親家庭の親の就業率	R5 92.8 %	増加を目指す

IV 東日本大震災からの復興

◆こどもまんなか指標

施策	指標名	現況値
2	東日本大震災のときに原子力発電所で事故があったことや、 事故を起こした原子力発電所が県内にあることで、自分や家 族の健康や食べものの安全が心配になることがある	R6 小・中・高平均 2.53 点

◆子育て・子育て指標

施策	指標名	現況値	目標値
1	震災学習の実施率(学校における震災学習の 実施率(小・中学校))	R4 98.4 %	毎年度 100 %
1	環境創造センター交流棟「コミュタン福島」 利用者数	R4 71,771 人	毎年度 80,000 人
2	食と放射能に関するリスクコミュニケーションの実施件 数	R4 67 件/年	毎年度 60 件/年



福島県こども未来局
こども・青少年政策課

〒960-8670
福島県福島市杉妻町 2 番 16 号
電話:024-521-7198
FAX:024-521-7747

〈別冊〉

福島県

こどもまんなか
プラン

～教育・保育等の量の見込みと提供体制データ集～

令和7年4月
福島県

目次

第1章 幼児教育・保育等の提供体制	
1 区域の設定	…2
2 教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・ 保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	…2
3 県が行う認可及び認定に係る需給調整	…5
4 市町村の区域を越えた広域的な見地から行う調整	…6
5 推進する地域子ども・子育て支援事業	…7
第2章 各年度における教育・保育に係る区域（市町村）ごとの量の見込みと 提供体制の確保方策	
1 1号・2号に係る量の見込みと提供体制の確保方策	…12
2 3号に係る量の見込みと提供体制の確保方策	…18

第1章 幼児教育・保育等の提供体制

1 区域の設定

(1) 区域設定の趣旨

区域とは、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位とされており、本計画では、子ども・子育て支援法第62条第2項第1号の規定に基づき、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定めることとされています。

なお、当該区域は、県が教育・保育施設の認可・認定の際に行う需給調整の判断基準の単位となるものです。

(2) 区域設定の内容

本県では、市町村の面積が比較的広いため、市町村ごとにおおむねの需給バランスが図られていること、広域利用の場合であっても隣接市町村における個別対応がほとんどであるという実情を踏まえ、各市町村をそれぞれ1区域として設定します。

2 教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 基本的な考え方

ア 教育・保育に係る量の見込み（需要）

各市町村は、現在の教育・保育施設の利用状況に、現在の利用はないものの今後利用したいという潜在的なニーズ量を含めた数を需要量のベースとして見込んでいます。その結果を分析し、地域の実情を踏まえた所要の調整を行い、市町村子ども・子育て会議の審議を経て最終的な需要量を決定しています。

本計画における教育・保育に係る量の見込みの策定に当たっては、市町村ごとにその数値を集計し、以下の認定区分ごとに定めています。

認定区分	内 容	利 用 先
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	幼稚園、 認定こども園
2号認定	満3歳以上で保育を必要(※1) とする就学前の子ども	保育所、 認定こども園
3号認定	満3歳未満で保育を必要とする 就学前の子ども	保育所、認定こども園、 特定地域型保育事業

イ 教育・保育の提供体制の確保方策（供給）

各市町村は、現在の教育・保育の提供可能量を把握した上で、需要量と比較し、不足する場合には、計画的に提供体制を整備することとなります。この確保方策の数値は、提供体制の整備に向けた年次計画値となります。本計画における教育・保育の提供体制の確保方策の策定に当たっては、市町村ごとにその数値を集計したものです。

なお、確保方策は、認可及び確認（※2）を受けた教育・保育施設が対象となります。

※1 保育を必要とする場合とは保育の必要性を客観的な基準に基づき、児童の保護者が、次の内容の事由に該当し、児童の保育をすることができないと認められる場合です。

- ① 就労している場合
- ② 妊娠中又は出産後間もない場合
- ③ 保護者が疾病、障がい等を有している場合
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護が必要な場合
- ⑤ 災害の復旧に当たっている場合
- ⑥ 求職活動中である場合
- ⑦ 就学している場合
- ⑧ 虐待やDVのおそれがある場合
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要な場合。
- ⑩ 市町村が特に認めた場合

※2 確認とは、認可施設・認可事業者の中で、市町村が施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者について、財政支援を行う施設として適当であるか否かを審査する行為です。

(2) 各年度における教育・保育に係る量の見込みと提供体制の確保方策

ア 総括表

	量の見込み			確保量			需要と供給の差		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
令和7年度	9,432	23,228	15,877	14,862	23,601	18,024	5,430	373	2,147
令和8年度	8,695	22,160	15,591	14,805	23,369	17,996	6,110	1,209	2,405
令和9年度	8,035	21,070	15,550	14,306	23,207	17,968	6,271	2,137	2,418
令和10年度	7,560	20,397	15,382	14,006	23,132	18,006	6,446	2,735	2,624
令和11年度	7,223	20,023	15,325	14,034	23,104	17,994	6,811	3,081	2,669

イ 1号・2号

	量の見込み				確保量									
	1号 ①	2号			③	1号			2号			認可外 保育施設	1号	2号
		②	教育 ニーズ	その他		幼稚園 等	確認を 受けない 幼稚園	幼稚園 及び 預かり 保育 (長時間・ 通年)	④	保育所 等	幼稚園 及び 預かり 保育 (長時間・ 通年)		③－①	④－②
令和7年度	9,432	23,228	5,771	17,460	14,862	10,906	3,530	3,092	23,601	22,811	758	907	5,430	373
令和8年度	8,695	22,160	5,522	16,641	14,805	10,885	3,530	2,910	23,369	22,602	737	907	6,110	1,209
令和9年度	8,035	21,070	5,277	15,789	14,306	10,415	3,530	2,740	23,207	22,464	714	907	6,271	2,137
令和10年度	7,560	20,397	5,129	15,270	14,006	10,220	3,530	2,682	23,132	22,412	692	908	6,446	2,735
令和11年度	7,223	20,023	5,042	14,446	14,034	10,269	3,530	2,956	23,104	22,387	685	907	6,811	3,081

ウ 3号

	3号(0歳児)						3号(1～2歳児)					
	量の見込み ①	確保方策				需要と 供給の差 ②－①	量の見込み ①	確保方策				需要と 供給の差 ②－①
		②	特定 教育・ 保育施設	特定 地域型 保育事業所	認可外 保育施設			②	特定 教育・ 保育施設	特定 地域型 保育事業所	認可外 保育施設	
令和7年度	3,182	3,972	3,284	482	209	790	12,695	14,052	12,158	1,408	486	1,357
令和8年度	3,180	3,987	3,299	482	209	807	12,411	14,009	12,118	1,405	486	1,598
令和9年度	3,166	3,968	3,280	483	208	802	12,384	14,000	12,112	1,405	486	1,616
令和10年度	3,156	3,979	3,291	483	208	823	12,226	14,027	12,139	1,405	486	1,801
令和11年度	3,145	3,978	3,290	483	208	833	12,180	14,016	12,129	1,405	485	1,836

※ 区域ごと数値については、第2章に掲載。

※ 「その他」・・・一時預かり事業、幼稚園における預かり保育、財政支援を行う認可外保育施設等

(3) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込数

区分	令和7年度			令和8年度		
	量の見込み ①	確保方策 ②	差 ③(②-①)	量の見込み ①	確保方策 ②	差 ③(②-①)
保育教諭	2,028	2,636	608	2,041	2,652	611
保育士	3,341	3,839	498	3,284	3,821	537
幼稚園教諭	597	766	169	573	766	193
区分	令和9年度			令和10年度		
	量の見込み ①	確保方策 ②	差 ③(②-①)	量の見込み ①	確保方策 ②	差 ③(②-①)
保育教諭	2,077	2,689	612	2,091	2,709	618
保育士	3,221	3,792	571	3,195	3,782	587
幼稚園教諭	545	746	201	526	740	214
区分	令和11年度					
	量の見込み ①	確保方策 ②	差 ③(②-①)			
保育教諭	2,088	2,718	630			
保育士	3,181	3,770	589			
幼稚園教諭	513	739	226			

3 県が行う認可及び認定に係る需給調整

(1) 基本的な考え方

認定こども園、幼稚園、保育所（以下、「認定こども園等」という。）の認可・認定に当たっては、本計画において記載している各年度の需給見込みに基づき判断します。

具体的には、認定こども園等の認可・認定基準を満たす施設からの申請があった場合は、市町村計画との整合性を個別に判断の上、本計画における区域ごとの供給量が需要量を超えない範囲で、認可・認定することを原則とします。

なお、中核市である福島市、郡山市及びいわき市に所在する幼保連携型認定こども園及び保育所の認可については、それぞれの市が市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき行うこととなります。

(2) 子ども・子育て支援事業計画において実施しようとするものとして定められた教育・保育の提供体制の確保方策に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需給調整

上記（1）に記載した方法に関わらず、事業計画に基づき、認定こども園等の具体的な整備計画がある、又は整備を行っている場合には、その分

を現存の供給量に加えることとします。その上で、認定こども園等の認可・認定基準を満たす施設から申請があった場合は、本計画における区域ごと、認定区分ごとの供給量が需要量を超えない範囲で認可・認定することを原則とします。

(3) 幼稚園及び保育所から認定こども園へ移行する場合

認可・認定については、上記(1)に記載した方法が原則です。

しかしながら、認定こども園は、保護者の就労状況に柔軟に対応できるとともに、地域の子育て支援を担う施設であることから、その普及に取り組むことが重要であります。

国は認定こども園を推進していることから、現行の幼稚園・保育所で認定こども園への移行希望がある場合、市町村計画との整合性を個別に判断の上、認可・認定基準を満たす場合には、認可・認定することを原則とします。

4 市町村の区域を越えた広域的な見地から行う調整

(1) 子ども・子育て支援事業計画策定時における県の調整

現在、幼稚園や保育所の利用に当たっては、保護者の選択に基づき、他の市町村に所在する施設に通園している事例があります。

各市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、教育・保育についての需要量の見込みとその確保方策を定めていく必要がありますが、市町村を越えた教育・保育の利用が一定数見込まれる場合は、その分を考慮して確保方策を定めることが合理的です。ただし、市町村計画に他の市町村に所在する教育・保育施設の利用を確保方策として反映させる場合は、事前に当該市町村間において合意をするとともに、相手方の市町村計画についてもその分が反映されている必要があります。

なお、市町村間で合意に至らなかった場合で、かつ、当該市町村からの要請があったときには、県が広域調整を行います。

(2) 特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整

市町村は、特定教育・保育施設等の利用定員を定めようとする場合又は変更しようとする場合には、子ども・子育て支援法の規定により、あらかじめ県に協議を行う必要があります。

県は、市町村からの協議内容について、子ども・子育て支援事業支援計画に定める確保方策と整合性が図られているかなどを審査の上、その結果を当該市町村に対して通知することとします。

5 推進する地域子ども・子育て支援事業

市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する地域子ども・子育て支援事業を支援します。

(1) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業

ア（基本型・特定型）

基本型は主として行政以外の窓口で、特定型は主として行政機関の窓口を活用する。

イ（こども家庭センター型）

母子保健及び児童福祉に関する専門的な支援機能を有する施設・場所をこども家庭センターと称して実施する。

【実施計画市町村数】

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
50	51	51	51	51

(2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所など、子育て家庭の身近な場所で、近隣に住む親子との交流の場を提供したり、子育てについての相談、助言や情報の提供などを行う事業

【実施計画市町村数】

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
48	48	48	48	48

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

【実施計画市町村数】

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
57	57	57	57	57

(4) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業

【実施計画市町村数】

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
45	45	45	45	45

(5) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、養育及び保護を行う事業

【実施計画市町村数】

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
22	25	25	25	25

(6) ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者を会員として、それらの会員の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

【実施計画市町村数】

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
31	31	31	31	31

(7) 一時預かり事業

ア 幼稚園における在園児を対象とした預かり

幼稚園の通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、在園児の希望者を対象に預かり保育を行う事業

【実施計画市町村数】

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
48	48	48	48	48

イ 一時預かり事業（その他の一時預かり）

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどにより、一時的に保育を必要とする場合には、認定こども園、保育所等における一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）により、必要な支援を行う事業

(7) 認定こども園、保育所等における一時預かり事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

【実施計画市町村数】

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
42	43	43	43	43

(4) ファミリー・サポート・センター事業(再掲)

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者を会員として、それらの会員の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

【実施計画市町村数】

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
31	31	31	31	31

(ウ) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

保護者が労働等その他の理由により平日の夜又は休日に不在となることで児童の養育が困難となった場合、その他緊急の場合に、児童養護施設等で児童を預かる事業

【実施計画市町村数】

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
4	4	4	4	4

(8) 延長保育事業

保育の必要性のある子どもについて、認定こども園、保育所等の通常の利用日及び利用時間を超えて保育を提供する事業

【実施計画市町村数】

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
39	40	40	40	40

(9) 病児に対する保育の提供

保護者が就労している場合において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、一時的に保育を提供する。

ア 病児保育事業

病院・保育所等に設置された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業

県においては、病児保育事業の実施促進のため、広域利用協定の締結や病児保育施設新設に向けた調整を行います。

【実施計画市町村数】

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
32	32	32	32	32

イ ファミリー・サポート・センター事業(再掲)

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者を会員として、それらの会員の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

(10) 放課後児童対策

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業により、必要な支援を行う。

ア 放課後児童健全育成事業

放課後や長期休業中に小学校の余裕教室、児童館、保育所、民間施設等を利用して適切な遊びや生活の場を提供する事業

【実施計画市町村数】

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
55	57	57	58	58

イ ファミリー・サポート・センター事業(再掲)

(11) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

【実施計画市町村数】

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
9	9	9	9	9

(12) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

【実施計画市町村数】

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0	1	1	1	1

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき実費徴収に係る費用を助成する事業

【実施計画市町村数】

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
18	18	18	18	18

(14) 子育て訪問支援事業

支援が必要な家庭を訪問し、家事支援や育児・養育支援、子育て支援に関する不安や悩みの相談対応を行う事業

【実施計画市町村数】

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
32	32	32	32	32

(15) 児童育成支援拠点事業

課題を抱える児童の居場所を提供し、生活習慣の形成や学習支援を行う事業

【実施計画市町村数】

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
8	8	9	9	10

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、それらに関する知識や方法を身につけるためのプログラムを提供し、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業

【実施計画市町村数】

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
16	17	19	19	19

第2章 各年度における教育・保育に係る区域（市町村）ごとの量の 見込みと提供体制の確保方策

1 1号・2号に係る量の見込みと提供体制の確保方策

令和7年度

市町村名	7年度															
	量の見込み				確保方策										需要と供給の差	
	1号認定	2号認定			1号認定				2号認定						1号	2号
	①	②	教育 ニーズ	その他		③	幼稚園等	確認を受け ない 幼稚園	幼稚園及び 預かり保育 (長時間・通 年)	④	保育所等	幼稚園及び 預かり保育 (長時間・通 年)	認可外保 育施設	③－①	④－②	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
福島市	4,795	1,130	3,665	585	3,080	6,462	3,041	1,031	2,010	-	3,017	3,017	-	404	1,911	-648
会津若松市	2,285	268	2,017	177	1,840	2,556	640	640	0	0	1,795	1,795	0	121	372	-222
郡山市	6,539	1,547	4,992	1,892	3,100	6,617	1,560	1,560	0	1,560	5,057	5,057	0	0	13	65
いわき市	5,842	2,274	3,568	974	2,594	6,709	2,554	1,864	690	0	4,155	4,155	0	0	280	587
白河市	989	531	458	0	458	989	531	531	0	0	458	458	0	0	0	0
須賀川市	1,526	232	1,294	172	1,122	2,109	544	304	240	180	1,235	1,235	0	330	312	-59
喜多方市	780	130	650	0	650	1,047	291	291	0	0	754	754	0	0	161	104
相馬市	567	106	461	186	275	1,106	755	375	380	375	351	351	0	0	649	-110
二本松市	847	195	652	85	567	1,617	897	897	0	0	709	709	0	11	702	57
田村市	567	273	294	0	294	934	511	511	0	0	423	423	0	0	238	129
南相馬市	883	211	672	179	493	914	214	214	0	0	700	508	192	0	3	28
伊達市	981	132	849	250	599	1,253	221	221	0	0	1,032	716	316	0	89	183
本宮市	562	221	341	0	341	582	195	195	0	240	387	387	0	0	-26	46
桑折町	192	25	167	137	30	250	60	60	0	0	190	60	130	0	35	23
国見町	113	31	82	82	0	200	100	100	0	0	100	100	0	0	69	18
川俣町	97	30	67	0	67	150	60	60	0	0	90	90	0	0	30	23
大玉村	227	227	0	0	0	360	360	360	0	0	0	0	0	0	133	0
鏡石町	286	64	222	148	74	434	173	173	0	0	261	261	0	0	109	39
天栄村	95	89	6	0	6	106	100	100	0	0	6	6	0	0	11	0
下郷町	46	0	46	0	46	46	0	0	0	0	46	46	0	0	0	0
檜枝岐村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
只見町	53	3	50	0	50	60	5	5	0	0	55	55	0	0	2	5
南会津町	146	28	118	0	118	193	13	13	0	0	180	165	15	0	-15	62
北塩原村	42	8	34	21	13	42	8	8	0	0	34	0	34	0	0	0
西会津町	77	1	76	76	0	120	10	0	0	0	110	110	0	0	9	34
磐梯町	60	60	0	0	0	160	160	160	0	60	0	0	0	0	100	0
猪苗代町	174	57	117	0	117	225	112	112	0	0	113	113	0	0	55	-4
会津坂下町	232	23	209	164	45	232	187	23	0	164	45	3	42	0	164	-164
湯川村	71	69	2	0	2	110	105	35	0	70	5	5	0	0	36	3
柳津町	37	0	37	0	37	37	0	0	0	0	37	37	0	0	0	0
三島町	12	0	12	0	12	12	0	0	0	0	12	12	0	0	0	0
金山町	15	15	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	-15	0
昭和村	22	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0
会津美里町	289	42	247	247	0	333	75	75	0	0	258	258	0	0	33	11
西郷村	580	270	310	0	310	580	270	60	210	0	310	310	0	0	0	0
泉崎村	123	55	68	0	68	130	60	60	0	0	70	70	0	0	5	2
中島村	105	105	0	0	0	105	105	105	0	0	0	0	0	0	0	0
矢吹町	342	190	152	0	152	343	190	190	0	95	152	152	0	1	0	0
棚倉町	210	210	0	0	0	210	210	31	0	179	0	0	0	0	0	0
矢祭町	64	64	0	0	0	64	64	64	0	53	0	0	0	0	0	0
埴町	124	124	0	0	0	29	29	29	0	95	0	0	0	0	-95	0
鮫川村	37	3	34	34	0	2	3	0	0	0	34	0	2	0	0	0
石川町	189	28	161	0	161	205	40	40	0	0	165	165	0	0	12	4
玉川村	112	18	93	0	93	165	40	40	0	0	125	125	0	0	22	32
平田村	77	2	75	6	69	140	20	20	0	0	120	120	0	0	18	45
浅川町	181	117	64	64	0	232	160	160	0	0	72	72	0	0	43	8
古殿町	70	7	63	0	63	70	7	7	0	0	63	63	0	0	0	0
三春町	285	67	218	41	177	385	60	60	0	0	285	285	0	40	-7	67
小野町	87	15	72	72	0	87	15	15	0	0	72	72	0	0	0	0
広野町	65	10	55	55	0	65	10	10	0	0	55	55	0	0	0	0
楢葉町	68	6	62	68	0	68	6	6	0	0	62	62	0	0	0	0
富岡町	71	38	33	0	33	50	10	10	0	0	40	40	0	0	-28	7
川内村	17	1	16	16	0	17	1	1	0	0	16	16	0	0	0	0
大熊町	39	21	18	18	0	39	21	21	0	0	18	18	0	0	0	0
双葉町	4	0	4	0	4	4	0	0	0	0	4	0	4	0	0	0
浪江町	182	38	135	12	123	173	38	38	0	0	135	123	12	0	0	0
葛尾村	11	0	11	5	6	9	0	0	0	5	9	3	6	0	0	-2
新地町	177	19	158	5	153	177	19	19	0	0	158	153	5	0	0	0
飯館村	20	2	18	0	18	20	2	2	0	0	18	18	0	0	0	0
59市町村	32,689	9,432	23,228	5,771	17,460	39,334	14,862	10,906	3,530	3,092	23,601	22,811	758	907	5,430	373

令和8年度

市町村名	8年度																
	量の見込み					確保方策										需要と供給の差	
	1号認定		2号認定		教育 ニーズ	その他	1号認定				2号認定				認可外保 育施設	1号	2号
	①	②	③	幼稚園等			確認を受け ない 幼稚園	幼稚園及び 預かり保育 (長時間・通 年)	④	保育所等	幼稚園及び 預かり保育 (長時間・通 年)	③-①	④-②				
	人		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
福島市	4,634	1,077	3,557	558	2,999	6,501	3,017	1,007	2,010	-	3,080	3,080	-	404	1,940	-477	
会津若松市	2,157	254	1,903	166	1,737	2,555	640	640	0	0	1,794	1,794	0	121	386	-109	
郡山市	6,266	1,448	4,818	1,769	3,049	6,387	1,460	1,460	0	1,460	4,927	4,927	0	0	12	109	
いわき市	5,384	1,974	3,410	972	2,438	6,862	2,706	2,016	690	0	4,156	4,156	0	0	732	746	
白河市	946	498	448	0	448	946	498	498	0	0	448	448	0	0	0	0	
須賀川市	1,413	205	1,208	152	1,056	2,109	544	304	240	160	1,235	1,235	0	330	339	27	
喜多方市	722	122	600	0	600	1,048	294	294	0	0	754	754	0	0	172	154	
相馬市	541	101	440	178	262	1,106	755	375	380	375	351	351	0	0	654	-89	
二本松市	793	184	609	75	534	1,617	897	897	0	0	709	709	0	11	713	100	
田村市	474	239	235	0	235	934	544	544	0	0	390	390	0	0	305	155	
南相馬市	844	201	643	171	472	869	204	204	0	0	665	493	172	0	3	22	
伊達市	973	131	842	249	593	1,208	207	207	0	0	1,001	691	310	0	76	159	
本宮市	540	212	328	0	328	582	195	195	0	240	387	387	0	0	-17	59	
桑折町	184	23	161	116	45	250	60	60	0	0	190	60	130	0	37	29	
国見町	109	30	79	79	0	200	100	100	0	0	100	100	0	0	70	21	
川俣町	96	26	70	0	70	150	60	60	0	0	90	90	0	0	34	20	
大玉村	247	247	0	0	0	360	360	360	0	0	0	0	0	0	113	0	
鏡石町	275	62	213	139	74	434	173	173	0	0	261	261	0	0	111	48	
天栄村	75	69	6	0	6	106	100	100	0	0	6	6	0	0	31	0	
下郷町	41	0	41	0	41	41	0	0	0	0	41	41	0	0	0	0	
檜枝岐村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
只見町	46	3	43	0	43	60	5	5	0	0	55	55	0	0	2	12	
南会津町	133	28	105	0	105	185	13	13	0	0	172	158	14	0	-15	67	
北塩原村	42	8	34	21	13	42	8	8	0	0	34	0	34	0	0	0	
西会津町	73	1	72	72	0	120	10	10	0	0	110	110	0	0	9	38	
磐梯町	50	50	0	0	0	160	160	160	0	60	0	0	0	0	110	0	
猪苗代町	158	49	109	0	109	225	112	112	0	0	113	113	0	0	63	4	
会津坂下町	208	21	187	147	40	208	168	21	0	147	40	3	37	0	147	-147	
湯川村	54	52	2	0	2	110	105	35	0	70	5	5	0	0	53	3	
柳津町	39	0	39	0	39	39	0	0	0	0	39	39	0	0	0	0	
三島町	9	0	9	0	9	9	0	0	0	0	9	9	0	0	0	0	
金山町	0	0	0	0	0	13	0	0	0	0	13	0	13	0	0	13	
昭和村	22	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	
会津美里町	268	39	229	229	0	333	75	75	0	0	258	258	0	0	36	29	
西郷村	580	265	315	0	315	585	270	60	210	0	315	315	0	0	5	0	
泉崎村	113	51	62	62	0	130	60	60	0	0	70	70	0	0	9	8	
中島村	105	105	0	0	0	105	105	105	0	0	0	0	0	0	0	0	
矢吹町	329	187	142	0	142	338	187	187	0	93	150	150	0	1	0	8	
棚倉町	200	200	0	0	0	200	200	30	0	170	0	0	0	0	0	0	
矢祭町	56	56	0	0	0	56	56	56	0	45	0	0	0	0	0	0	
塙町	112	112	0	0	0	26	26	26	0	86	0	0	0	0	-86	0	
鮫川村	35	3	32	32	0	2	3	0	0	0	32	0	2	0	0	0	
石川町	173	31	142	0	142	205	40	40	0	0	165	165	0	0	9	23	
玉川村	109	14	95	0	95	165	40	40	0	0	125	125	0	0	26	30	
平田村	73	2	71	5	66	140	20	20	0	0	120	120	0	0	18	49	
浅川町	176	117	59	59	0	232	160	160	0	0	72	72	0	0	43	13	
古殿町	70	7	63	0	63	70	7	7	0	0	63	63	0	0	0	0	
三春町	262	62	200	37	163	385	60	60	0	0	285	285	0	40	-2	85	
小野町	82	15	67	67	0	87	15	15	0	0	72	72	0	0	0	5	
広野町	65	10	55	55	0	65	10	10	0	0	55	55	0	0	0	0	
楢葉町	61	6	55	61	0	61	6	6	0	0	55	55	0	0	0	0	
富岡町	71	38	33	0	33	39	10	10	0	0	29	29	0	0	-28	-4	
川内村	17	1	16	16	0	17	1	1	0	0	16	16	0	0	0	0	
大熊町	20	5	15	15	0	20	5	5	0	0	15	15	0	0	0	0	
双葉町	4	0	4	0	4	4	0	0	0	0	4	0	4	0	0	0	
浪江町	154	34	120	11	109	154	34	34	0	0	120	109	11	0	0	0	
葛尾村	9	0	9	4	5	8	0	0	0	4	8	3	5	0	0	-1	
新地町	167	18	149	5	144	167	18	18	0	0	149	144	5	0	0	0	
飯館村	15	2	13	0	13	15	2	2	0	0	13	13	0	0	0	0	
59市町村	30,874	8,695	22,160	5,522	16,641	39,045	14,805	10,885	3,530	2,910	23,369	22,602	737	907	6,110	1,209	

令和9年度

市町村名	9年度															
	量の見込み					確保方策										
	1号認定 ①	2号認定 ②	教育 ニーズ その他		1号認定 ③	幼稚園等	確認を受け ない 幼稚園	幼稚園及び 預かり保育 (長時間・通 年)	2号認定 ④	保育所等	幼稚園及び 預かり保育 (長時間・通 年)	認可外保 育施設	1号 ③ー①	2号 ④ー②		
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
福島市	4,353	999	3,354	517	2,837	6,501	3,017	1,007	2,010	-	3,080	3,080	-	404	2,018	-274
会津若松市	1,945	229	1,716	150	1,566	2,512	612	612	0	0	1,779	1,779	0	121	383	63
郡山市	6,020	1,398	4,622	1,708	2,914	6,277	1,410	1,410	0	1,410	4,867	4,867	0	0	12	245
いわき市	4,998	1,717	3,281	974	2,307	6,654	2,525	1,835	690	0	4,129	4,129	0	0	808	848
白河市	881	458	423	0	423	881	458	458	0	0	423	423	0	0	0	0
須賀川市	1,334	184	1,150	137	1,013	2,109	544	304	240	140	1,235	1,235	0	330	360	85
喜多方市	705	120	585	0	585	1,050	296	296	0	0	754	754	0	0	176	169
相馬市	492	92	400	162	238	1,106	755	375	380	375	351	351	0	0	663	-49
二本松市	736	173	563	62	501	1,617	897	897	0	0	709	709	0	11	724	146
田村市	434	218	216	0	216	934	544	544	0	0	390	390	0	0	326	174
南相馬市	811	191	620	163	457	849	200	200	0	0	649	483	166	0	9	29
伊達市	965	130	835	248	587	1,163	193	193	0	0	970	666	304	0	63	135
本宮市	527	207	320	0	320	582	195	195	0	240	387	387	0	0	-12	67
桑折町	172	18	154	94	60	250	60	60	0	0	190	60	130	0	42	36
国見町	108	30	78	78	0	200	100	100	0	0	100	100	0	0	70	22
川俣町	94	26	68	0	68	150	60	60	0	0	90	90	0	0	34	22
大玉村	212	212	0	0	0	360	360	360	0	0	0	0	0	0	148	0
鏡石町	285	64	221	147	74	434	173	173	0	0	261	261	0	0	109	40
天栄村	81	75	6	0	0	106	100	100	0	0	6	6	0	0	25	0
下郷町	36	0	36	0	36	36	0	0	0	0	36	36	0	0	0	0
檜枝岐村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
只見町	36	3	33	0	33	60	5	5	0	0	55	55	0	0	2	22
南会津町	121	27	94	0	94	178	13	13	0	0	165	151	14	0	-14	71
北塩原村	43	8	35	22	13	43	8	8	0	0	35	0	35	0	0	0
西会津町	78	1	77	77	0	120	10	10	0	0	110	110	0	0	9	33
磐梯町	45	9	36	36	0	75	9	9	0	0	66	66	0	0	0	30
猪苗代町	149	45	104	0	104	225	112	112	0	0	113	113	0	0	67	9
会津坂下町	167	17	150	118	32	167	135	17	0	118	32	3	29	0	118	-118
湯川村	50	49	1	0	1	110	105	35	0	70	5	5	0	0	56	4
柳津町	37	0	37	0	37	37	0	0	0	0	37	37	0	0	0	0
三島町	6	0	6	0	6	6	0	0	0	0	6	6	0	0	0	0
金山町	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	10	0	10	0	0	10
昭和村	22	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0
会津美里町	263	38	225	225	0	333	75	75	0	0	258	258	0	0	37	33
西郷村	580	260	320	0	320	590	270	60	210	0	320	320	0	0	10	0
泉崎村	108	50	58	0	58	130	60	60	0	0	70	70	0	0	10	12
中島村	105	105	0	0	0	105	105	105	0	0	0	0	0	0	0	0
矢吹町	299	184	115	0	115	335	184	184	0	91	150	150	0	1	0	35
棚倉町	200	200	0	0	0	200	200	30	0	170	0	0	0	0	0	0
失祭町	48	48	0	0	0	48	48	48	0	39	0	0	0	0	0	0
塙町	106	106	0	0	0	26	26	26	0	83	0	0	0	0	-80	0
鮫川村	34	3	31	31	0	2	3	0	0	0	31	0	2	0	0	0
石川町	163	34	129	0	129	205	40	40	0	0	165	165	0	0	6	36
玉川村	92	12	80	0	80	165	40	40	0	0	125	125	0	0	28	45
平田村	71	2	69	5	64	140	20	20	0	0	120	120	0	0	18	51
浅川町	152	91	61	61	0	232	160	160	0	0	72	72	0	0	69	11
古殿町	70	7	63	0	63	70	7	7	0	0	63	63	0	0	0	0
三春町	247	58	189	36	153	385	60	60	0	0	285	285	0	40	2	96
小野町	76	14	62	62	0	87	15	15	0	0	72	72	0	0	1	10
広野町	65	10	55	55	0	65	10	10	0	0	55	55	0	0	0	0
楡葉町	56	5	51	56	0	56	5	5	0	0	51	51	0	0	0	0
富岡町	71	38	33	0	33	35	12	12	0	0	23	23	0	0	-26	-10
川内村	17	1	16	16	0	17	1	1	0	0	16	16	0	0	0	0
大熊町	39	21	18	18	0	39	21	21	0	0	18	18	0	0	0	0
双葉町	4	0	4	0	4	4	0	0	0	0	4	0	4	0	0	0
浪江町	145	32	113	10	103	145	32	32	0	0	113	103	10	0	0	0
葛尾村	9	0	9	4	5	8	0	0	0	4	8	3	5	0	0	-1
新地町	150	14	136	5	131	150	14	14	0	0	136	131	5	0	0	0
飯館村	11	2	9	0	9	11	2	2	0	0	9	9	0	0	0	0
59市町村	29,124	8,035	21,070	5,277	15,789	38,385	14,306	10,415	3,530	2,740	23,207	22,464	714	907	6,271	2,137

令和10年度

市町村名	10年度															
	量の見込み				確保方策										需要と供給の差	
	1号認定	2号認定			1号認定				2号認定							
	①	②	教育 ニーズ	その他	③	幼稚園等	確認を受け ない 幼稚園	幼稚園及び 預かり保育 (長時間・通 年)	④	保育所等	幼稚園及び 預かり保育 (長時間・通 年)	認可外保 育施設	③-①	④-②		
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
福島市	4,200	951	3,249	492	2,757	6,501	3,017	1,007	2,010	-	3,080	3,080	-	404	2,066	-169
会津若松市	1,889	222	1,667	146	1,521	2,534	623	623	0	0	1,790	1,790	0	121	401	123
郡山市	5,999	1,400	4,599	1,710	2,889	6,277	1,410	1,410	0	1,410	4,867	4,867	0	0	10	268
いわき市	4,667	1,493	3,174	981	2,193	6,581	2,425	1,735	690	0	4,156	4,156	0	0	932	982
白河市	802	413	389	0	389	802	413	413	0	0	389	389	0	0	0	0
須賀川市	1,253	165	1,088	122	966	2,109	544	304	240	130	1,235	1,235	0	330	379	147
喜多方市	640	105	535	0	535	1,080	296	296	0	0	784	784	0	0	191	249
相馬市	456	85	371	150	221	1,106	755	375	380	375	351	351	0	0	670	-20
二本松市	688	161	527	55	472	1,617	897	897	0	0	709	709	0	11	736	182
田村市	423	213	210	0	210	934	544	544	0	0	390	390	0	0	331	180
南相馬市	785	182	603	155	448	814	184	184	0	0	630	473	157	0	2	27
伊達市	948	127	821	243	578	1,114	179	179	0	0	935	638	297	0	52	114
本宮市	515	202	313	0	313	582	195	195	0	240	387	387	0	0	-7	74
桑折町	164	14	150	90	60	250	60	60	0	0	190	60	130	0	46	40
国見町	102	28	74	74	0	200	100	100	0	0	100	100	0	0	72	26
川俣町	88	24	64	0	64	150	60	60	0	0	90	90	0	0	36	26
大玉村	223	223	0	0	0	360	360	360	0	0	0	0	0	0	137	0
鏡石町	277	62	215	141	74	434	173	173	0	0	261	261	0	0	111	46
天栄村	71	65	6	0	6	106	100	100	0	0	6	6	0	0	35	0
下郷町	32	0	32	0	32	32	0	0	0	0	32	32	0	0	0	0
檜枝岐村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
只見町	30	3	27	0	27	60	5	5	0	0	55	55	0	0	2	28
南会津町	111	27	84	0	84	170	13	13	0	0	157	144	13	0	-14	73
北塩原村	43	8	35	22	13	43	8	8	0	0	35	0	35	0	0	0
西会津町	67	1	66	66	0	120	10	10	0	0	110	110	0	0	9	44
磐梯町	40	9	31	31	0	75	9	9	0	0	66	66	0	0	0	35
猪苗代町	128	34	94	0	94	225	112	112	0	0	113	113	0	0	78	19
会津坂下町	136	14	122	96	26	136	110	14	0	96	26	3	23	0	96	-96
湯川村	40	39	1	0	1	27	25	25	0	70	1	1	0	1	-14	0
柳津町	30	0	30	0	30	30	0	0	0	0	30	30	0	0	0	0
三島町	2	0	2	0	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0
金山町	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	10	0	10	0	0	10
昭和村	22	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0
会津美里町	246	36	210	210	0	333	75	75	0	0	258	258	0	0	39	48
西郷村	580	255	325	0	325	595	270	60	210	0	325	325	0	0	15	0
泉崎村	105	48	57	0	57	130	60	60	0	0	70	70	0	0	12	13
中島村	100	100	0	0	0	100	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0
矢吹町	321	181	140	0	140	332	181	181	0	89	150	150	0	1	0	10
棚倉町	184	184	0	0	0	184	184	27	0	157	0	0	0	0	0	0
矢祭町	43	43	0	0	0	43	43	43	0	35	0	0	0	0	0	0
塙町	99	99	0	0	0	23	23	23	0	76	0	0	0	0	-76	0
鮫川村	33	3	30	30	0	2	3	0	0	0	30	0	2	0	0	0
石川町	145	33	112	0	112	205	40	40	0	0	165	165	0	0	7	53
玉川村	95	12	83	0	83	165	40	40	0	0	125	125	0	0	28	42
平田村	65	2	63	5	58	140	20	20	0	0	120	120	0	0	18	57
浅川町	149	90	59	59	0	232	160	160	0	0	72	72	0	0	70	13
古殿町	70	7	63	0	63	70	7	7	0	0	63	63	0	0	0	0
三春町	240	56	184	35	149	385	60	60	0	0	285	285	0	40	4	101
小野町	72	14	58	58	0	87	15	15	0	0	72	72	0	0	1	14
広野町	65	10	55	55	0	65	10	10	0	0	55	55	0	0	0	0
楢葉町	50	5	45	50	0	50	5	5	0	0	45	45	0	0	0	0
富岡町	71	38	33	0	33	19	9	9	0	0	10	10	0	0	-29	-23
川内村	17	1	16	16	0	17	1	1	0	0	16	16	0	0	0	0
大熊町	39	21	18	18	0	39	21	21	0	0	18	18	0	0	0	0
双葉町	10	5	5	0	5	10	5	5	0	0	5	0	5	0	0	0
浪江町	140	31	109	10	99	140	31	31	0	0	109	99	10	0	0	0
葛尾村	9	0	9	4	5	8	0	0	0	4	8	3	5	0	0	-1
新地町	144	14	130	5	125	144	14	14	0	0	130	125	5	0	0	0
飯館村	13	2	11	0	11	13	2	2	0	0	11	11	0	0	0	0
59市町村	27,976	7,560	20,397	5,129	15,270	38,012	14,006	10,220	3,530	2,682	23,132	22,412	692	908	6,446	2,735

令和 1 1 年度

市町村名	11年度																
	量の見込み					確保方策											
	1号認定		2号認定		その他	1号認定		確認を受けない 幼稚園	幼稚園及び 預かり保育 (長時間・通年)	2号認定		幼稚園及び 預かり保育 (長時間・通年)	認可外保 育施設	1号	2号		
	①	②	教育 ニーズ	②		③	幼稚園等			④	保育所等			③－①	④－②		
	人		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
福島市	4,020	911	3,109	417	2,692	6,501	3,017	1,007	2,010	-	3,080	3,080	-	404	2,106	-29	
会津若松市	1,864	219	1,645	144	1,501	2,549	638	638	0	0	1,790	1,790	0	121	419	145	
郡山市	6,009	1,411	4,598	1,725	2,873	6,307	1,420	1,420	0	1,420	4,887	4,887	0	0	9	289	
いわき市	4,429	1,309	3,120	1,002	2,118	6,612	2,468	1,778	690	0	4,144	4,144	0	0	1,159	1,024	
白河市	768	392	376	0	376	768	392	392	0	0	376	376	0	0	0	0	
須賀川市	1,224	154	1,070	114	956	2,109	544	304	240	120	1,235	1,235	0	330	390	165	
喜多方市	635	105	530	0	0	1,080	296	296	0	296	784	784	0	0	191	254	
相馬市	440	82	358	145	213	1,106	755	375	380	375	351	351	0	0	673	-7	
二本松市	666	152	514	50	464	1,617	897	897	0	0	709	709	0	11	745	195	
田村市	436	219	217	0	217	934	544	544	0	0	390	390	0	0	325	173	
南相馬市	754	173	581	148	433	799	180	180	0	0	619	468	151	0	7	38	
伊達市	929	124	805	237	568	1,114	179	179	0	0	935	638	297	0	55	130	
本宮市	500	196	304	0	304	582	195	195	0	240	387	387	0	0	-1	83	
桑折町	174	15	159	99	60	250	60	60	0	0	190	60	130	0	45	31	
国見町	101	28	73	73	0	200	100	100	0	0	100	100	0	0	72	27	
川俣町	87	24	63	0	63	150	60	60	0	0	90	90	0	0	36	27	
大玉村	213	213	0	0	0	360	360	360	0	0	0	0	0	0	147	0	
鏡石町	279	63	216	142	74	434	173	173	0	0	261	261	0	0	110	45	
天栄村	76	70	6	0	0	106	100	100	0	0	6	0	6	0	30	0	
下郷町	28	0	28	0	28	28	0	0	0	0	28	28	0	0	0	0	
檜枝岐村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
只見町	23	3	20	0	20	60	5	5	0	0	55	55	0	0	2	35	
南会津町	101	26	75	0	75	164	13	13	0	0	151	138	13	0	-13	76	
北塩原村	43	8	35	22	13	43	8	8	0	0	35	0	35	0	0	0	
西会津町	69	1	68	68	0	120	10	10	0	0	110	110	0	0	9	42	
磐梯町	40	9	31	31	0	75	9	9	0	0	66	66	0	0	0	35	
猪苗代町	131	35	96	0	96	225	112	112	0	0	113	113	0	0	77	17	
会津坂下町	114	11	103	80	23	111	91	11	0	80	23	3	20	0	80	-80	
湯川村	37	36	1	0	1	36	35	35	0	70	1	1	0	0	-1	0	
柳津町	18	0	18	0	18	18	0	0	0	0	18	18	0	0	0	0	
三島町	2	0	2	0	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	
金山町	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	10	0	10	0	0	10	
昭和村	22	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	
会津美里町	241	35	206	206	0	333	75	75	0	0	258	258	0	0	40	52	
西郷村	580	250	330	0	330	600	270	60	210	0	330	330	0	0	20	0	
泉崎村	107	49	58	0	58	130	60	60	0	0	70	70	0	0	11	12	
中島村	100	100	0	0	0	100	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0	
矢吹町	318	178	140	0	140	329	178	178	0	87	150	150	0	1	0	10	
棚倉町	178	178	0	0	0	178	178	26	0	152	0	0	0	0	0	0	
失祭町	43	43	0	0	0	43	43	43	0	35	0	0	0	0	0	0	
塙町	101	101	0	0	0	24	24	24	0	77	0	0	0	0	-77	0	
鮫川村	32	3	29	29	0	2	3	0	0	0	29	0	2	0	0	0	
石川町	144	32	112	0	112	152	40	40	0	0	165	165	0	0	8	53	
玉川村	93	12	81	0	81	165	40	40	0	0	125	125	0	0	28	44	
平田村	69	2	67	5	62	140	20	20	0	0	120	120	0	0	18	53	
浅川町	131	74	57	57	0	232	160	160	0	0	72	72	0	0	86	15	
古殿町	70	7	63	0	63	70	7	7	0	0	63	63	0	0	0	0	
三春町	237	56	181	34	147	385	60	60	0	0	285	285	0	40	4	104	
小野町	72	14	58	58	0	87	15	15	0	0	72	72	0	0	1	14	
広野町	65	10	55	55	0	65	10	10	0	0	55	55	0	0	0	0	
楢葉町	47	4	43	47	0	47	4	4	0	0	43	43	0	0	0	0	
富岡町	19	9	10	0	10	19	9	9	0	0	10	10	0	0	0	0	
川内村	17	1	16	16	0	17	1	1	0	0	16	16	0	0	0	0	
大熊町	39	21	18	18	0	39	21	21	0	0	18	18	0	0	0	0	
双葉町	10	5	5	0	5	10	5	5	0	0	5	0	0	0	0	0	
浪江町	153	34	119	11	108	153	34	34	0	0	119	108	11	0	0	0	
葛尾村	9	0	9	4	5	8	0	0	0	4	8	3	5	0	0	-1	
新地町	141	14	127	5	122	141	14	14	0	0	127	122	5	0	0	0	
飯館村	17	2	15	0	15	17	2	2	0	0	15	15	0	0	0	0	
59市町村	27,265	7,223	20,023	5,042	14,446	37,956	14,034	10,269	3,530	2,956	23,104	22,387	685	907	6,811	3,081	

2 3号に係る量の見込みと提供体制の確保方策 (1) 1・2歳児

市町村名	7年度						8年度						9年度						10年度						11年度						
	量の見込み		確保方策		需要と供給 の差	量の見込み		確保方策		需要と供給 の差	量の見込み		確保方策		需要と供給 の差	量の見込み		確保方策		需要と供給 の差	量の見込み		確保方策		需要と供給 の差	量の見込み		確保方策		需要と供給 の差	
	①	②	特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業所		認可外 保育施設	②-①	①	②		特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業所	認可外 保育施設	②-①		①	②	特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業所		認可外 保育施設	②-①	①	②		特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業所	認可外 保育施設	②-①		①
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
福島市	2,183	2,237	1,641	340	256	54	2,096	2,268	1,672	340	256	172	2,071	2,268	1,672	340	256	197	1,996	2,268	1,672	340	256	272	2,028	2,268	1,672	340	256	240	
会津若松市	973	1,109	972	70	67	136	961	1,129	992	70	67	168	1,018	1,127	990	70	67	109	1,000	1,130	993	70	67	130	991	1,130	993	70	67	139	
郡山市	2,202	2,178	1,899	279	0	-24	2,175	2,178	1,899	279	0	3	2,129	2,178	1,899	279	0	49	2,098	2,178	1,899	279	0	80	2,075	2,178	1,899	279	0	103	
いわき市	2,075	2,356	2,155	201	0	281	2,039	2,346	2,145	201	0	307	2,048	2,346	2,145	201	0	298	2,054	2,376	2,175	201	0	322	2,059	2,376	2,175	201	0	317	
白河市	399	399	359	40	0	0	375	375	338	37	0	0	375	375	338	37	0	0	379	379	341	38	0	0	381	381	343	38	0	0	
須賀川市	580	820	579	101	140	240	592	820	579	101	140	228	601	820	579	101	140	219	611	820	579	101	140	209	619	820	579	101	140	201	
喜多方市	332	418	317	101	0	86	326	418	317	101	0	92	318	418	317	101	0	100	309	438	337	101	0	129	296	438	337	101	0	142	
相馬市	199	247	247	0	0	48	190	247	247	0	0	57	184	247	247	0	0	63	180	247	247	0	0	67	175	247	247	0	0	72	
二本松市	400	436	393	25	18	36	394	436	393	25	18	42	388	436	393	25	18	48	382	436	393	25	18	54	376	436	393	25	18	60	
田村市	171	271	228	43	0	100	190	271	228	43	0	81	178	271	228	43	0	93	172	271	228	43	0	99	174	271	228	43	0	107	
南相馬市	347	347	301	46	0	0	333	347	301	46	0	14	329	335	289	46	0	6	324	329	283	46	0	5	319	329	283	46	0	10	
伊達市	409	476	439	37	0	67	422	466	429	37	0	44	435	456	419	37	0	21	444	447	410	37	0	3	453	447	410	37	0	-6	
本宮市	276	286	286	0	0	10	286	286	286	0	0	18	285	286	286	0	0	21	280	286	286	0	0	26	253	286	286	0	0	33	
桑折町	86	96	96	0	0	10	85	96	96	0	0	11	84	96	96	0	0	12	83	96	96	0	0	13	83	96	96	0	0	13	
国見町	44	43	43	0	0	-1	43	43	43	0	0	0	47	43	43	0	0	-4	48	43	43	0	0	0	-5	48	43	43	0	0	-5
川俣町	43	50	50	0	0	7	44	50	50	0	0	6	42	50	50	0	0	8	40	50	50	0	0	10	38	50	50	0	0	12	
大玉村	90	123	123	0	0	33	81	123	123	0	0	42	91	123	123	0	0	32	89	123	123	0	0	34	88	123	123	0	0	35	
鏡石町	129	135	135	0	0	6	131	135	135	0	0	4	125	135	135	0	0	10	125	135	135	0	0	10	123	135	135	0	0	12	
天来村	60	60	60	0	0	0	60	60	60	0	0	0	60	60	60	0	0	0	60	60	60	0	0	0	60	60	60	0	0	0	
下郷町	26	26	26	0	0	0	23	23	23	0	0	0	21	21	21	0	0	0	19	19	19	0	0	0	17	17	17	0	0	0	
楡枝岐村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
只見町	24	40	40	0	0	16	16	40	40	0	0	24	15	40	40	0	0	25	13	40	40	0	0	27	12	40	40	0	0	28	
南会津町	70	86	84	2	0	16	64	87	85	2	0	23	59	89	87	2	0	30	54	89	88	1	0	35	49	90	89	1	0	41	
北塩原村	8	8	8	0	0	0	8	8	8	0	0	0	9	9	9	0	0	0	9	9	9	0	0	0	9	9	9	0	0	0	
西会津町	34	65	65	0	0	31	38	65	65	0	0	27	36	65	65	0	0	29	36	65	65	0	0	29	41	65	65	0	0	24	
磐梯町	30	38	38	0	0	8	25	38	38	0	0	13	20	38	38	0	0	18	20	38	38	0	0	18	20	38	38	0	0	18	
猪苗代町	54	100	84	16	0	46	49	100	84	16	0	51	53	100	84	16	0	47	60	100	84	16	0	40	60	100	84	16	0	40	
会津坂下町	87	87	48	39	0	0	68	68	29	39	0	0	74	74	35	39	0	0	71	71	32	39	0	0	68	68	29	39	0	0	
湯川村	32	56	56	0	0	24	27	56	56	0	0	29	18	56	56	0	0	38	20	56	56	0	0	36	20	56	56	0	0	36	
柳津町	25	25	25	0	0	0	18	18	18	0	0	0	16	16	16	0	0	0	15	15	15	0	0	0	15	15	15	0	0	0	
三島町	5	5	5	0	0	0	2	2	2	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	
金山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
昭和村	3	3	3	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	3	3	0	0	0	
会津美里町	138	184	184	0	0	46	137	184	184	0	0	47	137	184	184	0	0	47	130	184	184	0	0	54	126	184	184	0	0	58	
西郷村	236	236	199	34	3	0	224	224	187	34	3	0	224	224	187	34	3	0	224	224	187	34	3	0	227	227	190	34	3	0	
泉崎村	50	50	50	0	0	0	50	50	50	0	0	0	50	50	50	0	0	0	50	50	50	0	0	0	50	50	50	0	0	0	
中島村	45	45	45	0	0	0	39	39	39	0	0	0	44	44	44	0	0	0	44	44	44	0	0	0	43	43	43	0	0	0	
矢吹町	85	87	85	0	2	2	85	87	85	0	2	2	80	82	80	0	2	2	80	82	80	0	2	2	78	79	78	0	1	1	
棚倉町	55	70	70	0	0	15	53	70	70	0	0	17	51	70	70	0	0	19	51	70	70	0	0	19	51	70	70	0	0	19	
矢祭町	41	33	33	0	0	-8	41	33	33	0	0	-8	40	32	32	0	0	-8	39	32	32	0	0	-7	38	31	31	0	0	-7	
埴町	52	52	52	0	0	0	52	52	52	0	0	0	52	52	52	0	0	0	52	52	52	0	0	0	52	52	52	0	0	0	
敷川村	15	15	15	0	0	0	13	13	13	0	0	0	12	12	12	0	0	0	11	12	12	0	0	0	11	12	12	0	0	0	
石川町	68	92	72	20	0	24	68	92	72	20	0	24	66	92	72	20	0	26	65	92	72	20	0	27	63	92	72	20	0	29	
玉川村	55	55	55	0	0	0	44	50	50	0	0	6	57	60	60	0	0	3	58	60	60	0	0	2	61	60	60	0	0	-1	
平田村	56	50	50	0	0	-14	41	50	50	0	0	9	38	50	50	0	0	12	38	50	50	0	0	12	36	50	50	0	0	14	
逢川町	16	0	0	0	0	-16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
古殿町	25	25	25																												

2 3号に係る量の見込みと提供体制の確保方策 (2) 0歳児

市町村名	7年度										8年度										9年度										10年度										11年度									
	量の見込み		確保方策		需要と供給の差		量の見込み		確保方策		需要と供給の差		量の見込み		確保方策		需要と供給の差		量の見込み		確保方策		需要と供給の差		量の見込み		確保方策		需要と供給の差		量の見込み		確保方策		需要と供給の差		量の見込み		確保方策		需要と供給の差									
	①	②	特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業所	認可外 保育施設	②-①			特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業所	認可外 保育施設	②-①			特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業所	認可外 保育施設	②-①			特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業所	認可外 保育施設	②-①			特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業所	認可外 保育施設	②-①			特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業所	認可外 保育施設	②-①			特定教育・ 保育施設	特定地域型 保育事業所	認可外 保育施設	②-①								
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人					
福島市	580	679	487	97	95	99	579	684	492	97	95	105	579	684	492	97	95	105	578	684	492	97	95	106	579	684	492	97	95	106	579	684	492	97	95	105	578	684	492	97	95	105	578							
会津若松市	401	385	324	30	31	-16	392	391	330	30	31	-1	387	386	325	30	31	-1	384	389	328	30	31	5	380	389	328	30	31	9	380	389	328	30	31	9	380	389	328	30	31	9	380							
郡山市	376	607	486	121	0	231	365	607	486	121	0	242	359	607	486	121	0	248	352	607	486	121	0	255	344	607	486	121	0	263	344	607	486	121	0	263	344	607	486	121	0	263	344							
いわき市	361	597	521	76	0	236	360	597	521	76	0	237	358	597	521	76	0	239	356	600	524	76	0	244	354	600	524	76	0	246	354	600	524	76	0	246	354	600	524	76	0	246	354							
白河市	42	42	36	6	0	0	43	43	37	6	0	0	44	44	37	7	0	0	45	45	38	7	0	0	46	46	39	7	0	0	46	46	39	7	0	0	46	46	39	7	0	0	46							
須賀川市	196	261	169	27	65	65	206	261	169	27	65	55	215	261	169	27	65	46	224	261	169	27	65	37	232	261	169	27	65	29	232	261	169	27	65	29	232	261	169	27	65	29	232							
喜多方市	69	114	81	33	0	45	68	114	81	33	0	46	65	114	81	33	0	49	62	124	91	33	0	62	60	124	91	33	0	64	60	124	91	33	0	64	60	124	91	33	0	64	60							
相馬市	67	62	62	0	0	-5	64	64	62	0	0	-2	62	62	62	0	0	0	60	62	62	0	0	2	58	62	62	0	0	4	62	62	62	0	0	4	62	62	62	0	0	4	62							
二本松市	95	124	115	3	6	29	92	124	115	3	6	32	89	124	115	3	6	35	86	124	115	3	6	38	83	124	115	3	6	41	83	124	115	3	6	41	83	124	115	3	6	41	83							
田村市	35	71	48	23	0	36	35	71	48	23	0	36	34	71	48	23	0	37	33	71	48	23	0	38	32	71	48	23	0	39	32	71	48	23	0	39	32	71	48	23	0	39	32							
南相馬市	92	92	78	14	0	0	90	92	78	14	0	2	88	92	78	14	0	4	87	92	78	14	0	5	86	92	78	14	0	6	86	92	78	14	0	6	86	92	78	14	0	6	86							
伊達市	129	144	132	12	0	15	147	141	129	12	0	-6	165	138	126	12	0	-27	182	134	122	12	0	-48	193	134	122	12	0	-59	193	134	122	12	0	-59	193	134	122	12	0	-59	193							
本宮市	79	59	59	0	0	-20	77	59	59	0	0	-18	76	59	59	0	0	-17	75	59	59	0	0	-16	73	59	59	0	0	-14	73	59	59	0	0	-14	73	59	59	0	0	-14	73							
桑折町	25	24	24	0	0	-1	22	24	24	0	0	2	19	24	24	0	0	5	15	24	24	0	0	9	12	24	24	0	0	12	24	24	0	0	12	24	24	0	0	12	24	24	0	0	12					
国見町	17	29	29	0	0	12	17	29	29	0	0	12	17	29	29	0	0	12	17	29	29	0	0	12	16	29	29	0	0	13	16	29	29	0	0	13	16	29	29	0	0	13	16							
川俣町	18	18	18	0	0	0	17	18	18	0	0	-1	16	18	18	0	0	2	15	18	18	0	0	3	15	18	18	0	0	3	15	18	18	0	0	3	15	18	18	0	0	3	15							
大玉村	34	27	27	0	0	-7	34	27	27	0	0	-7	34	27	27	0	0	-7	33	27	27	0	0	-6	33	27	27	0	0	-6	33	27	27	0	0	-6	33	27	27	0	0	-6	33							
鎌石町	15	25	25	0	0	10	15	25	25	0	0	10	15	25	25	0	0	10	15	25	25	0	0	10	15	25	25	0	0	10	15	25	25	0	0	10	15	25	25	0	0	10	15							
天栄村	60	60	60	0	0	0	60	60	60	0	0	0	60	60	60	0	0	0	60	60	60	0	0	0	60	60	60	0	0	0	60	60	60	0	0	0	60	60	60	0	0	0	60							
下郷町	9	9	9	0	0	0	7	7	7	0	0	0	6	6	6	0	0	0	5	5	5	0	0	0	4	4	4	0	0	0	4	4	4	0	0	0	4	4	4	0	0	0	4							
檜枝岐村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
只見町	6	20	20	0	0	14	5	20	20	0	0	15	5	20	20	0	0	15	4	20	20	0	0	16	4	20	20	0	0	16	4	20	20	0	0	16	4	20	20	0	0	16	4							
南会津町	5	7	7	0	0	2	6	7	7	0	0	1	8	6	6	0	0	-2	9	6	6	0	0	-3	12	6	6	0	0	-6	12	6	6	0	0	-6	12	6	6	0	0	-6	12							
北塩原村	3	3	3	0	0	0	3	3	3	0	0	0	4	4	4	0	0	0	4	4	4	0	0	0	4	4	4	0	0	0	4	4	4	0	0	0	4	4	4	0	0	0	4							
西会津町	8	15	15	0	0	7	10	15	15	0	0	5	10	15	15	0	0	5	10	15	15	0	0	5	10	15	15	0	0	5	10	15	15	0	0	5	10	15	15	0	0	5	10							
磐梯町	10	12	12	0	0	2	10	12	12	0	0	2	10	12	12	0	0	2	10	12	12	0	0	2	10	12	12	0	0	2	10	12	12	0	0	2	10	12	12	0	0	2	10							
猪苗代町	15	26	18	8	0	11	20	26	18	8	0	6	20	26	18	8	0	6	20	26	18	8	0	6	20	26	18	8	0	6	20	26	18	8	0	6	20	26	18	8	0	6	20							
会津坂下町	37	37	19	18	0	0	38	38	20	18	0	0	36	36	18	18	0	0	34	34	16	18	0	0	33	33	15	18	0	0	33	33	15	18	0	0	33	33	15	18	0	0	33	33						
湯川村	8	25	25	0	0	0	17	10	25	25	0	0	15	10	25	25	0	0	15	10	25	25	0	0	15	10	25	25	0	0	15	10	25	25	0	0	15	10	25	25	0	0	15	10						
柳津町	4	4	4	0	0	0	5	5	5	0	0	0	5	5	5	0	0	0	5	5	5	0	0	0	5	5	5	0	0	0	5	5	5	0	0	0	5	5	5	0	0	0	5							
三島町	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1							
金山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
昭和村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
会津美里町	51	58	58	0	0	7	49	58	58	0	0	9	47	58	58	0	0	11	45	58	58	0	0	13	44	58	58	0	0	14	44	58	58	0	0	14	44	58	58	0	0	14	44							
西郷村	45	45	32	3	10	0	46	46	33																																									

